2025年版

開発協力白書

日本の国際協力

外務省

巻頭言

国際社会および日本を取り巻く国際情勢の変化は、様々な分野で加速度的に進んでいます。ロシアによるウクライナ侵略や不安定な中東情勢は、国際社会の課題解決に向けた各国の協力を一層困難なものとしています。一方で、国際社会で発言力を強めるグローバル・サウスとの連携強化もますます重要となっています。

このような情勢の下、世界から日本への期待が、より高まっています。様々な分野で、国際社会から期待される日本の役割と責任を果たしていくことで、国益を守り、国際社会でより存在感を高める「力強く、視野の広い外交」を展開すべく、日本外交を展開するための重要なツールであるODAを戦略的に活用し、開発協力大綱の重点政策に基づき、相手国のニーズも踏まえ、きめ細やかな協力を進めていきます。

第一に、日本と開発途上国の双方における新しい時代の「質の高い成長」を実現することです。日本は、資源の多くを海外に依存しており、一国のみで繁栄を続けていくことはできません。ODAを通じて相手国、さらに国際社会の平和と繁栄に貢献することは、資源の安定供給の確保にも直結し、ひいては日本の平和や安全、さらなる繁栄といった国益につながります。ODAを含めた日本らしい外交によって、相手国の信頼を得ること、そして相手国の経済成長を促し購買力が向上することは、様々な日本製品・サービスや農林水産品の輸出を後押しすることにもつながります。

これまでの方式に加えて、オファー型協力や民間投資を促す新しいODAの仕組みも使い、各国のニーズに沿った重点投資を行うことにより、エネルギー、重要鉱物の安定的確保を始めとする、経済安全保障等の重要課題にも対応していきます。

2025年8月に横浜で開催した第9回アフリカ開発会議（TICAD 9）では、「革新的な課題解決策の共創」というテーマの下、日本の技術や知見を活かしながら、日本とアフリカ双方の繁栄につながる課題解決策について議論しました。発表した取組を着実に実施し、日本とアフリカの関係を一層深化させていきます。

第二に、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の維持・強化です。「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）」を日本外交の柱として、時代の変化に合わせて進化させていきます。FOIPは、インド太平洋地域の連結性を高め、力や威圧とは無縁で、自由や法の支配が尊重される、豊かな地域にすることを目指すものです。日本は、インド太平洋の中心に位置し、FOIP実現の要であるASEANの連結性強化に向けた取組をハードとソフトの両面で支援し、南西アジア地域でも道路、港湾などのインフラ整備を進めてきました。TICAD 9で発表した「インド洋・アフリカ経済圏イニシアティブ」を含め、引き続き地域の平和と安定、繁栄に取り組むべく、同志国や官民のパートナー等とも連携し、連結性の強化や地域の人材育成、能力構築支援といった実践的かつ多面的な協力を進めます。

ロシアによるウクライナ侵略は、国際秩序の根幹を揺るがす暴挙であり、日本としても、G7と連携し、ウクライナのニーズを踏まえながら、復旧・復興支援を含め、日本の知見や技術を活かした支援を継続していきます。

中東においても、ガザ情勢を始め、依然として不安定な状態が続いています。日本はこれまで築いてきた中東各国との信頼関係に基づき、関係国とも連携して、中東の平和と安定のために、引き続き様々な外交努力を積み重ねていきます。ガザ情勢についても、人道状況の改善や、早期の復旧・復興に関する国際的な取組に積極的に貢献していきます。

第三に、複雑化し、深刻化する地球規模課題への国際的取組を主導することです。2024年9月の国連「未来サミット」の結果も踏まえ、人間の安全保障の理念の下、2030年までの国際社会全体でのSDGs達成に向け、気候変動・環境、国際保健、自然災害、食料・エネルギーといった各分野の課題解決に取り組みます。

これらの取組を力強く進める上では、ODAを支える制度と基盤の改善、強化が不可欠です。開発途上国に向けた民間投資の増加や開発ニーズの多様化といった環境変化を踏まえ、2025年、独立行政法人国際協力機構（JICA）法の一部を改正しました。引き続き、ODAを呼び水とした民間投資の拡大も促してまいります。

2025年、JICA海外協力隊は発足60周年を迎えました。「日本らしい顔の見える開発協力」の担い手として活躍するJICA海外協力隊は、これまで99か国に5万8,000人以上が派遣されています。生活環境が厳しい地域において、現地の人々に寄り添い、草の根レベルで地域社会の発展に取り組み、大きな成果を積み重ねてきました。こうした日本らしい開発協力を通じて築き上げられてきた開発途上国、国際社会との間の絆と信頼は、日本にとってかけがえのない財産です。また、帰国後の隊員による、派遣先での経験を活かした国内外の様々な分野における活躍も、非常に高く評価されています。協力隊の活動が一層意義のあるものとなっていくよう、引き続き支援してまいります。

2025年版開発協力白書は、日本の開発協力の1年間の概要を国民の皆様にご報告するものです。公的資金を原資とするODAには、国民の理解と協力が不可欠です。ODAが相手国のみならず、日本の経済や国民生活にも寄与することなど、ODAの意義や成果について国民の皆様のご理解と共感を得られるよう、より一層力を入れてまいります。一人でも多くの方々が本書を手に取って頂き、日本の開発協力の取組や意義に対する理解の一助となることを願っています。

2026年3月

外務大臣

茂木 敏充

開発協力大綱と日本の開発協力

日本の開発協力は、開発協力大綱 注1（2023年6月9日閣議決定）をその根幹としています。同大綱は、開発協力の目的を、(1) 開発途上国との対等なパートナーシップに基づき、開発途上国の開発課題や人類共通の地球規模課題の解決に共に対処し、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の下、平和で安定し、繁栄した国際社会の形成に一層積極的に貢献すること、(2) 同時に、日本と世界にとって望ましい国際環境を創出し、信頼に基づく対外関係の維持・強化を図りつつ、日本とその国民の平和と安全を確保し、経済成長を通じてさらなる繁栄を実現するといった日本の国益の実現に貢献すること、としています。国際社会が歴史的な転換期にあり、複合的危機に直面する中で、日本外交の最も重要なツールの一つである開発協力を一層効果的かつ戦略的に活用する方針を打ち出しています。

1　開発協力大綱が掲げる基本方針

開発協力大綱では、「平和と繁栄への貢献」、「新しい時代の『人間の安全保障』」、「開発途上国との対話と協働を通じた社会的価値の共創」、「包摂性、透明性および公正性に基づく国際的なルール・指針の普及と実践の主導」の4つを、日本の開発協力の基本方針としています。

2　開発協力大綱が掲げる重点政策

これらの基本方針にのっとり、「新しい時代の『質の高い成長』とそれを通じた貧困撲滅」、「平和・安全・安定な社会の実現、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の維持・強化」、「複雑化・深刻化する地球規模課題への国際的取組の主導」の3つの重点政策に取り組むこととしています。

日本のODA

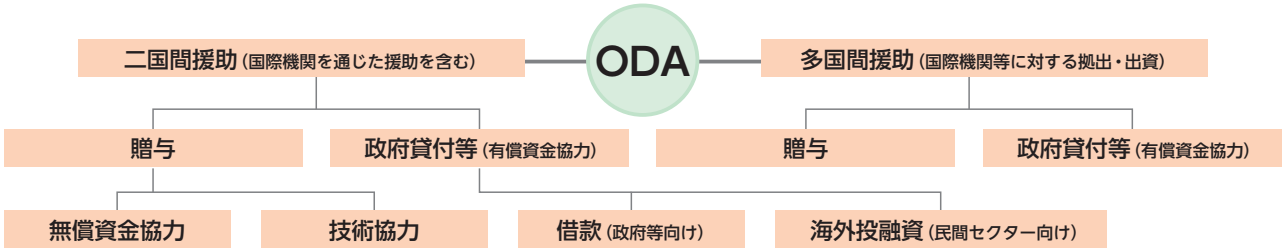

●ODAとは？

開発協力とは、「開発途上地域の開発を主たる目的とする政府および政府関係機関による国際協力活動」（開発協力大綱より）のことで、そのための公的資金をODAといいます。政府および政府関係機関は、平和構築、ガバナンスの強化、基本的人権の推進、人道支援等を含む経済社会開発事業を推進するため、開発途上地域の政府、国際機関、NGOまたは民間セクターに対し、資金協力や技術協力といったODAを供与します。

ODAの受取国・地域は、経済協力開発機構（OECD：Organisation for Economic Co-operation and Development）の開発援助委員会（DAC：Development Assistance Committee）が作成するリスト（26ページの図表Ⅱ-10を参照）に掲載されています。

●ODAにはどのような種類があるか？

ODAは、ドナーが開発途上地域の政府等に対して直接的に介入する協力である**二国間援助**（ただし、ドナーの意思で国際機関やNGOを通じて実施する協力を含む。）と、自ら開発事業を実施する国際機関や国際開発金融機関等に対する資金拠出・出資等の**多国間援助**に大別されます。その上で、ODAは、受益者に課される返済義務の有無により、**贈与**と**政府貸付等（有償資金協力）**に分類されます。

二国間援助における**贈与**は、開発途上地域の経済社会開発のために、当該地域に対して返済義務を課さずに供与される協力のことで、日本政府が運用しているスキームとしては、当該地域の政府に対して開発事業の実施に必要な資金やその他の財産を供与するか、そのような政府に代わって債務を弁済する**無償資金協力**と、開発事業の担い手となる人材育成に資する日本の技術移転を図る**技術協力**があります。国際機関やNGOを経由する贈与であっても、ドナーの意思で事業内容が指定されている事業は、受取国に対する二国間援助の実績として計上されます（17ページの図表Ⅱ-1を参照）。

また、日本が実施する二国間援助の**政府貸付等（有償資金協力）**には、低金利かつ返済期間の長い緩やかな貸付条件で開発途上地域に必要な資金を貸し付ける**借款**と、自ら開発事業を実施する民間セクターの法人等に対して資金の供与等（融資・保証・債券取得・出資）を行う**海外投融資**があります。

多国間援助は、その多くが贈与として供与されていますが、国際開発金融機関向けでは**政府貸付等（有償資金協力）**で実施することもあります。

外務省ホームページ 注2 ではODAに関する様々な情報を掲載しています。

注1　開発協力大綱　https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/files/100514690.pdf　vページの二次元コードからもアクセスできます。
注2　ODAに関する情報　https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/index.html　vページの二次元コードからもアクセスできます。

2023年に改定された
開発協力大綱はこちら。

https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/files/100514690.pdf

2025年版開発協力白書および過去の
開発協力白書は、電子版が外務省
ホームページにて掲載されています。

https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/hakusyo.html

ODAに関する統計や諸外国による
経済協力の概要は、開発協力参考資料集
として紹介しています。

https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/hakusyo.html#section4

受取国別のODAに関する情報は、
政府開発援助（ODA）国別データ集に
まとめられています。

https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/kuni.html

ODAメールマガジンの詳細はこちら。

https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/mail/index.html

【表紙写真説明】

ドミニカ共和国イグエイ市で、JICA海外協力隊員が小学生に口腔衛生指導と歯ブラシ配布を行う様子（写真：JICA）

【裏表紙写真説明】

ケニアにおいてポリオワクチンを接種した乳幼児とJICA海外協力隊員（写真：JICA）

ODAマンについて、詳しくは外務省ホームページ（https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/press/event/page22_001008.html）を参照。

本書は、原則として、2025年1月1日から12月31日までの日本の開発協力の概観を記録するものです。ただし、一部の事項については2026年初めまでの動きも記載しています。なお、本文中に登場する人物の肩書きは全て作成時のものです。

ミャンマー

「こぼれる笑顔に浮かぶ明日の希望」
撮影者　特定非営利活動法人AMDA社会開発機構

写真特集（1）　～国際協力の現場から～

グローバルフェスタJAPAN2025フォトコンテストの作品から紹介しています。
（詳細は167ページをご覧ください。）

ガーナ

「輝く出会い」
撮影者　ムゼーマツムラ

ウクライナ

「日本からウクライナへ～子どもたちの交流」
撮影者　あねご

カンボジア

「上手に手洗いできたかな？」

撮影者　特定非営利活動法人Nature Center Risen　宮川皓子

パレスチナ

「戦争で学校は壊されちゃったけど、
寺子屋で友だちできたよ」

撮影者　特定非営利活動法人パレスチナ子どものキャンペーン

フィリピン

「海に植えてるのは、なぁに？」

撮影者　特定非営利活動法人ハロハロ

ルワンダ

「ことばを超えて、つながる瞬間」

撮影者　Babyrie

ウガンダ

「地域に笑顔を咲かせる人」

撮影者　Oliver Nabiryo

インドネシア

「一人ずつ一つ」

撮影者　塚本将就

ウガンダ

「カンパラ立体交差建設・道路改良事業」（円借款）

首都カンパラ市中心部において、特に混雑の激しい主要交差点の立体交差化、交差点改良および既存道路の拡幅を支援。これにより、市内の交通改善と都市交通の促進を図り、大カンパラ都市圏における物流の改善と経済活性化に寄与する。
（写真：ウガンダ公共事業・運輸省）

写真特集（2） ～国際協力の現場から～

日本は、開発途上国に暮らす人々の生活や経済活動を支え、国の発展の基盤となる、質の高いインフラ整備に取り組んでいます。

ベトナム

「ホーチミン市都市鉄道建設事業（ベンタイン-スオイティエン間（1号線））」（円借款）

ホーチミン市において、市中心部のベンタイン駅から市北東部のスオイティエンターミナル駅まで合計14駅、総延長19.7kmの都市鉄道を整備。ホーチミン市初の都市鉄道であることに加え、多くの住宅や商業施設のある都心部を通る2.5km（3駅分）は地下を走り、ベトナム初の地下鉄でもある。（写真：Tran Le Huy）

パレスチナ

「ジェリコ農産加工団地排水処理施設建設計画」（無償資金協力）

日本の優れた下水処理技術を有効活用して、主要な水源である地下水の汚染を防ぐとともに、地域住民の生活・衛生環境を改善することを目的として、ジェリコ市に下水を収集して処理する下水処理施設を建設。
（写真：国連プロジェクト・サービス機関（UNOPS））

東ティモール

「災害リスク軽減および復旧のための機材整備計画」（無償資金協力）

道路、河道、排水路等整備のための建設機材を更新・整備し、災害リスク削減と復旧に関する能力を強化することで、同国の災害に強い街づくりを目指す。

（写真：JICA）

トルコ

「緊急震災復興事業」（円借款）

本事業はトルコで2023年２月に発生した地震で被災した11県の地方自治体等で上下水道等の公共インフラ修復・新設、救急ステーションの修復・新設、地方住宅等の修復・新設および救急車の調達などにより、被災地住民の生活の安定を図り、同地域の持続的な社会・経済成長に寄与する。（写真：JICA）

ケニア

「地熱発電事業における蒸気供給管理能力向上プロジェクト」（技術協力）

本事業は、地熱資源開発を中心的に担うケニア地熱開発公社（GDC）に対して蒸気供給事業の最適化、発電事業計画に係る能力強化支援を実施。これによって、GDCの蒸気供給業者としての人材育成を図り、ケニアでの地熱開発の促進を目指す。（写真：JICA）

パナマ

「パナマ首都圏都市交通３号線整備計画」（円借款）

パナマ首都圏西部地域と中心部をつなぐ都市交通３号線を、十分に安全かつ信頼性のある都市交通システムとしての質の高いモノレールの車両およびシステムの導入を通じて整備。本事業は都市交通機能の改善と二酸化炭素排出削減により持続可能な経済成長に寄与する。

（写真：株式会社日立製作所）

インドネシア

「中部スラウェシインフラ復興セクター・ローン」（円借款）

中部スラウェシ州において、震災で被害を受けたインフラの再建・新設を「より良い復興（Build Back Better）」コンセプトに基づき実施することにより、災害に強靭（じん）な地域づくりを図り、同地域の生活基盤・経済の回復と発展に寄与する。写真はパル市西部のアヌタプラ総合病院の完工式。（写真：JICA）

第Ⅰ部

JICA海外協力隊60周年
―世界と日本を変える力― …… 1

1 JICA海外協力隊の全体像―世界と日本を変える力―
（1）60年の歩み …… 2
（2）JICA海外協力隊の特徴―多様な連携と社会への広がり― …… 4

2 JICA海外協力隊の60年間の功績
（1）開発途上国の課題解決 …… 6
（2）信頼の構築 …… 7
（3）国内の災害復興への貢献 …… 8
（4）日本の地方創生への貢献 …… 8
（5）スポーツ振興への貢献 …… 9

3 結び―JICA海外協力隊の成果と評価― …… 10
JICA海外協力隊―世界と日本を変える力― …… 12

第Ⅱ部

実績から見た日本の政府開発援助と他ドナーの援助動向 …… 15

1 実績から見た日本の政府開発援助 …… 16
2 実績から見た主要ドナーの政府開発援助概要 …… 22
3 新興ドナーや民間主体による「途上国支援」の増加 …… 25

第Ⅲ部

課題別の取組 …… 27

1 新しい時代の「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅
（1）経済社会の自律性・強靭性の強化 …… 28
（2）デジタル・情報通信技術・科学技術 …… 38
（3）質の高いインフラ …… 45
（4）債務問題への取組 …… 47

2 平和・安全・安定な社会の実現、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の維持・強化
（1）平和構築と難民・避難民支援 …… 50
（2）社会の安全・安定の確保 …… 55
（3）法制度整備支援、民主化支援 …… 60
（4）自然災害時の人道支援 …… 63

3 複雑化・深刻化する地球規模課題への国際的取組の主導
（1）気候変動・環境 …… 65
（2）保健・医療 …… 71

(3) 水・衛生 …… 77
(4) 防災の主流化と持続可能な都市の実現 …… 79
災害に強い世界に向けた日本の開発協力の取組ー防災ー …… 82
(5) 万人のための質の高い教育 …… 84
(6) ジェンダー平等で包摂的な社会 …… 87
(7) 文化・スポーツ …… 92

第Ⅳ部
地域別の取組 …… 95
1 東アジア地域 …… 96
2 南西アジア地域 …… 102
3 大洋州地域 …… 105
4 中南米地域 …… 107
5 欧州地域 …… 112
6 中央アジア・コーカサス地域 …… 118
7 中東・北アフリカ地域 …… 121
8 アフリカ地域 …… 126
日本とアフリカーアフリカ開発会議（TICAD）の歩みー …… 134

第Ⅴ部
効果的・戦略的な開発協力の推進 …… 141
1 共創を実現するための多様なパートナーとの連帯
(1) 民間企業との連携 …… 142
(2) 諸外国・国際機関との連携 …… 145
(3) 日本のNGOとの連携 …… 148
(4) 地方自治体との連携 …… 151
(5) 大学・研究機関等との連携 …… 152
(6) 日本への関心・理解が深い人、在外日系人等との連携 …… 153
2 戦略性の強化ときめ細やかな制度設計
(1) 政策と実施の一貫性の強化 …… 156
(2) 日本の強みをいかした協力ときめ細やかな制度設計～「共創」に向けた開発協力～ …… 159
3 開発協力の適正性確保のための取組
(1) 不正行為の防止 …… 162
(2) 国際協力事業関係者の安全対策 …… 162
(3) 開発協力における性的搾取・虐待などに関する取組 …… 163
4 開発協力人材・知的基盤の強化、発信に向けた取組
(1) 開発協力人材・知的基盤の強化 …… 164
(2) 情報公開、国民の理解と支持の促進に向けた取組 …… 164

国際協力の現場から

1 干ばつに負けない農業へ―ジンバブエの小規模農家を支える挑戦― 36
～高品質のゴマを生産して日本に輸出し、農家の未来を照らす～

2 国際機関で活躍する日本人の声 51
～シエラレオネで若者を“平和の担い手”へ～

3 心の回復を支える現場から―ウクライナでの心理社会的支援― 一般公募 116
～紛争で傷ついたこどもたちを支える日本のNGOと現地スタッフの活躍～

4 セカンドキャリアで挑む、開発途上国におけるビジネス支援 133
～国連ボランティアとして世界に貢献する日本人の活躍～

5 JICA海外協力隊員によるキノコ栽培技術の普及と産業振興 158

日本の技術、世界へ

1 日本発の技術「スマートマイニング＋」で世界の鉱山の“未来”を変える 44
～カザフスタンでデジタル技術と環境配慮を融合した新しい鉱山開発の在り方を実装～

2 スマートフォンを使った母子健診で妊産婦と新生児の命を救う 73
～コンゴ民主共和国における産前健診デジタル化～

3 ドローンとAIを活用した予防型マラリア対策 一般公募 78
～ガーナの感染症対策の現場を変える日本の最先端技術～

4 日本の宇宙技術を用いたODAが拓く、パラグアイの未来 111
～衛星データを活用して防災分野と農牧分野の能力を強化～

5 ゴビ砂漠に森を 155
～モンゴル発の持続可能な新しい緑化手法とこどもたちの環境教育の取組～

開発協力トピックス

1 揺らぐ国際開発協力と日本の使命 14

2 日本のSDGs進捗報告：自発的国家レビュー（VNR）2025 94

3 第9回アフリカ開発会議（TICAD 9）の開催：革新的課題解決策の共創 127

4 ODA広報 ～ODAをもっと身近に感じてもらうために～ 167

一般公募 のコラムは、外務省のX（旧Twitter）・Facebook・ODAメールマガジンなどで募集を呼びかけ、応募いただいた題材のうちから選出し、作成したものです。

案件紹介

1 乾燥地で地中熱を活用　エネルギーアクセスと地球温暖化を解決！ 33
タジキスタン　地中熱利用による脱炭素型熱エネルギー供給システムの構築

2 カンボジアにおけるデジタル経済・社会の発展支援ASEANで連携したサイバーセキュリティ強化 41
カンボジア　サイバーセキュリティ能力向上プロジェクト

3 パレスチナへの緊急食料支援 53
パレスチナ　ガザ地区及び西岸地区で食料不安に直面する人々への緊急食料支援

4 三角協力で築く地雷のない未来 56
コロンビア　対人地雷包括的行動（AICMA）推進のための人材育成プロジェクト

5 持続可能な森林管理による温室効果ガス排出削減への取組 69
パプアニューギニア　森林伐採モニタリングシステム改善を通じた商業伐採による森林劣化に由来する排出削減プロジェクト

6 学ぶ環境を改善し、全てのこどもに教育を 86
東ティモール　マナツト県ソイバダ郡マンララ村におけるノサ・セニョーラ・アイタラ中学校校舎建設計画

7 尊厳と希望を紡ぐ～三者協働を通じたエチオピア人女性・女児のエンパワーメント計画～ 90
エチオピア　声を高める：エチオピアにおける女性と女児の尊厳とエンパワーメントの推進

8 博物館から進めるザンビアにおける多様な民俗文化の保護と国民のアイデンティティの醸成 93
ザンビア　リビングストン博物館における研究、保存、展示および教育のための機材整備計画

9 ミャンマー地震に対する緊急援助 100
ミャンマー　ミャンマー中部で発生した地震被害への対応

10 インドネシアの観光資源であるバリ島海岸の保全支援 101
インドネシア　バリ島海岸保全計画（フェーズ1＆2）

11 イノベーションの架け橋、日本からセルビアへ 117
セルビア　スタートアップ企業の海外展開支援に係る情報収集・確認調査（NINJA Serbiaフェーズ2）

12 日本の技術で実現！中央アジアの大動脈を「安全・迅速」に 120
タジキスタン　ドゥシャンベ－ボフタル道路におけるキジルカラ－ボフタル間道路改修計画

13 日本つながりで届ける、クルド自治区の学校支援 125
イラク　エルビル県地震で倒壊した校舎の再建と教育の質向上プロジェクト

14 人道と開発をつなぎ、こどもを暴力から守る持続的な仕組み作り 一般公募 150
ウガンダ　アルア県における子どもの保護強化支援事業

図表

第Ⅰ部　JICA海外協力隊60周年ー世界と日本を変える力ー

図表Ⅰ-1　JICA海外協力隊の今日までの歩み …… 3
図表Ⅰ-2　JICA海外協力隊の種類 …… 3
図表Ⅰ-3　数字で見る60年間のJICA海外協力隊の実績 …… 11

第Ⅱ部　実績から見た日本の政府開発援助と他ドナーの援助動向

図表Ⅱ-1　2024年の日本の政府開発援助実績 …… 17
図表Ⅱ-2　日本の二国間政府開発援助実績の地域別配分の推移 …… 18
図表Ⅱ-3　主要DAC諸国の政府開発援助実績の推移 …… 19
図表Ⅱ-4　DAC諸国における政府開発援助実績の国民1人当たりの負担額（2024年） …… 20
図表Ⅱ-5　DAC諸国における政府開発援助実績の対国民総所得（GNI）比（2024年） …… 20
図表Ⅱ-6　日本の政府開発援助実績の対国民総所得（GNI比）の推移 …… 21
図表Ⅱ-7　主要DAC諸国の二国間ODAの分野別配分（2024年） …… 23
図表Ⅱ-8　地域別実績における主要DAC諸国（2024年） …… 23
図表Ⅱ-9　DAC諸国の援助形態別実績（2024年） …… 24
図表Ⅱ-10　ODA対象国・地域に関するDACリスト …… 26

第Ⅳ部　地域別の取組

図表Ⅳ　二国間政府開発援助の地域別実績（2024年） …… 136

第Ⅴ部　効果的・戦略的な開発協力の推進

図表Ⅴ-1　JICAによる海外展開支援メニュー …… 144
図表Ⅴ-2　PDCAサイクル …… 157
図表Ⅴ-3　日本人が国際機関職員になるための主な方法 …… 165

資料編 …… 169

参考統計

1　2025年度政府開発援助予算（当初予算）

（1）政府開発援助予算の内訳 …… 170
（2）政府開発援助一般会計予算（政府全体） …… 170
（3）政府開発援助事業予算（区分ごと）内訳（政府全体） …… 171
（4）政府開発援助事業予算の財源と援助形態別歳出項目 …… 172
（5）省庁別政府開発援助予算推移（一般会計予算） …… 173
（6）省庁別政府開発援助予算推移（事業予算） …… 173

2　2024年の日本の政府開発援助実績

（1）政府開発援助の援助形態別・通貨別実績 …… 174
（2）二国間政府開発援助分野別配分 …… 175

巻末資料

索引 …… 176

第Ⅰ部 JICA海外協力隊60周年―世界と日本を変える力―

グアテマラの地方で、モデル校を巡回し、模範授業や教員支援を行うJICA海外協力隊員と農村部の学校に通うこどもたち（写真：JICA）

1 JICA海外協力隊の全体像―世界と日本を変える力― …… 2
2 JICA海外協力隊の60年間の功績 …… 6
3 結び―JICA海外協力隊の成果と評価― …… 10

1 JICA海外協力隊の全体像 ―世界と日本を変える力―

独立行政法人国際協力機構（JICA）海外協力隊は、2025年で発足60周年を迎えました。世界各地におけるボランティア活動と、ODAを活用した技術協力が融合したユニークな国際貢献として世界に認知され、これまで延べ58,000人以上の隊員が、派遣先の99か国において、まさに日本の「顔の見える開発協力」として開発途上国の発展に貢献してきました。

JICA海外協力隊は、開発途上国の経済・社会の発展のみならず、現地の人たちの日本への親しみを深めることを通じて、日本とこれらの国との間の相互理解・友好親善にも寄与しており、その貢献は国内外で高く評価されています（国内外の声については12ページを参照）。また、活動を通じて開発途上国における様々な課題に取り組んできた協力隊員は、帰国後に社会課題解決を目指して起業したり、日本企業の途上国への進出や日本の地方自治体の地域活性化に貢献するなどしており、協力隊の経験を社会に還元するという側面も注目されています。ここでは、発足当時から今日に至るまでの協力隊の歩みを振り返ります。

（1）60年の歩み

国際社会から多くの支援を受けながら、国の再建・復興を進めた日本は、1950年代から国際協力を開始しました。このような状況の中、当時の日本の青年の開発協力活動への関心の高まりを形にすべく、民間の青年団体や政治家が主導する形で希望者を海外に派遣する計画が構想され、1965年4月20日に「日本青年海外協力隊」が発足しました。この事業の実施は当時の海外技術協力事業団 注1 に委託され、同事業団の中に日本青年海外協力隊事務局が設置されました。同年12月に、記念すべき初代隊員5名がラオスに派遣され、その後、アフリカ（1966年）、中東（1967年）、中米（1968年）、大洋州（1972年）、南米（1978年）、東欧（1992年）と活動地域を広げていきました。

1974年8月、日本政府が行う国際協力の実施機関として国際協力事業団（現JICA）が発足し、その重要な事業の一つとして受け継がれ、名称も「青年海外協力隊」へと改称されます。

1990年には、社会の高齢化に伴い、長い人生をより有意義なものにしたいと望み、ボランティア活動に関心を寄せるシニア世代の増加という時代の要請に応える形で「シニア協力専門家」が創設され、1996年度から「シニア海外ボランティア」と改称されました。

また、海外の日系人および日系人社会が今後一層の充実と発展に向けて努力を重ねることは、結果的にはその在住国の発展に貢献し、日本にとっても望ましい状況につながり、日本政府としても可能な限り彼らを支援することが有益であるとの考えの下、1996年には「日系社会青年ボランティア」および「日系社会シニア・ボランティア」という新たな制度が設置されました。

2016年には、アジア地域の経済と社会の発展への貢献が認められ、青年海外協力隊が「アジアのノーベル賞」と言われるラモン・マグサイサイ賞を受賞しました。

2018年に、派遣体系などを見直し、区分を「青年海外協力隊／海外協力隊、日系社会青年海外協力隊／日系社会海外協力隊」と、一定以上の経験・技術が必要な案件に対応する「シニア海外協力隊、日系社会シニア海外協力隊」とし、これらを含む総称を「JICA海外協力隊」に変更して、今日に至ります。

2020年に、JICA海外協力隊は新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けて、全世界の隊員が一時帰国を余儀なくされるという事業開始以来初の事態に見舞

注1 開発途上国における技術協力を実施するために1962年に設立された特殊法人。後にほかの組織と統合される形で1974年に国際協力事業団（現JICA）が発足。

われました。再赴任の目処が立たないまま待機期間が延びていく中、日本国内で様々なボランティアやオンライン授業などの活動を続ける隊員の姿がありました。そして長期に及んだ行動制限が緩和され始め、2020年10月のベトナムを皮切りに次々と派遣が再開され、2023年7月、派遣再開後初めて派遣中隊員が1,000名を超えました。60年前にラオスへの派遣をもってその歩みを始めた JICA海外協力隊は、コロナ禍の苦境を乗り越え、歴史を受け継ぎ、現在も世界各地で活動しています。

JICA海外協力隊は、①開発途上国の経済・社会の発展、復興への寄与、②異文化社会における相互理解の深化と共生、③ボランティア経験の社会還元の三つの目的を掲げて発足し、その根幹の理念は今も変わりません。国際協力の志と技術・知識・経験などを有する20歳から69歳までの日本国民が、計画・行政、商業・観光、公共・公益事業、人的資源、農林水産、

1965年12月に初の日本青年海外協力隊員がラオスに向けて出発する様子（写真：JICA）

図表Ⅰ-1　JICA海外協力隊の今日までの歩み

1965年（昭和40年）　4月20日	日本青年海外協力隊（現JICA海外協力隊）発足
1965年（昭和40年）　12月24日	初の協力隊員5名をラオスに派遣
1966年（昭和41年）	アフリカ（ケニア）に協力隊員初派遣
1967年（昭和42年）	中東（モロッコ）に協力隊員初派遣
1968年（昭和43年）	中米（エルサルバドル）に協力隊員初派遣
1972年（昭和47年）	大洋州（西サモア）に協力隊員初派遣
1974年（昭和49年）　8月	国際協力事業団（JICA）設立
1974年（昭和49年）　8月	「日本青年海外協力隊」を「青年海外協力隊」に改称
1978年（昭和53年）	南米（パラグアイ）に協力隊員初派遣
1990年（平成2年）	「シニア協力専門家」創設 累計派遣人数が1万人突破
1992年（平成4年）	東欧（ハンガリー）に協力隊員初派遣
1996年（平成8年）	「日系社会青年ボランティア」、「日系社会シニア・ボランティア」創設
2003年（平成15年）　10月	独立行政法人国際協力機構（JICA）発足
2017年（平成29年）	累計派遣人数が5万人突破
2018年（平成30年）	制度変更し、総称を「JICA海外協力隊」に改称

図表Ⅰ-2　JICA海外協力隊の種類

種類	青年海外協力隊 海外協力隊	シニア海外協力隊	日系社会青年海外協力隊 日系社会海外協力隊	日系社会シニア海外協力隊
概要	アジア・アフリカ・中南米・大洋州・中東・欧州地域で活動。自らの有する技術や経験をいかし、現地の人々と共に生活・協働しながら開発途上国の国造りに貢献。		中南米の日系社会で活動。自らの有する技術や経験をいかし、日系人、日系社会の人々と共に生活・協働しながら中南米地域の発展のために貢献。	
活動分野 職種（例）	コミュニティ開発、コンピュータ技術、野菜栽培、電子工学、自動車整備、経営管理、青少年活動、スポーツ全般、理科教育、小学校教育、看護師、感染症・エイズ対策、障害児・障害者支援、日本語教師、ソーシャルワーカー、家畜飼育・飼料作物、保健師など		日本語教育、家畜飼育・飼料作物、経営管理、ソーシャルワーカー、保健師など	

保健・医療、鉱工業、社会福祉、エネルギーの 9分野、約180職種にわたって、開発途上国の地域住民と共に生活し、働き、相互理解を図りながら、その地域の経済および社会の発展に協力・寄与し、帰国後は培った経験をいかしながら、世界、そして日本の社会課題解決に貢献しています。

(2) JICA海外協力隊の特徴 ―多様な連携と社会への広がり―

JICA海外協力隊は、現地での草の根活動を通じた経験をいかす形で、国内の大学、企業、自治体、地域社会との有機的な連携により、海外と日本を双方向に結ぶグローバル人材の育成や各団体の海外事業展開を推進する重要なツールとして進化しています。ここでは、近年の特徴的な取組について紹介します。

■ 民間企業、大学、地方自治体等との連携

社会や経済の国際化が進む中、JICA海外協力隊と、民間企業、大学等の教育機関、および地方自治体など多様な主体との連携が、2012年以降本格的に行われています。

民間企業との連携派遣では、社員が協力隊として海外に派遣され、現地で得た知見を社内に還元することにより、グローバル人材育成や企業の社会的責任(CSR)[注2]活動の強化、企業の海外展開の後押しにつながっています。社員を派遣し、現地での技術支援や教育活動を通じ、社内の人材育成に活用している企業や、ボランティア特別長期休暇制度を設けることで、社員の協力隊派遣を支援している企業もあります。

大学との連携では、学生が派遣前に開発課題について学び、現地での実践を通じて地域と国際社会の関係性を理解する教育プログラムが進められています。これにより、学生が早い段階から国際協力に関心を持ち、同分野において将来的に活躍する人材の育成にも寄与しています。2026年度からは、日本の大学や研究機関に所属する若手研究者を、1～2年間、協力隊員として派遣する「科学技術協力隊」も開始する予定です。現地の研究員への指導や共同での研究を通じて、国際的な頭脳循環に貢献することが期待されています。また、学校の教員が現職の身分を保持したまま協力隊の活動に参加できる「現職教員特別参加制度」を通じ、2025年12月時点で累計1,600名以上の教員が派遣されており、開発途上国における教育の質の向上に貢献しています。参加した教員の中には、帰国後にその経験をいかして教育現場などで活躍している方も多くおり、日本の学生の国際的感覚を育むことにも役立っています。

地方自治体との連携では、自治体職員が協力隊として派遣される例や、帰国隊員が地域の国際理解や地域活性化に携わるケースが増えています。「グローカルプログラム（派遣前型）」[注3]は派遣前に、自治体・団体等が実施する地方創生などの活動に参加し、国内の地域活性化に関する知識と経験を習得する機会を提供するプログラムであり、隊員が派遣中に必要な能力を身に付けることを可能とするだけでなく、帰国後に隊員が海外での自身の経験を自治体に還元する重要なきっかけ作りとなっています。

なお、2025年の大阪・関西万博のテーマウィークイベントでは、JICA海外協力隊の理念と成果を国内外に発信すべく、「世界と日本を変える力」をテーマに帰国隊員や自治体・有識者の方々が登壇し、地方創生の実現に向けた地域づくり等の実例を紹介しました。

■ 帰国隊員の社会還元を支援するための制度設計

協力隊の大きな特徴の一つは、派遣を終えた隊員が国内外の社会に経験を還元し、新しい価値を生み出している点です。日本の若年層の内向き志向が指摘される中、日本から離れた国において現地住民と同じように生活をしながら、言葉、文化、価値観などが異なる環境に身を置くことで協力隊員が培った、国際的視野、そして自ら課題を見つけ、周りの人々と協力しながら解決していく力は日本や国際社会が抱える課題解決のためにも有益です。このため、帰国隊員がそれぞれの能力を存分に発揮し、経験を社会還元できるよう、JICAは民間企業・団体、大学、地方自治体など

注2 Corporate Social Responsibilityの略称。企業活動において、社会的公正や環境などへの配慮を組み込み、従業員、投資家、地域社会などの利害関係者に対して責任ある行動をとるとともに、説明責任を果たしていくことを求める考え方。

注3 詳細はJICAホームページを参照。https://www.jica.go.jp/volunteer/glocal_program/

と連携した取組を推進するとともに、帰国後のキャリア支援も積極的に行っています。

その一環として行われているJICA海外協力隊経験者の起業支援プロジェクト「BLUE」注4は、隊員活動を通じて培った経験・能力をいかし、ビジネスを通して教育、農業、福祉、環境などの分野での課題解決に挑戦する帰国隊員を応援するため、JICAが人材育成サービス企業と共に立ち上げたイニシアティブです。協力隊経験者が日本のこどもの居場所作りや地域資源の有効活用に資するビジネスを立ち上げる事例も出てきており、今後「BLUE」の研修プログラム等を通じて、協力隊の経験を基盤にした新しい社会的価値を創出する動きがさらに広がっていくことが期待されます。2025年の第9回アフリカ開発会議（TICAD 9）（詳細は126ページの第Ⅳ部8を参照）の関連イベントとして開催された「Start UP with Africa!～日本とアフリカと変わる力～ powered by JICA BLUE」では、「BLUE」を通じてアフリカで起業した帰国隊員が登壇し、日本とアフリカの若者が連携し、社会起業や技術協力など新しい形の協働に挑戦するきっかけ作りを行いました。

帰国隊員による社会還元の機運を高めるべく、その好事例を収集・紹介する取組の一環として、2023年からは、国内外・公私問わず社会課題の解決に取り組んでいる協力隊経験者を表彰する「JICA海外協力隊帰国隊員社会還元表彰」が開始されました。2025年の第3回表彰では、様々な背景や課題を抱えるこどもたちや災害で被災した方々への支援、スポーツと開発の取組などの活動を行っている7名が選ばれました注5。

グローカルプログラムを通して島根県海士町で農作業を体験するJICA海外協力隊候補生と農家の方（写真：JICA）

JICA海外協力隊起業支援プロジェクト「BLUE」の一環で行われた「起業アイデア相談会」の参加者（写真：JICA）

注4 Break the Line, Unleash your Entrepreneurshipの略称。詳細はJICAホームページを参照。https://blue.jica.go.jp/

注5 2025年7月14日に開催された第3回JICA海外協力隊帰国隊員社会還元表彰の様子や各受賞者の活動内容についてはJICAホームページを参照。https://www.jica.go.jp/volunteer/obog/syakaikangen/

2 JICA海外協力隊の60年間の功績

JICA海外協力隊の長年にわたる功績として、開発途上国の課題解決や、草の根レベルでの日本政府と相手国政府間の友好・信頼関係の構築が挙げられます。

協力隊としての経験がその後のキャリア構築の足がかりとなり、任務終了後も、隊員活動を通じて培った経験を武器に、国際機関や地方自治体、民間企業など、より専門性の高い職場で活躍する協力隊員も数多くおり、国内の災害復興や日本の地方創生に貢献する隊員経験者の姿も見られます。

(1) 開発途上国の課題解決

約180の職種において活動するJICA海外協力隊は、強いチャレンジ精神を持って、現地の人々と共に多様な分野における世界の課題に立ち向かってきました。現場のニーズに寄り添った活動は、開発途上国の経済・社会の基盤を強化し、地域の自立を支える原動力となっています。

協力隊が取り組む世界的な課題の一つとして挙げられるのが、食料不足です。今後の人口増加や気候変動にも対応しうる食料増産のための支援として、「食用作物・稲作栽培」や「コミュニティ開発」の職種の隊員が食料問題への対処に貢献しています。例えば、急速な経済成長および人口増加が進んでいるアフリカ諸国では、調理のしやすさや長期保存が利くことからコメの消費量が伸びており、日本の稲作技術を活用した協力が行われています。協力隊員は、水管理や苗作り、共同作業体制の整備など、農業の生産性を支える基礎的な技術を現地農家と共に作業しながら伝えることで、自立的な営農の確立を支援しています。これらの取組は、地域の食料安全保障と農村経済の安定化に寄与しています。

このほかに、「コミュニティ開発」の職種で派遣され、地域活性化に励む隊員もいます。「地域おこし」や「まちおこし」が国全体の発展につながることは、日本も開発途上国も変わりません。隊員の中には、日本生まれの地域おこしのコンセプトである「一村一品運動」[注6]を開発途上国にも展開し、新たなビジネスを派遣先の住民と共に生み出し、貧困や過疎化といった課題の解決のために活動しています。そのほか、スリランカで生計向上に取り組んだ隊員が、帰国後自身でフェアトレード事業を開業し、任期終了後も途上国の自立に向けた取組に携わるといった事例もあります。

さらに、人々の生活と開発の根幹をなす資源である水の管理にも取り組んでいます。2008年から、JICA海外協力隊のうち、アフリカの安全な水と衛生分野の課題に挑む隊員を「水の防衛隊（Water Security Action Team：W-SAT)」として派遣し、各国のニーズに応じた安全な水の確保や衛生環境の改善などに取り組んでいます。

このように、JICA海外協力隊は、途上国が直面する多様な課題の解決に向けて草の根レベルで着実な活動を継続しています。

マラウイにおいて、「一村一品運動」として、ピーナッツオイルを商品化したJICA海外協力隊員（写真：JICA）

ルワンダにおける「水の防衛隊」の活動風景（写真：JICA）

注6 1970年代末に平松大分県知事（当時）が提唱したことから始まった運動。「ローカルにしてグローバル」をキャッチフレーズに、地域資源をいかして、世界レベルの特産品を育てることにより地域活性化を目指す取組。

サモアの気象局において、無償資金協力で整備された気象観測装置の維持管理や、ICT技術（情報通信技術）を活用した気象情報の配信などの活動を行うJICA海外協力隊員（写真：JICA）

ザンビアで地域ボランティアと共同で結核啓発活動を実施するJICA海外協力隊員

(2) 信頼の構築

日本が70年以上の国際協力の歴史を通じて培ってきた国際社会からの信頼は、日本にとって貴重な財産となっています。生活インフラの面などで厳しい環境の地域にまで足を運び、派遣先の社会に深く根ざしながら現地の人々と共に汗を流して活動する協力隊員は、まさに日本の草の根外交の最前線を担っているとも言える存在であり、日本と対象国との深い信頼関係の構築に大きく寄与しています。

協力隊ならではの現場に寄り添った取組の一例として、バングラデシュにおけるポリオ対策が挙げられます。同国の首都には援助機関が派遣する医療専門家が多く常駐しているため、協力隊は、必ずしも支援が十分に行き届いていない地方の村へと足を運び、現地語を駆使しながらポリオの予防接種の重要性について村人を粘り強く説得してきました。都市部の病院に行く経済的な余裕がない村人たちに対するポリオに関する地道な啓発活動は、予防接種率の向上という定量的成果のみならず、現地の人々との絆の構築にもつながっています。これは、「現地の人と共に」を活動の本質とする協力隊員だからこそ生み出せる信頼関係です。

また、長期間にわたって隊員を派遣することで、JICA海外協力隊、そしてより広く日本に対する信頼感を高めることに貢献しています。長年の協力隊活動を通じ脈々と続いてきた日本と受入国との強固な関係を基盤としつつ、草の根で活動する隊員が蒔いた新たな交流の種が少しずつ芽を出し、互いの文化や精神を尊重し合う形で日本と受入国との信頼関係が築かれてきました。例えば、1979年から1980年までに、ケニアの中学校に理数科の教員として派遣され、ソロバンを用いつつ数学を教えた青年海外協力隊員の教え子には、同国園芸作物開発公社の総裁や歯科医、大学の物理学の教授、会計士など、理数系の頭脳を武器として活躍している人々が多くいます。誠実で粘り強い草の根活動で構築されてきた関係は、長い年月を経て国民の記憶に深く刻まれ、両国の友好の象徴となるだけでなく、国家間の関係強化にもつながっています。

60年の歩みを経た今、JICA海外協力隊の活動は国境を越えて築かれた信頼の積み重ねとして、日本のODAが目指す「共創」の実現を力強く支えています。文化や価値観の違いを乗り越えることで生まれる信頼は、援助する側とされる側の枠を超えた真のパートナーシップの結果であり、現地の人々と共に課題を解決するその姿勢は、日本の国際協力の根幹を成しています。

バングラデシュでポリオ予防接種の実施状況を確認するJICA海外協力隊員（写真：JICA）

エクアドルのサボテン農園において、果実の市場価値の向上策を検討するJICA海外協力隊員

かつての教え子がトンガ首相と駐日トンガ大使に就任し、30年以上を経て、対面を果たした元協力隊員。写真右がフアカヴァメイリク首相（当時）、写真左がマンギシ駐日大使。

（3）国内の災害復興への貢献

国際協力の現場で培われた現地のニーズを見極める力や限られた地域資源を活用しながら現地の人々と協働する知見や経験は、日本社会の課題解決にも幅広くいかされています。特に、地震や台風などの災害発生時の緊急支援および中長期的な復興活動において、日本各地の協力隊経験者が活躍しています。

協力隊経験者が中心となって設立し、開発途上国での隊員活動を通じて培った精神と経験を国内に広く普及することを目的とする、公益社団法人青年海外協力協会（JOCA）は、大規模災害時の支援活動を実施しています。これまで、2016年の熊本地震、2019年の東日本豪雨災害などにおいて、避難所運営支援や仮設住宅生活支援、ボランティアセンター運営支援などを通して地域に貢献してきました。

各都道府県にある協力隊OB・OG会も同様に、被災地域の復旧・復興に取り組んでいます。2011年の東日本大震災の発生を受けて、東北6県の協力隊OB・OG会は緊急支援として合同で募金活動を開始し、その額は2か月間で約450万円に上りました。「ふくしま青年海外協力隊の会」は、被災地の継続的な復興支援として、福島の風評被害を払拭するため、県外の協力隊経験者を招いて福島の現状を見てもらう「ふくしま応援ツアー」を開催しました。2024年に発生した能登半島地震では、帰国隊員たちは避難所の運営のみならず、災害後の避難生活における被災者の心身のストレスや体調悪化による災害関連死を防ぐべく、仮設住宅への訪問を通じた見守り支援も実施しました。開発途上国で時間をかけて現地住民一人ひとりの声に耳を傾けた経験が、復興支援の現場においていかされています。

（4）日本の地方創生への貢献

派遣先の地での学びをいかし、日本の地方創生に貢献している帰国隊員も多くいます。例えば、ドミニカ共和国で障害者教育の指導者育成に当たった隊員は、コミュニティの連帯意識が強い同国での経験が原点となり、帰国後は地元の石川県のコミュニティづくりに取り組み、廃れた建物を高齢者用デイサービス施設として活用するとともに、周辺に娯楽施設や飲食店を作り、同地域を周辺住民が集まる交流の場所へと変身させました。

また、ザンビアで地域の栄養指導や収入向上支援に携わった隊員は、農地が人々の身近にある首都ルサカでの活動を通して、生計のためだけではない、若い世代の生きる力を育むための農業に関心を抱くようになりました。その思いを基に、活動終了後は地元の静岡県の農地において、若い世代を惹（ひ）きつけるようなイベントを積極的に開催し、学生向けに探究学習の機会も作るなど、若者と農業の接点作りや就農意識の向上を通した地域創生に取り組んでいます。

バヌアツに看護師として赴任した隊員は、帰国後、地元である鹿児島県の離島の病院を担当する保健師として勤務しています。中心部へのアクセスが悪いために十分な治療サービスの提供が難しいという点は、両地域共通の課題であり、隊員はそのような障壁を乗り

越えて活動したバヌアツでの経験を、地域でもいかしながら活躍しています。

異国の地で活動する中で改めて日本の魅力に気づき、帰国後は地元に戻り、地域振興に取り組む隊員も少なくありません。地域への移住希望者に対するサポート事業や伝統工芸品をいかしたクラフト製品の開発、廃校をリノベーションした宿泊・娯楽施設の運営など様々な好事例があります。

石川県小松市において元隊員が廃寺を改築して作った地域の交流の場（写真：JICA）

静岡県磐田（いわた）市の高校と共同で農業技術の開発に取り組む帰国隊員（写真：JICA）

(5) スポーツ振興への貢献

協力隊には、陸上競技、水泳、野球、柔道、サッカーなど28の競技が職種として存在し、これらの「スポーツ隊員」はスポーツを通じた国際協力に貢献しています。代表的な活動としては、貧困層の青少年の育成、練習環境の改善、現地指導者の指導力向上、競技人口の拡大などが挙げられ、これまで計90か国で活躍してきました。

また、剣道や柔道、空手など、日本を起源とするスポーツを海外で指導する隊員も多くいます。例えば、当時剣道が普及していなかったハンガリーに赴任した隊員は、自身が幼少期からやっていた剣道を通じて世界とつながりたいという思いを胸に、協力隊の任期終了後もハンガリーで剣道の普及に取り組みました。その結果、ハンガリーの剣道人口は現在、赴任した1992年当時の20倍にまで増えました。このように、多くの隊員が日本の伝統スポーツを通じた国際交流にも貢献しています。

協力隊員が競技団体やオリンピック・パラリンピック委員会に配属され、ジュニア強化選手やナショナルチームを指導する場合や、障害者スポーツや女性スポーツなど、スポーツを通じた共生社会の実現に向けて活動する場合もあります。視覚障害者柔道の代表チーム指導者として隊員が派遣されたインドでは、柔道がほとんど知られておらず、指導者の数も限られていました。そのような状況下、隊員の献身的な指導によって、教え子2名がインド代表として2024年パラリンピックに出場し、うち1名は銅メダルを獲得する快挙を成し遂げました。協力隊員が指導した結果、オリンピック・パラリンピックに出場した選手は、1988年のソウル大会以来、全世界で計133名、メダル獲得数は金3個、銀4個、銅1個に上っています。

任期終了後もハンガリーで剣道の普及に取り組む元JICA海外協力隊員

インドでJICA海外協力隊員が一般人向けに柔道を指導する様子（写真：JICA）

3 結び―JICA海外協力隊の成果と評価―

このように、60年にわたる海外協力隊は、開発途上国の開発、成長に様々な形で貢献してきただけではありません。粘り強く問題解決に向けて努力を重ね、派遣国の住民と共に困難を克服しながら任務を全うする隊員の姿勢、強い責任感と高い職業意識に裏付けられた活動ぶりは、国際社会における日本国民全体への揺るぎない友情と敬慕の情の源となり、日本と各国との間の友好親善に大きく貢献してきました。

JICA海外協力隊発足60周年を祝して、2025年11月13日に、天皇皇后両陛下の御臨席の下、東京にて記念式典が開催されました。式典の第1部では、英利外務大臣政務官が高市総理大臣の祝辞を代読し、60年にわたり99ヵ国に約5万8000人が派遣されたJICA海外協力隊の活動をねぎらい、様々な分野における隊員経験者の帰国後の活躍への期待を示した上で、「世界の真ん中で咲き誇る日本外交を取り戻していく上で、この60年間にJICA海外協力隊が国際社会において築きあげてきた信頼ときずなは、かけがえのない財産である。」と述べました。また、「日本の国際協力～特に青年海外協力隊の活動～を支援する国会議員の会」（JICA議員連盟）会長の小渕衆議院議員から祝辞が述べられたのに続き、パプアニューギニアのマラペ首相からのビデオメッセージが紹介されました。さらに、帰国隊員代表の青木由香さんから協力隊の活動の一層の広がりへの希望が示され、次世代を代表して高校生である大津里穂（りほ）さんから将来は国際協力に携わりたい旨の想いが述べられました。式典の第2部では、隊員経験者によるトークイベントなどが行われました。多くの関係者や隊員経験者が参加して盛大に催された式典は、協力隊60年の歩みを振り返り、協力隊の意義を改めて確認する機会となりました。

日本国内だけでなく、協力隊発足時に隊員を受け入れた国々でも記念行事が行われました。10月に開催されたラオスでの式典には、トンサワン外務大臣やサンティパープ財務大臣が参加し、ソーンサイ首相からは、「JICA海外協力隊は、技術や知識をラオスに伝えるだけでなく、ラオス語を学び、ラオスの素晴らしい文化や伝統を学んでいます。協力隊は、ラオスと日本の友好協力関係を深めることにも大きな役割を担っています。」との祝辞が寄せられました。

8月に開催されたフィリピンの記念行事（JICA議員連盟一行も参加）においても、フィリピン日本議員連盟会長であるスビリ上院議員が「JICA海外協力隊員が、人対人の面で日本とフィリピンの友好関係を支えてきたことを賞賛するとともに、彼らは日本からのたゆまぬ支援と援助の象徴であり、彼らのボランティア精神に日本人の精神の真髄を感じました。」と述べ、これまでの協力隊の貢献に感謝の意が示されました。

60年の歴史の中で、JICA海外協力隊は、開発途上国のニーズに合わせて裾野を広げ、また改編を行ってきました。一方で、「開発途上国の経済・社会発展への寄与」、「友好親善・相互理解の深化」、「ボランティア経験の社会還元」という発足以来の目的は変わらずに貫かれており、今日ではその意義が一層大きくなっています。

JICA海外協力隊は、今後も日本のODAが目指す「共創」の実現の原動力となって日本の国際協力を支えていきます。

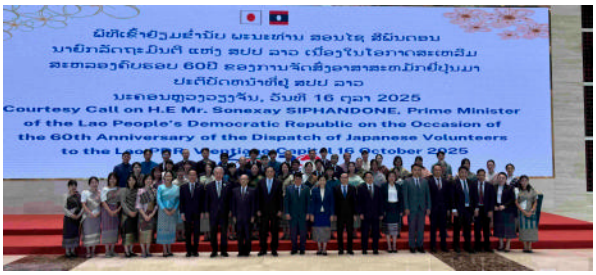

ラオスにおけるJICA海外協力隊派遣60周年式典の様子（写真：JICA）

フィリピンにおけるJICA海外協力隊60周年記念行事の様子（写真：JICA）

図表Ⅰ-3　数字で見る60年間のJICA海外協力隊の実績

2025年12月31日現在

	派遣国数	隊員数	男性	女性
累計	99ヵ国	58,113名	31,996名：55%	26,117名：45%
派遣中	74ヵ国	1,658名	629名：38%	1,029名：62%

・分野別派遣実績（2025年12月31日現在）

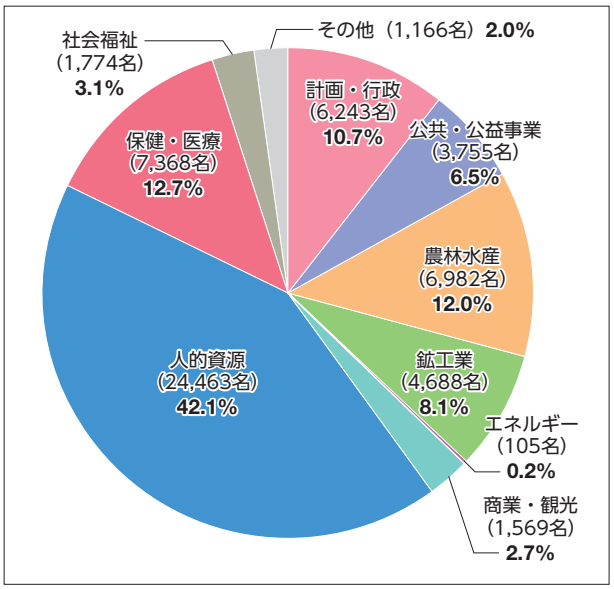

・地域別派遣実績（2025年12月31日現在）

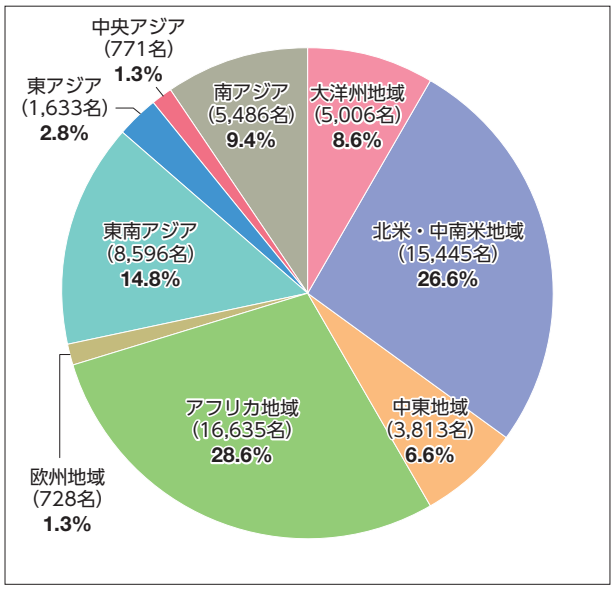

・累計派遣者数（総計）

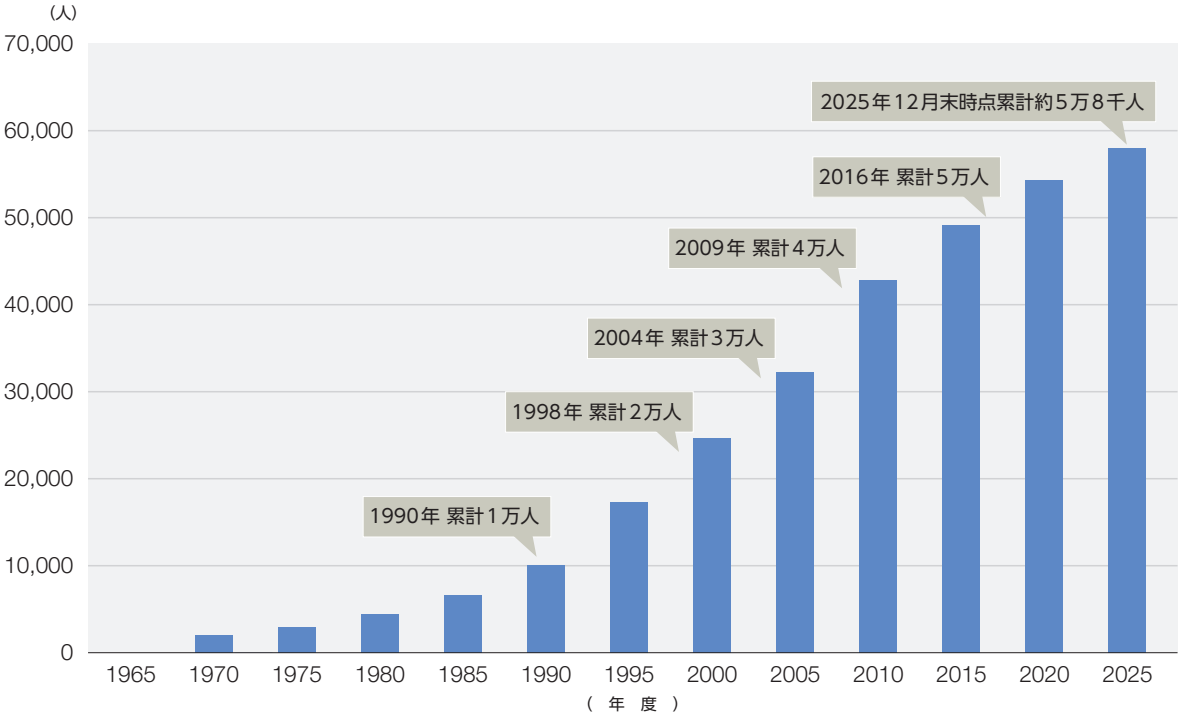

JICA海外協力隊 ―世界と日本を変える力―

60周年に際して様々なパートナーと現／元協力隊員からいただいたメッセージを紹介します。

受入れ国政府要人からの声

スリランカ首相　ハリニ・アマラスーリヤ

JICA海外協力隊が、これまでスリランカの開発に継続して貢献してこられたことに感謝申し上げます。1981年以来、JICA海外協力隊員は日本とスリランカをつなぐ架け橋として活躍してきました。教育、保健、農村開発、青少年育成といった分野での活動は、スリランカ地域社会の発展を支え、二国間協力の強化にも寄与してきました。スリランカ政府および国民を代表し、この長年にわたるパートナーシップとJICAを通じて日本から寄せられた継続的な支援に対して感謝の意を表します。今後も、相互の成長と持続可能な開発を促進するさらなる協力に期待しております。

ベリーズ首相　ジョン・アントニオ・ブリセーニョ

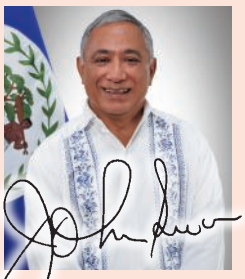

JICA海外協力隊発足60周年に際して、世界各国の皆様と共にお祝いできることを、大変光栄に思います。世界で最も歴史あるボランティア組織の一つであるJICA海外協力隊は、これまでベリーズを含む多くの国々で、国造りに尽力してきました。協力隊がベリーズで活動を開始してからの25年間で、延べ210名もの日本人ボランティアが、環境、スポーツ、教育そして障害を持つこどもたちの包摂といった分野で、多大な貢献をしてくださいました。ベリーズ政府および国民を代表して、日本政府と国民の皆様に心より感謝申し上げます。今後も、両国を結び付ける友好関係、協力関係、そして相互尊重の絆をより一層深めていきたいと思います。

駐日トンガ大使　テヴィタ・スカ・マンギシ

深川氏と筆者（写真左）

JICA海外協力隊は、政府や市民などあらゆるレベルにおいて、トンガと日本の関係を強化し、確固たるものにするための手段となっています。深川千幹先生は1987年に私の母校トンガ高校に理数科教師として派遣されましたが、約40年後、私たちは再会し、彼女が理事を務める特定非営利活動法人地球市民の会を通じて、防災教育や持続可能な農業といった分野で共に活動しています。この関係は、協力隊の活動が直接もたらしたものであり、一人の隊員教師とその生徒の間に育まれた絆が現在も続いています。

サポーター企業からの声

TOPPANホールディングス株式会社　代表取締役社長 CEO　麿秀晴

マレーシアにて、環境教育隊員として環境啓発ワークショップに取り組む社員の様子
（写真：TOPPANホールディングス株式会社）

JICA海外協力隊発足60周年、心よりお祝い申し上げます。当社は、2013年度からJICA海外協力隊連携派遣制度を活用し、これまでに累計19名の社員を協力隊員として各国に派遣してきました。派遣された社員は、現地での活動を通じ、文化や商習慣の違いを越えて自発的なリーダーシップを培い、その学びをいかして帰国後も活躍しています。社会課題に向き合うマインドの醸成、および日本企業のグローバルな事業推進を担う「人財育成」に寄与する協力隊事業を長年支えてきた皆様に、心より敬意を表すとともに、世界と日本の未来を切り拓くJICA海外協力隊事業の今後のさらなる発展を期待しています。

受入れ機関からの声

パラグアイ日系・日本人会連合会会長　**石田ミゲル**

JICA海外協力隊発足60周年、心よりお祝い申し上げます。パラグアイへの派遣は、1978年の3名の着任に始まり、南米で最初の派遣国としてこれまで47年の歩みを刻み、日・パラグアイ両国の友好の礎を築いてきました。日系社会との関わりは、1980年、南東部のピラポ移住地への体育および音楽隊員の着任から始まり、その後も多様な分野で多くの隊員が活動し、日本語教育や高齢者福祉、人材育成などに大きく貢献されています。長年にわたるご尽力に心から敬意を表し、深く感謝申し上げます。2026年には日本人パラグアイ移住90周年を迎えますが、今後とも変わらぬご支援と隊員派遣の継続をお願い申し上げます。

アチュータ・サマンタ　インド・カリンガ産業工科大学（KIIT）・カリンガ社会科学研究所（KISS）創設者／教授、元下院議員

JICA海外協力隊発足60周年を心よりお祝い申し上げます。隊員の派遣を通じて、日印間には深い文化的絆が育まれ、私たちの機関も強化されました。協力隊とのパートナーシップは、草の根レベルでの国際協力の真髄そのものです。日本語教育の隊員は、学生の日本産業対応能力の向上、ラグビーのスポーツ隊員は、大学スポーツの競争力・包摂性の強化に寄与しています。私たちは人材育成、相互尊重、そして草の根レベルでの活動という、協力隊の理念を高く評価しています。知識を惜しみなく共有する隊員の姿勢は、私たちが掲げる包摂的な教育と社会的エンパワーメントの理念に合致しています。今後もパートナーシップを一層強化し、繁栄と調和に満ちた世界の実現に向けて共に貢献することを楽しみにしています。

現役JICA海外協力隊員、元隊員からの声

現役JICA海外協力隊員 コミュニティ開発職種・ルワンダ派遣「水の防衛隊」　**石川茉由（まゆ）**

「水の防衛隊」は、地域住民の安全な水へのアクセス確保に向けて、これまで井戸や湧水の維持管理などに取り組んできました。私は先輩隊員の活動を引き継ぎ、ルワンダの水衛生公社と連携して、井戸のパーツを首都から地方の村へ届ける仕組み作りを進めています。初めて出会った住民から、笑顔で「JICA！」と声をかけられる度に、長年にわたるJICA海外協力隊の成果が信頼という形で現場に息づいていることを実感します。60周年を迎えた今、協力隊のこれまでの歩みを真摯に振り返り、より地域の実情に沿った支援の在り方を考え続けていきたいです。

井戸修理が無事に完了し、
村長と喜ぶ筆者（写真左から2人目）

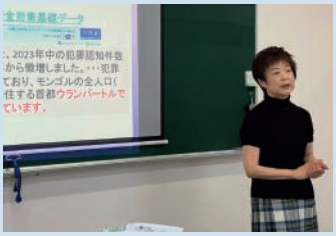

モンゴルの日本式高専（高等専門学校）にてクラスディベート大会に向けた授業を行う筆者（写真：JICA）

桜井千代子　JICA海外協力隊元隊員 日本語教育職種・モンゴル派遣

31年前、モンゴルで初めて教壇に立った時のことを思い出します。民主化後、日本語を自由に学べるようになった第1世代の学生たちに、新米教師の自分は何ができるのだろうと模索しながらの活動でした。十分に貢献できなかった歯がゆさと、生活者としてその国の人々と深く付き合える面白さ。その経験が転機となり、外国で日本語を教える日々を今まで続けることになりました。2年前には再び隊員としてモンゴルへ。JICA海外協力隊は人生の選択肢を広げ、何歳になっても新しい自分を見つけることができる場であると実感しています。

開発協力トピックス

1 揺らぐ国際開発協力と日本の使命

■ 政策研究大学院大学名誉教授　大野　泉

2025年は、国際開発協力の大転換点として歴史に記憶されるだろう。象徴的なのは、1月に発足したトランプ政権が打ち出した米国国際開発庁（USAID）の解体と、国連など国際機関への拠出金の大幅削減である。米国は戦後、一貫して世界最大の援助国として資金・理念両面で国際開発を主導してきた（日本がトップドナーとなった1990年代を除く）。それだけに、米国の突然の撤退は国際社会に強い衝撃を与えた。

欧州主要ドナーもウクライナ危機や防衛費増額の圧力でODAの削減を迫られている。経済協力開発機構（OECD）は2024年の9%減に続き、2025年も9～17%のODA減少を予測する。米独英仏などがそろって削減に踏み切るのは約30年ぶりで、今まで開発協力を牽引してきた欧米中心の枠組みが揺らいでいる。一方、地政学的対立や紛争、気候変動、パンデミック、デジタル格差などの課題が複合化し、開発途上国の脆弱層は厳しい困難に直面している。

こうしたグローバルなODA縮小をどう受け止め、日本はいかなる役割を果たすべきか。第一に、今回の事態は過度な援助依存のリスクを浮き彫りにした。開発途上国は、経済構造転換や税収拡大などを通じた国内資源動員を一層強化し、自立的な開発に取り組む必要がある。第二に、先進国・新興国・民間・非営利など多様なアクターが協働し、ODAを超えて、開発資金の裾野を広げることが不可欠である。アジア・中南米の新興国や湾岸諸国との連携、民間企業や財団との協働は一層重要になっている。第三に、開発パートナーにおいても、協力アプローチを見直し、中長期的な視点で制度構築・人材育成への投資や民間資金との協働をさらに重視すべきである。

その際、後発国の経験をもつ非西洋ドナーとして、日本は「開発を学ぶ側」と「伝える側」の双方で独自の協力アプローチを培ってきた。自助努力や自立的発展の重視、外来の制度や技術を相手国の文脈に応じて翻訳・適応するプロセス、現場で相手に寄り添い、組織や人材の能力開発を支援してきた姿勢などは、今こそ再評価されるべきである。日本は自信をもって開発協力アプローチを対外発信しつつ、欧米に追随することなく、ODA予算の維持と事業量の確保に努めるべきだ。同時に、限られた資金の効果を最大化するために、上流の政策・制度支援、社会セクターや地方開発への円借款活用、民間・市民社会との連携強化などに積極的に取り組んでほしい。

さらに、新興国と連携して三角協力や南南協力を推進してきた経験を基盤に、欧米ドナーが揺れる中で、日本は国際開発の「安定役（スタビライザー）」として、国際連帯の「結節点」となってほしい。

これらの観点を踏まえると、2025年4月のJICA法改正により民間資金動員の金融手法が拡充されたことは、極めてタイムリーだった。ODAが触媒となり、多様なアクターと共創することで新たな価値が生まれ、複雑化する課題の解決に資するはずだ。さらに、8月に横浜で開催された第9回アフリカ開発会議（TICAD 9）では、JICAがアフリカ連合開発庁と共に、東南アジアや中南米の新興ドナー機関との協議の場を設け、地域横断的な連携の端緒が作られたことも注目される。

「自立的発展」や「卒業のための援助」は、日本が一貫して重視してきた理念である。今こそ原点に立ち返り、新興国やグローバルサウスのパートナーを巻き込んで、国際開発協力の転換期を乗り越えていくべき時にある。

第Ⅱ部

実績から見た日本の政府開発援助と他ドナーの援助動向

ベトナム・ホーチミン市初の地下鉄開業において車内の乗客の様子（写真：Tran Le Huy）

1 実績から見た日本の政府開発援助…… 16
2 実績から見た主要ドナーの政府開発援助概要…… 22
3 新興ドナーや民間主体による「途上国支援」の増加…… 25

1 実績から見た日本の政府開発援助

2024年の日本の政府開発援助（ODA）の実績[注1]は、2018年から導入された贈与相当額計上方式（Grant Equivalent System：GE方式）[注2]では、約164億9,353万ドル（約2兆4,978億円）となり、経済協力開発機構（OECD）の開発援助委員会（DAC）諸国における順位は、米国、ドイツ、英国に次ぎ第4位[注3]となっています。また、2024年のODAの対国民総所得（GNI）比については0.39%でした（国際的目標は0.7%、DAC諸国のうちEUを除く32か国中では第13位）（図表II-5）。

日本のODAの内訳は、二国間ODAが全体の約83.5%、国際機関向けODAが約16.5%です。二国間ODAは、日本と被援助国との関係強化に貢献することが期待されます。また、国際機関等を通じたODAでは、専門性や政治的中立性を持った国際機関等を通じて、直接日本政府が二国間で行う支援が届きにくい国・地域を含めて、必要な支援をより早急かつ機動的に行うことが可能になります。日本は、これらの支援を柔軟に使い分けるとともに相互の連携を図りつつ、より効果的な支援を積極的に行っていきます。

二国間ODAを援助手法別に見ると、GE方式では、無償で供与された資金の実績は約35億6,196万ドル（約5,394億円）で、ODA実績全体の約21.6%となっています。うち、国際機関等を通じた贈与は、約27億292万ドル（約4,093億円）でODA全体の約16.4%です。技術協力は約21億2,971万ドル（約3,225億円）で、ODA全体の約12.9%を占めています。政府貸付等については、貸付実行額は約112億9,478万ドル（約1兆7,105億円）、政府貸付等の贈与相当額は約80億7,558万ドル（約1兆2,230億円）で、ODA全体の約49.0%を占めています。

地域別の二国間ODAの実績値（「開発途上地域」指定国[注4]向け援助を除く）を構成比（支出の総額）順に記載すると次のとおりです[注5]（詳細は18ページの図表Ⅱ-2を参照）。

◆アジア：54.6%（約93億2,126万ドル）
◆中東・北アフリカ：15.2%（約25億9,605万ドル）
◆サブサハラ・アフリカ：8.2%（約14億812万ドル）
◆中南米：3.7%（約6億3,538万ドル）
◆欧州：2.9%（約4億8,740万ドル）
◆大洋州：0.7%（約1億2,128万ドル）
◆複数地域にまたがる援助：14.7%（約25億1,532万ドル）

注1 2025年DACメンバーのODA実績確定値は2026年末以降に公表される予定。
注2 政府貸付等について、贈与に相当する額をODA実績に計上するもの。贈与相当額は、支出額、利率、償還期間などの供与条件を定式にあてはめて算出され、供与条件が緩やかであるほど額が大きくなる。2017年までDACの標準であった純額方式（供与額を全額計上する一方、返済された額はマイナス計上）に比べ、日本の政府貸付等の実態がより正確に評価される計上方式と言える。
注3 OECDデータベース（OECD Data Explorer）（2025年12月）。
注4 「開発途上地域」指定国・地域とは、JICA法第3条（機構の目的）を踏まえ、ODA対象国・地域に関するDACリストから卒業した国に対して、「開発途上地域」に当たると整理を行い、継続支援している国。2024年のODA実績においては、アンティグア・バーブーダ、ウルグアイ、オマーン、クック諸島、セーシェル、セントクリストファー・ネービス、チリ、トリニダード・トバゴ、バハマ、バルバドス、バーレーン、ブルネイ、ポーランド、ASEAN地域が該当する。
注5 支出総額ベース。

図表Ⅱ-1　2024年の日本の政府開発援助実績

2024年（暦年）	ドル・ベース（百万ドル）			円ベース（億円）		
援助形態	実績	前年実績	増減率(%)	実績	前年実績	増減率(%)
無償資金協力	859.94	1,635.56	-47.4	1,302.29	2,298.06	-43.3
債務救済	97.46	－	－	147.60	－	－
国際機関等経由	2,702.92	2,625.81	2.9	4,093.29	3,689.42	10.9
技術協力	2,129.71	2,238.74	-4.9	3,225.23	3,145.57	2.5
贈与（総額）(A)	5,790.03	6,500.11	-10.9	8,768.41	9,133.05	-4.0
（回収額）(B)	0.90	－	－	1.37	－	－
（純額）(C)＝(A)－(B)	5,789.13	6,500.11	-10.9	8,767.04	9,133.05	-4.0
（贈与相当額）(D)	5,691.67	6,500.11	-12.4	8,619.45	9,133.05	-5.6
政府貸付等（貸付実行額：総額）(E)	11,294.78	13,882.80	-18.6	17,104.78	19,506.17	-12.3
（回収額）(F)	4,659.12	5,339.53	-12.7	7,055.75	7,502.37	-6.0
（純額）(G)＝(E)－(F)	6,635.66	8,543.26	-22.3	10,049.02	12,003.80	-16.3
（贈与相当額）(H)	8,075.58	9,481.72	-14.8	12,229.63	13,322.40	-8.2
二国間政府開発援助計（総額）(A)＋(E)	17,084.81	20,382.91	-16.2	25,873.19	28,639.23	-9.7
二国間政府開発援助計（純額）(C)＋(G)	12,424.79	15,043.37	-17.4	18,816.07	21,136.86	-11.0
二国間政府開発援助計（贈与相当額）(D)＋(H)	13,767.25	15,981.83	-13.9	20,849.08	22,455.45	-7.2
国際機関向け贈与（I）	2,500.46	3,618.54	-30.9	3,786.69	5,084.27	-25.5
国際機関向け政府貸付等（貸付実行額：総額）(J)	341.22	－	－	516.74	－	－
（回収額）(K)	20.61	－	－	31.21	－	－
（純額）(L)＝(J)－(K)	320.61	－	－	485.53	－	－
（贈与相当額）(M)	225.83	－	－	341.99	－	－
国際機関向け拠出・出資等計（総額）(N)＝(I)＋(J)	2,841.68	3,618.54	-21.5	4,303.44	5,084.27	-15.4
国際機関向け拠出・出資等計（純額）(O)＝(I)＋(L)	2,821.07	3,618.54	-22.0	4,272.22	5,084.27	-16.0
国際機関向け拠出・出資等計（贈与相当額）(P)＝(I)＋(M)	2,726.29	3,618.54	-24.7	4,128.68	5,084.27	-18.8
政府開発援助計（総額）(A)＋(E)＋(N)	19,926.49	24,001.45	-17.0	30,176.62	33,723.50	-10.5
政府開発援助計（純額）(C)＋(G)＋(O)	15,245.86	18,661.91	-18.3	23,088.29	26,221.13	-11.9
政府開発援助計（贈与相当額）(D)＋(H)＋(P)	16,493.53	19,600.37	-15.9	24,977.76	27,539.72	-9.3
名目GNI値（単位：10億ドル、10億円）	4,282.61	4,463.33	-4.0	648,557.20	627,124.40	3.4
対GNI比（%）（純額）	0.36	0.42		0.36	0.42	
対GNI比（%）（贈与相当額）	0.39	0.44		0.39	0.44	

（注）
・四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。
・[－]は、実績が全くないことを示す。
・換算率：2023年＝140.5061円/ドル、2024年＝151.4397円/ドル（OECD-DAC指定レート）。
・ここでいう「無償資金協力」は、日本が実施している援助形態としての無償資金協力ではない。
・「開発途上地域」指定国・地域向け援助を除く（「開発途上地域」指定国・地域向け援助を含めた実績については174ページの参考統計2（1）を参照）。
・「開発途上地域」指定国・地域とは、JICA法第3条（機構の目的）を踏まえ、ODA対象国・地域に関するDACリストから卒業した国に対して、「開発途上地域」に当たると整理を行い、継続支援している国。2024年のODA実績においては、アンティグア・バーブーダ、ウルグアイ、オマーン、クック諸島、セーシェル、セントクリストファー・ネービス、チリ、トリニダード・トバゴ、バハマ、バルバドス、バーレーン、ブルネイ、ポーランド、ASEAN地域が該当する。
・債務救済は、商業上の債務の免除であり、債務繰延は含まない。

図表Ⅱ-2　日本の二国間政府開発援助実績の地域別配分の推移

支出総額ベース

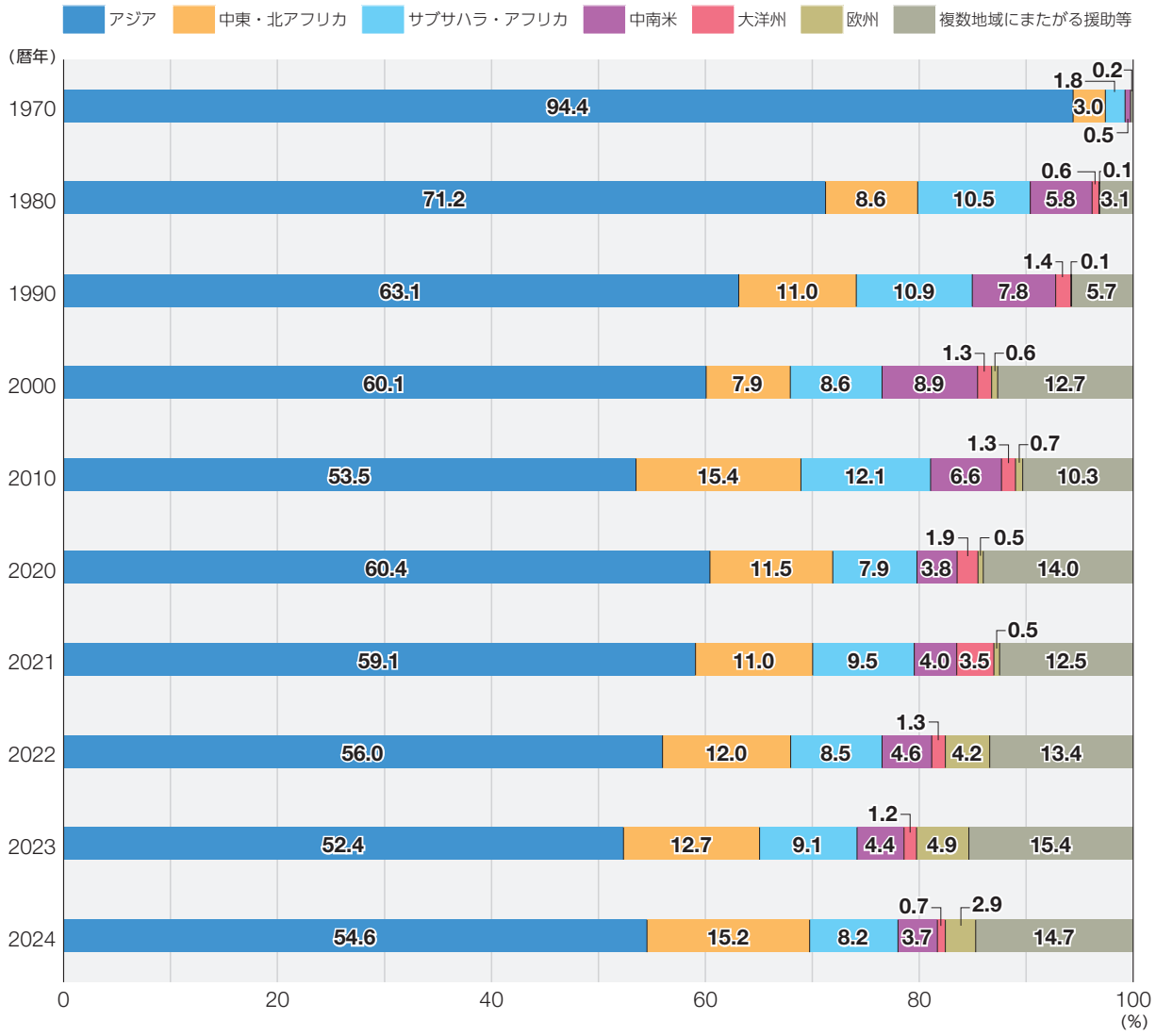

出典：OECDデータベース（OECD Data Explorer）（2025年12月）

（注）

・複数地域にまたがる援助等とは、地域・国を特定しない国際機関等経由贈与や調査・研究等の技術協力など、地域分類が不可能なもの。

・四捨五入の関係で合計が100%とならないことがある。

図表Ⅱ-3　主要DAC諸国の政府開発援助実績の推移

OECD［支出純額ベース（2017年まで）／贈与相当額ベース（2018年から）］

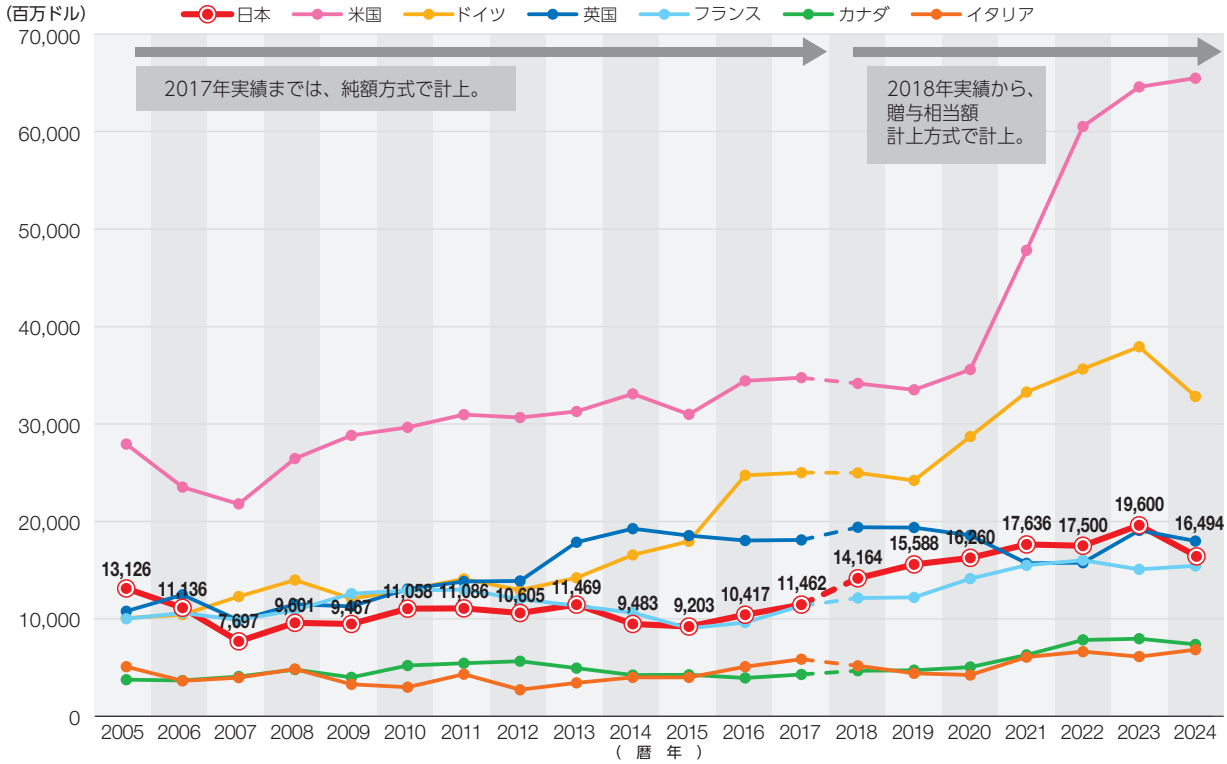

出典：OECDデータベース（OECD Data Explorer）（2025年12月）

支出総額ベース

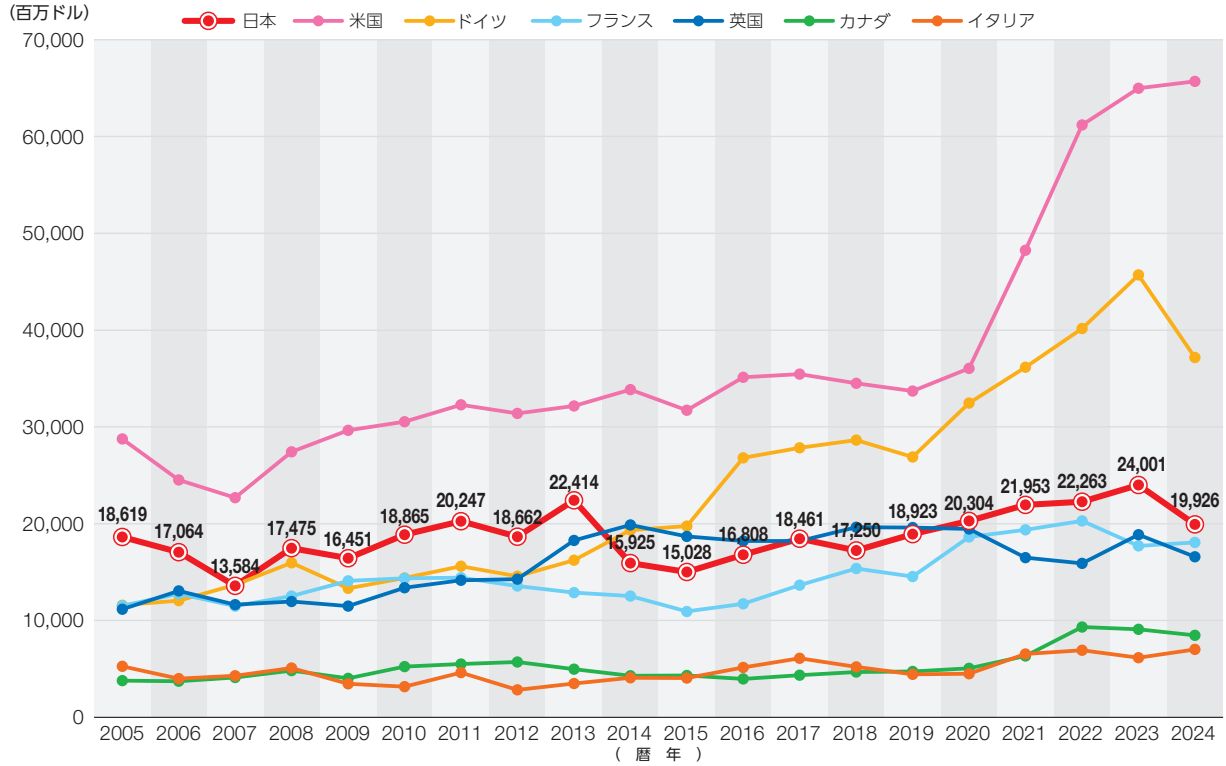

出典：OECDデータベース（OECD Data Explorer）（2025年12月）

図表Ⅱ-4　DAC諸国における政府開発援助実績の国民１人当たりの負担額（2024年）

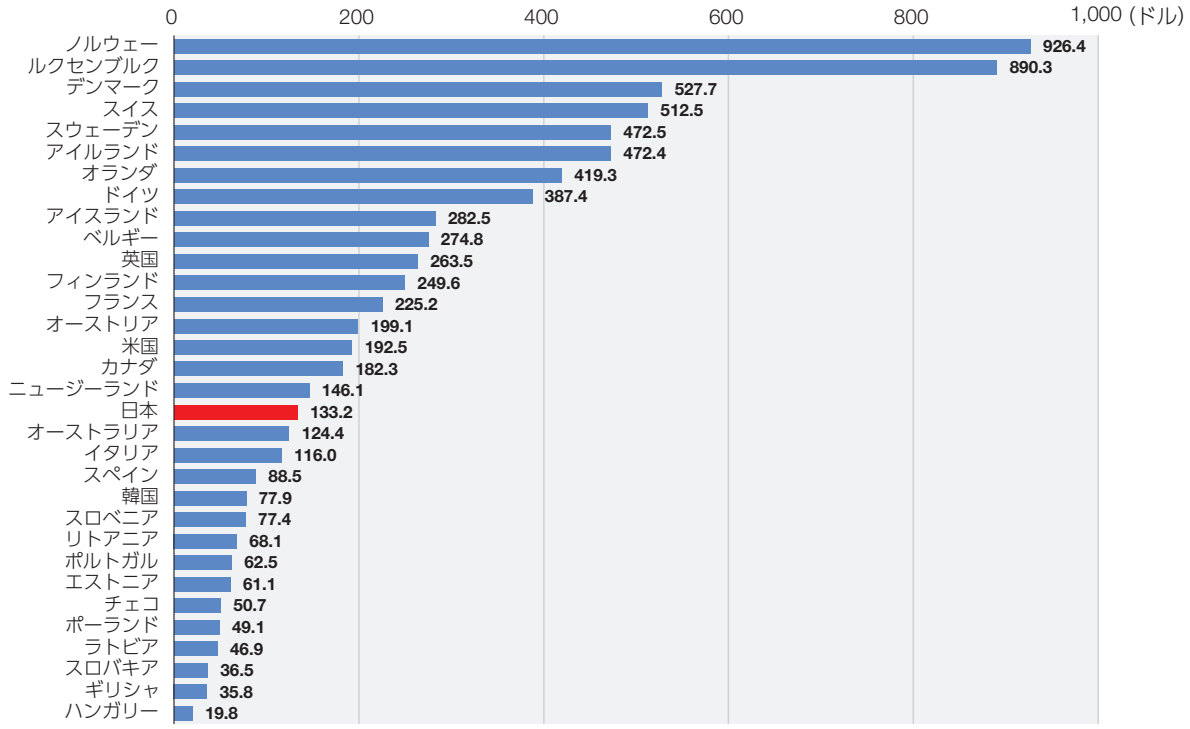

出典：OECDデータベース（OECD Data Explorer）（2025年12月）
(注)
・贈与相当額ベース。
・ラトビアは2025年にDACへ加盟。

図表Ⅱ-5　DAC諸国における政府開発援助実績の対国民総所得（GNI）比（2024年）

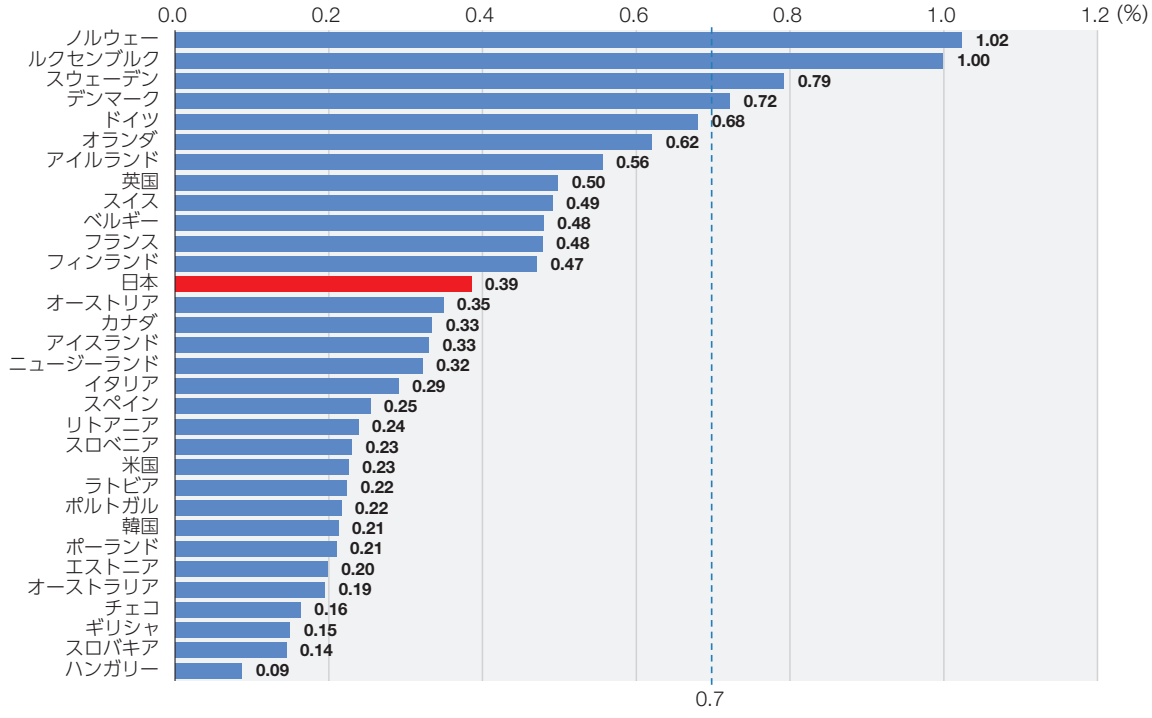

出典：OECDデータベース（OECD Data Explorer）（2025年12月）
(注)
・贈与相当額ベース。
・1970年、国連総会は政府開発援助の目標を国民総生産（GNP）（現在は国民総所得（GNI））の0.7パーセントと定めた。
・ラトビアは2025年にDACへ加盟。

図表Ⅱ-6　日本の政府開発援助実績の対国民総所得（GNI比）の推移

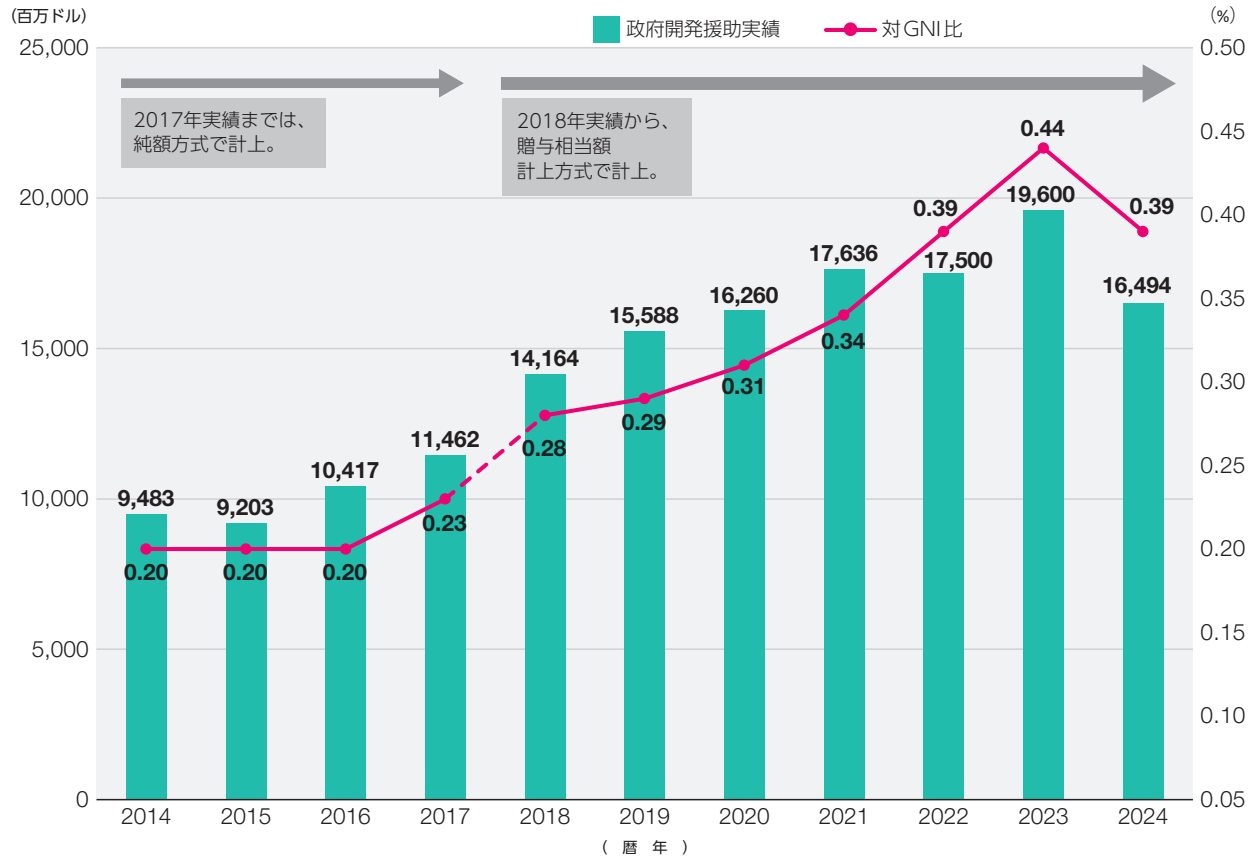

出典：OECDデータベース（OECD Data Explorer）（2025年12月）
（注）
・2017年実績までは支出純額ベース。2018年実績からは贈与相当額ベース。

2 実績から見た主要ドナーの政府開発援助概要

いかなる協力がODAに該当するのか、それをどのように報告するかについては、OECD/DACが国際的なルールを定めています。DACが定めるルールでは、ODAは、（ⅰ）公的機関またはその実施機関によって供与される、（ⅱ）開発途上国の経済開発や福祉の向上を主目的とする、（ⅲ）譲許的性格を有する（政府貸付等の場合、貸付条件（金利、償還期間等）が受取国にとって有利に設定されている）、の3要件を満たすものとされています。

このように、DAC諸国はDACが定めるルールに基づいて開発協力を行っていますが、主要ドナーが実施するODAの内容は国によって異なっています。ここでは、主にG7諸国を中心としたDACドナーの援助概要について2024年の実績を参考に概説します。

■ 主要ドナーの支援実績

2024年のDAC諸国のODA供与額（贈与相当額計上方式（GE方式））は、約2,145億4,900万ドルでした。国別実績（GE方式、DAC諸国における構成比）では、1位が米国（約654億7,500万ドル、30.5%）、2位がドイツ（約328億3,200万ドル、15.3%）、3位が英国（約179億ドル9,200万ドル、8.4%）、4位が日本（約164億9,400万ドル、7.7%）、5位がフランス（約154億4,700万ドル、7.2%）、6位がオランダ（約75億2,200万ドル、3.5%）、7位がカナダ（約73億8,700万ドル、3.4%）、8位イタリア（約68億4,100万ドル、3.2%）、9位ノルウェー（約51億7,900万ドル、2.4%）とG7諸国が上位を占めています[注6]。

■ 主要ドナーの支援分野

2024年の実績では、米国、英国、フランス、ドイツは、教育、保健、上下水道等の社会インフラ分野への支援を重点的に行っています。また、米国はODA全体の26%以上を人道支援等の緊急援助、食糧援助に充てています。一方、道路や橋、鉄道、通信、電力等の経済インフラ分野については、日本が最も多く43.3%を、次いでフランスが17.7%をそれぞれ配分しています。日本の協力に占める経済インフラ分野での支援が大きいのは、自らの戦後の復興経験からも、開発途上国の持続的な経済成長を通じた貧困削減等の達成のためには、まず経済インフラを整え、自助努力を後押しすることが不可欠と考えているからです（図表Ⅱ-7）。

■ 主要ドナーの支援地域

日本はアジア地域を中心に支援している（2024年の支出総額（以下同）の約54.6%）のに対し（図表Ⅱ-2）、米国、英国、フランスおよびイタリアはサブサハラ・アフリカ向け支援が1位（それぞれ26.2%、18.2%、29.7%、18.9%）となっています[注7]。また、地域別で見た主要DAC諸国からの支援実績の割合では、米国は中東・北アフリカ（29.2%）、サブサハラ・アフリカ（44.9%）、中南米（36.3%）、および欧州（55.5%）で1位となっています。大洋州ではオーストラリアおよびニュージーランドが総供与額の50.6%を支援しています。このように、各国による支援重点地域は、地理的近接性や歴史的経緯等による影響も受けています（図表Ⅱ-8）。

注6 OECDデータベース（OECD Data Explorer）（2025年12月）。
注7 OECDデータベース（OECD Data Explorer）（2025年12月）。

図表Ⅱ-7　主要DAC諸国の二国間ODAの分野別配分（2024年）

（単位：%）

分野＼国名	日本	米国	英国	フランス	ドイツ	イタリア	カナダ	DAC平均
社会インフラ（教育、保健、上下水道等）	15.6	41.3	28.8	35.7	29.4	15.4	11.8	32.1
経済インフラ（輸送、通信、電力等）	43.3	5.7	5.5	17.7	11.8	7.0	3.7	12.2
農林水産分野（農業、林業、漁業等）	3.3	2.4	3.2	6.6	1.6	4.4	0.6	3.2
工業等その他生産分野（鉱業、環境等）	26.2	2.8	15.2	14.0	22.5	16.6	37.7	12.7
緊急援助（人道支援等）、食糧援助	6.6	26.2	11.6	5.5	6.5	6.7	7.0	14.8
プログラム援助等（債務救済、行政経費等）	5.0	21.6	35.7	20.5	28.3	49.8	39.3	25.0
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

出典：OECDデータベース（OECD Data Explorer）（2025年12月）
（注）
・約束額ベース。
・四捨五入の関係上、各分野の合計が100%とならないことがある。

図表Ⅱ-8　地域別実績における主要DAC諸国（2024年）

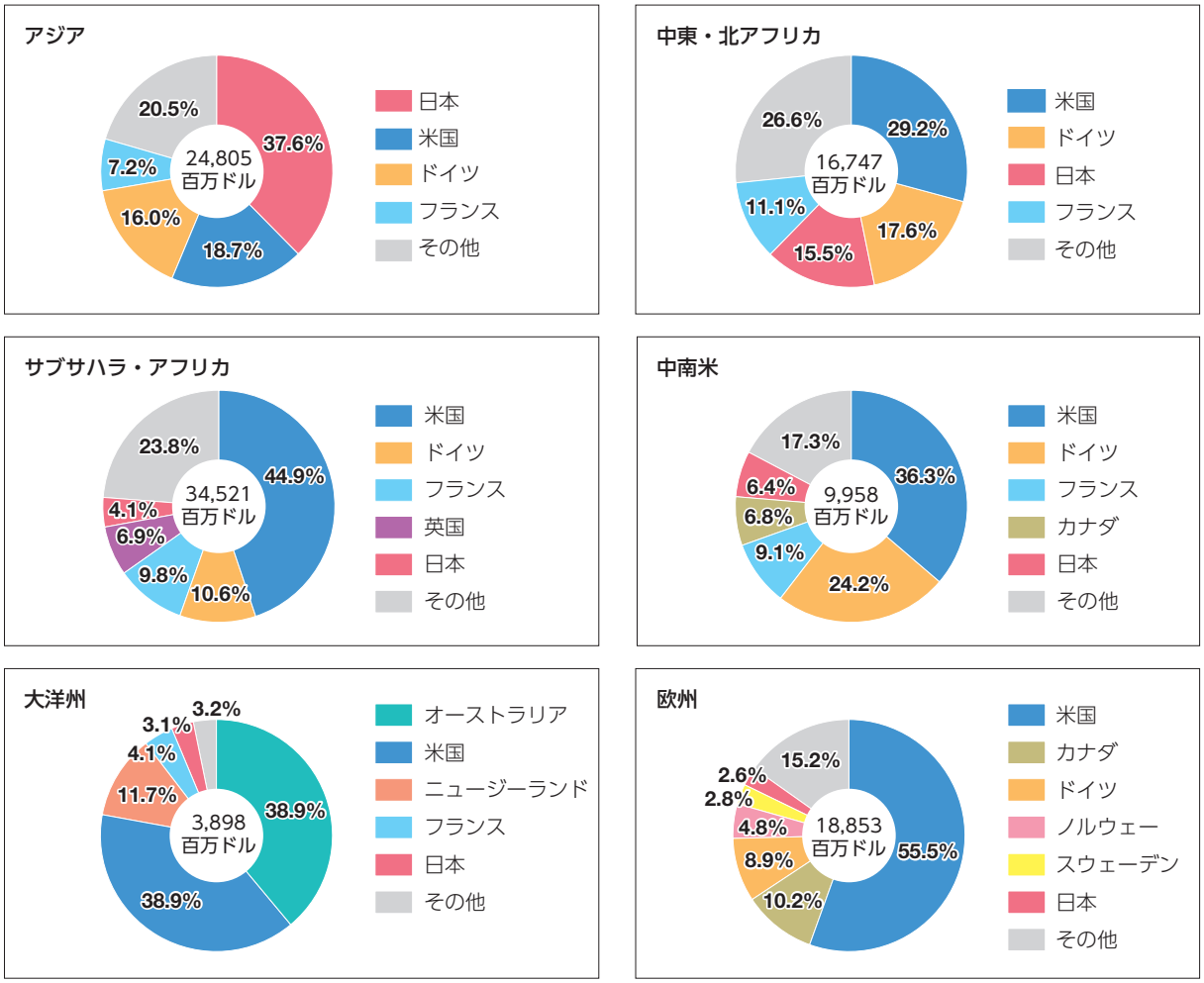

出典：OECDデータベース（OECD Data Explorer）（2025年12月）
（注）
・支出総額ベース。
・地域分類は136ページの図表Ⅳに同じ。
・グラフ内数値はDAC諸国の援助実績の合計。

■ 援助形態別の実績

援助形態別に見ると、2024年のDAC諸国全体のODA実績のうち、贈与が約87.9%（二国間無償 注8：約57.5%、二国間技術協力：約7.8%、国際機関向け贈与：約22.6%）、政府貸付等が約12.1%（二国間：約11.8%、国際機関向け：約0.3%）となっており、日本を除く主要DAC諸国実績上位10か国は、その多くを贈与（二国間無償、二国間技術協力、国際機関向け贈与）の形態で実施しています（図表Ⅱ-9）。

日本のODAに占める有償資金協力（円借款等）の割合が多いのは、開発を与えられたものとしてではなく、開発途上国自身の事業として取り組む意識を高めることが、効果的な開発協力のために重要との考えに基づき、開発途上国の人々自らによる経済成長への努力を支援することを目的としているためです。開発途上国側から見れば、自らが借りたお金で自国の経済や社会の発展を目指した事業を行うことになり、積極的に事業に取り組むことにつながります。有償資金協力（円借款等）が終了した後も、現地の人々が自らの生活を自立的に発展させていけるよう、人づくり、法制度整備などのソフト面の支援を組み合わせた協力を行っている点は、開発途上国の自助努力・自立的発展を重視する日本ならではの支援と言えます。

図表Ⅱ-9　DAC諸国の援助形態別実績（2024年）

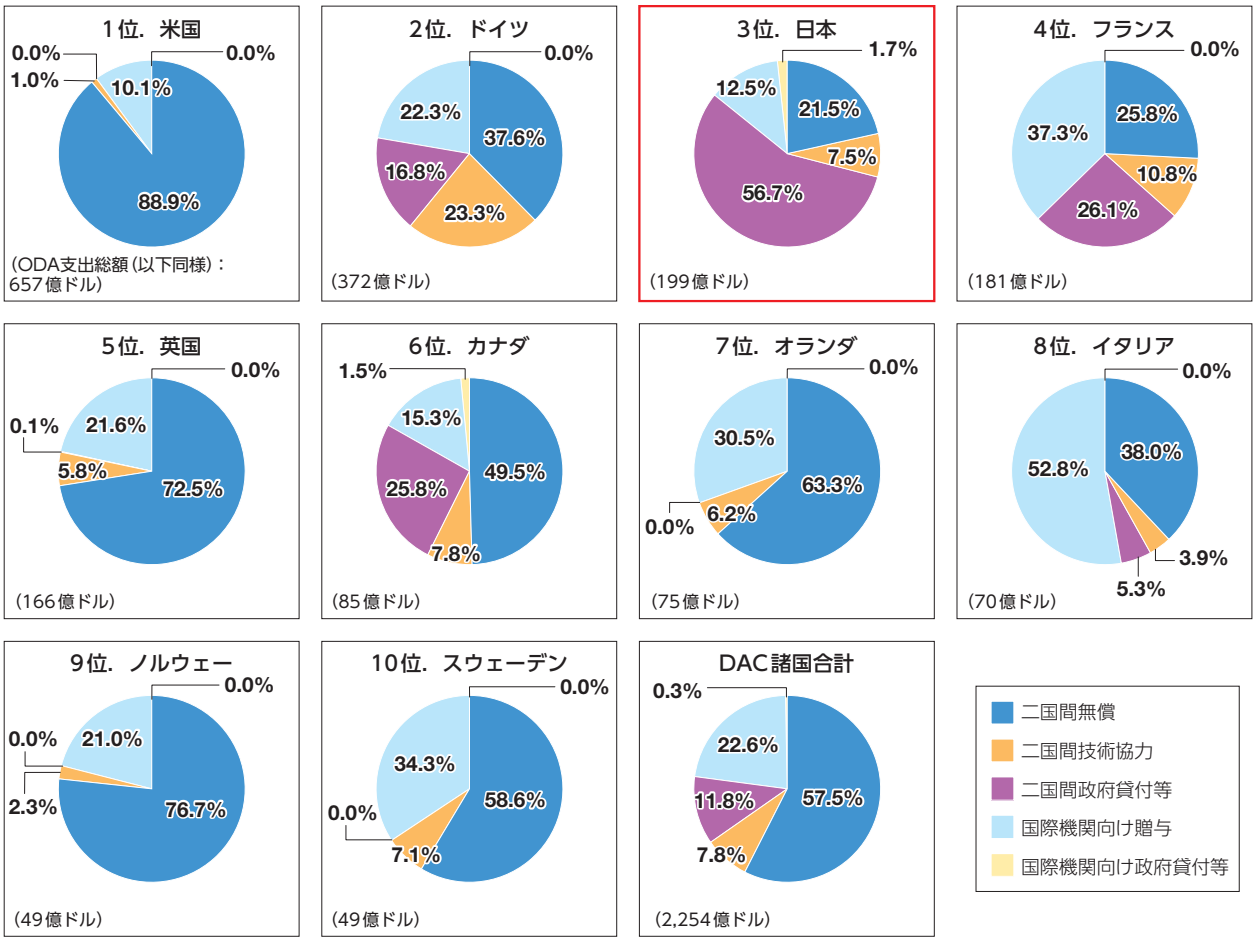

出典：OECDデータベース（OECD Data Explorer）（2025年12月）
（注）
・2024年DAC実績上位10か国、支出総額ベース。
・四捨五入の関係で合計が100%とならないことがある。

注8　二国間無償は、17ページ図表II-1無償資金協力、債務救済、国際機関等経由を指す。

3 新興ドナーや民間主体による「途上国支援」の増加

近年、DACメンバーに加え、DACに加盟していない中国、インド、インドネシア、サウジアラビア、ブラジル、トルコ等の新興ドナーや民間の財団などによる開発途上国支援が増加しています。DACに実績報告を行っている非DAC諸国は少ないですが、DACの統計で集計されているだけでも、2024年では、非DAC諸国による支援は計179億ドル以上、同諸国からの民間資金は約10億ドルとなっています。また、DAC諸国および非DAC諸国のNGO等の非営利団体による支援は計約639億ドルに達しています[注9]。

2025年7月の第4回開発資金国際会議（FfD4）で採択された「セビリア・コミットメント」では、持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた資金ギャップを埋めるため、「あらゆる資金源から、追加的、革新的、適切、利用可能、予測可能でアクセスしやすい資金を提供し、動員する」と記載されたように、民間資金動員を始め、様々な主体による資金を開発途上国に向けることが求められています。

開発途上国への資金の流れが多様化する中、その流れを正確に把握し、限りある開発資金を効果的に活用することは国際社会が連携して開発協力を推進するために不可欠ですが、非DAC諸国などが実施する開発途上国支援の内容は、DACが作成・公表する統計では全てが明らかにならないのが現状です。また、国際ルール・スタンダードに合致しない不透明かつ不公正な貸付慣行の存在も指摘されています。

こうした状況下、2025年も様々な国際フォーラムにおいて、開発金融の透明性などについて具体的な議論が行われました。

2025年6月のG7カナナスキス・サミットにおいて、G7首脳は透明で公正な開発金融を通じた債務持続可能性を促進する旨表明するとともに、全ての国際的な資金提供者に対し、同様の取組を求めました。これらの議論も踏まえ、10月のG7開発大臣会合では、債務持続可能性と透明性の促進に関するコミットメントが確認され、宮路外務副大臣（当時）から、全ての開発協力提供者が国際ルール・スタンダードを遵守した透明で公正な開発金融を行うよう、引き続きG7として取り組んでいく必要性を強調しました。

G7開発大臣会合に出席する宮路外務副大臣（当時）（写真左から2人目）

また、7月のG20開発大臣会合においても、松本外務大臣政務官（当時）から、新興ドナー国を含む全ての開発協力提供者が、国際ルール・スタンダードを遵守した透明で公正な開発金融を行うよう、引き続きG20として取り組んでいくことを求め、成果文書にて同内容が確認されました。その後11月に開催されたG20ヨハネスブルグ・サミットで採択された首脳宣言では、G20首脳が、民間債権者を含む全ての利害関係者に債務透明性の向上を求めました。高市総理大臣は、「質の高いインフラ投資に関するG20原則」を始めとする包摂性、透明性、公正性といった国際ルール・基準を遵守し、債務持続可能性に配慮したインフラ開発が不可欠であると発言するとともに、G20「共通枠組」での債務再編の実施改善、そして債務透明性の向上の必要性を強調しました。

G20開発大臣会合サイドイベントで発言する松本外務大臣政務官（当時）

注9 OECDデータベース（OECD Data Explorer）（2025年12月）。

日本は、新興ドナーの開発途上国支援が国際ルール・スタンダードと整合的な形で透明性・公正性をもって行われるよう、引き続き、国際社会と連携しながら働きかけていきます（47ページの第Ⅲ部1（4）および145ページの第Ⅴ部1（2）も参照）。

図表Ⅱ-10　ODA対象国・地域に関するDACリスト

（2024年実績に適用）

政府開発援助（ODA）対象国						
後発開発途上国（LDCs）		低所得国（LICs） 一人当たりGNI $1,135以下	低中所得国（LMICs） 一人当たりGNI $1,136-$4,465以下		高中所得国（UMICs） 一人当たりGNI $4,466-$13,845以下	
アフガニスタン	ブルンジ	[北朝鮮]	アルジェリア	モンゴル	アゼルバイジャン	トンガ
アンゴラ	ベナン	シリア	イラン	ヨルダン	アルゼンチン	ナウル
イエメン	マダガスカル		インド	レバノン	アルバニア	ナミビア
ウガンダ	マラウイ		ウクライナ		アルメニア	ニウエ
エチオピア	マリ		ウズベキスタン		イラク	パナマ
エリトリア	南スーダン		エジプト		インドネシア	パラオ
ガンビア	ミャンマー		エスワティニ		エクアドル	パラグアイ
カンボジア	モーリタニア		ガーナ		エルサルバドル	[パレスチナ]
ギニア	モザンビーク		カーボベルデ		ガイアナ	フィジー
ギニアビサウ	ラオス		カメルーン		カザフスタン	ブラジル
キリバス	リベリア		キルギス		ガボン	ベネズエラ
コモロ	ルワンダ		ケニア		北マケドニア	ベラルーシ
コンゴ民主共和国	レソト		コートジボワール		キューバ	ベリーズ
サントメ・プリンシペ			コンゴ共和国		グアテマラ	ペルー
ザンビア			サモア		グレナダ	ボスニア・ヘルツェゴビナ
シエラレオネ			ジンバブエ		コスタリカ	ボツワナ
ジブチ			スリランカ		コソボ	マーシャル諸島
スーダン			タジキスタン		コロンビア	マレーシア
セネガル			チュニジア		ジャマイカ	南アフリカ
ソマリア			[トケラウ]		ジョージア	メキシコ
ソロモン諸島			ナイジェリア		スリナム	モーリシャス
タンザニア			ニカラグア		赤道ギニア	モルディブ
チャド			パキスタン		セルビア	モルドバ
中央アフリカ			バヌアツ		セントビンセント	[モンセラット]
ツバル			パプアニューギニア		[セントヘレナ]	モンテネグロ
トーゴ			フィリピン		セントルシア	リビア
ニジェール			ブータン		タイ	[ワリス・フテュナ]
ネパール			ベトナム		中国	
ハイチ			ボリビア		ドミニカ共和国	
バングラデシュ			ホンジュラス		ドミニカ国	
東ティモール			ミクロネシア連邦		トルクメニスタン	
ブルキナファソ			モロッコ		トルコ	

出典：OECDホームページ
（注）
・GNI値は2022年の数値。
・[　　] は地域を示す。

第Ⅲ部 課題別の取組

パラグアイにおいて農牧業バリューチェーン強化のために現地の農家を指導するJICA専門家（写真：JICA）

1 新しい時代の「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅…… 28
2 平和・安全・安定な社会の実現、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の維持・強化…… 50
3 複雑化・深刻化する地球規模課題への国際的取組の主導…… 65

1 新しい時代の「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅

（1）経済社会の自律性・強靭性の強化

日本はこれまで経済成長を実現すること、そしてその成長を「質の高い成長」用語解説とすることにより、最も基本的な開発課題である貧困撲滅を目指してきました。「質の高い成長」のためには、発展の基盤となるインフラ（経済社会基盤）の整備が重要です。また、民間セクターが中心的役割を担うことが鍵となり、産業の発展や貿易・投資の増大といった民間活動が活発になることが不可欠です。しかし、ロシアによるウクライナ侵略や中東情勢などの影響を受けて、世界経済は、エネルギーや食料価格の高騰、サプライチェーン注1の混乱といった課題に直面しています。とりわけ開発途上国では、貿易を促進し民間投資を呼び込むための能力構築や環境整備を行うことが困難な場合があり、開発途上国の経済社会の自律性・強靭性の強化の観点から、国際社会からの支援が求められています。

日本の取組

■ サプライチェーンの強靭化・多様化、経済の多角化

日本は開発途上国の輸出能力や競争力を向上させるため、開発途上国が貿易を行うために重要な港湾、道路、橋などの輸送網の整備、発電所・送電網など産業関連インフラの整備といったハード面での協力に加えて、貿易管理・輸出入手続の円滑化に向けて、税関職員や知的財産権の専門家の能力向上などの貿易関連分野における技術協力といったソフト面からも、開発途上国の貿易・投資環境や経済基盤の整備に向けた協力を行っています。

こうした協力を通じて、開発途上国の経済強靭性と経済安全保障を強化していくことは、開発途上国の質の高い成長を確保しつつ、日本経済への裨益という成長の好循環を確保していく上で喫緊の課題となっています。

こうした観点も踏まえ、2025年6月に開催された経済協力開発機構（OECD）閣僚理事会では、経済強靭性の構築に向けて、多様化および重大な依存関係の削減により、リスクを軽減する重要性が確認されました。また、サプライチェーンを強化し、グローバルバリューチェーンを改良すべく、G7サミットで確立された「強靱で信頼性のあるサプライチェーンに関する原則」注2等に基づき、パートナーおよび民間セクターと積極的に関わり、協調的な取組を行う必要性も強調されました。

同月のG7カナナスキス・サミットでは、「経済成長、経済安全保障・経済強靱性」が主要な議題の一つとして取り上げられ、石破総理大臣（当時）から、重要鉱物のサプライチェーンの強靭化・多角化は喫緊の課題であり、G7やパートナー国と緊密に連携して対応することの必要性を強調しました。また、資源国の役割は非常に重要であり、サプライチェーン多角化のための新規プロジェクトの立ち上げや、開発途上国の現地高付加価値化に向けた「RISE（強靭で包摂的なサプライチェーンの強化）パートナーシップ」などにおける協力が重要である旨述べました。同サミットにおいて発出された「G7重要鉱物行動計画」において、G7首脳は、能力構築支援などを通じて、鉱物資源が豊富な新興国・開発途上国のパートナーとの協力を深めることにコミットしました。

また、2025年3月の日英経済版2＋2閣僚会合では、四閣僚が、サプライチェーンの強靭化や重要・新興技術の課題に係る協力を含め、経済的強靭性・経済安全保障に関する協力を強化していく共同の野心を表明しました。さらに、9月の日米韓外相会合においても、重要鉱物を含むサプライチェーン強靭化を始めとする経済安全保障の分野でも緊密に連携していくことを確認しました。

サプライチェーン強靭化に資するインフラ整備の一

注1 原材料の調達から生産、加工、流通、そして販売により需要者に提供されるまでの一連の流れのこと。
注2 G7広島サミットにおいて、透明性、多様性、安全性、持続可能性、信頼性が、G7内外の信頼できるパートナー国との間で強靭なサプライチェーンネットワークを構築および強化する上で不可欠な原則であることが確認された。

例として、内陸国のザンビア、マラウイからモザンビークのナカラ港を経てインド洋とつながるナカラ回廊の整備が挙げられます。2025年8月、石破総理大臣（当時）は、第9回アフリカ開発会議（TICAD 9）の機会に、モザンビーク、マラウイ、ザンビアに対する広域オファー型協力「ナカラ回廊開発によるグローバル・サプライチェーンの強靭化」を立ち上げることを発表しました（TICAD 9については127ページの「開発協力トピックス」、オファー型協力については160ページの第Ⅴ部2（2）を参照）。日本は、円借款によるナカラ港開発事業を始め、発電所や道路の整備などを進めてきました。同回廊のさらなる活用のため、今後オファー型協力を通じて、民間企業、国際機関、市民社会等を始めとする様々な関係者のアイデアもいかしながら、同地域の輸送インフラ整備や産業振興を推進していきます。域内の連結性強化により同回廊の輸送ルートとしての価値を高め、日本の資源に係るグローバル・サプライチェーンの強靭化に貢献することが期待されます。

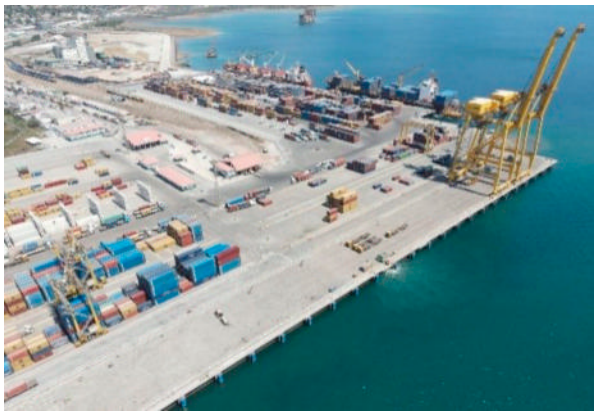

日本が整備・機能強化を推進するモザンビークのナカラ港の様子（写真：Penta-Ocean Construction Co., Ltd. & Toa Cooperation Joint Venture）

重要鉱物分野において、日本は10年以上にわたり、「資源の絆（きずな）プログラム」を通じて、持続可能な資源開発を担う人材の育成と人的ネットワークの強化を実施しています。これまで累計32か国から246人の行政官等を対象に、法制度の整備から資源探査・開発、保安、鉱害・環境対策、閉山に至るまで、幅広い能力に関する長期研修を実施し、開発途上国における持続的な鉱業開発を支援しています。

また、全世界を対象にサプライチェーン強靭化、持続的な物流システムの構築およびフードバリューチェーン[注3]強化に関する研修も実施しており、2024年度には計147人の行政官等が参加しました。インドネシアにおいては、2018年から、国境付近の離島6島で、水産施設の整備に加え、離島経済活性化のため水産物の高付加価値化や島外への流通などを整備するための技術協力を実施しています。

開発途上国の貿易を促進するための協力としては、日本は開発途上国産品の日本市場への輸入を促進するため、最恵国税率より低い税率を適用するという一般特恵関税制度（GSP）を導入しています。特に後発開発途上国（LDCs）[用語解説]に対して特別特恵関税制度を導入し、無税無枠措置[用語解説]をとっており、2025年3月、特別特恵関税制度の適用をLDCs卒業後1年以内から最長3年延長して受けることができるように制度改正の上、2025年度から措置しています。

また、日本は開発途上国との経済連携協定（EPA）[用語解説]や投資協定も積極的に推進しています。これらの協定により、貿易・投資の自由化（物品の関税やサービス貿易の障壁の削減・撤廃、税関手続の円滑化など）および海外に投資を行う企業やその投資財産保護を通じたビジネス環境の整備が促進され、日本企業の開発途上国市場への進出を後押しし、ひいては開発途上国の経済成長にも資することが期待されます。なお、EPAの円滑な実施に関しては、開発途上国の税関に対し、その適正な運用に必要な税関手続に関する技術支援も実施しています。

日本を含む先進国による支援をさらに推進するものとして、世界貿易機関（WTO）やOECDを始めとする様々な国際機関などにおいて「貿易のための援助（AfT）」[用語解説]に関する議論が活発になっています。日本は、AfTを実施する国際貿易センター（ITC）などに拠出し、開発途上国が貿易交渉を進め、国際市場に参入するための能力を強化すること、およびWTO協定を履行する能力を付けることを目指しています。2025年には、日本はITCを通じて、アフリカの女性起業家に対する電子商取引の活用に向けた支援、アフリカ大陸自由貿易圏（AfCFTA）の下での貿易・投資の促進に向けた現地政府関係者等への支援、ウクライナにおける避難民の就労および起業支援などを行っています。

税関への支援に関しては、ASEAN諸国を中心に、

注3 農家、種・肥料・農機などの資機材の供給会社、農産物の加工会社、輸送・流通会社、販売会社など、多くの関係者の連携を通じて、生産から製造・加工、流通、消費に至る各段階の付加価値を連鎖させたもの。

開発途上国の税関職員を対象とした研修や日本の税関職員を現地に派遣し、開発途上国の税関の能力向上を目的とした支援を行っています。特にASEAN 6か国[注4]には日本の税関職員をJICA専門家として長期派遣し、ニーズに応じた支援を実施しています。さらに、カンボジア、タイ、ラオスでは2024年7月から3か国の広域プロジェクトとしてメコン地域の連結性向上に向けた支援も実施しています。また、世界税関機構（WCO）への拠出を通じて、WCOが有する国際標準の導入や各国のベスト・プラクティスの共有により、国際貿易の円滑化および安全確保の両立などに貢献しています。さらに、JICA／WCO合同プロジェクトであるマスタートレーナープログラムを、アフリカのみならず、太平洋島嶼国および中央アジア・コーカサス地域にも対象を拡大しており、これまで累計37か国において教官養成や研修教材作成を支援し、持続的な研修能力の向上に貢献しています。2025年8月のTICAD 9の機会には、AfCFTAに関する公式テーマ別イベントをWCOおよびAfCFTA事務局と共催で実施し、AfCFTAの進捗状況や現状の課題およびAfCFTA活用に向けて内外の関係者が協力していくことの重要性について、国際機関、地域経済共同体、アフリカ諸国、民間事業者、ドナー国など多様な視点から議論を行いました。また、同イベントにおいて、アフリカにおける日系企業のビジネス環境改善に向けた日本の取組を紹介しました。

太平洋島嶼国における技術協力「WCO連携 税関リスク管理・事後調査」において、2025年9月にフィジーにて開催されたマスタートレーナー育成研修の様子（写真：JICA）

■ 金融・資本市場制度整備支援等

開発途上国の持続的な経済開発にとって、健全かつ安定的な金融システムや円滑な金融・資本市場は必要不可欠な基盤です。金融のグローバル化が進展する中で、新興市場国における金融システムを適切に整備し、健全な金融市場の発展を支援することが大切です。こうした考えの下、JICAの課題別研修を通じて、金融規制監督等に関する研修を実施しました。また、金融庁は、金融インフラ整備支援および海外金融当局との協力強化を目的にグローバル金融連携センター（GLOPAC）において、2014年の設立以降、これまで38の国・地域から計243人の支援対象地域の金融当局者を日本に招聘し、銀行・証券・保険に関する計26回の研修を実施しました。

■ 国内資金動員支援

開発途上国が、自らのオーナーシップ（主体的な取組）で様々な開発課題を解決し、質の高い成長を達成する上で、開発途上国が必要な開発資金を税収などの形で、自らの力で確保していくこと、すなわち「国内資金動員」が重要となっています。持続可能な開発目標（SDGs）[用語解説]を達成するための開発資金不足が指摘される中、日本は、国際機関などとも協働しながら、この分野の議論に貢献するとともに、国内資金動員に関連した支援を開発途上国に対して提供しています。例えば、日本は、開発途上国の税務行政の改善などを目的とした技術協力に積極的に取り組んでおり、2025年には、納税者管理、国際課税、徴収などの分野について、フィリピンおよびベトナムで、国税庁の職員がJICA専門家として活動しました。さらに、開発途上国の税務職員などを対象に、国際税務行政セミナー（ISTAX）や国際課税研修なども実施しています。また、タイでは固定資産評価能力プロジェクトが2022年11月から実施されています。国際通貨基金（IMF）、世界銀行、OECDやアジア開発銀行（ADB）が実施する税分野を含む国内資金動員の技術支援についても、人材面・知識面・資金面における協力を行っています。

また、多国籍企業などによる課税逃れの防止に取り

注4 カンボジア、タイ、フィリピン、マレーシア、ミャンマー、ラオスの6か国。

組むOECD／G20税源浸食と利益移転（BEPS）プロジェクト用語解説の実施も、開発途上国の持続的な発展にとって重要です。このプロジェクトを各国が協調して実施することで、開発途上国は多国籍企業の課税逃れに適切に対処し、自国において適正な税の賦課徴収ができるようになります。また、税制・税務執行が国際基準に沿ったものとなり、企業や投資家にとって、安定的で予見可能性の高い、魅力的な投資環境が整備されることとなります。現在、OECD／G20「BEPS包摂的枠組み」（BEPSプロジェクトで合意された事項を実施する枠組み）には、開発途上国を含む147の国・地域が参加しています。経済のグローバル化およびデジタル化に伴う課税上の課題に対応するため、2021年にこの枠組みの下で合意された「2本の柱」の解決策の実施に向けて、「第2の柱」グローバル・ミニマム課税に係る各国内での法制化などの作業などが進められており、日本としても国際機関への拠出を通じて支援を行っています。

■ 産業人材育成、雇用創出を含む労働分野の支援

質の高い成長の実現には、産業発展を支える産業人材の育成が重要です。日本は、教育・訓練を受ける機会が限られがちな開発途上国において、多様な技術や技能を有する産業人材を育成するため、各国で拠点となる技術専門学校および職業訓練校への支援や、日本企業と連携した現地産業人材に対する日本への受入れおよび専門家派遣を通じた育成研修などを実施しています。支援の実施に当たり、日本の知見・ノウハウをいかし、教員・指導員の能力強化、訓練校の運営能力強化、カリキュラム・教材の開発・改訂支援などを行い、教育と雇用との結び付きをより強化する取組を行っています。

2016年から2024年の間に、産業界と連携するなどし、15か国21事業を通じて、19の職業技術教育訓練機関などに対して、施設および機材の整備を含む複合的な支援を行いました。2025年には、日本は、

トルコに対する技術協力「アグロインダストリー競争力強化プロジェクト」において、JICA専門家がカラジャダー地域開発庁職員に対して農産物のブランディングに関する研修を実施する様子（写真：JICA）

国連女性機関（UN Women）を通じて、15か国・地域14案件で、女性の生計向上を目的とした技能開発にも貢献しました。

アジア地域では、2023年9月に発表した「日ASEAN包括的連結性イニシアティブ」において、今後3 年間で5,000人の人材育成を実施することを示しており、課題別研修など様々な事業を通じて、ASEAN諸国の国造りを担う人材育成に協力しています。

厚生労働省では、インドネシア、カンボジア、ベトナム、ラオスを対象に、質の高い労働力の育成・確保を図るため、これまでに政府および民間において培ってきた日本の技能評価システム（日本の国家試験である技能検定試験や技能競技大会）のノウハウを移転する研修 注5 を日本国内および対象国内で行っています。2024年度にこれらの研修に参加したのは、4か国合計98人で、これにより、対象国の技能評価システムの構築・改善が進み、現地の技能労働者の育成が促進されるとともに、雇用の機会が増大して、技能労働者の社会的地位も向上することが期待されています。

アフリカ地域では一人ひとりの持続的な成長に向けて、産官学連携によるABEイニシアティブ（アフリカの若者のための産業人材育成イニシアティブ）注6 やアフリカ・カイゼンイニシアティブ注7、国際機関

注5 「試験基準・試験問題等作成担当者研修」、「試験・採点等担当者研修」などがある。上記本文中の参加者数は、これらの研修の合計値。

注6 132ページの用語解説を参照。

注7 どうすれば少しでも生産過程の無駄を省き、品質や生産性を上げることができるか、生産現場で働く一人ひとりが自ら発案し、実行していく手法。戦後の高度成長期の日本において、ものづくりの品質や生産性を高めるために製造業の現場で培われた取組で、「整理・整頓・清掃・清潔・しつけ」（5S）などが基本となっている。

と連携した技術支援などを通じて、産業人材の育成を支援しています（ABEイニシアティブについては129ページの第Ⅳ部8および153ページの第Ⅴ部1(6)を参照）。

日本は、国際労働機関（ILO）への拠出を通じて、アフリカ、中東、アジアにおいて、若者や女性の雇用の創出、児童労働対策、労働環境の改善等に関する、グローバル・サプライチェーンにおける労働者の人権尊重の取組促進に向けた協力を行うなど、世界の様々な地域においてディーセント・ワーク 注8 の実現に貢献しています。

カメルーンに対する技術協力「包括的 BDS 提供システムの展開を通じた企業競争力強化プロジェクト」において、関係省職員が企業視察を通じてカイゼンの手法について学ぶ様子（写真：JICA）

■ 資源・エネルギーへのアクセス確保

世界で電力にアクセスできない人々は2023年時点で約6.66億人に上ると言われています 注9 。電気やガスなどのエネルギー供給の欠如は、産業発達の遅れや雇用機会の喪失を引き起こし、貧困をより一層深めるといった問題につながります。今後、世界のエネルギー需要は、アジアを始めとする新興国や開発途上国を中心にますます増えることが予想されています。同時に気候変動対策は喫緊の課題です。そのような状況下、エネルギー供給源の多角化やエネルギー源の多様化などを通じて、2050年ネット・ゼロ排出目標達成に向けて脱炭素化を図りつつ、エネルギー安全保障を確保していくことが重要です。日本は、各地域の経済・開発状況も重視しつつ、地域の特質に沿った支援を続けています。第3回アジア・ゼロエミッション共同体（AZEC）首脳会合では、高市総理大臣から、脱炭素化、経済成長、エネルギー安全保障を同時に実現し、産業構造やエネルギー構成等の各国の事情を踏まえた多様な道筋の下でネット・ゼロを達成すべく、AZEC原則の重要性およびこの1年の進捗を確認しました。

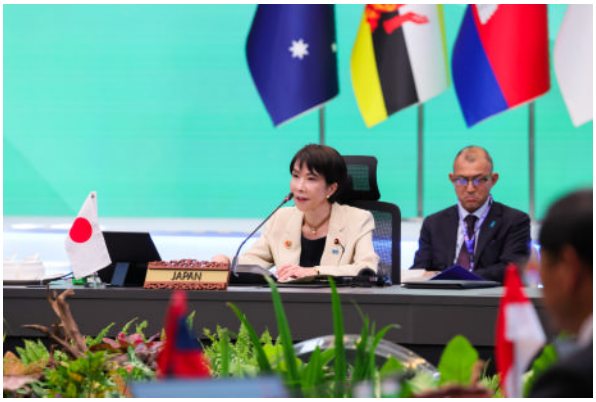

第3回アジア・ゼロエミッション共同体（AZEC）首脳会合で発言する高市総理大臣（写真：内閣広報室）

日本は、途上国の持続可能な開発を推進するため、近代的なエネルギー供給を可能にする協力を提供し、産業育成のための電力の安定供給に取り組んでいます。省エネルギー設備や再生可能エネルギー（水力、太陽光、太陽熱、風力、地熱など）を活用した発電施設など、環境に配慮したインフラ整備にも協力しています（気候変動に関する日本の取組については65ページの第Ⅲ部3（1）を参照）。

とりわけ日本は、国土が広い海域にまたがり、気候変動の影響に脆弱（ぜいじゃく）な太平洋島嶼国地域において、エネルギー安全保障および低・脱炭素社会実現の観点から、グリッド接続型の再生可能エネルギーの主流化に向けた支援を行っています。例えば、気象等の自然条件に出力が大きく左右される再生可能エネルギー導入の際、電力システムが不安定化することを防ぐため、太平洋島嶼国5か国 注10 に対して電源計画の策定などに関する能力強化を実施しており、同地域のエネルギー移行を後押ししています。

注8 SDGsの目標8で設定された、働きがいのある人間らしい仕事。

注9 国際エネルギー機関（IEA）「Tracking SDG7 : The Energy Progress Report, 2025」（「SDG7の進捗状況の追跡：エネルギー進捗報告書2025」）https://www.iea.org/reports/tracking-sdg7-the-energy-progress-report-2025#overview

注10 サモア、ツバル、フィジー、ミクロネシア連邦、パラオの5か国。

案件紹介 1

乾燥地で地中熱を活用 エネルギーアクセスと地球温暖化を解決！

地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム（SATREPS）（2022年5月～2027年4月）

地中熱利用による脱炭素型 熱エネルギー供給システムの構築

タジキスタン

中央アジアのタジキスタンは、石油などの炭化水素資源に乏しく、電力の96％を水力に依存しているため、安定したエネルギーへのアクセスが課題となっています。特に暖房需要が高まる冬季は、雪解け水の減少や流域河川の凍結によって出水率が低下し、発電量が落ち込むため、電力供給が逼迫し、地方・農村部では電気の使用が1日2時間に制限される地域もあります。旧ソ連時代から石炭による火力発電も利用されてきましたが、設備は老朽化しており、地球温暖化の観点からも活用は望ましくありません。

こうした課題の解決に向け、タジキスタンの豊富な地下水資源に着目した同国と日本の研究機関が連携して、2022年から「地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム（SATREPS）」を通じ、ICT技術も利用しつつ、「先進乾燥地帯対応型地中熱ヒートポンプ（GSHP）システム（タジキスタンモデル）」の構築を開始しました。同モデルは、年間を通して温度の変化が少ない地盤や地下水などを熱源とする省エネ技術を導入することで、エネルギーアクセスの向上を目指しています。

第2デモサイト（マチトン）での井戸掘削工事（写真：日本地下水開発株式会社）

第1デモサイト（ドゥシャンベ市）に設置したGSHPシステム（写真：秋田大学）

同事業の下、首都ドゥシャンベ市を中心に、地下水の分布状況をデータベース化した結果、同国がGSHP導入に高い適性を有することが確認されました。2025年9月に実施された第1デモサイト（ドゥシャンベ市）における1か月間の冷房の試運転では、消費電力が47％削減されていることが実証されました。

エネルギーへの安定的なアクセスは、人々の日常生活を支える基盤です。エネルギーアクセス強化と地球温暖化対策を両立するGSHPシステムには、周辺国や国際機関も強い関心を示しており、今後は、中央アジア諸国も含めた世界各地の乾燥地帯に同技術を広めていくことで、地中熱の活用を始めとする脱炭素型エネルギー技術の普及にさらに貢献することが期待されます。

パラオに対する無償資金協力「送電網整備計画」において、公共事業公社職員に対して地中ケーブルの端末処理方法を指導する日本企業技術者（写真：株式会社トーエネック国際事業統括部）

■ 食料安全保障および栄養の確保に向けた取組

「世界の食料安全保障と栄養の現状2025」注11によると、2024年には6.38億人から7.2億人が飢餓状態に直面したと推測されています。また、同報告書では、2030年になっても、約5.12億人が慢性的な栄養不足に陥る可能性があると予測しています。さらに、ロシアによるウクライナ侵略の長期化により、ウクライナ国内では人口の15%に当たる500万人が食糧援助を必要としているとされているほか注12、2023年10月に発生したハマスなどによるテロ攻撃以降、食料安全保障の状況は悪化しており、ガザ市およびその周辺で、食料不足の程度として最も深刻な飢饉（きん）状態が発生しています注13（ガザ地区への緊急食料支援については53ページの「案件紹介」を参照）。

飢餓や貧困への国際社会による取組の加速が急務である中、日本は様々な二国間会談や多国間会議の場において、国際社会と連携しつつ、積極的に同問題に取り組む姿勢を示しています。日本は、G7食料システム作業部会における議論に積極的に貢献したほか、G20の一員として、飢餓と貧困の撲滅への取組を加速することを目的とした「飢餓と貧困に対するグローバル・アライアンス」に参加しており、アフリカにおける農業振興や稲作振興の取組等を積極的に行っています。さらに、国際的な農産品市場の透明性向上を通じた食料安全保障の向上に貢献すべく、データ提供や事業費の拠出などを通じて、「農業市場情報システム（AMIS）」の活用を支援する取組も行っています。

日本は、食料不足に直面している開発途上国からの要請に基づき、食糧援助注14を行っています。2024年度には、27か国・地域に対し、コメ、豆類、魚缶詰等を中心とする食料を調達する総額80億円の無償資金協力を行いました。

JICA専門家の指導を受け、農産物の市場調査を実施するボリビア人コンサルタント

また、国際機関と連携した開発途上国に対する食料供給にも取り組んでいます。例えば、世界食糧計画（WFP）を通じて、栄養の改善や教育の機会を促進する学校給食プログラムや、食料配布を通じてコミュニティの農地および社会インフラの整備への参画を促す取組を実施しています。2025年9月には、武力衝突等の影響により深刻な食料不安に直面するスーダンに対して、WFPを通じて4億円の無償資金協力を行うことを決定しました。日本は、2024年、世界120以上の国と地域で約1億2,400万人に対し、約250万トンの食料供給配布やバウチャー・現金給付を通じた食料支援などの活動を行ったWFPに対して、総額約1億5,548万ドルを拠出しました。

さらに、日本は、開発途上国の食料生産基盤の強化など、強靭で持続可能な食料システム構築のための取組を進めています。

注11 FAO、IFAD、UNICEF、WFPおよびWHOが共同で作成した報告書　https://www.who.int/publications/m/item/the-state-of-food-security-and-nutrition-in-the-world-2025

注12 WFP ホームページ　https://www.wfp.org/news/three-years-war-ukraine-one-third-population-frontlines-regions-struggle-find-enough-eat#:~:text=KYIV%2C%20Ukraine%20%E2%80%94%20As%20the%20war%20in%20Ukraine,greatest%20needs%20concentrated%20in%20areas%20near%20the%20frontlines

注13 総合的食料安全保障レベル分類（IPC）ホームページ　https://www.ipcinfo.org/ipc-country-analysis/details-map/en/c/1159696/?iso3=PSE

注14 貧困削減を含む経済社会開発努力を実施している開発途上国に対し、食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施するため、必要な生産物および役務の調達のための資金を贈与する無償資金協力。

例えば、アフリカの経済成長において重要な役割を果たす農業を重視しており、その発展に積極的に貢献しています。具体的には、アフリカ稲作振興のための共同体（CARD）用語解説フェーズ2の下、RICEアプローチ用語解説に基づいて、灌漑施設の整備や、アジア稲とアフリカ稲を交配したネリカ（NERICA）用語解説を含む優良品種の開発とそれらの種子の増産・流通、生産技術の普及、農業機械化など、コメ生産の量と品質の向上に向けた取組を進めています。CARDの対象は、これまでに32か国に拡大しています。2022年8月に開催したTICAD 8では、CARDを通じて15万人の人材育成を行い、2030年までのコメ生産量倍増（5,600万トン）を目標として掲げ、ウガンダを始めとする各国において取り組んでおり、2025年8月に開催されたTICAD 9でも、その進捗報告が行われました。

UNDPを通じた支援により新たな農業用設備が導入され、農閑期も収穫が可能となったネパール人農家（写真：UNDPネパール事務所）

日本は、小規模農家の自給自足から「稼ぐため」の農業への転換を推進するため、市場志向型農業振興（SHEP）アプローチ用語解説に基づく取組を実施しています。SHEPアプローチは、野菜や果物を生産する農家に対し「売れるものを作る」への意識変革を起こし、営農スキルや栽培スキルの向上によって農家の所得向上を目指しています。ケニアとの技術協力の中で生まれたこのプロジェクトは、世界約60か国で広がり、研修事業や専門家派遣などを通じて自給自足型農業からの転換を推進してきました。TICAD 9では、「革新的な課題解決策の共創」のテーマの下、日本は、農業を含む幅広い分野において今後3年間で30万人の人材育成に取り組むことを表明しました。

日本は、農業・食料分野の強靭性強化に向けて、国際機関とも積極的に連携しています（ジンバブエにおけるWFPとの連携については36ページの「国際協力の現場から」を参照）。例えば、日本は、国連食糧農業機関（FAO）を通じて、開発途上国の農業・農村開発に対する技術協力や、自然災害や紛争の影響を受けた農業・漁業従事者に対する支援、食料・農業分野の国際基準・規範の策定、統計の整備に対する協力などを実施しています。また、15の国際農林水産研究を実施する機関を有する国際農業研究協議グループ（CGIAR）が行う、品種開発や環境負荷の軽減に資する栽培技術の実証などの生産力の向上と持続可能性の両立に向けた研究開発を支援しています。このほか、2023年4月のG7宮崎農業大臣会合にて、日本は、「民間セクター・小規模生産者連携強化（ELPS）」イニシアティブの下、国際農業開発基金（IFAD）と連携し、日本企業と開発途上国の小規模農業者などをつなぎ、輸入農産物の安定的で持続可能なサプライチェーンの構築・強化に取り組んでいます。具体的には、ELPS第1号案件であるタンザニアにおける「持続可能なコーヒー生産プロジェクト」に続けて、2025年8月に、ELPS第2号案件として、ルワンダにおける「マカデミアナッツのバリューチェーン強化プロジェクト」を立ち上げました。ルワンダの23地域における能力構築支援などを通じて、農家のスキルや生産性の向上、有機認証取得による付加価値や品質の向上のみならず、民間企業もルワンダからマカダミアナッツを安定的かつ持続的に調達できるようになることを目指しています。さらに、2025年11月に、ELPS第3号案件として、バングラデシュにおける「輸出用ゴマのバリューチェーン強化プロジェクト」を立ち上げました。ゴマの品質向上や能力構築などを通じて、高品質なゴマの安定的な調達と農家の生計向上を可能にし、安定的な輸出バリューチェーンを強化することを目的としています。

日本は、こうした農業生産に関する協力に加えて、国際獣疫事務局（WOAH）やFAOを通じた動物衛生の向上にも貢献しています。例えば、鳥インフルエンザ、口蹄疫、アフリカ豚熱（ASF）などの国境を越えて感染が拡大する動物の感染症に対処するため、WOAHとFAOが共同で設置した「越境性動物感染症の防疫のための世界的枠組み（GF-TADs）」の下、アジアおよび太平洋地域を中心に、動物衛生分野での国際機関の取組を支援しています。

また、国際開発金融機関（MDBs）用語解説への拠出などを通じ、開発途上国における栄養改善も支援してい

国際協力の現場から 1

干ばつに負けない農業へ
―ジンバブエの小規模農家を支える挑戦―
～高品質のゴマを生産して日本に輸出し、農家の未来を照らす～

かつて「南部アフリカの穀倉地帯」と呼ばれたジンバブエでは、エルニーニョ現象による干ばつの影響で、主食である穀物の不作が続き、多くの小規模農家が窮地に立たされています。こうした状況を受け、気候変動に対する強靭性を高め、持続可能な農業の導入による、小規模農家の生計向上が急務となっています。

日本は、ジンバブエに対して食料支援（米、雑穀、食料油等）も行いつつ、2024年11月には、干ばつに強く、日本も有力な輸出先であるゴマに着目し、世界食糧計画（WFP）と連携し、小規模農家が市場志向型農業を実践するためのゴマ栽培の促進およびバリューチェーン構築支援を開始しました。

本プロジェクトの中核を担うWFPジンバブエ事務所の大橋知加氏は、青年海外協力隊（現JICA海外協力隊）で培った現場主義を大切にしながら、国連機関で10年以上環境管理分野や防災、人道支援分野などに携わってきました。本事業の目的について、「農作物の栽培や機材整備のみならず、保管や出荷、販売や輸出入を含む、農産物が消費者に届くまでの一連のプロセスを『食料システム』として捉え、システム全体の強靭性を高めることで、農家の収入の安定化と収入源の多様化を目指す。」と語ります。本プロジェクトによるバリューチェーン構築に当たっては日本の商社の知見がいかされたほか、日本はWFPのパートナーとして本プロジェクトに関わった現地NGOに対して、草の根・人間の安全保障無償資金協力を通じて、ゴマを保管するための倉庫および一時保管用コンテナを供与しており、国際機関、民間企業、ジンバブエ政府、現地NGOと広く連携したジンバブエに対する協力が実現しています。

大橋氏は「現地の人に会い、現場を知り、想像力を持って支援方法を共に考えることが重要」と、現地の人々に歩み寄ることの大切さを語ります。品質基準や残留農薬の規制が厳しい日本への輸出を目指し、約3,000世帯の農家に対して、無農薬栽培の手法や収穫時期、加工方法などについて何度も農村に商社職員と共に足を運び、丁寧に指導した上で、現地の気候に適したゴマの改良種子を提供したところ、初年度には、高品質のゴマ261.5トンが食用ゴマ油を製造する日本企業に輸出され、地元経済に約21万ドルもの利益がもたらされました。

支援を受けた小規模農家が収穫したゴマから不純物を取り除いている様子（写真：WFP）

日本の商社職員がゴマ栽培地を視察し、小規模農家と協議する様子（写真：WFP）

現地の農家は「干ばつで、トウモロコシなど他の穀物は全滅してしまったが、ゴマだけは収穫でき、収入を得ることができた。日本基準の品質であり高値で売れることもありがたい」と喜びの声を上げます。同プロジェクトとの相乗効果を狙い、現地NGOを通じてゴマを保管するために建設された倉庫は、ゴマの適切な品質管理に貢献し、集荷拠点としても機能しており、中間業者等による不当な価格での取引、小規模農家の搾取防止にも役立っています。WFPは本プロジェクトが終了する2027年末までに、実施地区を拡大し、1.4万世帯以上への支援を目指すとともに、他の地域への普及可能性についても検討しています。

大橋氏は、「現地において自立したコミュニティーを構築するに当たって、日本が開発した小規模農家向け市場志向型農業振興（SHEP）アプローチ[注1]を通じて『食べるための農業』から『稼ぐための農業』への転換を促すことは重要であり、同アプローチとの連携を強化していきたい。」と語ります。また、ジンバブエは識字率が相対的に高く、政府が若者の育成に力を入れていることも踏まえ、「ジンバブエの若者のポテンシャルは高く、人々の日本への信頼は厚い。日本企業との連携を進めていく上で、若い世代の力に期待したい。」と、未来への希望を語ります。

干ばつや価格変動といった課題に直面しながらも、ジンバブエの小規模農家は「日本に輸出できる高品質な作物を作りたい」と誇りを持って栽培に取り組んでいます。多様なアクターの連携によって生まれた同国のゴマ産業は、新しい収入源をもたらすだけでなく、人々が将来に希望を持てる大きな一歩となっています。日本は、今後も小規模農家への支援を通じ、食料安全保障と気候変動に対する強靭性を強化する取組を継続していきます。

注1　38ページの用語解説を参照。

ます。例えば、世界銀行のグローバル・ファイナンシング・ファシリティ（GFF）用語解説を通じた母子保健・栄養分野への効果的な資金動員の推進や、栄養改善拡充のための信託基金用語解説を通じた開発途上国における栄養改善に係る政策策定の取組に貢献しています。日本は、2021年12月に「東京栄養サミット2021」を主催し、岸田総理大臣（当時）は、3年間で3,000億円以上の栄養関連支援を表明し、2022年から2024年までの3年間で約3,593億円規模の支援を行いました。

用語解説

質の高い成長
開発協力大綱では、「成長の果実が社会全体に行き渡り、誰ひとり取り残さない『包摂性』、世代を超えた経済・社会・環境が調和する『持続可能性』、自然災害や経済危機などの様々なショックへの耐性および回復力に富んだ『強靭性』を兼ね備えた成長」と記載。

後発開発途上国（LDCs：Least Developed Countries）
国連による開発途上国の所得別分類で、開発途上国の中でも特に開発が遅れている国々であり、一人当たりの国民総所得（GNI）などの基準に沿って3年ごとに見直しが行われている。2025年現在、アジア・中東8か国、大洋州3か国、中南米1か国、アフリカ32か国の44か国が該当する。

無税無枠措置
後発開発途上国（LDCs）からの輸入産品に対し、原則無税とし、数量制限も行わないとする措置。日本はこれまで、同措置の対象品目を拡大してきており、全品目の約98％を無税無枠で輸入可能としている。

経済連携協定（EPA：Economic Partnership Agreement）
特定の国や地域の間で物品の関税やサービス貿易の障壁などを削減・撤廃することを目的とする自由貿易協定（FTA：Free Trade Agreement）に加え、投資、人の移動、知的財産の保護や競争政策におけるルール作り、様々な分野での協力の要素などを含む、幅広い経済関係の強化を目的とする協定。このような協定によって、国と国との貿易・投資がより活発になり、さらなる経済成長につながることが期待される。

貿易のための援助（AfT：Aid for Trade）
開発途上国が世界貿易機関（WTO）の多角的貿易体制の下で、貿易を通じて経済成長と貧困削減を達成することを目的として、開発途上国に対し、貿易関連の能力向上のための支援やインフラ整備の支援を行うもの。WTOでは、開発途上国が多角的な自由貿易体制に参加することを通じて開発を促進することが重視されている。

持続可能な開発のための2030アジェンダ／持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）
ミレニアム開発目標（MDGs、2001年）の後継として、2015年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でより良い世界を目指す国際目標。17のゴール・169のターゲットから構成される。

OECD／G20税源浸食と利益移転（BEPS）プロジェクト
2012年6月に経済協力開発機構（OECD）租税委員会が立ち上げたもので、公平な競争環境（Level Playing Field）確保という考えの下、多国籍企業が課税所得を人為的に操作し、課税逃れを行うこと（Base Erosion and Profit Shifting：税源浸食と利益移転）がないよう、国際課税ルール全体を見直し、世界経済および企業行動の実態に即したものにするとともに、各国政府・グローバル企業の透明性を高めることを目指している。

アフリカ稲作振興のための共同体（CARD：Coalition for African Rice Development）
アフリカにおけるコメ生産拡大に向けた自助努力を支援するための戦略（イニシアティブ）であると同時に、関心あるコメ生産国と連携して活動することを目的としたドナーによる協議グループ。2008年のTICAD IVにおいて日本が国際NGOのアフリカ緑の革命のための同盟（AGRA）と共同で立ち上げ、2019年のTICAD 7ではフェーズ2を立ち上げた。

RICE（Resilience, Industrialization, Competitiveness, Empowerment）アプローチ
CARDフェーズ2で採用されたサブサハラ・アフリカのコメ生産量倍増のための取組。具体的には、気候変動や人口増に対応した生産安定化、民間セクターと協調した現地における産業形成、輸入米に対抗できる自国産米の品質向上、農家の生計・生活向上のための営農体系の構築が挙げられる。

ネリカ（NERICA：New Rice for Africa）
国際農業研究協議グループ（CGIAR）のアフリカ稲センター（Africa Rice Center）が、高収量のアジア稲と雑草や病虫害に強いアフリカ稲を交配することによって開発した稲の総称。従来の稲よりも（1）収量が多い、（2）生育期間が短く、短い雨季での栽培や、干ばつのリスクを回避できる、（3）耐乾性・耐病性が高く、アフリカ特有の高温で乾燥した気候にも負けない、などの特長がある。日本は、1996年以降、国立研究開発法人国際農林水産業研究センター（JIRCAS）、JICAから研究者、専門家を派遣し、品種開発・普及を支援している。

小規模農家向け市場志向型農業振興（SHEP：Smallholder Horticulture Empowerment & Promotion）アプローチ
2006年に日本がケニアで開始した小規模農家支援のためのアプローチ。野菜や果物などを生産する農家に対し、「作ってから売り先を探す」から「売れるものを作る」への意識変革を促し、営農スキルや栽培スキルの向上によって農家の所得向上を目指すもので、アフリカを中心に世界約60か国で同アプローチを取り入れた活動を実践している。

国際開発金融機関（MDBs：Multilateral Development Banks）
開発途上国の貧困削減や持続的な経済・社会的発展を、金融支援や技術支援、知的貢献を通じて総合的に支援する国際機関の総称。一般的にMDBsと言えば、全世界を支援対象とする世界銀行グループ（World Bank Group）と、各所轄地域を支援するアジア開発銀行（ADB）、米州開発銀行（IDB）、アフリカ開発銀行（AfDB）、欧州復興開発銀行（EBRD）の四つの地域開発金融機関を指す。

グローバル・ファイナンシング・ファシリティ（GFF：Global Financing Facility）
母子保健分野の資金リソースを拡充するために、2015年に世界銀行や国連などが立ち上げたイニシアティブ。女性やこどもの栄養状態改善を含む母子保健分野の政策の策定や、実施能力の向上のための技術支援を実施している。策定された計画の実行について、世界銀行の低利融資などを受けることをGFFによる支援の条件とすることで、資金動員効果を企図している。

栄養改善拡充のための信託基金
重度栄養不良国での栄養対策への投資を拡大し、栄養不良対策の実施のための能力開発を行うことを目的に、2009年に設立された基金。重度栄養不良国に対し、栄養改善に係る政策の策定や、実施能力向上のための技術支援を行い、当該国や世界銀行などによる栄養関連の投資を後押ししている。

（2）デジタル・情報通信技術・科学技術

開発途上国の成長、国際社会の発展は、経済や社会活動のデジタル化への対応なしには、適切に進み得なくなっています。デジタル技術は人々の暮らしや産業活動へ浸透しており、日常生活や社会経済活動などの重要な基盤であるサイバー空間がもたらす恩恵が拡大する一方で、個人や企業の情報漏洩（えい）による被害や、重要インフラへの攻撃による国家安全保障上のリスクなど、サイバー攻撃による脅威も深刻化しています。そのため、開発途上国がデジタル化の恩恵を享受し、そのリスクを削減するための支援の重要性は増しています。また、サイバー空間においては事象の影響が容易に国境を越え、他国で生じたサイバー事案が日本にも影響を及ぼす可能性があることから、各国政府・民間など様々なレベルで重層的に協力・連携することが重要です。

日本の取組

■ デジタル・トランスフォーメーション（DX）の促進

新型コロナウイルス感染症のまん延によって、人やモノの往来が一定期間途絶えた結果、経済社会活動のデジタル化・オンライン化が進むことになりました。デジタル・トランスフォーメーション（DX）[注15]は、あらゆる開発課題に直結しており、「質の高い成長」を達成する鍵となります。

開発途上国およびその国民が、安全、公平かつ安定的にデジタル化の恩恵を受けられる包摂的で豊かな社会を実現するため、日本は、デジタル化の促進・DXを、オファー型協力を通じて戦略的にODAを実施していく分野の一つに挙げています（オファー型協力については、160ページの第Ⅴ部2（2）を参照）。そして、国際機関や民間企業など様々な主体との連携を通じて、日本が提唱する「信頼性のある自由なデータ流通（DFFT）」[注16]の考え方に基づくデジタル化推進のための基盤整備として、法制度整備・人材育成や、情報通信環境の整備を支援し、デジタル化の推進を通じた課題解決と開発効果の増大を目指す協力を推進しています。

DXを通じた開発効果の増大に期待できる分野として、スマート農業、遠隔医療、スマートシティ、モバイルバンキング、行政デジタル化などが挙げられます。日本の協力の新たな取組の一例として、2023年からブータン政府技術庁および保健省と共に、ブータ

注15 新たなIT技術の導入が人々の生活をより便利にしたり豊かにしたりすること、新しいデジタル技術の導入により既存ビジネスの構造を作り替えたりするなど、新しい価値を生み出すこと。
注16 Data Free Flow with Trustの略称。プライバシーやセキュリティ・知的財産に関する信頼を確保しながら、ビジネスや社会課題の解決に有益なデータが国境を意識することなく自由に行き来する、国際的に自由なデータ流通の促進を目指すというコンセプト。DFFTは、2019年1月にスイス・ジュネーブで開催された世界経済フォーラム年次総会（ダボス会議）において、安倍総理大臣（当時）が提唱し、2019年6月のG20大阪サミットにおいて各国首脳からの支持を得て、首脳宣言に盛り込まれた。

マレーシアの研究機関関係者に対して、金沢市においてリアルタイム3Dイメージングの社会実装に向けた雷観測の研修を行う様子（写真：Mohd Zafri bin Baharuddin）

ンにおける保健医療サービスの拡充および質の向上を目指し、ブータン国民の保健・健康データの活用に関する戦略・計画の策定、データ連携基盤の整備、データ利活用の促進を行う取組を行っています。また、マレーシア政府、研究機関などと協力し、マラッカ海峡における雷被害や電力系統の故障を軽減することを目的に、3Dイメージング技術を活用したリアルタイムの雷観測・警報システムを開発しています（そのほか、コンゴ民主共和国における産前検診のデジタル化支援については73ページ、ガーナにおけるドローン・AI技術を活用したマラリア対策の事例については78ページ、パラグアイにおける小型人工衛星開発に向けた技術協力については111ページの「匠の技術、世界へ」を参照）。

ODA事業におけるDXを具体的に進めるため、優れた技術を持つデジタルパートナーとの迅速でタイムリーな実証実験を可能とする取組として、2022年に「JICA DX Lab」が立ち上げられました。150か国で展開するODA事業の現場やJICAが培ってきたネットワークなどの資産を共創の場として開放し、デジタル技術およびデータ活用を通じた開発途上国の課題解決をデジタルパートナーと共に支援しています。2025年11月までにインド、エチオピア、カンボジア、バングラデシュ、ベトナムなどで計18件の事業が実施されています。

チュニジアに対する無償資金協力「経済社会開発計画」を通じて、チュニス市ラブタ病院に供与した日本製内視鏡を視察する松本外務大臣政務官（当時）とフェルジャニ・チュニジア保健大臣

■ 情報通信技術（ICT）

情報通信技術（ICT）注17の普及は、DXのベースとなる基盤整備として産業の高度化や生産性の向上に役立つとともに、医療、教育、エネルギー、環境、防災などの社会的課題の解決や、情報公開の促進、放送メディア整備といった民主化の推進にも貢献します。

日本は、開発途上国のICT分野における「質の高いインフラ投資」を推進注18しており、通信・放送設備や施設の構築、そのための技術や制度整備、人材育成などを積極的に支援しています。具体的には、地上デジタル放送日本方式（ISDB-T）注19の海外普及・導入支援に積極的に取り組んでおり、2025年4月現在、中南米、アジア、アフリカ地域などの計20か国注20で採用されています。また、総務省は、ISDB-Tの導入支援と併せ、各国政府との対話・共同プロジェクトを通じ、ICTインフラやICTを活用した社会的課題解決などの支援を推進しています。

日本は、国際電気通信連合（ITU）注21と協力し、開発途上国に対して、電気通信およびICT分野の様々な開発支援を行っています。後発開発途上国

注17 Information and Communications Technologyの略称。コンピュータなどの情報技術とデジタル通信技術を融合した技術で、インターネットや携帯電話がその代表。

注18 2017年、各国のICT政策立案者や調達担当者向けに、「質の高いICTインフラ」投資の指針を策定。

注19 Integrated Services Digital Broadcasting-Terrestrialの略称。日本で開発された地上デジタルテレビ放送方式で、緊急警報放送システム、携帯端末などでのテレビ放送の受信、データ放送などの機能により、災害対策や、多様なサービスの実現といった優位性を持つ。

注20 日本、アルゼンチン、アンゴラ、ウルグアイ、エクアドル、エルサルバドル、グアテマラ、コスタリカ、スリランカ、チリ、ニカラグア、パラグアイ、フィリピン、ブラジル、ベネズエラ、ペルー、ボツワナ、ボリビア、ホンジュラス、モルディブの20か国。

注21 電気通信・放送分野に関する国連の専門機関で、世界中の人が電気通信技術を使えるように、(i) 携帯電話、衛星放送などで使用する電波の国際的な割当、(ii) 電気通信技術の国際的な標準化、(iii) 開発途上国の電気通信分野における開発の支援などを実施している。

（LDCs）注22 でのインターネット使用率は35％とされていますが、日本はITUと協力して、アフリカなどの開発途上国を対象に、デジタルインフラの増強や利用環境整備のための国家戦略策定を支援するConnect2Recover（C2R）を2020年に開始しています。日本はこれまでITUが国連児童基金（UNICEF）と共同で行う「Giga」注23 のパイロット事業にも支援してきました。2022年からは、ジンバブエ、モーリタニアに対し、ネットワークインフラにおける強靭性の評価、自然災害発生前後の通信ネットワークの接続状況を確認できるマップの策定、ICT普及のための国家戦略策定の支援を実施しました。また、C2Rプロジェクトの拡大に向けた各国への働きかけを行った結果、新たにオーストラリア、チェコ、リトアニア政府が拠出を決定し、アジア、カリブ、独立国家共同体（CIS）諸国などにも活動地域を拡大しました。さらに、2023年からは、アフリカにおいて計11か国を対象として早期警報システムと国家緊急通信計画に係る取組を中心に支援を行っています。

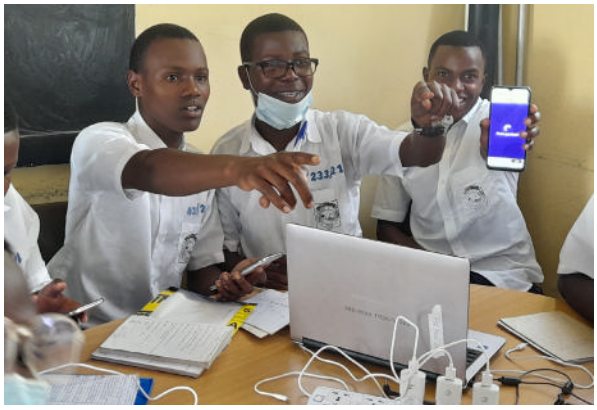

ルワンダにおける技術協力プロジェクト「ICT を活用した初等理数科学びの改善プロジェクト」において、スマートフォンやパソコンを活用して指導内容やその手法について学ぶ教員養成校の生徒（写真：JICA）

アジア太平洋地域では、アジア・太平洋電気通信共同体（APT）注24 が、同地域の電気通信および情報基盤の均衡した発展に寄与しています。日本は、情報通信に関する人材育成を推進するため、APTが毎年実施する数多くの研修を支援しており、2023年度には、ブロードバンドネットワークやサイバーセキュリティなどに関する研修を10件実施し、APT各加盟国から約125人が参加しました。研修生は日本の技術を自国のICT技術の発展に役立てており、日本の技術システムをアジア太平洋地域に広めることで、日本企業の進出につながることも期待されます。

アジア太平洋地域では、脆弱なインフラや利用コストが負担できないことなどを要因としてインターネットを利用できない人が人口の約3分の1を占めます。日本は、東南アジア諸国連合（ASEAN）地域や太平洋島嶼国において、離島・遠隔地でも低コストで高速のインターネットが利用できるよう環境整備を行っています。

ICT分野における実践力強化に向けた課題別研修に参加した6か国（アルジェリア、コートジボワール、スリランカ、タンザニア、パキスタン、パラオ）からの研修員（写真：JICA）

■ サイバーセキュリティ

近年、自由、公正かつ安全なサイバー空間に対する脅威への対策が急務となっています。この問題に対処するためには、世界各国の多様な主体が連携する必要があり、開発途上国を始めとする一部の国や地域におけるセキュリティ意識や対処能力が不十分な場合、日本を含む世界全体にとっての大きなリスクとなります。そのため、世界各国におけるサイバー空間の安全確保のための協力を強化し、開発途上国の能力構築に向けた支援を行うことは、その国への貢献となるのみならず、日本を含む世界全体にとっても有益です。

日本は、日・ASEANサイバー犯罪対策対話や日ASEANサイバーセキュリティ政策会議を通じて、サイバーセキュリティ分野におけるASEANとの連携強

注22 37ページの用語解説を参照。
注23 2019年にUNICEFとITUが立ち上げた、開発途上国を中心に、世界中の学校でインターネットアクセスを可能にすることを目的にしたプロジェクト。
注24 アジア太平洋地域における情報通信分野の国際機関で、同地域における電気通信や情報基盤の均衡した発展を目的とし、研修やセミナーを通じた人材育成、標準化や無線通信などの地域的な政策調整などを実施している。

案件紹介 2

カンボジアにおけるデジタル経済・社会の発展支援 ASEANで連携したサイバーセキュリティ強化

技術協力プロジェクト（2023年5月～2026年10月（予定））・無償資金協力（2022年11月～2025年11月）

サイバーセキュリティ能力向上プロジェクト

カンボジア

カンボジアは、新たな経済成長と社会福祉の向上のため、サイバーセキュリティを含むデジタル経済・社会の推進に力を入れていますが、日々高度化するサイバー攻撃に対応するためのスキルや最新技術に関する知識が十分に備わっておらず、サイバー攻撃による政府機関や企業の機密情報の漏洩、重要インフラの機能停止や破壊等の国家の安全保障上のリスクが高まっています。また、金融機関やオンライン取引を狙った不正アクセスや詐欺行為が増加し、経済的損失を招くなどの状況もあり、こうしたサイバーセキュリティの脆弱性は、外国からの投資を含む経済成長にも影響を与えることから、デジタル技術者の育成およびサイバーセキュリティ対策の実施が急務となっていました。

そこで日本は、デジタル・トランスフォメーション（DX）を軸としたカンボジアへのオファー型協力[注1]の一環として、2023年5月から、同国のICT政策や重要インフラを所管する関連中央省庁の職員等を対象に、サイバーセキュリティ能力向上のための研修を開始しました。国際的なフレームワークに基づいた研修に加え、JICA専門家によるサイバーセキュリティ国際標準に関する研修を行いました。また、情報通信研究機構（NICT）などから講師を招き、AIとサイバーセキュリティの最新動向に関する

JICA専門家による事業進捗に関するプレゼンテーションの様子（写真：カンボジア郵便電気通信省（MPTC））

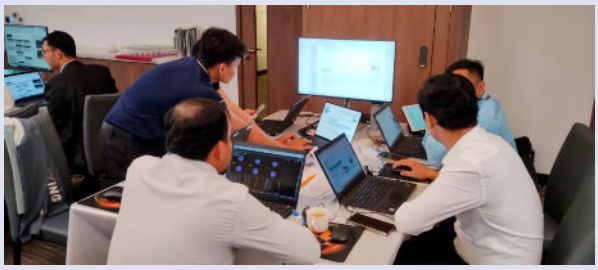

カンボジアの政府機関および重要インフラ事業者を対象としたサイバーセキュリティ実務研修の様子（写真：JICA）

大学生向けの講演も実施しました。さらに、ASEAN諸国との連携による第三国研修として、2018年に日本の支援で設立したタイの日ASEANサイバーセキュリティ能力構築センターでは、サイバー攻撃発生時の対応をロールプレイ形式で体験する実践的な演習「CYDER（Cyber Defense Exercise with Recurrence）」や、インドネシアでのサイバーセキュリティ人材育成事業なども実施しています。

協力開始以来、延べ1,500名以上がサイバーセキュリティ研修や普及啓発セミナーに参加し、情報セキュリティに関する事故発生時におけるサイバーセキュリティ対応チームの能力が強化され、各機関・企業でのサイバーセキュリティ対策も着実に向上しています。また、無償資金協力を通じて供与したサイバーセキュリティシステム用の機材を配備したセキュリティオペレーションセンター（SOC）が、2025年度から運用を開始しました。

こうした取組を通じて、カンボジアの政府機関や企業への信頼性が高まり、外国からの投資促進や新たなビジネス機会の創出にもつながっています。日本は今後も、カンボジアを始めとするASEAN地域全体におけるデジタル分野の技術力向上と、持続可能なセキュリティ体制の確立を後押ししていきます。

注1 160ページの第Ⅴ部2（2）を参照。

化を図っています。2025年の日ASEANサイバーセキュリティ政策会議においては、各国のサイバーセキュリティ政策に関する取組方針を共有するとともに、サイバーセキュリティ政策便覧の策定や重要インフラ防護ワークショップ、能力構築支援や意識啓発などの協力活動の活動成果を共有し、官民を含めて今後の日ASEAN間の連携を一層強化することについて議論しました。また、国際刑事警察機構（インターポール）を通じて、サイバー空間で行われる犯罪に対処するための法執行機関関係者の捜査能力強化などを支援

しています。

サイバーセキュリティに関する日ASEANの連携強化の具体的な取組として、2014年に開始したサイバー犯罪対処能力向上研修では、数多くのASEAN加盟国のサイバー犯罪対策に従事する職員に対し、サイバー犯罪への対処などに係る知識・技能の習得を目的とする研修を実施しています。また、日・ASEAN統合基金（JAIF）注25を通じてタイのバンコクに設立した「日ASEANサイバーセキュリティ能力構築センター（AJCCBC）」においてサイバーセキュリティ演習などを実施しており、2023年3月からは、JICAを通じた技術協力「サイバーセキュリティとデジタルトラストサービスに関する日ASEAN能力向上プログラム強化プロジェクト」としてAJCCBCの運営の支援が開始されました。開所以来、2025年9月までに約4,400人が研修を受講しており、2025年8月にはタイ国家サイバーセキュリティ庁（NCSA）内に新たなセンターを設置し、より施設を充実させて新しくなったAJCCBCの再開所式が行われました。

AJCCBCでは、ASEAN各国の政府機関や重要インフラ事業者のサイバーセキュリティ担当者などを対象に実践的サイバー防御演習（CYDER）などが提供されており、ASEANにおけるサイバーセキュリティの能力構築への協力が推進されています。2025年8月からは、CYDERの演習シナリオの改訂が行われ、最新の脅威であるランサムウェアへの対処を想定した演習を開始するなど、コンテンツのさらなる充実化を図っています。また、2025年10月にはASEAN各国から選抜された若手技術者や学生がサイバーセキュリティスキルを競い合うCyber SEA Game 2025が開催され、マルウェア解析などの研修も実施されました（そのほか、カンボジアにおけるサイバーセキュリティ能力向上に関するオファー型協力案件については41ページの「案件紹介」を参照）。

日本は、世界銀行の「サイバーセキュリティ・マルチドナー信託基金」への拠出も行い、低・中所得国向けのサイバーセキュリティ分野における能力構築支援にも取り組んでいます。

■ 科学技術・イノベーション促進、研究開発

現在、世界では、製造業やサービス業にとどまらず、農業や建設を含む多様な産業分野で情報通信技術（ICT）、人工知能（AI）、ロボット技術などが活用され、社会変革が生じています。

国連は、「持続可能な開発のための2030アジェンダ（2030アジェンダ）」注26（パラグラフ70）に基づき、国連機関間タスクチーム（UN-IATT）を設立し、各国との連携の下、地球規模での「SDGs達成のための科学技術イノベーション（STI for SDGs）」を推進しています。2025年5月もSDGsに関する国連STIフォーラムが開催され、限られた資源を最大限活用しながらSDGsを達成するための「切り札」として、STIへの国際的な期待が高まっています。

日本は、STI for SDGsのためのロードマップ策定を世界各国で促進するため、2020年度から国連開発計画（UNDP）への拠出を通じ、「ジャパンSDGsイノベーションチャレンジ（J-SIC）」として、開発途上国においてSTIによる社会課題解決へ向けた事業化検討を行う日本企業や現地団体などを支援するとともに、得られた知見を開発途上国間で共有するための取組を進めています。今般、その成果として、ジンバブエにおけるドローンを使った農作物の害鳥対策や南アフリカにおける未利用だった海藻の活用の取組について、大阪・関西万博の国連パビリオンでも紹介されました。

また、これまでの経済発展の過程で、STIを最大限活用しながら、保健・医療や環境、防災などの分野で自国の課題を克服してきた経験を有しています。そうした経験を基礎とした科学技術外交の一環として、開発途上国が抱える課題解決のため、「地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム（SATREPS）」用語解説などを通じて、科学技術面での協力に取り組んでいます。日本の科学技術とODAを連携させたSATREPSは、科学技術分野に関する日本と開発途上国の研究機関・研究者間の共同研究への支援として2008年度に始まり、2025年度までに、世界62か国において214件の研究プロジェクトが採択されています。2025年度には、環境、防災、感染症などの分野で

注25 97ページの注5を参照。
注26 37ページの用語解説を参照。

12件の新規採択案件が決定されました（タジキスタンにおけるSATREPS事業については33ページの「案件紹介」を、カザフスタンにおけるSATREPS事業については44ページの「匠の技術、世界へ」を参照）。

カンボジアに対する技術協力「工学教育研究能力強化のための産学地ネットワーク強化プロジェクト」を通じて、カンボジア工科大学で学生が実験を行う様子（写真：JICA）

研究開発に関する支援として、日本は、工学系大学への支援を強化することで、人材育成への協力をベースにした次世代のネットワーク構築を進めています。

アジアでは、日本式工学教育の確立を目指して設立されたマレーシア日本国際工科院（MJIIT）に対し、教育・研究用の資機材の調達や教育課程の編成を支援しているほか、日本の大学と連携し、教育研究の確立などを通じて、日本式工学教育の特徴をいかした教育研究に係る協力を行っています。また、2023年からは、MJIITと日本の大学や産業界との連携を一層強化するため、MJIIT内に、窓口となるマレーシア・ジャパンリンケージオフィスを設立・拡充するための協力を実施しています。2025年現在、日本国内の29大学および2研究機関などによりコンソーシアムが組織されており、共同研究や共同学位、学生交流などを通じ、日本とマレーシアとの間の人的交流も促進されています。

2012年から、タイのアジア工科大学院（AIT）において、日本人教官が教鞭を執るリモートセンシング（衛星画像解析）分野の学科に所属する学生に奨学金を拠出しており、アジア地域の宇宙産業振興の要となる人材の育成に貢献しています。

アフリカでは、エジプト日本科学技術大学（E-JUST）における協力を2008 年から実施しています。同大学は、日本型の工学教育の特徴をいかして設立され、日本国内の大学の協力を得て、同大学に対してカリキュラム開発や教員派遣などの支援が行われています。日本の研究者との共同研究や共同指導、日・エジプト両政府で取り組む留学生事業や国際化、日本企業との連携などの成果が高く評価され、英教育誌（Times Higher Education）が発表する世界大学ランキングでは、2024年はエジプトにおける大学で1位、2025年はアフリカ大陸で8位に位置付けられました。現在は、「E-JUST・日本・アフリカ科学技術イノベーションネットワークプロジェクト」を実施しており、E-JUSTは、今後も、日本とアフリカ域内の大学研究者による国際共同研究・教育を推進する懸け橋になることが期待されています。

用語解説

地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム（SATREPS：Science and Technology Research Partnership for Sustainable Development）

日本の優れた科学技術とODAとの連携により、環境・エネルギー、生物資源、防災および感染症といった地球規模課題の解決に向け、（1）国際科学技術協力の強化、（2）地球規模課題の解決につながる新たな知見や技術の獲得、これらを通じたイノベーションの創出、（3）キャパシティ・ディベロップメントを目的とし、日本と開発途上国の研究機関が協力して国際共同研究を実施する科学技術外交上の取組の一つ。外務省とJICAが文部科学省、科学技術振興機構（JST）および日本医療研究開発機構（AMED）と連携し、日本側と開発途上国側の研究機関・研究者を支援している。

日本の技術、世界へ 1

日本発の技術「スマートマイニング＋」で世界の鉱山の“未来”を変える

～カザフスタンでデジタル技術と環境配慮を融合した新しい鉱山開発の在り方を実装～

近年、コバルトやリチウムなどのレアメタルの需要が世界で拡大する中、私たちの日常生活を支える鉱物資源の安定供給は、各国にとって経済安全保障の観点から重要性を増しています。一方で、鉱山開発は環境汚染と常に隣り合わせであり、坑内で湧出した地下水は、鉱物やその他の有害物質を含んだ汚染水となり河川や土壌を汚染し、下流域の農業や人々の生活に悪影響をもたらします。安全に、また事業としての採算性を維持しながら、環境汚染を防ぐにはどうすればよいか。この課題に対し、デジタルの力で解決を図ろうという日本発の技術が、世界から注目を集めています。

その中核を担うのが、北海道大学の川村洋平教授が提唱する「スマートマイニング＋（プラス）」です。従来の鉱山工学に情報通信技術（ICT）を組み合わせることで生産性と安全性を担保する「スマートマイニング」の概念をさらに発展させ、環境との調和を重視する「責任ある鉱業」の観点を加味したコンセプトです。

従来の鉱山では、坑内を掘り進めながら、図面上で作業内容や安全性が検討されていたのに対し、「スマートマイニング＋」のアプローチの下では、地上から見えない地下空間に広がる鉱山全体をデジタル空間上に「見える化」し、坑内のセンサーから取得した各種データを反映することで、地上にいながらにして坑内の状況をリアルタイムで再現できます。坑内の温度や湿度等の把握は、安全性の観点から、鉱山従事者の労働環境のモニタリングにも応用できるほか、環境配慮についても、地下水の流出や崩落といったリスクをAIがデジタル空間上でシミュレーションすることで、環境汚染や事故の防止に大きく寄与することが期待されています。

この新たな取組は、科学技術振興機構（JST）とJICAが連携して実施する地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム（SATREPS）[注1]に採択され、5年間の研究期間中に、世界有数の鉱物供給国である中央アジアのカザフスタンの金鉱山で実装を行う予定です。北海道大学と現地のナザルバエフ大学を中心として、両国の研究機関や民間企業などが連携しながら、約半年間かけてネットワークの敷設や地質調査が行われ、2025年4月からは鉱山の「見える化」作業が開始されました。同国では、環境に配慮した鉱山開発を促進すべく、同技術を導入した鉱山で採掘された資源に公的な認証を与える制度の創設に向けた検討も始まっています。

セキソフカヤ金鉱山の坑内での調査（写真：北海道大学）

JICA、カザフスタン政府、北海道大学、ナザルバエフ大学間の覚書署名式（写真：北海道大学）

「スマートマイニング＋」の根底にあるのは、汚染が起きてから対処するのでなく、汚染の原因を絶つという考え方です。川村氏は「東洋医学の『未病』の概念のように、発生後の対応ではなく根本から処置するアプローチは、私たち東洋人が得意とするところなのかもしれない。」と分析します。日本には明治期以来100年余にわたって鉱山由来の環境汚染と対峙し、中和処理を実施してきた歴史があります。川村氏は「日本の中和処理技術は、世界でもトップレベルの水準。同技術や知見を、現在も操業する世界の鉱山に提供し、汚染水が鉱山の外へ流出する前に中和することで、環境破壊や公害の発生を未然に防ぐことができる。」と、日本だからこそ果たせる役割に言及します。

日本は世界でも有数の鉱物資源需要国です。「資源をただ求めるだけではなく、相手国の環境への負荷を減らし、持続的な操業を可能にする技術を提供することで、日本は信頼されるパートナーとなる。『スマートマイニング＋』に基づく技術の普及は、中長期的には日本の『資源外交』に大きく寄与できるのではないか。」と、川村氏は力強く語ります。また、今後の展望について、同氏は「SATREPSの研究期間終了後は、同技術をビジネス化し、世界各地に展開していきたい。」と意気込みを語ります。デジタル技術と環境配慮を融合した「スマートマイニング＋」は、日本の知恵と経験が世界の資源開発の在り方を変えていく、大きな可能性を秘めています。

注1　43ページの用語解説を参照。

(3) 質の高いインフラ

開発途上国の自立的発展には、人々の生活や経済活動を支え、国の発展の基盤となるインフラが不可欠です。しかし、開発途上国では依然として膨大なインフラ需要があり、2040年までのインフラ需給ギャップは約15兆ドルとも推計されています[注27]。開発途上国において、「質の高い成長」[注28]を実現するためには、この膨大なインフラ需要に応える必要がありますが、ただ多くのインフラを整備するだけでなく、開放性、透明性、ライフサイクルコストから見た経済性、債務持続可能性などを考慮していくことが非常に重要です。

日本は、海上・航空等の安全管理、防災・強靭(じん)化技術、気候変動・環境問題の対応に資する都市開発、安全・安心の交通システム、電力・エネルギーインフラや水供給などに強みを有しています。これらの強みをいかして相手国の社会課題解決につなげるため、開発途上国の経済・開発戦略に沿った形で、インフラ整備というハード面の支援に、制度整備、運営・維持管理、人材育成などのソフト面での協力を組み合わせることにより、「質の高いインフラ」[用語解説]の整備を推進しています。日本政府の「インフラシステム海外展開戦略2030」[注29]においても、日本企業による「質の高いインフラ」の整備を通じて持続的なインフラシステムの海外展開を推進していくこととされています。

日本の取組

日本は、より多くの人々が良質なインフラを利用できるよう「質の高いインフラ」の国際スタンダード化を目指し、国際社会と連携して「質の高いインフラ」の重要性を発信してきました。2016年5月のG7伊勢志摩サミットで合意された「質の高いインフラ投資の推進のためのG7伊勢志摩原則」が、「質の高いインフラ投資」の基本的な要素について認識を共有する第一歩となり、2019年6月のG20大阪サミットでは、質の高いインフラ投資の促進に向けた戦略的方向性を示す「質の高いインフラ投資に関するG20原則」[注30]が承認されました。日本は、各国や国際機関とも連携し、その普及・実施に取り組んでおり、「質の高いインフラ投資」の重要性については、様々な二国間会談や多国間会議の場において確認されてきています。2025年6月のG7カナナスキス・サミットにおいても、石破総理大臣（当時）から、日本が率先して提唱してきた質の高いインフラ投資の重要性を指摘しました。

2013年以降、日本が建設・改修に携わっているリベリア国内の幹線道路「ジャパン・フリーウェイ」(写真：JICA)

2022年6月のG7エルマウ・サミットでは、世界のインフラ投資ギャップを埋めるため、G7が連携して質の高いインフラ投資を促進するためのイニシアティブであるグローバル・インフラ投資パートナーシップ（PGII）[注31]が立ち上げられました。G7は、PGIIの下、5年間で、質の高いインフラに特に焦点を当てた公的および民間投資において最大6,000億ドルを共同で動員することを目指すことを表明しました。2025年10月のG7開発大臣会合の議長サマリーでは、G7がPGIIに向けてこれまで4,100億米ドル以上を動員したことが記載され、同会合において、宮路外務副大臣（当時）は、PGIIは途上国の繁栄を実現し、民間資本動員のための投資を促進する新たな成長の起爆剤である旨強調しました。

質の高いインフラ案件に国際的な認証を与えるための枠組みであるブルー・ドット・ネットワーク

注27 G20グローバル・インフラストラクチャー・ハブ（GIH）による推計。
注28 37ページの用語解説を参照。
注29 2024年12月24日に開催された第58回経協インフラ戦略会議（議長：内閣官房長官）において、近年のインフラ市場の構造的変化を踏まえた今後の取組の方向性を示す「インフラシステム海外展開戦略2030」を決定。2030年のインフラシステムの海外受注額45兆円を目指すほか、今後日本が重点的に取り組むべき事項等が記載されている。https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keikyou/dai58/siryou6.pdf
注30 47ページの用語解説を参照。
注31 Partnership for Global Infrastructure and Investmentの略称。持続可能で包摂的、かつ強靭で質の高いインフラへの公的および民間投資を促進するためのG7のコミットメント。

（BDN）注32も「質の高いインフラ投資」を促進する上で重要な取組です。2024年4月に経済協力開発機構（OECD）にBDN事務局が設置された後、2026年1月末までに七つのインフラ案件が承認されました。その中には、株式会社国際協力銀行（JBIC）や株式会社三井住友銀行（SMBC）が協働融資し、株式会社日本貿易保険（NEXI）が保険を引き受け、日本電気株式会社（NEC）が海底ケーブルの敷設に参画する官民連携プロジェクト「パラオ国営海底ケーブル公社海底ケーブルプロジェクト」も含まれます。日本は、今後もBDNを始めとする枠組みを活用しながら「質の高いインフラ投資」を国際社会全体に普及させることで、日本企業の海外展開を後押ししていきます。

ブータンに対する技術協力「建設人材育成システム構築プロジェクト」において、建設分野における技術者の能力強化を実施（写真：株式会社オリエンタルコンサルタンツグローバル）

ASEANにおいては、カンボジアのシハヌークビル港、インドネシアのパティンバン港やジャカルタ都市高速鉄道、フィリピンのマニラ首都圏地下鉄、ベトナムのホーチミン市都市鉄道など、2023年に発表された「日ASEAN 包括的連結性イニシアティブ」の下、デジタル、交通インフラ整備、電力連結性などハード・ソフト両面の幅広い分野でプロジェクトが進展しています。

円借款「マニラ首都圏地下鉄計画」において、トンネルの掘削に活用されているトンネルボーリングマシン（写真：三井住友建設株式会社）

さらに、2025年10月の第28回日ASEAN首脳会議で、高市総理大臣は、AIを含むデジタル、脱炭素化や持続可能な農林水産業を含むグリーン、自動車分野を含むサプライチェーン強靭化、連結性、地域金融協力を始め、幅広い分野で協力を強化することを表明しました。日本は、2025年にASEANが発表した、今後20年のASEAN共同体の統合の方向性を示す「ASEAN共同体ビジョン2045」も踏まえつつ、ASEAN共同体のさらなる統合と地域の安定に資するような質の高いインフラ協力を推進していきます。

第28回日ASEAN首脳会議で発言する高市総理大臣（写真：内閣広報室）

太平洋島嶼（しょ）国における取組としては、2021年12月に日本、米国、オーストラリア、キリバス、ナウル、ミクロネシア連邦の6か国が連名で発表した、東部ミクロネシア海底ケーブルの日米豪連携支援が挙げられます。2025年6月には、東部ミクロネシア海底ケーブル事業に関する第6回プロジェクト理事会が日本で開催され、6か国間で事業の進捗が確認されました。また、日本と米国で連携する新たな海底ケーブル

注32 2019年11月、日本、米国、オーストラリアが提唱した。2023年以降、英国、スペイン、スイス、トルコが参加し、具体的な制度設計について議論している。

事業として、2025年3月、日本とミクロネシア連邦との間で、無償資金協力「経済社会開発計画」に関する書簡の署名・交換が行われました。同計画により、ミクロネシア連邦に対して、ケーブルシステムと同国内通信網をつなぐ陸揚げ施設が整備されます。2024年7月の第10回太平洋・島サミット（PALM10）注33で発表された首脳声明および「共同行動計画」注34も念頭に、日本は、米国やオーストラリアを始めとする同志国などと連携しつつ、情報通信技術（ICT）分野を始めとして、インド太平洋地域における連結性を強化する「質の高いインフラ」整備に引き続き協力していきます。

アフリカ地域においては、アフリカの開発課題に対処するためにはバランスの取れた安定的な「質の高い成長」を実現する必要があり、そのためには「質の高いインフラ」整備を進めていくことが重要であるとの考え方に基づき、2025年8月のTICAD 9で採択された「TICAD 9横浜宣言」では、道路、鉄道、海上、航空の各輸送形態にわたる持続可能かつ強靭なインフラネットワークへの投資を加速することにコミットする旨が示されました。2025年3月、日本との友好の象徴として「ジャパン・フリーウェイ」と名付けられたリベリアの幹線道路の強化を目的とした無償資金協力に関する書簡の署名・交換が行われました。本計画は、南北縦断道路の一部区間の改修を通じて、同区間の円滑かつ安全な道路交通の確保を図り、首都圏を含むリベリア国内および隣国との人流・物流を活性化させるもので、同国における「質の高いインフラ」の整備に寄与することが期待されます。

日本政府は今後も、世界の質の高い成長のため、「質の高いインフラ投資に関するG20原則」を国際社会全体に普及させ、アジアを含む世界の国々や世界銀行、アジア開発銀行（ADB）、OECDなどの国際機関と連携し、「質の高いインフラ投資」の実施に向けた取組を進めていく考えです。

用語解説

質の高いインフラ

自然災害などに対する「強靭性」、誰一人取り残されないという「包摂性」、社会や環境への影響にも配慮した「持続可能性」を有し、真に「質の高い成長」に資するインフラのこと。2019年6月のG20大阪サミットにて、(1) 開放性、(2) 透明性、(3) ライフサイクルコストから見た経済性、(4) 債務持続可能性といった、「質の高いインフラ」への投資に当たっての重要な要素を盛り込んだ「質の高いインフラ投資に関するG20原則」が承認された。

(4) 債務問題への取組

公的金融による支援は、開発途上国の経済成長を促進するために活用されますが、経済・財政政策の失敗や国際的な経済環境の変化などによって、開発途上国の債務の返済が困難となった場合には、開発途上国の債務は、本来必要とされる、保健、教育、環境などの分野のための財政支出を圧迫するため、持続的成長を阻害する要因となります。本来は、債務国が自ら解決しなければならない問題ですが、過大な債務が開発途上国の発展の足かせになっている場合には、国際社会による対応が必要になります。

債務問題への国際的な取組としては、これまでも重債務貧困国（HIPC）に対する拡大HIPCイニシアティブ注35やパリクラブ用語解説のエビアン・アプローチ注36などで債務救済が実施されてきました。しかし、近年、一部の低所得国においては、債務救済を受けたにもかかわらず、公的債務に加え、民間債務が累積し、債務持続可能性の悪化が再び懸念されています。この背景として、債務国側では、債務を適切に管

注33 105ページの第Ⅳ部3を参照。

注34 PALM10において、日本と太平洋島嶼国地域の首脳は、太平洋諸島フォーラム（PIF）の「ブルーパシフィック大陸のための2050年戦略（2050年戦略）」に沿い、(1) 政治的リーダーシップと地域主義、(2) 人を中心に据えた開発、(3) 平和と安全保障、(4) 資源と経済開発、(5) 気候変動と災害、(6) 海洋と環境、(7) 技術と連結性の7つの分野を重点分野として承認し、今後3年間に共同で実施する具体的な行動をまとめた「共同行動計画」を採択した。東部ミクロネシア海底ケーブル事業を始めとする質の高いインフラ案件は分野（7）の具体化に資するもの。

注35 重い債務を負っている最貧国に対する債務救済の枠組み。1999年のケルン・サミット（ドイツ）で合意されたもので、経済・社会改革などへの取組が一定の段階に達した場合、債務削減を実施。アフリカ地域を中心とする39か国が適用対象。

注36 「パリクラブの債務リストラに関する新たなアプローチ（エビアン・アプローチ）」。重債務貧困国（HIPC）以外の低所得国や中所得国が適用対象となり、従来以上に債務持続性に焦点を当て、各債務国の状況に見合った措置を個別に実施する債務救済方式。

理する能力が不足していること、債権者側では、資金供給の担い手が多様化しており、パリクラブによる貸付割合が減少する一方で、新興債権国や民間債権者による貸付割合が増加していることが指摘されています。さらに、近年では、欧米各国の政策金利の引上げによる、開発途上国の資金調達コストの上昇に伴い、開発途上国は資金流動性の問題に直面しています。開発途上国の債務問題は、借り手のみならず、貸し手の経済にも影響を及ぼしかねないため、国際社会が一体となって取り組む必要があります。

G20およびパリクラブは、2020年4月に「債務支払猶予イニシアティブ（DSSI）」用語解説を立ち上げ、低所得国が新型コロナウイルス感染症の拡大の影響で抱えた公的債務の支払いを一時的に猶予する措置を実施しました。その後はDSSIの後継として2020年11月に合意された「DSSIを超えた債務措置に係る共通枠組み」用語解説の下で、G20およびパリクラブの債権国が協調して債務措置を実施する取組が進められています。これまで共通枠組みの適用を要請した四つの低所得国のうち、チャドは2022年11月、ザンビアは2023年10月、ガーナは2024年6月にそれぞれG20およびパリクラブの債権国と既に債務再編に合意していましたが、2025年7月にはエチオピアについても合意が成立しました。2025年のG20議長国である南アフリカは、低所得国に対する債務持続可能性の確保を優先分野の一つとして取り上げ、同年7月のG20開発大臣会合においては、国際スタンダードを遵守した透明で公正な開発金融を促進していく重要性が確認されました。さらに、同年11月のG20ヨハネスブルグ・サミットにおいては、低中所得国の債務脆弱（ぜい）性に対処する取組の支援やG20「共通枠組」のさらなる実施強化が重要であるとの認識で一致しました。

低所得国を始めとする各国の債務持続可能性に大きく影響を与え得る要素の一つとして、インフラ投資が挙げられます。インフラ案件は投資額が大きく、その借入金の返済は借りた国にとって大きな負担となることがあります。インフラ案件への融資を行う場合には、貸す側も借りる側も債務持続可能性について十分に考慮することが必要です。債務持続可能性を考慮しない融資は、「債務の罠（わな）」として国際社会から批判されています。「質の高いインフラ投資に関するG20原則」注37には、個々のプロジェクトレベルでの財務面の持続可能性に加え、国レベルでの債務持続可能性を考慮することの重要性が盛り込まれており、G20各国は自らが行うインフラ投資においてこれらの原則を国際スタンダードとして実施すること、また融資を受ける国においてもこれらの原則が実施されるよう努めることが求められています。

日本の取組

日本は、円借款の供与に当たって、被援助国の協力体制、債務返済能力および運営能力、ならびに債権保全策などを十分検討して判断を行っており、ほとんどの場合、被援助国から返済が行われています。しかし、例外的に、円借款を供与する時点では予想し得なかった事情によって、返済が著しく困難となる場合もあります。そのような場合、日本は、前述の拡大HIPCイニシアティブやパリクラブにおける合意などの国際的な合意に基づいて、限定的な形で、債務の猶予、繰延注38、免除、削減といった債務救済措置を講じています。スリランカに対する債務救済に関して、日本は、スリランカ債権国会合の共同議長として債務再編プロセスを主導してきましたが、2025年3月、ほかの債権国会合メンバーに先駆け、スリランカとの間で債務繰延に関する二国間合意を締結しました。

2025年8月に開催したTICAD 9においては、2026年から2028年を対象期間とする「アフリカの民間セクター開発のための共同イニシアティブ」用語解説第6フェーズ（EPSA6）において、G20「共通枠組」やIMFプログラムの下で債務問題に取り組む国への支援などを強化していく旨表明しました。また、JICAおよび国際通貨基金（IMF）がテーマ別イベント「債務管理で開発加速！アフリカの持続可能かつ強靭（じん）な成長に向けて」を共催し、アフリカの債務国政府、債権国、民間セクター、多国間機関を含む国際的なステークホルダーが集い、債務脆弱性を含むアフリカの経済的課題と、その解決に向けた国際協調の在り方について議論が行われました。

注37 47ページの用語解説を参照。
注38 債務救済の手段の一つであり、債務国の債務支払の負担を軽減するために、一定期間債務の返済を延期する措置。

日本は、「質の高いインフラ投資に関するG20原則」の重要な要素である債務持続可能性の確保の観点からも、JICAによる研修や専門家派遣、国際機関への拠出などを通じ、開発途上国の財務省幹部職員の公的債務・リスク管理に係る能力の向上にも取り組んでいます。例えば、2024年度は、ケニア、エチオピアなど30か国34人の行政官に対する偶発債務リスク管理に係る世界銀行との連携による研修、IMF・世界銀行の各信託基金への新たな資金拠出など、債務国の能力構築に向けた支援を実施しています。

用語解説

パリクラブ
債務危機に直面した開発途上国の救済措置について協議する非公式グループ。主要債権国22か国で構成されており、フランスが議長国であり、パリで会合を開催している。

債務支払猶予イニシアティブ（DSSI：Debt Service Suspension Initiative）
新型コロナウイルス感染症の拡大による影響から流動性危機に直面する低所得国につき、その債務の支払いを一時的に猶予する枠組み。2020年4月にG20およびパリクラブは、2020年5月から同年12月末までの間に支払期限が到来する債務を猶予することに合意し、その後、支払猶予期間を二度延長した（2020年10月に2021年6月までの期間延長、2021年4月に2021年12月末までの期間延長に合意）。

DSSIを超えた債務措置に係る共通枠組み
低所得国に対する債務救済をG20およびパリクラブの債権国が協調して実施するメカニズム。中国を始めとする非パリクラブ国がパリクラブと合同で債務措置を実施することを初めて約束したもの。

アフリカの民間セクター開発のための共同イニシアティブ（EPSA：Enhanced Private Sector Assistance for Africa）
日本が、2005年にアフリカ開発銀行（AfDB）と共に、民間主導の経済成長を促進していくため立ち上げた協調枠組み。2025年8月のTICAD 9における取組の一つとして、日本とAfDBは、2026年から2028年を対象期間とする第6フェーズ（EPSA6）の下で、最大55億ドルの資金協力を行うことを決定。

2 平和・安全・安定な社会の実現、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の維持・強化

（1）平和構築と難民・避難民支援

国際社会では、依然として、民族・宗教・歴史の違いなど様々な要因や、貧困や格差などの影響によって、地域・国内紛争が発生しています。近年の地政学的な国家間競争の激化や緊張の高まり、既存の国際的秩序への挑戦的な主張を強める国々の台頭も、世界の経済・社会の発展と安定に大きな負の影響をもたらしています。

紛争は、多数の難民や避難民を発生させ、人道問題を引き起こし、長年にわたる開発努力の成果を損ない、大きな経済的損失をもたらします。ある国や地域の紛争の影響は、世界全体に何らかの形で影響を及ぼすものであり、このような紛争の長期化も課題となっています。2022年に発生したロシアによるウクライナ侵略や2023年以降の中東情勢の悪化は、ますます深刻な人道危機をもたらしており、国際社会全体にとっての大きな課題となっています。このように国際社会の課題が複雑化・多様化する中で、持続的な平和の定着のため、開発の基礎を築くことを念頭においた平和構築の取組はますます重要になっています。

パレスチナ・ガザ地区で新鮮な野菜を含む食料バスケットの配給を受ける市民（写真：特定非営利活動法人パルシック）

日本の取組

■ 平和構築支援

紛争などによる人道危機への対応として、日本は初期の段階から、緊急に必要とされる人道支援を中長期的な開発協力を見据えて行う「人道・開発・平和の連携（HDPネクサス）」注39を推進しています。人道危機が長期化・多様化する中、平時から中長期的な観点に立った強靭（じん）な国造りや社会安定化といった平和の持続のための支援を行うアプローチで、紛争などの影響により脆弱（ぜい）な状況が続く各国・地域において、難民の自立を支援し、さらなる危機の根本要因に対処するため、人道支援から、貧困削減・経済開発、平和構築、紛争予防までにわたる支援を継ぎ目なく展開しています。

継ぎ目ない支援を展開するため、日本は、国際機関を通じたものを含む無償資金協力と技術協力を組み合わせて、紛争下における難民・避難民に対する人道支援や、紛争終結後の和平（政治）プロセスに向けた選挙支援を実施しています。平和の定着と紛争の再発防止を目的とした、元兵士の武装解除、動員解除および社会復帰（DDR）、治安部門改革、行政・司法・警察機能の強化に関する支援も実施しています。基礎インフラの復旧や制度の整備支援、保健や教育などの社会開発も行っているほか、ホストコミュニティとの共存を促す取組、難民・避難民の帰還・再定住に向けた取組といった復興支援にも取り組んでいます。なお、これらの取組においては、国連安全保障理事会（安保理）決議第1325号を始めとした、平和構築における女性の役割が重要であるとする一連の国連安保理決議に基づいて、紛争の予防や解決、平和構築への女性の参画促進に積極的に取り組んでいます（女性・平和・安全保障（WPS）については88ページの注88を参照）。

国際社会では、国連平和構築委員会（PBC）用語解説などの場において、紛争の解決や予防、紛争後の復旧や国造りに対する支援の在り方に関する議論が行われています。日本は設立時からPBCに参加し、制度構築

注39 人道（Humanitarian）、開発（Development）、平和（Peace）の頭文字をとったもの。人道支援と並行して、難民の自立支援や受入れ国の負担軽減のための開発協力を行い、さらに根本的な原因である紛争の解決・予防に向けた平和の取組を進めるアプローチ。

国際協力の現場から 2

国際機関で活躍する日本人の声
～シエラレオネで若者を“平和の担い手”へ～

国連開発計画（UNDP）シエラレオネ事務所でプログラムアナリストを務める八代歩弓（ほゆみ）氏は、幼少期から平和構築に関心を抱き、ボスニア・ヘルツェゴビナのNGOや国連日本政府代表部での勤務を経て、2022年から、ニューヨークの国連事務局の国連政務・平和構築局平和構築支援オフィス（DPPA-PBSO）において外務省が支援するジュニア・プロフェッショナル・オフィサー（JPO）として働き始めました。その後、「もっと裨益（ひえき）者と、直接関わることができる現地で働きたい」との思いから、2024年には西アフリカの大西洋沿岸に位置するシエラレオネへ赴任しました。

シエラレオネは、内戦後の平和構築の取組が国際社会からも一定の評価を得ているものの、国内には現在も紛争の根本要因となる貧困や不平等などの課題が根強く残っています。そのような中、八代氏は、街中を走るバイク（二輪）タクシーの運転手である若者たちを「平和の担い手」として育成するプロジェクトに取り組んでいます。

バイクタクシーは、シエラレオネで広く利用される重要な交通手段の一つです。その運転手であるバイクライダーの多くは、元戦闘員を含む18歳から35歳の若者世代が占めています。一方、バイクライダーの仕事は、雇用や収入も不安定なため、社会に対する不満を抱きやすく、警察との衝突や、バイクライダー同士による暴力事件が頻発し、深刻な社会問題となっていました。

日本も主要ドナーとして貢献する国連平和構築基金の拠出を受け、シエラレオネ政府青年省との協力の下、UNDPシエラレオネ事務所では、コミュニティー間を行き来し、社会に対して潜在的な発信力を有するバイクライダーの強みをいかそうと、三つのアプローチを行っています。第一に、バイクライダーと警察の関係改善のため、双方が定期的に対話できる場を国内のプロジェクト対象地域に設け、信頼の構築を支援しています。第二に、バイクライダーが性的暴力防止や紛争予防等について学ぶ機会を提供し、乗客として多くの市民と接する彼らの意識変革を後押しすることを通じて、社会全体の変化を促しています。最後に、国連資本開発基金（UNCDF）と連携し、バイク車両購入資金などに充てられる融資の機会を提供しつつ、バイクライダーに対して金融に関する研修を実施することで、経済面からも支援しています。

バイクライダーたちを対象とした性的暴力防止の研修（写真：UNDP）

バイクライダー組合と警察当局の対話風景（写真：UNDP）

本事業の中で、八代氏は、シエラレオネ青年省の大臣を含む約100名が参加した、バイクライダーと警察および道路交通安全局との平和を目指した協定の署名セレモニーを開催したほか、同三者の対話イベントを30回にわたり実施するなどの取組を主導しています。八代氏は、「紛争を引き起こす要因は非常に多面的で、平和構築には多角的なアプローチが欠かせない。バイクライダーに行動の変容を促すだけでなく、経済的な支援も行い動機付けを行うなど、関係者それぞれの強みをいかしたアプローチが有益と感じる。」と語り、「バイクライダーたちから『警察との揉（も）め事や、身近で暴力に関わる人が減った』、『仲間が悪いことをしていれば、注意できるようになった』などの言葉を聴いて、自分の仕事が平和な社会の実現に一役買っているのだと実感できてうれしい。」と、本プロジェクトの醍醐（だいご）味（み）を口にします。

国際機関での仕事について、八代氏は「日本にいると世界の貧困や課題の深刻さがつかみにくいが、現地で仕事をすると、プロジェクトのインパクトが目に見える形でわかり、手応えを感じる」としつつ、「国際機関には日本人職員も多く、彼らは優秀ではあるものの、良い意味で『普通』の人たちだという認識。私自身、大学で交換留学を経験するまで英語が話せなかったこともあり、こうして国連で活躍することは夢のまた夢だと思っていた。」と振り返ります。

そして、これから国際協力の現場で働いてみたいと志望する日本の若者たちに向けて「情熱とプロフェッショナリズムがあれば、きっと活躍できる。ぜひ臆せずに挑戦し、自らの手で、世界をより良くするための貢献に喜びを感じてほしい。」と、アフリカの大地からエールを送ります。

や人材育成に取り組む重要性や、関係機関（国連安保理、国連総会、PBCなどの国連機関、ドナー国、地域的機関、世界銀行・国際通貨基金（IMF）などの国際金融機関、民間セクターなど）の間での連携強化の必要性を訴えるなど、積極的に貢献してきています。国連平和構築基金（PBF）用語解説にも、2025年12月時点で総額7,133万ドルを拠出し、主要ドナー国として貢献してきています。また、日本は2024年末の安保理理事国任期終了後も、引き続き平和構築・紛争予防を国連における優先課題の一つとして、積極的に貢献しています。

日本は、以前から、国連平和維持活動（国連PKO）などの国際平和協力活動と開発協力の連携にも努めてきています。実際、国連PKOが行われている国や地域では、紛争の影響を受けた避難民や女性・こどもの保護、基礎インフラの整備などの取組が多く行われており、その効果を最大化するために、このような連携を推進することが引き続き重要です。例えば、日本はアフリカ連合（AU）委員会人道問題・保健・社会開発局（HHS）への拠出を通じて、中央アフリカとモザンビークにおいて、紛争や災害に起因した強制移住により教育機会が得られなかった若者に対して、ポスト初等教育（初等後教育）へのアクセスを促進する事業などを実施しています。

日本は、国連、ドナー国および要員派遣国の3者が互いに協力し、国連PKOなどに派遣される要員の訓練などを行う協力枠組みである「国連三角パートナーシップ・プログラム（TPP）」にも積極的に貢献しています。同枠組みの下、自衛隊員などを派遣して重機操作や野外救急の訓練を実施しているほか、国連PKOミッションの遠隔医療体制整備や派遣要員の爆発物対応能力向上などに貢献しています。

その他、平和構築に従事する人材に求められる資質が多様化、複雑化していることに鑑み、日本は「平和構築・開発におけるグローバル人材育成事業」注40を通じて、現場で活躍できる国内外の文民専門家を育成しています。これまでに実施した国内研修には延べ1,000人以上が参加しました。修了生の多くが、世界各地の平和構築・開発の現場で活躍しています。

■ 難民・避難民支援

シリアでは難民が帰還する動きが見られるものの、スーダンを始め、アフガニスタンやウクライナ、ミャンマーなどの国々では引き続き多くの人々が避難を強いられており、2024年末の時点で難民、避難民の数は約1億2,320万人注41に達するなど、人道状況は依然として厳しい状況にあります。日本は、2025年4月に国連大学において、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）日本事務所と外務省の共催により、2023年12月にジュネーブで行われた第2回グローバル難民フォーラム（GRF）のフォローアップとなる第2回日本グローバル難民フォーラム・ネットワーク会合を開催しました。国際機関、NGO、民間企業・団体等の関係者が参加し、それぞれのプレッジの実施状況や取組などを共有し、難民の社会的包摂についての意見交換を行いました。人間の安全保障の観点からも、日本は、最も脆弱な立場にある人々の生命、尊厳および安全を確保し、一人ひとりが再び自らの足で立ち上がれるように、難民・避難民などに対するものを含む人道支援を行っています。

具体的には、主にUNHCR、世界食糧計画（WFP）、国際移住機関（IOM）を始めとする国際機関と連携して、シェルターや食料など基礎生活に必要な物資の配布を世界各地で継続的に実施しています。例えば、日本はUNHCRを通じて、ブラジルに対する無償資金協力として「ベネズエラ難民及び移民女性の生活向上及び社会経済的包摂促進計画」を実施し、ブラジルにとどまるベネズエラ難民・移民女性に対して、職業訓練や就職斡旋（あっせん）、マイクロ・ファイナンスやマーケティングに関する研修を含む起業支援などを行っています。上記の国連機関やパレスチナ難民への支援を行う国連パレスチナ難民救済事業機関（UNRWA）、赤十字国際委員会（ICRC）などと連携することにより、治安上危険な地域においても、それぞれの機関が持つ専門性や調整能力などを活用し、難民・避難民などに対する人道支援を実施しています。例えば、2024年には、ロシアのウクライナ侵略によって発生した周辺国のウクライナ避難民およびウクライナ国内避難民のため、

注40 2007年度に「平和構築人材育成事業」を開始し、2015年度には同事業の内容を拡大、「平和構築・開発におけるグローバル人材育成事業」（https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/peace_b/j_ikusei_shokai.html）となった。現場で必要な知識や技術を習得するための国内研修と国際機関の現地事務所での海外実務研修とを行う「プライマリー・コース」に加え、平和構築・開発分野に関する一定の実務経験を有する方のキャリアアップを支援する「ミッドキャリア・コース」を実施。

注41 パレスチナ難民約600万人を除く。

案件紹介 3

パレスチナへの緊急食料支援

国際機関拠出金（2024年2月～2025年2月）
ガザ地区及び西岸地区で食料不安に直面する人々への緊急食料支援

パレスチナ

2023年のイスラエルとパレスチナ武装勢力間の衝突発生以降、パレスチナのガザ地区では食料へのアクセスが極端に制限され、特に女性やこどもなど脆弱な立場にある人々の栄養状態が悪化しました。また、ヨルダン川西岸地区においても、ガザ地区での緊迫した情勢の影響を受け、移動制限や経済の混乱により食料不安に直面する人々が増加しました。

こうした状況の中、日本は、国連唯一の食料支援機関である世界食糧計画（WFP）を通じ、食料そのものが不足するガザ地区の住民約38万人に対しては、域外で調達した缶詰食品やナツメヤシなどの保存性の高い食品を提供しました。また、市場が機能している西岸地区では、栄養価の高い食料へのアクセスを改善すべく、食料引換券（電子バウチャー）の配布を通じて各家庭のニーズに沿った支援を目指すとともに、現地の食料の購入を促すことにより、地域経済の活性化につなげる工夫を行いました。

ヨルダン川西岸地区で食料を電子バウチャーで購入する様子（写真：WFPパレスチナ事務所）

WFPから受け取った食料を運ぶガザ地区の男性（写真：WFPパレスチナ事務所）

食料を受け取ったガザ地区の男性からは、「妻とこどもたちの食料を求めて商店を転々と歩き回ったが、果物も野菜もなく、小麦粉しか手に入らなかった非常に厳しい時期に、この支援に救われた。」との言葉が寄せられています。

日本は今後も、パレスチナの深刻な人道状況の改善と、SDGsの目標の一つである「飢餓の撲滅」の実現に向け、現地のニーズに基づいた人道支援を継続していきます。

UNHCRなどを通じて人道支援を実施しています。また、スーダンにおける武力衝突により発生した難民および国内避難民などに対して、WFPやICRCなどを通じた人道支援を実施しています。また、ジャパン・プラットフォーム（JPF）注42を通じた日本のNGOによる難民・避難民などへの支援も行われています。

日本は、こうした国際機関を通じて難民・避難民などに対する人道支援を行う際、NGOや民間企業等とも連携を図っています。例えば、UNHCRが行う難民支援に際しては、JICAがUNHCRと連携し、HDPネクサスの観点から、緊急フェーズと復興フェーズを継ぎ目なく連携させた支援を実施しています。

■ 対人地雷・不発弾対策および小型武器対策

かつて紛争があった国・地域には対人地雷や不発弾がいまだ残るとともに、非合法な小型武器が現在も広く流通しています。これらは、一般市民などに対して無差別に被害を与え、復興と開発のための活動を妨げるだけでなく、対立関係を深刻にする要因にもなります。そのため、対人地雷や不発弾の処理、地雷被害者の支援や対人地雷・不発弾対策関係者の能力強化、小型武器の適切な管理などを通じて、こうした国・地域を安定させ、治安を確保するための持続的な協力を行っていくことが重要です。

注42 151ページの用語解説を参照。

日本は、「対人地雷禁止条約」および「クラスター弾に関する条約」の締約国として、HDPネクサスの観点から、地雷除去や被害者への支援に加え、リスク低減教育などの予防的な取組を通じた国際協力も着実に行っています。また、日本は、2025年の対人地雷禁止条約第22回締約国会議で議長国を務め、1年間を通じて、同条約の履行や普遍化につき主導的な役割を担いました。

例えば、カンボジア地雷対策センター（CMAC）に対しては、国内外に対する研修機能の強化、組織運営部門の職員の育成や情報システム構築など、今後さらに国際的に貢献する組織となっていくためのCMACの組織全体の能力向上への協力や、地雷対策関係者に対する教育訓練環境の改善および訪問者への地雷問題の理解促進・啓発を図るため、CMACの研修施設や広報施設を建設する支援を行っています。こうした包括的な支援により、CMACは2009年以降2025年12月までに、日本の協力の下、アンゴラ、イラク、ウクライナ、エチオピア、コロンビア、ザンビア、ソマリア、ナイジェリア、南スーダン、ラオスの10か国に対して地雷・不発弾対策に従事する職員の研修を実施しており、南南協力・三角協力[注43]の実現にも貢献しています（コロンビアにおける取組については56ページの「案件紹介」を参照）。

2024年7月に上川外務大臣（当時）がカンボジアを訪問した際、CMACを視察し、「地雷対策支援に関する包括的パッケージ」[注44]を発表しました。同時に、これを体現する新たな協力アプローチとして、カンボジアと協力して、「日カンボジア地雷イニシアティブ」[注45]を立ち上げることを発表しました。これを踏まえ、日・カンボジア連携による第三国での地雷対策支援や、民間企業の最新技術を用いた機材開発に関する協力も進められています。

不発弾の被害が大きいラオスに対しては、CMACでの研修以外にも不発弾対策機関への専門家の派遣により、活動計画策定やモニタリングに関する実施能力の強化を行っているほか、同機関の活動を促進するための設備整備や地雷検知センサーなどの必要機材の供与を行っています。

カンボジア地雷対策センター（CMAC）の研修機能を担う地雷対策技術研究所の施設（写真：JICA）

多数の地雷・不発弾の埋設があるとされるウクライナに関して、日本は、2025年10月に、東京でウクライナ地雷対策会議（UMAC2025）を開催し、地雷対策がウクライナの復旧・復興の出発点との認識の下、他ドナー、関係国、国際機関を総動員して、今後の復旧・復興の前提となる地雷対策分野に関する議論をリードするとともに、地雷対策を加速化させるための日本の取組として「ウクライナ地雷対策支援イニシアティブ」を発表しました。日本は、同イニシアティブの下で、地雷対策分野における人材育成と技術向上につながる能力強化支援、地雷対策から復旧・復興への円滑な移行（HDPネクサス）のための支援、地雷対策を支援する国際ネットワークの多角化・重層化の三つの取組を柱としたウクライナ地雷対策支援を実施していきます。

ウクライナ地雷対策会議（UMAC2025）の集合写真

さらに、アフリカに関しては、2025年8月に行われたTICAD 9において、日本は「アフリカ地雷対策

注43 110ページの用語解説を参照。

注44 ODAを触媒に、国際機関、NGO、日本企業などの多様なパートナーと連携し、地雷に関する様々なニーズ、段階に応じた包括的な支援を進めるというビジョンを示したもの。支援のアプローチとして、（1）カンボジアをハブとした三角協力の推進、（2）同志国・国際機関との連携、（3）日本の科学技術の活用を挙げている。

注45 長年にわたる地雷対策分野における協力の実績を基盤として、（1）地雷の非人道性の認知向上・地雷削減に向けた国際的な機運醸成、（2）カンボジア関係機関に地雷なき世界のための国際協力チームを創設、（3）日・カンボジア連携による第三国での地雷対策支援、（4）最新技術を用いた機材開発の四つを柱とした協力強化を示したもの。

プラットフォーム」を表明しました。この下でアフリカ各国の地雷除去に向けた取組を後押しすべく、CMACや国連地雷対策サービス部（UNMAS）などのパートナーとも連携しつつ、地雷除去、危険回避教育、地雷除去後の農業開発など幅広い地雷・不発弾対策支援を行ってきています。

地雷・不発弾が依然として埋設されているスリランカおよび中東・アフリカ地域の複数国においては、草の根・人間の安全保障無償資金協力 注46 を活用し、知見を有する国際NGOを通じた地雷除去活動の実施や、地雷除去機、油圧ショベルなどの地雷除去関連機材の整備を行いました。

ほかにも、児童教育の専門性を有する国連児童基金（UNICEF）との連携で、2025年には、パレスチナ、ミャンマーにおいて危険回避教育に関する事業を実施しています。ICRCを通じて、アフガニスタン、ウクライナ、シリア、ミャンマーなどでも危険回避教育などの支援を行っています。

小型武器は実際の紛争の場面で今もなお使われ、多くの人命を奪っていることから「事実上の大量破壊兵器」とも呼ばれており、日本は、グテーレス国連事務総長の「軍縮アジェンダ」（2018年）に基づいて設置された「人命を救う軍縮（SALIENT）」基金へのドナー国であるなど、小型武器対策の議論に積極的に貢献しています。

用語解説

国連平和構築委員会（PBC：Peacebuilding Commission）
2005年の安全保障理事会（安保理）決議および総会決議に基づき設立された国連の安保理および総会の諮問機関。紛争後の平和構築と復旧のための統合戦略を助言・提案することを目的とし、安保理、総会などに対してブリーフィングの実施や書面の提出を通じた助言を提供する。日本はPBC設立時から一貫して、PBCの中核である組織委員会のメンバーを務めている。

国連平和構築基金（PBF：Peacebuilding Fund）
2006年に設立された紛争予防・平和構築のための基金。具体的には、和平プロセス・政治対話への支援、経済活性化、国家の制度構築、基礎的な社会インフラの整備に焦点を当てている。特に、政治的移行プロセスの支援、女性・若者の国造りへの参加支援、紛争の影響を受ける地域への包括的なアプローチを重視している。

(2) 社会の安全・安定の確保

日本は周囲を海に囲まれた島国であり、エネルギー資源や食料の99.5%以上を海上輸送に依存していることから、これまで海上の脅威への対処や、海上交通の安全・保安に関する技術を深化させてきました。開発途上国にとっても、重要な海上輸送における脅威への対処を始めとする海上交通の安全確保や、安全に航路を利用するための海上保安に関する人材育成などは、国家の存立・繁栄に直結する課題です。法の支配に基づく自由で開かれた海洋秩序は、日本が推進する「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）」の実現のためにも極めて重要であり、日本は、各国や国際機関と協力して、海上交通の安全確保を始めとする海洋安全保障協力の取組を推進しています。

また、国際的な組織犯罪やテロ・暴力的過激主義は、引き続き国際社会全体の脅威となっています。こうした脅威に効果的に対処するには、1か国のみの努力では限界があるため、各国による対策強化に加え、開発途上国の司法・法執行分野における能力向上支援などを通じて、国際社会全体で対応する必要があります。

日本は、国際的な組織犯罪を防止するための法的枠組みである国際組織犯罪防止条約（UNTOC）の締約国として、同条約に基づく捜査共助などの国際協力を推進しているほか、薬物対策などの国際組織犯罪対策に関する国際協力を行っています（サイバー空間に対する脅威への対策については40ページの第Ⅲ部1(2)を参照）。

注46 161ページの第Ⅴ部2（2）を参照。

案件紹介 4

三角協力で築く地雷のない未来

技術協力（2023年7月～2026年9月）
対人地雷包括的行動（AICMA）推進のための人材育成プロジェクト

コロンビア

コロンビアでは、1960年代から半世紀以上続いた国内武力紛争時に広範囲に埋設された対人地雷が放置されており、地域の安全と経済発展が大きく阻まれています。全国での対人地雷関連の事故は2022年には489件であったのが、2023年には942件と倍増する中、特に地方の住民は地雷と隣り合わせの生活を余儀なくされています。こうした状況の中、地雷除去のための専門知識と技術を有する人材の育成が喫緊の課題となっています。

この問題に対応するため、日本は長年にわたり地雷対策分野で協力関係を培ってきたカンボジアと連携し、コロンビアで2023年に「対人地雷包括的行動（AICMA）推進のための人材育成プロジェクト」を開始しました。同プロジェクトでは、日本により供与された機材を活用しつつ、JICAの技術協力の下、カンボジア地雷対策センター（CMAC）がコロンビア政府職員に対して地雷探知技術や除去手法に関する助言を行い、実践的な知識と技術の移転を進めています。

開発途上国間の南南協力を先進国が支援するこの「三角協力」[注1]により、これまでに50名以上のコロンビア人専門家がカンボジアやコロンビアで研修を受け、学んだ知見を現場で実践しており、地雷埋設位置の特定に要する日数の短縮化やコスト削減につながるなどの地雷除去作業の効率化が進んでいます。また、本プロジェクトを超え、日本とコロンビアは新たにウクライナへの支援を実施する予定であり、コロンビア自身も地雷対策に関する「三角協力」の国際ネットワークの重層化に貢献しています。日本は今後も地雷対策の知見の輪を広げる活動を後押しすることで、全ての人々が地雷の脅威にさらされることなく安心して暮らせる世界の実現に向けて貢献していきます。

注1　110ページの用語解説を参照。

地雷対策研修の様子（写真：JICA）

地雷探知作業のデモンストレーション（写真：JICA）

日本の取組

■ 治安維持能力強化

日本の警察は、その国際協力の実績と経験も踏まえ、治安維持の要となる開発途上国の警察機関に対し知識・技術の移転を行いながら、制度作り、行政能力向上、人材育成などを支援しています。

その一例として、警察庁は、2001年から継続してインドネシアに対して専門家派遣、研修、技術協力プロジェクトを実施しています。2025年は、同国警察の改革を支援するプログラムの一環として埼玉県警察において幹部候補生を受け入れて研修を行いました。このほか、アジアやアフリカ、大洋州などの各国から研修員を受け入れ、日本の警察の在り方を伝えています。

ブラジル国際協力庁との三国間協力プロジェクトを通じてブラジル・サンパウロ州軍警察がジャマイカ警察に対して能力強化研修を実施する様子（写真：JICA）

■ 海洋

日本は、海における法の支配の維持・発展のため、巡視船の供与や技術協力などを通じ、インド太平洋地域の海上保安機関の法執行能力などの向上を途切れることなく支援しているほか、開発途上国の海洋状況把握（MDA）能力向上のための協力も推進しています。具体的には、フィリピン、ベトナムなどに対し、船舶や海上保安関連機材を供与しているほか、インドネシアやマレーシアなどを含む日本にとって重要なシーレーンの沿岸国に対して、研修・専門家等の派遣を通じた人材育成も進めています。例えば、船舶の安全な航行に必要な国際的基準に沿った海図を作成するための能力向上支援、国連薬物・犯罪事務所（UNODC）等の国際機関を通じた海上保安機関への海上法執行や海難救助などに関する研修、海上交通の安全性向上と航路の混雑緩和を目的とした船舶通航支援業務（VTS）の運用に携わる人材の育成などを実施しています[注47]。さらには、サモア、ミクロネシア連邦、モルディブなどのインド太平洋の島嶼国に対しても警備艇などの海上保安関連機材の供与や、無償資金協力による「太平洋島嶼国における効果的な海上犯罪対策のための海上法執行機関能力強化計画（UN 連携／UNODC実施）」などを通じた支援を行っています。このほか、地域諸国に対し、船舶自動識別装置（AIS）で位置情報を示さないダークシップの検知に係る能力構築を含む、ソフト面での支援についてUNODCを通じて実施しており、2022年に日米豪印首脳会合で表明したMDAに関する情報共有を促進するための「海洋状況把握のためのインド太平洋パートナーシップ（IPMDA）」も踏まえ、不法な活動を含め、排他的経済水域における活動をより良く監視できるよう支援しています。

日本は、アジア地域の海賊・海上武装強盗対策における地域協力促進のため、アジア海賊対策地域協力協定（ReCAAP）の策定を主導し、締約国などの海上法執行機関の能力構築を目的とした包括的な研修を支援しています。2025年はReCAAP締約国13か国が参加し、各国からベストプラクティスが共有され、参加国の海賊対処関連の知識向上や沿岸国同士の協力促進に資するものとなりました。

アフリカ東部のソマリア沖・アデン湾における海賊の脅威に対し、日本は2009年から海賊対処行動を実施しています。国際海事機関（IMO）がジブチ行動指針[注48]の実施のために設立した信託基金を通じ、海賊対策のための情報共有センターや、ジブチ地域訓練センターが設立されており、同地域訓練センターは、日本のみならず、EU諸国といった同志国の活動にも利用され、UNODCを通じたソマリア周辺国の海上保安能力向上のための訓練プログラムが実施されています。

注47 自由で開かれた海洋のための取組については外務省ホームページを参照。https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sanka/page22_001603.html
注48 ソマリアとその周辺国の地域協力枠組み。

また、2025年から、UNODCを通じて、ハイチにおける国境管理の抜け道となっているマルパスおよびアンス・ア・ピトルにおいて違法取引取締事務所を設置するとともに、同国北東部において沿岸警備隊の海上違法行為に対する取締能力の強化などの支援も実施しています。

海上保安庁の協力の下で、アジア・ソマリア周辺海域などでの海賊対策等のための「海上犯罪取締り研修」も実施しており、2025年は16か国から20人の海上保安機関職員が参加しました。日本は、ソマリア海賊問題の根本的な解決にはソマリアの復興と安定が不可欠との認識の下、2007年以降、同国内の基礎的社会サービスの回復、治安維持能力の向上、国内産業の活性化のために累計で6.17億ドルの支援を実施しています。

「インドネシア海上保安機構能力開発プロジェクト」における制圧訓練の様子（写真：海上保安庁）

海上で発生する船舶からの油の流出事故は、航行する船舶の安全に影響を及ぼすおそれがあるだけでなく、海岸汚染により沿岸国の漁業や観光産業に致命的なダメージを与えるおそれもあり、こうした事態に対応する能力の強化も重要です。

国際水路機関（IHO）では、2009年以降毎年、公益財団法人日本財団の助成の下、開発途上国の海図専門家を育成する研修を英国で実施しており、2024年12月までに51か国から106人の修了生を輩出しています。また、IHOとユネスコ政府間海洋学委員会は、世界海底地形図を作成する大洋水深総図（GEBCO）プロジェクトを共同で実施しており、日本の海上保安庁海洋情報部を含む各国専門家の協力により、世界海底地形データの維持・管理が行われています。

■ 宇宙空間

日本は、宇宙技術を活用した開発協力・能力構築支援の実施により、気候変動、防災、海洋・漁業資源管理、農業、森林保全、資源・エネルギーなどの地球規模課題への取組に貢献しています。

地球観測衛星などを活用してアジア太平洋地域の災害管理への貢献を目的とする国際協力プロジェクト「センチネルアジア」は、宇宙航空研究開発機構（JAXA）を中心に2006年に活動を開始し、現在は宇宙機関や防災機関などを含む127機関が加盟し、延べ540件以上の緊急観測要請に対応しています。2025年9月30日に発生したM6.9のセブ島地震においては、JAXAの陸域観測技術衛星2号「だいち2号」（ALOS-2）による被害域の緊急観測および衛星データ提供に対し、ラザロ・フィリピン外務大臣から遠藤駐フィリピン日本国大使宛に感謝状が贈られました。また、様々な衛星観測データを解析・統合した衛星全球降水マップ（GSMaP）を通じ、全世界の降水情報を提供することで、地上観測網の空白域における降水の推定に貢献しています。アフリカやアジア太平洋地域で各国気象機関などの能力構築支援も実施し、2024年度には延べ30人以上に対して、GSMaP利用に向けた研修を実施しました。また、関係国のさらなる能力構築に資するGSMaP利用ガイドラインを公開しました。

宇宙開発利用に取り組む新興国の人材育成も積極的に支援しています。特に、日本による国際宇宙ステーション（ISS）「きぼう」日本実験棟を活用した宇宙環境利用の機会提供や超小型衛星の放出、中でも2025年で開始から10周年を迎える「KiboCUBE」プログラム[注49]は、国際的に高く評価されています。同プログラムでは、これまでに8回にわたる公募を行い、5機関の衛星が、「きぼう」を活用して放出されました。2025年6月から12月にかけては、「KiboCUBE」プログラムの新たな公募（第9回公募）を実施し、2026年6月に最終選定を予定しています。2025年現在、同プログラムにおいては、前回第8回公募で共同選定されたタンザニアとコートジボワールの機関に加え、過去の公募で選定された中米統合機構（SICA）が超小型衛星の開発を行っています。メキシコの開発

注49 「きぼう」から超小型衛星を放出する機会を新興国に提供するための、宇宙航空研究開発機構（JAXA）と国連宇宙部（UNOOSA）の協力枠組み。

した超小型衛星は2025年10月に日本のH3ロケットで打ち上げた新型宇宙ステーション補給機(HTV-X)で輸送されてISSに到着し、現在放出に向けた準備調整を行っています。

宇宙空間における法の支配の実現に貢献すべく、宇宙新興国に対して国内宇宙関連法令の整備・運用に係る能力構築支援を行っています。日本は2021年度から国連宇宙部(UNOOSA)の「宇宙新興国のための宇宙法プロジェクト」への協力を開始して以降、アジア太平洋地域の宇宙新興国に対して国内宇宙関連法令の整備および運用面での支援を行い、民間活動を含む自国の宇宙活動を適切に管理・監督するために必要となる法的能力の構築に貢献しています。2025年度には、ベトナムを対象国として、ワークショップを実施しました(パラグアイにおける小型人工衛星の開発および衛星データの活用については111ページの「匠の技術、世界へ」を参照)。

ブラジルでのリモートセンシングによる疫学調査において、衛星画像を補完するためのハイパースペクトルカメラを搭載したドローンの発表と実験操縦の様子

■ テロ対策

テロは世界各地で引き続き発生しており、テロ対策は各国にとって引き続き重要な課題となっています。テロリストの移動対策や国境管理といった従前の課題も再び重要性を増しています。

さらに、近年は、オンライン上で暴力的過激主義思想が拡散しているほか、生成AIなどの技術進歩に伴い、オンライン詐欺や暗号資産を悪用した資金洗浄(マネー・ローンダリング)注50やテロ資金の問題、あるいは、ドローンなどの新興技術を悪用した新たなテロへの対策が課題となっており、国連やG7のみならず、ASEANなどの地域的取組を通じて、世界各国がこれまで以上に協力して対策を講じていく必要があります。

2025年2月、東京において、第4回日パキスタン・テロ対策協議を開催し、両国のテロ対策や世界のテロ情勢などについて意見交換を行いました。4月には、2024年11月の日仏外相会談の合意を受けて、1回目となる日仏テロ対策協議を東京で開催し、日仏のテロ対策の協力を一層推進していくことを確認するとともに、テロ資金対策、テロ制裁などに関して幅広く意見交換しました。7月には、第4回日・チュニジア安全保障・対テロ対話を東京で開催し、テロ情勢を含む国際情勢・地域の安全保障環境、両国のテロ対策や協力の可能性について協議を行いました。11月には、日米豪印テロ対策作業部会会合を東京において開催し、国際テロをめぐる情勢や、テロ目的での情報通信技術および無人航空システムの悪用への対策などについて議論を行いました。このように、各国と協力しつつ、引き続き世界のテロのリスクの低減に向けた取組を行っています。

■ 薬物対策

日本は、国連の麻薬委員会などの国際会議に積極的に参加するとともに、2025年はUNODCへの拠出を通じて、東南アジアなどの国々の関係機関との連携を図り、新規化合物注51を含む違法薬物の流通状況の監視や海上での麻薬密輸の取締能力の強化を行うなど、グローバルな課題として薬物対策に積極的に取り組んでいます。

また、警察庁では、アジア太平洋地域を中心とする関係諸国を招き、薬物情勢、捜査手法および国際協力に関する情報共有や協力体制の強化を図っています。

注50 犯罪行為によって得た資金をあたかも合法な資産であるかのように装ったり、資金を隠したりすること。麻薬の密売人が麻薬密売代金を偽名で開設した銀行口座に隠す行為がその一例。

注51 新しく合成される精神活性物質(NPS:New Psychoactive Substances)、あるいは「危険ドラッグ」とも呼ばれ、規制対象となる薬物(麻薬等)と類似した効果を得るために合成された物質で、合法な医薬品とは認められていないもの、まだ規制されていない向精神性作用を呈する化合物をいう。

■ 人身取引対策

日本は、人身取引[注52]に関する包括的な国際約束である人身取引議定書や、「人身取引対策行動計画2022」に基づき、人身取引の根絶のため、様々な取組を行っています。

日本は国際移住機関（IOM）への拠出を通じて、日本で保護された外国人人身取引被害者に対する母国への安全な帰国の支援や、被害者に対する精神的支援、保健・医療面の支援、職業訓練などの自立・社会復帰支援を実施しています。また、二国間での技術協力、UNODCなどの国連機関のプロジェクトへの拠出を通じて、東南アジアなどの人身取引対策・法執行能力強化に向けた取組に貢献しています。また、密入国・人身取引および国際的な犯罪に関するアジア太平洋地域の枠組みである「バリ・プロセス」への拠出を行っています。

■ 国際的な資金洗浄（マネー・ローンダリング）やテロ資金供与対策

国際組織犯罪による犯罪収益は、さらなる組織犯罪やテロ活動の資金として流用されるリスクが高く、こうした不正資金の流れを絶つことも国際社会の重要な課題です。世界的に有効な資金洗浄やテロ資金供与対策を講じるためには、金融活動作業部会（FATF）が定める同分野の国際基準を各国が適切に履行することにより、対策の抜け穴を生じさせない、といった取組が必要です。そのため、資金洗浄やテロ資金供与対策のキャパシティやリソースの不足などを抱える国・地域を支援することは、国際的な資金洗浄やテロ資金供与対策の向上に資します。その観点から、日本は、加盟国間の相互審査等を通じ、非FATF加盟国によるFATF基準の履行促進を担うFATF型地域体の支援などを行っており、特にアジア太平洋地域のFATF型地域体（APG：Asia/Pacific Group on Money Laundering）が行う技術支援などの活動を支援しています。

（3）法制度整備支援、民主化支援

開発途上国の「質の高い成長」の実現のためには、一人ひとりの権利が保障され、人々が安心して経済社会活動に従事でき、公正かつ安定的に運営される社会基盤が必要です。こうした基盤強化のため、開発途上国における自由、民主主義、基本的人権の尊重、法の支配といった普遍的価値の共有や、グッド・ガバナンス（良い統治）の実現、平和と安定、安全の確保が重要となります。

その際、公務員が関与する贈収賄や横領などの汚職事件は、開発途上国の健全な経済成長や公平な競争環境を妨げる原因にもなります。そこでドナー国は、公正かつ安定した社会の実現のため、開発途上国における不正腐敗対策を含むガバナンス支援にも取り組む必要があります。

統治と開発への国民参加および人権の擁護・促進といった民主主義の基盤強化も、開発途上国の中長期的な安定と開発の促進にとって極めて重要な要素です。特に、民主化に向けて積極的に取り組んでいる開発途上国に対して、公正かつ透明性が確保された選挙を実施するための支援や、国民の知る権利を保障し、表現の自由を守るためのメディアに対する支援などを通じて、民主化への動きを後押しすることが重要です。

日本の取組

■ 法制度整備支援

日本は、各国における法の支配の確立、グッド・ガバナンスの実現、民主化の促進・定着、基本的人権の尊重、投資環境の改善などのため、法制度整備支援を積極的に実施しています。具体的には、法・司法制度の改革、法令の起草支援、法制度運用・執行のための国家・地方公務員の能力向上、監査能力強化、制度整備（民法、競争法、知的財産権法、税、監査、公共投資など）に関する支援をインドネシア、ウクライナ、ウズベキスタン、カンボジア、キルギス、ケニア、スリランカ、タンザニア、ネパール、バングラデシュ、東ティモール、フィジー、ベトナム、モンゴル、ラオスなどの国々で行っています。

注52 女性やこどもを始めとした弱い立場にある人を、暴力や脅迫、誘拐、詐欺などの手段によって支配下に置いたり、引き渡したりして、売春や性的サービス、労働の強要などにより搾取する犯罪（人身取引議定書第３条（a）も参照）。

例えば、カンボジアでは、1990年代まで20年以上にわたって続いた内戦により、多数の法律が廃止され、法曹人材を含む知識人が大量に虐殺された歴史的な経緯もあり、民事法の適切な解釈・運用が定着するには、いまだ多くの課題が存在します。このため、日本は約30年間にわたり、民事法の起草・普及を支援するとともに、裁判官を始めとする民事法を運用する法曹人材の育成支援を行っています。また、ラオスでは、日本は約30年間法整備支援を実施し、特に、2012年から日本の支援を受けてラオス民法典の起草作業が開始され、2018年に成立、2020年に施行されました。このほか、日本の法務省とラオス司法省による共同研究セミナーの成果が、2025年、日ラオス外交関係樹立70周年記念として刊行されました。

2022年に深刻な経済危機に陥ったスリランカでは、ガバナンスの強化と汚職による脆弱(ぜい)性への対応が急務となっています。2025年7月に実施を決定した無償資金協力「腐敗防止制度の確立を通じた腐敗行為訴追推進計画」においては、国連開発計画（UNDP）を通じて、汚職予防に関するメカニズムの整備や、汚職調査・捜査・検察当局の能力強化、公的機関に対する説明責任追及に向けた啓発を行っています。2025年9月にディサナヤケ・スリランカ大統領が訪日した際、日本として引き続きスリランカの取組に協力していく旨表明しました。

また、2023年のG7広島サミットにおいて、ウクライナの法制度改革、とりわけ、司法部門および法の支配の促進における改革支援が宣言されたことを踏まえ、効果的な汚職対策支援プログラムの策定と支援プログラムの重複防止などを目的としたウクライナ汚職対策タスクフォースが、同年7月のG7司法大臣会合にて、日本の提案により設置されました。関連して、2025年12月にはウクライナ腐敗対策当局やウクライナ司法省の職員らを対象として、日本で、汚職対策に関する研修を実施しました。

そのほか、2021年3月に京都で開催された第14回国連犯罪防止刑事司法会議 注53（京都コングレス）において採択された「京都宣言」注54の実施においてもリーダーシップを発揮しています。具体的には、2025年2月に第3回法遵守の文化のためのグローバルユースフォーラムを開催しました。「包括的で安全かつ公正な社会を形成するためのパイオニアとしてのユース：法務・司法分野におけるAI・デジタル技術の活用及び課題」のテーマの下、35か国から約80人が参加し、最新のAI・デジタル技術を法務・司法分野で活用していくための課題などについて議論が行われ、とりまとめられた勧告が国連に提出されました。6月には第4回アジア太平洋刑事司法フォーラムを開催し、アジア太平洋地域の22の国・機関の刑事司法実務家が、各国の捜査共助に関する情報共有や多様なステークホルダーの協力と再犯防止のための社会的アプローチをテーマに情報共有や活発な意見交換を行いました。12月には、日本が策定を主導してきた再犯防止国連準則（京都モデルストラテジー）が国連総会で採択されました。

また、9月から10月にかけて、2023年のASEAN・G7法務大臣特別対話において日本の提唱により創設されたASEAN・G7ネクスト・リーダーズ・フォーラムの第2回会合を開催しました。ASEANおよびG7の19の国・機関から約40人の法務省等の若手職員が参加した同会合では、各国の政策的課題や、法の支配に関する各国の共通の課題についての協議などを通じて参加者間が相互理解を深め、今後の協力の礎となるネットワークを形成しました。このほか、2025年8月のTICAD 9において採択された「TICAD 9横浜宣言」では、グッド・ガバナンス、民主主義および法の支配がアフリカの持続可能な開発、平和および安定の基盤となる柱であることを再確認した上で、包摂的で信頼性が高く透明性のある選挙の実施や、制度強化と能力構築に向けた努力を含む、民主主義の原則を堅持するアフリカ主導の取組への支援に引き続きコミットすることを表明しました。また、TICAD 9のテーマ別イベントとして、「これからのアフリカ諸国と日本の法務・司法分野における協力強化に向けて」と題するシンポジウムを開催しました。同シンポジウムに登壇したタンザニアのマスウィ憲法司法省事務次官は、基調講演で、経済開発の基盤としての紛争解決制度の整備の重要性などに言及し、国際仲裁・調停などの裁判外紛争解決手続（ADR）の制度改善等に向けた日本の支援に対する期待を表明しました。その後

注53 5年に一度開催される犯罪防止・刑事司法分野における国連最大の国際会議。事務局は国連薬物・犯罪事務所（UNODC）。
注54 犯罪防止、刑事司法の分野における国連と国連加盟国の中長期的な指針を示す京都コングレスの成果文書。

のパネルディスカッションでも、タンザニア、ケニア、ナミビアの専門家が登壇し、アフリカのさらなる経済発展を支えるための法制度の在り方や、経済発展に伴う犯罪の増加・複雑化に対処するための技術協力などについて議論し、今後の支援の方向性やニーズについて意見交換をしました。

法制度運用・執行のための国家・地方公務員の能力向上支援について、具体的には、法律実務家などの人材育成の強化などを目的として、国際研修や調査研究、現地セミナーを実施しています。司法省職員、裁判官、検察官などの立法担当者や法律実務家の参加を得て、各国のニーズ、最新の国際情勢、国連などの国際機関の活動を踏まえて、法令の起草、法制度の運用改善や関係職員の能力向上などをテーマとした研修を実施しています。

日本は、開発途上国のニーズに沿った支援を積極的に推進していくため、その国の法制度や解釈・運用などに関する広範かつ基礎的な調査研究を実施して、効果的な支援の実施に努めています。その一つとして、2024年4月からは、インドネシア、フィリピン、ベトナム、マレーシアの労働法制に関する比較研究を行う場として、アジア・太平洋労働法制研究会を定期的に開催しており、2025年10月には第12回国際民商事法シンポジウムを開催し、インドネシア、フィリピン、ベトナム、マレーシアの労働法制について実務的な議論を行いました。

■ 不正腐敗対策などのガバナンス支援

日本は、国連との協定に基づき法務省が運営する国連アジア極東犯罪防止研修所（UNAFEI）注55を通じて、法制度整備支援および不正腐敗対策を含むガバナンス支援の一環として、アジアやアフリカなどの開発途上国の刑事司法実務家を対象に、毎年、研修やセミナーを実施しています。

具体的な取組の一例として、1998年から汚職防止刑事司法支援研修を実施しています。同研修は国連腐敗防止条約上の重要論点からテーマを選出して実施しているもので、各国における汚職防止のための刑事司法の健全な発展と協力関係の強化に貢献しています。2025年10月から11月にかけて、「腐敗の端緒の把握－成功した手法、実務及び技術から学ぶ」を主要課題として、27回目となる同研修を実施しました。同研修には、日本を含む17の国・地域から合計27人の刑事司法実務家が参加しましたが、この中にはウクライナからの参加者3人も含まれています。

ほかにも、東南アジア諸国におけるガバナンスの取組を支援するとともに、刑事司法・腐敗対策分野の人材育成に貢献することを目的として、2007年から東南アジア諸国のためのグッド・ガバナンスに関する地域セミナー（GGセミナー）を開催してきました。2024年から同セミナーに代わり新たに「日ASEAN刑事司法セミナー」を開始し、2025年12月の第2回セミナーは、「ASEAN捜査共助の強化に向けた新テンプレートの運用演習」と「ASEANにおける再犯防止に関する取組、とりわけ第14回コングレスの成果展開フォローアップとしての加害者処遇におけるグッドプラクティスの共有」の二つのセッションを同時に開催し、インドネシア、カンボジア、シンガポール、タイ、東ティモール、フィリピン、ベトナム、ブルネイ、マレーシア、ラオスの合計10か国から刑事司法実務家が参加しました。

UNAFEIの活動は腐敗防止にとどまらず、国際社会での犯罪防止・刑事司法に関する重要課題を取り上げ、それらをテーマとした研修やセミナーを広く世界中の開発途上国の刑事司法実務家に対して実施することにより、変化するグローバル社会への対応を図ってきました。例えば、2025年においては、1月から2月にかけて「国際的なテロ関連犯罪への対処～関与若年者の処遇」をテーマとする第186回国際高官セミナーを、5月から6月にかけて「マネー・ローンダリングの現状と対策」をテーマとする第187回国際研修を、9月から10月にかけて「犯罪者処遇の理論と効果的な実践」をテーマとする第188回国際研修を、それぞれ対面方式で実施しました。

■ 民主化支援

民主化の促進に向けた支援の一例として、日本は、コソボにおいて、2015年10月から、「公共放送局能力向上プロジェクト」を実施しています。同プロジェクトでは、正確な情報発信に向け、JICA専門家の派

注55 「犯罪の防止及び犯罪者の処遇に関するアジア及び極東研修所を日本国に設置することに関する国際連合と日本国政府との間の協定」に基づいて1962年に設立され、法務省法務総合研究所国際連合研修協力部により運営されており、設立以来、144の国・地域から6,600人を超える卒業生を輩出している。

遣や研修員の受入れを通じて報道・番組制作・技術スタッフの能力向上を支援しています。

コソボにおいて全ての国民から信頼される公共放送局を目指した「公共放送局能力向上プロジェクト」(写真：NHK財団)

また、日本は、透明性・信頼性の高い選挙の実施と、公正かつ包摂的な政治参加の実現に向けて支援を行っています。例えば、バングラデシュでは、2025年7月に決定した無償資金協力「選挙支援計画」の下、UNDPを通じ、有権者登録などに用いる機材（指紋スキャナ、網膜スキャナ、登録用カメラ、署名パッド等）を供与しました。南スーダンは、2011年に独立して以来初となる選挙の実施に向けて準備を進めており、日本は、国連教育科学文化機関（UNESCO）を通じて無償資金協力「選挙及び選挙後の情報へのアクセス改善のためのマスメディア開発計画」を実施し、同国の地方ラジオ局およびコミュニティ・ラジオ局の整備および報道・治安関係者に対する能力強化支援を行っています。コートジボワールでは、UNDPと連携した無償資金協力「選挙に関連した紛争予防並びに女性及び社会的弱者の政治参加促進計画」を実施し、2025年10月の同国の大統領選挙に際し、独立選挙委員会および国家人権委員会の早期警戒メカニズム導入ならびに偽情報対策に関する能力強化などを支援し、同国における平和と安定および民主主義のさらなる定着に協力しています。

(4) 自然災害時の人道支援

近年、気候変動の影響もあり、短時間・局所的といった異常な集中豪雨の発生頻度は世界的に増加しており、洪水や土砂災害による被害も激甚化・頻発化の傾向にあります。開発途上国では、経済・社会基盤が脆弱(ぜいじゃく)であるため、災害により大きな被害を受ける国が多くあり、国際社会からの支援が求められています。

日本は、海外で大規模な災害が発生した場合、被災国政府または国際機関の要請に応じ、直ちに緊急援助を行える体制を整えています。協力体制には、人的援助、物的援助、資金援助があり、災害の規模や被災国等からの要請内容に基づき、いずれかまたは複数を組み合わせた協力を行っています。

日本の取組

人的援助として国際緊急援助隊があり、（ⅰ）救助チーム、（ⅱ）医療チーム、（ⅲ）感染症対策チーム、（ⅳ）専門家チーム（災害の応急対策と復旧活動に関する専門的な助言・指導を行う）、（ⅴ）自衛隊部隊（特に必要があると認められる場合に医療活動や援助関連の物資や人員の輸送を行う）を、個別に、または組み合わせて派遣します。

物的援助としては、緊急援助物資の供与を行っています。日本は海外5か所の倉庫に、被災者の当面の生活に必要なテントや毛布などを備蓄しており、災害が発生したときには速やかに被災国に供与できる体制にあります。

資金援助としては、海外における自然災害や紛争の被災者、難民・避難民等の救援を目的として、被災地で緊急援助を行う国際機関などに対し、緊急無償資金協力を行っています。

2025年3月末に発生したミャンマーの地震被害に対し、日本は地震発生直後からミャンマーに医療チームおよび自衛隊機を派遣しました。また、緊急援助物資衛生用品、水・浄水器などの緊急援助物資の供与を実施しました。その後も草の根・人間の安全保障無償資金協力を通じて、マンダレー地域の学校に対して給水タンクやテント等を供与するなど、迅速かつ一貫した緊急支援活動に取り組みました（ミャンマーにおける地震被害に対する緊急援助については100ページの「案件紹介」を参照）。

ミャンマー地震における医療チームによる診療風景

スリランカにおけるサイクロン被災地で活動をする国際緊急援助隊・医療チーム

このほかにも、2025年4月、ボリビアにおける洪水被害に対して緊急援助物資として排水ポンプを供与したほか、9月には、アフガニスタン東部の地震被害に対し、テント、毛布などの緊急援助物資を供与しました。さらに、食料、保健・医療および水・衛生の分野で、国際機関を通じた緊急無償資金協力を実施しました。10月のフィリピンの地震被害、ベトナムの洪水被害、ジャマイカにおけるハリケーン・メリッサによる被害に対しても、浄水器やポリタンクなどの緊急援助物資を供与しました。また、メキシコでの洪水被害に対し、衛生用品等を供与しています。11月には、キューバにおけるハリケーン・メリッサによる被害、アフガニスタン北部における地震被害、タイにおける洪水被害、スリランカにおけるサイクロン被害に対し、スリーピングパッドなどの緊急援助物資を供与しました。スリランカで発生したサイクロン被害に対しては、12月に国際緊急援助隊・医療チームを派遣しました。

日本のNGOはODAを活用した被災者支援を行っているほか、国際機関などが緊急援助活動を実施する際のパートナーとしても活躍しています。ジャパン・プラットフォーム（JPF）注56は自然災害や紛争によって発生した被災者および難民・避難民等への人道支援を行っており、JPFの加盟NGOは、ガザ（飢きん）、レバノン（紛争）、モザンビーク（サイクロン）、シリア（人道危機）、ミャンマー（人道危機、中部地震）、パキスタン（水害）、アフガニスタン（帰還民支援、東部地震）フィリピン（セブ島沖地震）など、現地政府の援助が届きにくい地域で、現地のニーズに対応した様々な支援を実施しています（実績などは148ページの第Ⅴ部1（3）を参照）。

自然災害の多い日本と東南アジア諸国にとって、災害対応は共通の課題です。日本は、特に、ASEAN防災人道支援調整センター（AHAセンター）の設立（2011年）および運営を支援し、地域の災害などへの対処能力の向上等に貢献してきました。具体的には、緊急物資を迅速に被災国へ輸送するASEAN緊急災害ロジスティック・システム（DELSA）の構築および活用、被災状況の緊急評価などを行うASEAN緊急対応評価チーム（ERAT）やASEAN各国防災機関の幹部候補生を含む職員を対象とした人材育成を実施してきています。

注56 151ページの用語解説を参照。

3 複雑化・深刻化する地球規模課題への国際的取組の主導

(1) 気候変動・環境

気候変動を始めとする地球環境問題は、持続可能な開発目標（SDGs）でも言及されており、近年の異常気象や大規模自然災害の発生も受け、国際社会が連携して取り組むべき一刻を争う重要な課題です。2025年のG7カナナスキス・サミットにおいては、セッション「コミュニティを安全にする」の中で、石破総理大臣（当時）から、山火事に関し、日本でも乾燥や強風によって、より頻繁かつ大規模に山火事が発生している旨述べた上で、日本は消火体制・装備の充実などの対策強化の検討や、気象衛星を活用した山火事の早期の発見・消火に努めており、各国とも連携・協力していきたい旨述べました。

これまでも日本は、こうした環境・気候変動問題の解決に向けて精力的に取り組んできており、生物多様性条約や国連気候変動枠組条約などの主要な国際環境条約の資金メカニズムである地球環境ファシリティ（GEF）用語解説ではトップドナー国の一つとして開発途上国支援も行っています。また、特にASEAN諸国とは、気候変動、汚染、生物多様性の損失という三つの世界的危機に協力して対処していくため、日ASEAN気候環境戦略プログラム（SPACE）に基づく協力を進めており、2025年の第3回日ASEAN環境気候変動閣僚級対話においては、そのさらなる拡大が合意されました。

日本の取組

■ 気候変動問題

気候変動問題は、世界のあらゆる国々の持続可能な開発にとっての脅威であるとともに、人類の存在そのものに関わる安全保障上の問題でもあり、先進国のみならず、開発途上国も含めた国際社会の一致した取組の強化が求められています。こうした中、先進国と開発途上国の全てが排出削減に取り組む枠組みとして、国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）（2015年）においてパリ協定が採択され、2016年に発効しました。

パリ協定の目標達成に向けて、日本は2020年10月、2050年までにカーボンニュートラルを目指すことを宣言しました。また、2021年4月には、2030年度に温室効果ガス排出量を2013年度比46%削減すること、また50%の高みに向けて努力を続けることを宣言し、同年10月には、これらの目標を反映した「国が決定する貢献（NDC）」注57および「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」を国連に提出しました。さらに、2025年2月には、世界全体での1.5℃目標と整合的で、2050年ネット・ゼロの実現に向けた直線的な経路にある野心的な目標として、2035年度、2040年度において、温室効果ガスを2013年度からそれぞれ60%、73%削減することを目指す、新たな日本のNDCを国連気候変動枠組条約事務局へ提出しました。

2021年6月のG7コーンウォール・サミットでは、2021年から2025年までの5年間における官民合わせて6.5兆円相当の支援を表明しました。また、同年のCOP26では、適応分野の支援を倍増し、5年間で1.6兆円相当の適応支援を実施していくことを含め、新たに5年間で官民合わせて最大100億ドルの追加支援を行う用意があることを表明しました。

（国連気候変動枠組条約第30回締約国会議（COP30））

2025年11月10日から22日には、COP30がブラジルのベレンで開催され、会期中の閣僚級セッションには石原環境大臣が出席し、ステートメントを行いました。議長国ブラジルがポルトガル語の「ムチラオ（共同作業、協働、共に働く）」をテーマに掲げ、パリ協定の実施の加速と国際協力の進展について議論されました。同会議の成果として、①パリ協定10周年、②交渉から実施への移行、③実施・連帯・国際協力の加速の3点を柱とした上で、緩和や資金などの分野を横断した幅広い内容が盛り込まれた「グローバル・ムチラオ決定」が採択されました。これとは別に、各交渉議題の下では、世界全体での適応に関する目標に関

注57 締約国は、温室効果ガス排出削減目標やそれを達成するための対策をNDC（National Determined Contribution）として定め、国連気候変動枠組条約（UNFCCC）事務局に提出することになっている。

する決定などが採択され、「グローバル・ムチラオ決定」と合わせて「ベレン・ポリティカル・パッケージ」と総称することになりました。

COP30の閣僚級セッションでスピーチする石原環境大臣（写真：環境省）

（アジア・ゼロエミッション共同体（AZEC））

岸田総理大臣（当時）は2022年の施政方針演説において、アジアの脱炭素化を目指すためのプラットフォームとして、「アジア・ゼロエミッション共同体（AZEC）」構想を発表しました。2023年3月には、東南アジア9か国およびオーストラリアの参加を得る形で、第1回AZEC閣僚会合が開催され、AZECが立ち上がりました。AZECでは、脱炭素化・経済成長・エネルギー安全保障の同時実現および多様な道筋によるネット・ゼロ達成に向けた協力を掲げ、2024年10月に開催した第2回AZEC首脳会合では、このAZEC原則を確認するとともに、（ⅰ）アジアの脱炭素化に資する活動を促進するルール形成を含む「AZECソリューション」の推進、（ⅱ）温室効果ガス排出量の多い電力、運輸、産業セクターの脱炭素化を促進するためのイニシアティブ始動、（ⅲ）具体的なプロジェクトの推進、の三つを柱とする「今後10年のためのアクションプラン」に合意しました。2025年10月には、第3回AZEC首脳会合が開催され、AZEC原則の重要性をパートナー国との間で再確認する首脳共同声明と、前年に採択されたアクションプランに基づくこの1年の進捗を確認する付属書「2024-2025年における今後10年のためのアクションプランの進捗」が採択されました。

（緑の気候基金（GCF））

日本は、世界最大の多国間気候基金である緑の気候基金（GCF）を通じた開発途上国支援を行っています。日本は、同基金にこれまでに合計約3,190億円を拠出してきました。さらに、2024年から2027年の第2次増資期間では、日本は第1次増資と同規模の最大1,650億円を拠出する意向を表明しています。GCFでは、2025年9月までに314件の支援事業が承認・実施されており、全体で32億トンの温室効果ガス削減と、適応策支援による14億人への裨益（ひえき）が見込まれています。また、日本からは、JICA、株式会社三菱UFJ銀行および株式会社三井住友銀行が、GCFの事業案件を形成する「認証機関」として承認されており、これまでに（株）三菱UFJ銀行による三つの事業と、JICAによる二つの事業が採択されました。

（ロス＆ダメージに対応するための基金（FRLD））

2022年のCOP27では、特に脆弱（ぜいじゃく）な開発途上国が気候変動の悪影響によって被る損失および損害（ロス＆ダメージ）に対処するための新たな資金的措置の一環として「ロス＆ダメージに対応するための基金（FRLD）」が設立されました。2025年末までに計7回の理事会が開催され、理事会のホスト国をフィリピンに決定したほか、事務局長の選出、世界銀行への事務局設置のための法的基盤の整備などが進展しました。さらに、2026年から2年間の予定で早期支援スキーム（「バルバドス実施モダリティ」）の実施が決定され、COP30に併せて支援案件の申請が開始されました。日本は同基金に対し、2024年に13.7億円、2025年に6.95億円を拠出したほか、理事会の一員として、同基金の適切な運用に向けた議論に積極的に貢献しています。

（二国間支援）

二国間支援の具体例として、日本はサモアにおいて、無償資金協力を通じて建設を支援した太平洋気候変動センターに対し、気候変動対策の専門家を派遣しています。日本は同センターを通じて気候変動に脆弱な太平洋島嶼（とうしょ）国の人材育成に努めています。本支援を行うことにより、気候変動解決策の実施能力が向上し、大洋州14か国の1,000万人を超える人々に広く裨益することが期待されます。また、国連開発計画（UNDP）と連携して、サモア、パプアニューギニア、

バヌアツおよび東ティモールにおける再生可能エネルギーへの転換を支援しています。

アフリカは、気候変動の影響に対して特に脆弱な地域です。近年では、干ばつ、洪水、熱帯サイクロンなどの自然災害も増加傾向にあり、食料・栄養安全保障、保健などを含む人間の安全保障を脅かしています。こうした背景もあり、2025年8月に開催されたTICAD 9で首脳宣言として採択された「TICAD 9横浜宣言」でも、気候資金がアフリカ諸国の適応、緩和および低炭素で気候に対して強靭な開発への移行の支援を進める上で重要な役割を果たすことが指摘されました。

また、開発途上国における気候変動対策支援の一つとして、開発途上国を始めとする世界のパートナー国と協力してパートナー国に脱炭素技術導入の対策をしていく「二国間クレジット制度（JCM）」用語解説を推進しています。これにより、パートナー国の温室効果ガスの排出削減に貢献することで、その成果の一部をクレジットとして取得し、日本の削減目標達成にも活用できます。日本は2013年にモンゴルとの間で初めてJCM実施に係る協力覚書に署名したことを皮切りに、2025年8月にはインドとの間で協力覚書に署名し、2025年末までに31か国との間でJCMを構築しました。2013年のJCM開始から2025年末までで、省エネルギーや再生可能エネルギーなどに関する290件のプロジェクトを実施しており、世界全体での温室効果ガスの排出削減に寄与しています。

日本は引き続き、パリ協定の目指す脱炭素社会の実現に向けて、国際社会を主導していきます。

東ティモールの持続的な森林管理および農地管理を目指す技術協力プロジェクトにおいて、苗畑設置の実施研修を行う様子（写真：JICA）

■ 生物多様性の損失

近年、人類の活動の範囲、規模、種類の拡大により、生物の生息環境の悪化、生態系の破壊などの生物多様性の損失に対する懸念が深刻になってきています。日本は、生物多様性分野の取組を重視しており、開発途上国の能力開発を支援するため、生物多様性条約用語解説第10回締約国会合（COP10）で立ち上げた生物多様性日本基金 注58 や、2022年12月に生物多様性条約第15回締約国会議（COP15）で採択された世界目標である「昆明・モントリオール生物多様性枠組（GBF）」を実施するためのGBF基金にも拠出しています。

2024年10月には、生物多様性条約第16回締約国会議（CBD-COP16）がコロンビア・カリにおいて開催されました。日本としては、GBFに示された「自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の損失を止め反転させるための緊急の行動をとる」という2030年ミッション、「自然と共生する世界」という2050年ビジョンに向けて、「生物多様性国家戦略2023-2030」を基に引き続き貢献していきます。

また、近年、野生動植物の違法取引が深刻化し、国際テロ組織の資金源の一つになっていることが、国際社会で問題視されています。日本は、ワシントン条約関連会合での議論に積極的に貢献するとともに、同条約が実施するプロジェクトへの拠出などを通じて、国際社会と協力してこの問題の解決に取り組んでいます。密猟を含めた野生動植物の違法な取引対策へのコミットメントの一環として、ゾウの密猟および違法な象牙取引への対策活動を長年支援しています。具体的には、ゾウの生息国における研修、識別マニュアルの作成、機材・施設供与、ワシントン条約関連法制度に関する能力構築などを支援し、現場レベルでの違法取引対策に係る能力強化に貢献しています。2025年には、セネガルにおいて、MIKE（ゾウ密猟監視）プログラム活動実施の成果をより効率的かつ長期的に創出することを目的とした「西アフリカにおけるMIKE準地域運営委員会会合」の開催を支援し、西アフリカの関係者間で意見交換や経験の共有が行われました。

注58 開発途上国の能力養成を行うことを目的として、COP10議長国であった日本が生物多様性条約事務局に設置した基金。

■ 海洋環境の保全

海洋プラスチックごみ問題は、海洋の生態系、観光、漁業および人の健康への悪影響が懸念されている喫緊の課題として、近年、その対応の重要性が高まっています。2019年のG20大阪サミットで日本が主導した「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」では、2050年までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロにすることを目指すことが共有されています。同ビジョンの実現に向け、日本は、（ⅰ）廃棄物管理（Management of Wastes）、（ⅱ）海洋ごみの回収（Recovery）、（ⅲ）イノベーション（Innovation）、（ⅳ）能力強化（Empowerment）に焦点を当てた、「マリーン（MARINE）・イニシアティブ」を立ち上げました。日本は、同イニシアティブの下で、世界全体の実効的な海洋プラスチックごみ対策を後押しするため、開発途上国における廃棄物管理に関する能力強化およびインフラ整備などを支援しています。

2024年9月の持続可能な海洋経済の構築に向けたハイレベル・パネル第6回会合では、日本が、「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」の提唱国としてプラスチック汚染を終わらせるための具体的な行動をとってきていることを発信しました。

また、2025年6月に開催された第3回国連海洋会議（UNOC3）では、松本外務大臣政務官（当時）から、SDGsの目標14達成に向けて国際社会がさらなる行動を必要とする三つの点として、海洋に関する重要な国際約束への積極的な関与、持続可能な海洋に向けた先進的な取組の開始と普及、持続可能な海洋の実現に向けた他国との協力を強調しました。

日本は、海洋環境保全の分野において、海洋プラスチックごみ対策への支援も行っており、2025年には課題別研修「海洋ごみ対策のための廃棄物管理」を実施しました。さらに、国連環境計画（UNEP）を通じた東南アジア、南アジアおよび太平洋島嶼国への支援として、2025年にはカンボジアおよびパキスタンで中小企業によるプラスチックリサイクルを促進するためのモニタリングおよび能力構築事業を実施したほか、カンボジア、タイ、ベトナム、フィジー、パラオを対象にプラスチック廃棄物管理の強化に向け、現地行政官を含む関係者に対し、同分野における日本の知見の共有などを目的とした研修を実施しました。

さらに、東南アジアでは2018年の日ASEAN首脳会議において表明した、海洋プラスチックごみ対策に関するASEANとの協力拡大の一環として、UNEPを通じた取組に加え、ASEAN諸国における海洋プラスチックごみ削減を中心とする環境保全のための人材育成、啓発および広報活動なども実施しています。2025年には、日・ASEAN統合基金（JAIF）[注59]を通じて、漁業からの海洋ごみ排出を監視・削減するための能力構築の支援を行っています。さらに、G20大阪サミットでのコミットメントに基づき、各国の専門家と協力の下、データの比較可能性を担保するための漂流マイクロプラスチックのモニタリング手法の調和やデータ集約に取り組んでおり、2024年には、世界中のモニタリングデータを収集するとともに、それを地図上に可視化した図面と併せて提供するデータベース「Atlas of Ocean Microplastic（通称：AOMI）」を公表しました。

タイでの技術協力「東南アジア海域における海洋プラスチック汚染研究の拠点形成」におけるドローンを活用したプラスチック廃棄物実測（写真：JICA）

■ 森林・水産資源の保護

森林資源のうち、熱帯林は世界の森林の約半分を占め、気候変動対策や生物多様性保全に関して重要な役割を担っています。日本は、国際熱帯木材機関（ITTO）の本部を横浜に誘致し、これまで40年近くにわたって、同機関を通じて熱帯林の持続可能な経営

注59 ASEAN共同体の設立を目指し、域内格差の是正を中心に統合を進めるASEANの努力を支援するため、2006年に設置された基金。日本は、2005年の日ASEAN首脳会議において総額75億円（約70.1百万ドル）を拠出することを表明し、その後、2013年に「JAIF2.0」に総額1億ドルを拠出した。2023年、日本ASEAN友好協力50周年を機に、新たに「JAIF3.0」を設置し、1億ドルを拠出した。

案件紹介 5

持続可能な森林管理による温室効果ガス排出削減への取組

技術協力（2022年4月～2025年4月）

森林伐採モニタリングシステム改善を通じた商業伐採による森林劣化に由来する排出削減プロジェクト

パプアニューギニア

パプアニューギニアは、約35百万ヘクタールの森林を有する世界有数の熱帯林保有国であり、商業伐採による木材生産・輸出は同国の重要な産業となっています。しかし近年、商業伐採や農地開発に伴う森林劣化に由来する温室効果ガス排出量の増加が指摘されています。パプアニューギニアでは、森林公社の職員らによる伐採業者に対する監視業務が十分に機能しておらず、持続可能な森林管理が課題となっていました。

こうした状況を踏まえ、日本は2022年から、森林伐採モニタリングシステムの改善に向けた技術協力を開始しました。本協力では、伐採活動に関する規則や手順の順守、伐採活動後の森林回復、低炭素排出型伐採の推進などに携わる関係者の能力強化を図り、森林劣化による温室効果ガス排出の抑制に取り組んでいます。これまでに、森林公社の伐採モニタリング担当官72名と伐採事業者39名を対象に、伐採規則や手順に関する研修を実施しました。その結果、持続可能な森林管理が促進され、森林劣化に由来する温室効果ガスの排出削減に貢献しました。研修参加者からは「事業者にとって初めての伐採規則研修であり、理解が深まった」、「研修で得た知識を今後の実務にいかし、パプアニューギニアの森林を守りたい」といった声が寄せられています。

森林管理と温室効果ガス排出削減は、気候変動の影響を強く受ける太平洋島嶼国にとって喫緊の課題です。日本は今後も、様々な形でパプアニューギニアにおける環境・気候変動対策に協力するとともに、持続的な経済成長を後押ししていきます。

苗木の生育状況を確認する森林公社職員とJICA専門家（写真：JICA）

伐採実施規則に関する研修の様子（写真：JICA）

および合法で持続可能な熱帯木材貿易を支援してきました。日本政府からITTOへの任意拠出により、2025年にはパナマにおいて、森林の監視能力強化とトレーサビリティーシステムの拡張プロジェクト完了に際しての運営委員会が行われるなど、熱帯木材生産国に対する支援が実施されています。

また、水産資源の保全について、日本は、ASEAN地域において、東南アジア漁業開発センター（SEAFDEC）との協力の下、違法・無報告・無規制（IUU）漁業対策に関する研修やワークショップを実施しています。こういった協力を通じIUU漁業による漁獲が水産資源に与える影響を抑えることで、ASEAN諸国にとって基幹産業の一つである漁業の持続可能性および漁業コミュニティの持続可能な発展を後押しすることにつながります。

インドネシアの熱帯林の強靭化を目指す技術協力プロジェクトにおいて、木質サンプル採取の指導を行う様子（写真：JICA）

■ 環境汚染対策

開発途上国では、有害な化学物質の規制措置が整備されていないことが多く、環境汚染や健康被害などを引き起こしている例もあります。日本は環境汚染対策に関する多くの知識・経験や技術を蓄積しており、それらを開発途上国の公害問題を解決するために活用しています（カザフスタンにおける持続可能な環境調和的鉱山開発システムの構築の事例は44ページの「匠の技術、世界へ」を参照）。

水銀に関する水俣（みなまた）条約外交会議（2013年）で採択された「水銀に関する水俣条約」は、2017年8月に発効しました。日本は、水俣病の経験を経て蓄積した、水銀による環境汚染や健康被害を防ぐための技術やノウハウを世界に積極的に伝え、グローバルな水銀対策においてリーダーシップを発揮しています。ネパールやマレーシアなどに対して条約の批准を支援するための研修などを実施したほか、日本の優れた水銀対策技術の国際展開を推進すべく、インドネシアやベトナムなどで調査を実施しました。また、アジア太平洋水銀モニタリングネットワーク（APMMN）や南アフリカ水銀ネットワーク（SAMNet）と連携して、アジア太平洋地域と南アフリカ地域の技術者向けのモニタリング能力向上支援研修をそれぞれ実施しています。

廃棄物管理分野において、日本は「マリーン・イニシアティブ」に基づき、世界において、廃棄物管理人材を2025年までに1万人育成することとしており、既に2025年3月までに研修などを通じて目標を上回る約3.8万人を育成しています。

また、アフリカにおける廃棄物管理支援のモデルプロジェクトとして、ケニアにおいて、資源回収の効率化等を通じた資源循環を推進しています。本事業で得られた成果や経験は、47か国233都市（2025年10月時点）に拡大した「アフリカのきれいな街プラットフォーム（ACCP）」用語解説を通じ、メンバー国・都市に発信しています。2025年8月に行われたTICAD 9においても、ACCP第4回全体会合を開催しました。同会合に出席した浅尾環境大臣（当時）は、新たに設立した「アフリカ向け廃棄物管理のための事業形成ファンド」を通じた、国際機関との連携促進への期待を述べました。また、福岡方式 注60 を含む廃棄物管理の技術、ガバナンス、情報、資金動員などの重要性や適切な廃棄物管理の在り方について、活発な意見交換が行われ、アフリカ各国からは同会合開催に係る日本への感謝の意が表されました。

モーリシャスにおける技術協力「モーリシャス国流出油対応に係る体制能力強化プロジェクト」の一環で、沿岸警備隊に研修を行うJICA専門家（写真：JICA）

注60 準好気性埋立方式の廃棄物最終処分場のことで、1970 年代に福岡市と福岡大学の協力により実用化され、日本の廃棄物最終処分場指針の標準構造として採用されている。空気が集排水管を通じて埋立層内に自然に流入することから、好気性が保たれ、浸出水の水質改善や温室効果ガスの発生抑制、埋立地の早期安定化が期待できる。

用語解説

地球環境ファシリティ（GEF：Global Environment Facility）
開発途上国の地球環境保全に資するプロジェクトに対し、主に無償で資金を供与する多国間の資金メカニズム。1991年に設立され、日本を含む186か国が参加（2025年12月時点）。世界銀行が参加国からの拠出金を管理。国際開発金融機関（世界銀行、アジア開発銀行（ADB）ほか）、国連機関（国連開発計画（UNDP）、国連環境計画（UNEP）ほか）など18の実施機関を通じ、生物多様性保全、気候変動対策、国際水域汚染防止、土地劣化対策、および化学物質・廃棄物対策の5分野を支援。国連気候変動枠組条約、生物多様性条約、国連砂漠化対処条約、残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約、水銀に関する水俣条約、国家管轄権外区域における海洋生物多様性（BBNJ）協定の資金メカニズムに指定されている。

二国間クレジット制度（JCM：Joint Crediting Mechanism）
パリ協定第6条に沿って、日本とパートナー国の企業や政府が技術や資金の面で協力して対策を実行し、得られる温室効果ガス削減・吸収量を、両国の貢献度合いに応じて配分する仕組み。

生物多様性条約（CBD：Convention on Biological Diversity）
生物多様性に関する地球規模の取組を進めるため、1992年に採択された条約。(1) 生物多様性の保全、(2) 生物多様性の構成要素の持続可能な利用（生態系・種・遺伝子の各レベルでの多様性を維持しつつ、生物などの資源を将来にわたって利用すること）、(3) 遺伝資源の利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分を目的とする。先進国から開発途上国への経済的および技術的な支援を実施することにより、世界全体で生物多様性の保全とその持続可能な利用に取り組んでいる。

アフリカのきれいな街プラットフォーム（ACCP：African Clean Cities Platform）
2017年に環境省がアフリカの廃棄物に関する知見の共有とSDGsの達成を促進することなどを目的として、JICA、横浜市、UNEPおよび国連人間居住計画（UN-Habitat）と共に設立。アフリカの47か国233都市（2025年10月時点）が加盟しており、全体会合の開催や、各種ガイドライン・教材などの作成、スタディツアーの企画等を実施している。

(2) 保健・医療

SDGsの目標3は、「あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する」ことを目指しています。また、世界の国や地域によって多様化する健康課題に対応するため、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）注61の達成が国際的に重要な目標の一つに位置付けられています。一方、現状では少なくとも世界人口の約半数が基礎的な医療を受けられていない状況にあり、予防可能な病気などで命を落とす5歳未満のこどもの数は、年間480万人注62と推計されています。また、医師や助産師などによる緊急産科医療が受けられないなどの理由により、年間約26万人注63の妊産婦が命を落としています。

新型コロナウイルス感染症（新型コロナ）の拡大など世界の様々な状況変化を踏まえ、日本政府は、2022年5月、（ⅰ）健康安全保障に資するグローバルヘルス・アーキテクチャー（GHA：国際保健の体制）の構築に貢献し、パンデミックを含む公衆衛生危機に対する予防・備え・対応（PPR）を強化すること、また、（ⅱ）人間の安全保障を具現化するため、ポスト・コロナの新たな時代に求められる、より強靱（じん）、より公平、かつより持続可能なUHCを達成することを目標とする「グローバルヘルス戦略」を策定し、この戦略を踏まえた取組を推進しています。

日本の取組

■ 将来の健康危機・保健危機への予防・備え・対応（PPR）に資するグローバルヘルス・アーキテクチャー（GHA）の構築

新型コロナ対応の経験や教訓を踏まえ、将来の健康危機に対するPPRの強化に対する国際社会の関心がこれまでになく高まる中、日本は国際機関と連携し、対応を行っています。日本はこれまでに世界保健機関（WHO）の健康危機への対応への支援として、WHOの健康危機プログラム用語解説、緊急対応基金（CFE）用語解説などへの財政貢献を行ってきており、新型コロナの急性期への対応などにも活用されました。世界銀行との協力を通じ、開発途上国における健康危機への備え・対応のための能力強化や保健システム強化などへの支援も行っています。また、2022年に設立

注61 全ての人が、効果的で良質な保健医療サービスを負担可能な費用で受けられること。
注62 国連児童基金（UNICEF）によるデータ　https://data.unicef.org/topic/child-survival/under-five-mortality/
注63 世界保健機関（WHO）によるデータ（2024年4月7日時点）　https://www.who.int/news-room/fact-sheets/detail/maternal-mortality

された世界銀行が主管する「パンデミック基金」について、日本は創設ドナーの一員として、同基金による低中所得国のパンデミックへのPPRの取組を支援してきており、2024年10月の世界銀行・IMF合同開発委員会において加藤財務大臣（当時）から、貢献済みの7,000万ドルに加え5,000万ドルの追加拠出を行う意向を表明しました。また、日本は世界銀行グループと連携して立ち上げた保健危機への備えと対応に係るマルチドナー基金（HEPRTF）へ拠出しているほか、2024年に開始された保健システムの変革とレジリエンスに係るマルチドナー信託基金（HSTRF）においては世界銀行と共同議長を務めています。

さらに、次のパンデミックに向けて世界の構造的な変化を導くという理念の下、日本が主催または参加する様々な国際会議を通じて、国際世論の喚起やモメンタムの維持に継続して取り組んでいます。例えば、2024年6月のG7プーリア・サミットの成果文書においては、UHCの達成、感染症危機対応医薬品（MCMs）への公平なアクセス、GHAの強化の必要性、財務・保健の連携など、日本が重視し、G7広島サミット等において強調してきた内容が盛り込まれました。また、2025年11月のG20ヨハネスブルグ・サミットには、高市総理大臣が出席し、国際保健は国際社会全体の経済・社会・安全保障上の重要な課題であり、日本は、UHCの達成に向け、同年12月にはUHCハイレベルフォーラムを東京で開催し、世界銀行・WHOと連携して行うUHCナレッジハブでの人材育成を含め、国際保健を力強く推し進めていく旨述べました。

2025年8月に行われたTICAD 9の開会式においては、石破総理大臣（当時）から、「アフリカ保健投資促進パッケージ」に基づき、アフリカの保健分野への投資を呼び込んでいく旨表明しました。また、9月の国連総会の際に行われたUHCフレンズグループ閣僚級会合に岩屋外務大臣（当時）が出席し、改めて日本として今後もUHC達成に向けた取組を推進し、グローバルヘルスに貢献していく決意を述べました。

国際場裡（り）におけるルール作りにも日本は積極的に参画しています。2022年2月以降、「パンデミックの予防、備え及び対応（PPR）に関するWHOの新たな法的文書」（WHOパンデミック協定（仮称））の政府間交渉会議に参加し、同協定は2025年5月20日、第78回 WHO 総会においてコンセンサスで採択されました。また、国際保健規則（2005年）（IHR（2005））[注64]の改正についても積極的に議論に貢献しました。同改正は、第77回WHO総会最終日の2024年6月1日にコンセンサスで採択され、2025年9月19日に発効しました。

■ ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）の推進

日本は、新型コロナによって後退した従来の保健課題への対応を推し進め、より強靭、より公平、かつより持続可能なUHCを実現していく必要性があるとの認識の下、国際的な協力を進めてきています。

従来、日本は、持続可能かつ強靭な保健システムの構築が感染症対策の基盤になるとの観点に立ち、東南アジアやアフリカ各国の保健・医療体制を支援してきました。加えて、新型コロナなどのパンデミックで明らかになった様々な教訓を踏まえ、中核医療施設の整備・ネットワーク化や医療分野の人材育成支援などの保健システムを強化しています。例えば2025年3月には、タンザニア政府との間で、同国の地域中核病院などにおいて母子保健に関する医療機材を整備する無償資金協力「母子保健サービス強化のための医療機材整備計画」に関する書簡の署名・交換を行い、タンザニアの母子保健サービスの改善に向けた取組を進めています。これらはUHCの推進に貢献すると同時に、公衆衛生危機に対するPPRにも資するものです。さらに、上下水道等の水・衛生インフラの整備、食料安全保障の強化など、より幅広い分野で、感染症に強い環境整備のための支援を実施しています。また、NGOとの協働により、保健施設や学校での手洗い設備やトイレの建設、衛生啓発活動などを実施したり、サンリオ社との連携により、同社のキャラクターであるハローキティの手洗い動画を用いた啓発活動を実施したりするなどして、感染症予防に貢献しています（水・衛生分野における取組については77ページの第Ⅲ部3（3）を参照）。

日本は、かねてより人的資本の開発および持続的な成長の基盤として、UHCの重要性を強調し、世界銀

注64 International Health Regulationsの略称。WHOが定めた、疾病の国際的伝播（ぱ）を最大限防止することを目的とした保健規則。

匠の技術、世界へ 2
スマートフォンを使った母子健診で妊産婦と新生児の命を救う
～コンゴ民主共和国における産前健診デジタル化～

中部アフリカに位置するコンゴ民主共和国は、豊富な鉱物資源に恵まれている一方、1990年代後半から続く武力衝突などの影響により医療インフラの整備が遅れ、多くの国民が十分な医療を受けられない状況にあります。政府が規定する医療水準を満たす国内の医療機関はわずか約6%足らずであり、母子保健分野でも、妊産婦の死亡率は日本の約100倍、新生児の死亡率も約50倍に上り、特に医療施設までアクセスの悪い農村部における状況が深刻です。

このような状況を背景に、沖縄に拠点を置く株式会社SOIK（ソワック）は、「アフリカ全ての母子に質の高い医療を届ける」というビジョンの下、ビジネスを通じてアフリカで医療課題の解決に挑んでいます。同社の代表取締役CEO・古田国之（ふるたくにゆき）氏は、かつてJICA職員としてコンゴ民主共和国に駐在した経験があり、同国で国際協力事業に携わる中で、現地の医療事情を改善しなければならないという意識を強く抱くようになりました。古田氏は、「新たな技術でイノベーションを起こすには、トライ＆エラーを重ねながら失敗を恐れずに試行錯誤を繰り返すことができるスタートアップの手法が適していると考えた。」と語ります。その後、ポータブル超音波検査機器を開発するスタートアップでの勤務を経て、2019年にSOIKを起業しました。現在は、同社を中心に開発した「SPAQ（エスパック）」を通じた妊産婦健診により、母子保健の向上に取り組んでいます。

SPAQは、ポータブル超音波検査機や血圧計などの医療機器（ハードウェア）と、電子カルテ機能を持つスマートフォンアプリ（ソフトウェア）から構成され、設備や機材が整っていないへき地の診療所でも、「リュックサック一つ分」の機器とスマートフォンがあれば健診が可能です。また、高度な医療知識を持たずに操作できるため、医療従事者に加えて、地域で支援にあたっているボランティアスタッフも操作を行うことができます。

SPAQを活用した研修を実施する上で、同社が特に重視したのは分かりやすさでした。多様な民族や言語が混在し、教育水準にも差があるアフリカ地域において、多くのユーザーが確実に使いこなせることを目指し、SPAQ使用に当たってのトレーニングでは「参加者の理解度を逐一確認しながら、一歩一歩丁寧に指導を進め、『理解の階段』の段差を小さくすることを意識した。」と古田氏は振り返ります。コンゴ民主共和国で始まった同事業は、現在ではアフリカの計4か国に広がりました。各国の保健当局へSPAQを導入し、既に25,000件を超えるデジタル妊産婦健診が行われ、100件以上の命が救われました。

コンゴ民主共和国のルサヨ国内避難民キャンプにてポータブル超音波機器で妊産婦健診を行う様子（写真：UNFPA DRC）

現地の医療従事者に対し研修を行う古田氏（写真：株式会社SOIK）

それまでの同国における実績も土台となり、2023年には、日本政府から支援を受けた国連人口基金（UNFPA）と連携し、東部の主要都市であるゴマの国内避難民（IDP）キャンプにおいてSPAQの導入・実証事業が行われました。12名の医療従事者を対象に研修を実施し、4か所のIDPキャンプへ派遣した結果、現地で高いニーズが示され、IDPキャンプにおける受診数は当初計画の約3倍を達成しました。同社は現在もUNFPAと協力しながら、IDPキャンプにおける質の高い医療の実現に取り組んでいます。

SPAQをより広く普及していくに当たり、古田氏は、今後は、SPAQを現地の医療保険制度に組み込むなど、行政とより緊密に連携する必要性を説きます。また、「提供する検査や機器はあくまでも一つの手段に過ぎず、私たちの目指すゴールはアフリカ大陸における母子死亡率の減少です。」と強調し、「そのためにも、死亡率減少など客観的に評価できる成果指標を設けることで、ビジネスとして自走できる仕組みを創り上げたい」と語ります。同氏はさらに、アフリカ以外の、世界の紛争地域における十分な医療サービスを受けられない人々への支援にも意欲を示します。現在、SOIKは、日本政府の補助金を活用して、医療施設に通えない妊産婦に向け、電波のない環境であっても妊娠週数、子宮外妊娠や前置胎盤のリスクを自動判定できる「スマホ型AIエコー」の開発に取り組んでいます。

今後も、日本の民間企業の技術や知見を活用しながら、官民で連携することで、技術移転・人材育成・制度構築が一体となった持続可能な取組に発展させていくことが期待されます。コンゴ民主共和国の医療体制がこのような「匠の技術」によって改善され、ひいては地域の安定と成長にも資する―そうした未来が描かれつつあります。

行やWHOなどの関係機関と共に、開発途上国のUHC達成に向けた取組を推進してきています。こうした観点から、2025年、保健財政などに係る知見の収集・共有、開発途上国の財務・保健当局者の人材育成などを目的として、世界銀行およびWHOとの連携の下、UHCナレッジハブを東京に設置しました。

ブータンの「遠隔医療の体制構築を通じた母子保健強化プロジェクト」において、看護学生に分娩監視装置の使用方法を指導するJICA専門家（写真：JICA）

UHCにおける基礎的な保健サービスには、栄養改善、予防接種、母子保健、性と生殖に関する健康、感染症対策、非感染性疾患対策、高齢者の地域包括ケアや介護など、あらゆるサービスが含まれます（栄養改善については34ページの第Ⅲ部1（1）を参照）。

特に、開発途上国の母子保健については、いまだ大きな課題が残されており、2025年、日本は、ガーナ、ガボン、ジョージア、パキスタン、ブルンジ、ボリビア、タンザニア、グアテマラ、モザンビークなどを始め、多くの国で母子保健改善のための支援を実施しました（コンゴ民主共和国における産前健診デジタル化を通じた妊産婦・乳児死亡率の改善の取組は73ページの「匠の技術、世界へ」を参照）。

日本は、その経験と知見をいかし、母子保健改善の手段として、1990年代から開発途上国でそれぞれの国の状況に適した母子健康手帳（母子手帳）の作成・普及活動を展開しています。母子手帳は、妊娠期・出産期・産褥期[注65]、および新生児期、乳児期、幼児期と時間的に継続したケア（CoC：Continuum of Care）に貢献できるとともに、母親が健康に関する知識を得て、意識向上や行動変容を促すことができるという特徴があります。具体的な支援の例として、インドネシアに対して母子手帳の運用に係る技術協力を行った結果、同国において全国的に母子手帳が定着しています。さらに、インドネシア政府は、JICAとの協力の下、母子手帳の活用を推進している第三国を招待して、各国における経験や知識を学び合う国際研修を開催しています。2007年以降、アフガニスタン、ケニア、マダガスカル、タジキスタン、パレスチナなど、延べ21の国や地域を招待し、16回の研修を開催してきています。

日本のNGOは、日本NGO連携無償資金協力やジャパン・プラットフォーム（JPF）[注66]の枠組みを利用して、保健・医療サービスの向上を目指す事業を実施しています。例えば、2025年には特定非営利活動法人チャイルド・ファンド・ジャパンが、フィリピンのダバオ・デル・スル州において、山間に住む少数民族の保健医療アクセス改善事業として医療施設の建設や医療機材・搬送車両の整備、健康啓発・教育研修を行っています（ウガンダにおけるこどもの保護強化支援事業については150ページの「案件紹介」を参照）。

日本は、国連人口基金（UNFPA）や国際家族計画連盟（IPPF）、世界銀行などの国際機関やNGOと共に、性と生殖に関する健康サービスを含む母子保健を推進することによって、より多くの女性とこどもの健康改善を目指しています。また、Gaviワクチンアライアンス[用語解説]や二国間協力を通じて、開発途上国の予防接種率の向上に貢献しています。2024年6月、日本は、Gaviによる、アフリカにおける持続可能なワクチン製造基盤の確立およびワクチン供給の強靭性の向上を目的とした支援事業「アフリカにおけるワクチン製造アクセラレータ（AVMA）」[注67]に3,000万ドルを拠出することを発表しました。

また、アジア開発銀行（ADB）では、「ストラテジー2030」において保健を重点分野の一つに位置付け、アジア太平洋地域でのUHC達成に向けたADBと日本との連携の3本柱として、UHCを支える（ⅰ）制度枠組みの構築、（ⅱ）人材育成の強化、（ⅲ）インフラの整備、を掲げました。日本は、2021年4月か

注65 出産後、妊娠前と同じような状態に回復する期間で、産後約1か月から2か月間のこと。
注66 151ページの用語解説参照。
注67 Gaviによるアフリカにおける持続可能なワクチン製造基盤の確立およびワクチン供給の強靭性の向上を目的とした支援事業。一定の基準を満たしたワクチン製造業者に資金を提供し、ワクチンの製造能力強化を推進する仕組み。2024年から10年間で最大10億ドルの支援を行う。

ら、この3本柱に基づいた取組を後押しする技術支援や小規模のグラント供与を目的としてADBの日本信託基金への拠出を開始し、2025年10月までの間に、基金を通じて合計約2,800万ドルに上る支援を行っています。

日本は、開発途上国の保健・医療体制構築を、医療従事者の能力構築支援、地域病院間のネットワーク化、地域の保健システム強化などの観点から、長年にわたり支援してきました。

ジョージアの「母子健康手帳を活用した母子継続ケアの質向上プロジェクト」において、妊婦健診で母子手帳を受け取る妊婦と説明する産科医師（写真：JICA）

■ 個別の国際保健課題への取組

（三大感染症（HIV／エイズ、結核、マラリア））

SDGsの目標3.3として、2030年までの三大感染症の収束が掲げられています。日本は、グローバルファンド 注68 を通じた三大感染症対策およびUHCの推進にも資する保健システム強化への支援に力を入れており、設立から2025年9月までに合計で約52億ドルを拠出しました。さらに、同年11月には、グローバルファンドに対し、2026年から2028年までの3年間で最大810億円の貢献を行うことを決定しました。また、三大感染症への対策がより効果的に実施されるよう、グローバルファンドを通じた取組との相互補完的な支援として、保健システムの強化、コミュニティ能力強化や母子保健改善などの二国間協力も実施しています。

二国間協力を通じたHIV/エイズ対策として、日本は、新規感染予防のための知識を広め、検査・カウンセリングを普及する取組を行っています。特にアフリカを中心に世界各国において、2025年もJICA海外協力隊員が、より多くの人に予防についての知識や理解を広める活動や、感染者や患者のケアとサポートなどに精力的に取り組んでいます。

このほか、乳幼児が死亡する主な原因の一つであるマラリアについて、ソロモン諸島において、地域コミュニティの強化を通じたマラリア対策への取組を支援しています。また、グローバルファンドへの拠出を通じ、世界的なマラリア対策も行っています（ガーナにおけるドローンとAIを活用したマラリア対策の取組は78ページの「匠の技術、世界へ」を参照）。

グアテマラにおいて妊婦への栄養指導を行うJICA海外協力隊員（写真：JICA）

（感染症の薬剤耐性（AMR）への対応）

感染症の薬剤耐性（AMR） 注69 は、公衆衛生上の重大な脅威であり、近年、対策の機運が高まっています。日本は、AMRへの対策を進めるために、人、動物、環境の衛生分野に携わる者が連携して取り組む「ワンヘルス・アプローチ」を推進しています。日本は、2019年のG20大阪サミットでのワンヘルス・アプローチ推進のための合意も踏まえ、同年に新規抗菌薬の研究開発と診断開発を推進するGARDP 注70 への約10億円の拠出を発表し、AMRグローバルリーダーズグループに参加するなど、AMR対策においてリーダーシップを発揮しています。2025年には、GARDPに対して約1.5億円を拠出しました。

注68 2000年のG8九州・沖縄サミットにおいて感染症対策が初めて主要議題となったことを契機に、2002年に設立された官民連携パートナーシップ。

注69 Anti-microbial Resistanceの略称。病原性を持つ細菌やウイルスなどの微生物が抗菌薬や抗ウイルス薬等の抗微生物剤に耐性を持ち、それらの薬剤が十分に効かなくなること。

注70 グローバル抗菌薬研究開発パートナーシップ（Global Antibiotic Research and Development Partnership）の略称。

（顧みられない熱帯病（NTDs））

シャーガス病、フィラリア症、住血吸虫症などの寄生虫・細菌感染症は「顧みられない熱帯病（NTDs：Neglected Tropical Diseases）」と呼ばれています。世界全体で16億人が感染しており、開発途上国に多大な社会的・経済的損失を与えています。日本は、2022年6月に「顧みられない熱帯病（NTDs）に関するキガリ宣言」に署名し、関係国や国際機関などと密接に連携して対策に取り組んでいます。日本は2025年12月までに、グローバルヘルス技術振興基金（GHIT）へ総額で288.3億円を拠出し、GHITを通じたNTDs対策支援を行っています。

加えて、日本は技術協力を通じ、1970年代から太平洋島嶼国に対してリンパ系フィラリア症の制圧に向けた支援を行っています。「大洋州広域フィラリア対策プロジェクト」では、JICA専門家の派遣による技術指導を行い、日本の製薬会社が無償でWHOに提供する駆虫薬を活用し、感染地域において伝播を阻止するための集団投薬などを、官民が連携して支援しました。長期にわたるこれらの支援が功を奏し、太平洋島嶼国の9か国（キリバス、クック諸島、ソロモン諸島、トンガ、ナウル、ニウエ、バヌアツ、パラオ、マーシャル諸島）がリンパ系フィラリア症の制圧を達成しました。現在は専門家の派遣などを通じてパプアニューギニアにおけるリンパ系フィラリア症の制圧に向け「フィラリア対策プロジェクトフェーズ2」を実施しています。

（ポリオ）

ポリオは根絶目前の状況にありますが、日本は、いまだ感染が見られる国（ポリオ野生株常在国：アフガニスタン、パキスタン）を中心に、主に国連児童基金（UNICEF）やGaviと連携し、撲滅に向けて支援しています。2025年7月には、UNICEFとの間で、供与額7.14億円の無償資金協力「ポリオ撲滅計画（UNICEF連携）」に関する書簡の署名・交換を行いました。

ニカラグアにおいて妊婦への保健指導を行うJICA海外協力隊員（写真：JICA）

用語解説

健康危機プログラム（WHO Health Emergencies Programme）
WHOの健康危機対応のための部局であり、各国の健康危機対応能力の評価と計画立案の支援や、新規および進行中の健康危機の事案のモニタリングのほか、健康危機発生国における人命救助のための保健サービスの提供を実施している。

緊急対応基金（CFE：Contingency Fund for Emergencies）
2014年の西アフリカにおけるエボラ出血熱の大流行の反省を踏まえ、2015年にWHOがアウトブレイクや緊急事態に対応するために設立した感染症対策の緊急対応基金のこと。拠出の判断がWHO事務局長に一任されており、拠出することを決定してから24時間以内に資金を提供することが可能となっている。

Gaviワクチンアライアンス（Gavi, the Vaccine Alliance）
2000年、開発途上国の予防接種率を向上させることにより、こどもたちの命と人々の健康を守ることを目的として設立された官民パートナーシップ。ドナー国および開発途上国政府、関連国際機関に加え、製薬業界、民間財団、市民社会が参画している。設立以来、12億人以上のこどもたちに予防接種を行い、2,060万人以上の命を救ったとされている。2025年6月に開催されたGaviワクチンアライアンス第4次増資会合においては、主要ドナーおよびゲイツ財団などの民間団体から、総額約90億ドル以上の拠出が表明された。

(3) 水・衛生

水と衛生の問題は人の生命に関わる重要な問題です。世界の約21億人が、安全に管理された飲み水の供給を受けられず、約34億人が安全に管理されたトイレなどの衛生施設を使うことができない暮らしをしています[注71]。特に、水道が普及していない開発途上国では、多くの場合、女性やこどもが時には何時間もかけて水を汲みに行くため、女性の社会進出やこどもの教育の機会が奪われており、ジェンダー平等および包摂的な社会の推進の観点からも重要な課題となっています。また、不安定な水の供給は、医療や農業にも悪影響を与えます。水・衛生インフラの整備は、感染症に強い環境整備にもつながり、より強靭、より公平でより持続可能なユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）[注72]実現のためにも必要です。このため、SDGsの目標6は、「全ての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する」ことを目指しています。

日本の取組

2023年5月の国連水会議2023のフォローアップとして、2024年6月、タジキスタンのドゥシャンベにおいて「持続可能な開発のための水」国際行動の10年に関する第3回ハイレベル国際会議が開催されました。上川外務大臣（当時）がビデオ・メッセージを送る形で参加し、「熊本水イニシアティブ」[注73]を始めとする水に関する国際社会の行動計画を通じ、多くの国際機関と共に様々な取組を推進していることを述べました。また、松本外務大臣政務官（当時）は2025年3月に来日したルトノ国連事務総長水担当特使と会談を行い、生命の根幹である水・衛生の確保は、人間の安全保障の観点からも極めて重要であり、国際場裡において緊密に連携していきたい旨述べました。

日本は、国内における豊富な経験、知識や技術をいかし、開発途上国での安全な水の普及に向けた支援を続けており、水と衛生分野においては1990年代から累計で世界一の援助実績を有しています。例えば、タジキスタンでは、同国の中でも基礎インフラの開発が遅れているハトロン州において、給水施設の建設や水道メーターの設置による従量料金制の導入によって、安全かつ安定的な給水サービスの確立を図る支援を実施しています。また、国土の8割以上を乾燥・半乾燥地が占めるケニアにおいて、ハンドポンプ井戸の動力化や給水施設のガイドラインを作成することで、給水施設の改善や管理に関する能力強化を図っています。2025年までに全ての人に安全な飲料水へのアクセスを提供することを政策目標に掲げるパキスタンでは、同国第3の都市ファイサラバードにおいて水道スマートメーターなどを供与する無償資金協力を2025年5月に決定しました。さらに、ベトナムでは、経済成長と都市化の急速な進行に伴い、水環境が大きく悪化しているハノイ市において、下水道整備を支援する円借款事業を実施し、2025年5月に同市最大のエンサ下水処理場が完工しました。

エチオピアにおける「アディスアベバ上下水道公社無収水削減管理能力強化プロジェクト」で、日本の技術・知見を学ぶエチオピア研修員（写真：JICA）

ザンビアにおける「下痢リスク可視化によるアフリカ都市周縁地域の参加型水・衛生計画と水・衛生統計プロジェクト」（SATREPS）で、ルサカ市の青年団が集めたサンプルの大腸菌群検査を実施している様子（写真：原田英典）

注71 UNICEFによるデータ（2025年） https://data.unicef.org/resources/jmp-report-2025/

注72 71ページの注61を参照。

注73 2022年4月に熊本で開催された第4回アジア・太平洋水サミットにおいて、岸田総理大臣（当時）が発表したイニシアティブ。水に関する社会課題の解決に向け、質の高いインフラ整備などを通じて、各国や国際機関と協調・連携しながら積極的に取り組むもの。

日本の技術、世界へ 3

ドローンとAIを活用した予防型マラリア対策
～ガーナの感染症対策の現場を変える日本の最先端技術～

一般公募

マラリアによる罹患・死亡者の約9割はアフリカ大陸に集中しており、西アフリカのガーナにおいても、年間約500万人以上が罹患し、約1万人以上が死亡すると推定され、深刻な事態になっています。ガーナ政府は、マラリアを媒介する蚊の幼虫（ボウフラ）が成虫になる前に駆除を行う対策（Larval Source Management：LSM）として、ボウフラが生息する水たまりに、専用の駆除剤の散布を実施しています。しかし、人海戦術による繁殖リスクの高い水たまりのマッピング調査と手作業での散布には限界があり、駆除剤の過剰使用もコスト面から問題があり、効率性と費用対効果の改善が求められていました。

このLSMに先端的なデジタル技術を組み合わせることで同問題の解決に取り組むのが、日本のスタートアップ企業であるSORA Technology株式会社です。同社は、ドローンと人工知能（AI）を組み合わせた独自のセンシング技術「SORA Malaria Control」を開発し、広範囲にわたってボウフラの繁殖水域を効率的に監視・解析するシステムを構築しました。同社取締役の梅田昌季氏は、「ドローンで取得した地形データを基に、水たまりの位置や大きさなどの特徴を判定するAIと、ボウフラの繁殖リスクが高い水たまりを推定するAIで解析して、駆除剤の散布が必要な水たまりをマップ化し、モバイルアプリを通じて現場の散布作業者に共有することで、的確かつ効率的な散布が可能となり、必要最小限のコストでLSMを実施できた。」と、デジタル技術の導入に手応えを感じています。

同社は、2023年からJICAの中小企業・SDGsビジネス支援事業を活用し、「SORA Malaria Control」を使用したマラリア対策に係る調査をガーナで実施しました。同システムを運用していくに当たっては、「現地化」がキーワードだと梅田氏は語ります。ガーナのインターネット速度や規制に沿う形でAIのスペックを調整したほか、AIによる解析の精度を上げるための現地データの収集に際し、ガーナ大学と連携し、大学生がインターンとして実地調査を行う仕組みを導入しました。梅田氏は、「現地の若者にとってマラリアは身近な問題であり、自分事として課題意識を持って参加してくれたことが『現地化』を促進した。また、ドローンを見たことのない住民に対して、学生が現地語で丁寧に説明することで、現地コミュニティーの理解・安心の醸成に寄与した。」と語ります。インターンシップ後には、SORA Technologyの社員として働く若者もおり、「ガーナのマラリア対策が少しでも早く進展するように、LSMを運用していく若い世代には、この技術を現地に適用させてほしい。」と、若手人材に期待を寄せています。

ボウフラの繁殖リスクが高い水たまりに駆除剤を散布（写真：SORA Technology株式会社）

シエラレオネでドローンを活用して実地調査を実施（写真：SORA Technology株式会社）

日本のODAによってガーナに建設された野口記念医学研究所およびガーナ大学における測定では、同社の取組を通じて、従来の調査方法に比べて3.6倍以上の水たまりが検出され、駆除剤の使用量および人的コストを半減させたことが実証されています。SORA Technologyは、この成果の報告会をガーナ政府のみならず、CSR活動に取り組む現地の民間企業も巻き込む形で実施し、同技術を活用したボウフラ駆除の実施範囲の拡大に取り組んでいます。さらに、同社はガーナでの成功体験を踏まえ、「SORA Malaria Control」をアフリカの近隣諸国に展開するのみならず、デング熱など他の蚊媒介感染症や農業分野における害虫駆除で応用する可能性についても検討を始めています。

グローバル化や気候変動により感染症が国境を越えて拡大するリスクが高まる中、同取組は、ガーナのみならず、日本を含む国際社会全体に裨益するものです。この点について、梅田氏は、「感染症は、今や日本にとっても身近な課題であり、将来的には開発途上国で開発した技術を先進国に逆輸入する構想もある。私たちが先陣を切って、日本企業のグローバル市場への進出や国内でのイノベーション創出を促進していきたい。」と意欲を見せています。宙（SORA）を飛びながらガーナの感染症との闘いを支える同企業の技術は、日本のスタートアップ企業の最先端の知見・ノウハウを活用した新たな公衆衛生の解決策として、サブサハラ・アフリカ諸国にとどまらず、広くグローバルヘルスの推進に寄与することが期待されます。

日本および現地の民間企業や研究機関と連携した取組も行っています。例えば、インドネシアでは、JICAの中小企業・SDGsビジネス支援事業 注74 を活用して、「強力吸引作業車等を活用した下水道維持管理に向けたビジネス化実証事業」が実施されています。清掃機材の不足等が課題となっていた同国に、日本企業の清掃車両、部品、メンテナンスサービスをいかすべく、実証事業や調査が実施されています。バングラデシュでは、ダッカ首都圏におけるAMRによる健康リスクを軽減するため、地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム（SATREPS） 注75 を活用して、河川、排水、下水処理場などにおける水質を監視する水環境モニタリングシステムの構築を愛媛大学とダッカ大学の研究者らと共に進めています。

国土交通省および環境省では、SDGsの目標6.3「未処理汚水の割合の半減」の達成に向けて、アジア汚水管理パートナーシップ（AWaP）を7か国 注76 と共に実施しています。2025年11月にカンボジアのプノンペンで開催された第4回総会では、参加国の汚水管理の活動について情報共有を図るとともに、「汚水管理の主流化と財政」および「汚水処理施設の最適配置」について議論を行いました。

また、環境省では、アジアの多くの国々において深刻な水質汚濁が生じている問題に対して、現地での情報や知識の不足を解消するため、アジア水環境パートナーシップ（WEPA）を実施しており、アジアの13の参加国 注77 の協力の下、人的ネットワークの構築や情報の収集・共有、能力構築などを通じて、アジアにおける水環境ガバナンスの強化を目指しています。2025年2月にラオスのビエンチャンで開催された第20回WEPA年次会合・国際ワークショップでは、流域における包括的な水環境管理に焦点を当て、複数の発生源からの汚染に対処するための統合的な対策の必要性について議論を行いました。さらに、9月にマレーシアのプトラジャヤで開催された第21回WEPA年次会合・国際ワークショップでは、自国の産業排水管理に焦点を当て、関連する政策やその施行状況、遵守状況について、情報共有が行われ、水環境管理のために水質の維持は極めて重要であり、排水規制の遵守率の向上が不可欠であることが確認されました。

日本は、水と衛生分野におけるトップドナーとして、これまでの知見も活用し、開発途上国の人々の安全な水へのアクセスや持続可能な水資源の確保に向けた貢献を続けます。

(4) 防災の主流化と持続可能な都市の実現

気候変動の影響により、災害が頻発化・激甚化し、規模や範囲が大きくなることも懸念される中、災害に対して脆弱（ぜい）な開発途上国では、災害による経済や社会全体への影響が深刻化しています。防災の取組は、貧困撲滅と持続可能な開発の実現に不可欠であり、災害に強い、しなやかな社会を構築し、災害から人々の生命を守るとともに、持続可能な開発を目指す取組が求められています。中でも、あらゆる政策・計画に防災の観点を導入する防災の主流化を推進することが重要となっています。

また、近年、都市の運営に関わる様々な問題が注目されています。例えば、市街地や郊外で排出される大量の廃棄物の処理、大気・水などの汚染、下水・廃棄物処理システムなどのインフラ施設の整備、急激な人口増加とそれに伴う急速な都市化などの問題です。こうした問題に対応し、持続可能な都市の実現に向けて取り組むことが、重要な開発協力課題となっています。

SDGsでは、目標11として、「包摂的で安全かつ強靭（じん）（レジリエント）で持続可能な都市および人間居住の実現」を掲げており、持続可能な都市の実現を含む人間居住の課題解決に向け、国際的な関心が高まっています。

日本の取組

■ 防災協力

日本は、地震や台風など過去の自然災害の経験で培われた優れた知識や技術を活用し、緊急援助と並んで、防災対策および災害復旧対応において積極的な支

注74 144ページの用語解説を参照。
注75 43ページの用語解説を参照。
注76 インドネシア、カンボジア、タイ、バングラデシュ、フィリピン、ベトナム、ミャンマーの7か国。
注77 インドネシア、韓国、カンボジア、スリランカ、タイ、中国、ネパール、フィリピン、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、ラオス、日本の13か国。

援を行っています。2015年の第3回国連防災世界会議において採択された「仙台防災枠組2015-2030」には、防災の主流化、国・地方政府による適切な防災戦略の策定、事前防災投資の重要性、災害後において、被災前よりも強靭なまちづくりを行う「より良い復興（Build Back Better）」、女性のリーダーシップの重要性など、日本の主張が多く取り入れられました。

土砂災害の被災地であるエクアドルのキト市ガスカ区において、初の避難訓練実施後に指導を行うJICA専門家（写真：JICA）

2025年6月には防災グローバル・プラットフォーム会議がスイス・ジュネーブで開催され、日本が重視する取組として、国土強靭化、民間セクターによる防災投資の推進などについて言及するとともに、大規模災害を踏まえた対策等に関する事例紹介を行いました。また、同年11月にはG20防災閣僚級会議が南アフリカで開催され、G20防災閣僚宣言が採択されました。前年の閣僚宣言に引き続き、同宣言では災害がもたらす不平等解消の重要性が強調されるとともに、仙台防災枠組にのっとった防災投資の促進、防災対策のための資金確保といった課題に協力して取り組む重要性が確認されました。2027年には仙台市で「2027年アジア太平洋防災閣僚級会議（APMCDRR）」が開催され、世界的な防災指針である「仙台防災枠組2015-2030」の推進に関する取組状況や課題などについて議論される予定です。

このほか、日本の呼びかけにより、2015年の国連総会において、11月5日を「世界津波の日」とする決議が採択されました。2025年同日には、国連防災機関（UNDRR）と国連日本政府代表部、その他各国の政府代表部が「世界津波の日」啓発イベントを主催し、仙台市の高校生3名が津波防災分野に関わる取組についてスピーチを行いました。また、2016年から、日本各地で「世界津波の日」高校生サミットがこれまで7回開催されています。2025年11月には、仙台市において第7回会合が開催され、日本の高校生約60人に加え、10か国から30人の計約90人の高校生が参加し、津波対策を始めとする防災・減災について学び、絆（きずな）を深めました。

また、日本は、国連開発計画（UNDP）と緊密に連携し、アジア太平洋地域の津波の発生リスクが高い国を対象とした津波避難計画の策定や、津波避難訓練などを支援する事業を実施しています。2017年の事業開始以降、例えばインドネシアでは携帯電話用アプリ（STEP-A）の導入により各学校の津波対策情報へのアクセスを容易にするとともに、そのアプリを国家災害管理局が開発した災害監視・情報提供用のデジタルツール（InaRISK）とも連携させることで、コミュニティ・国家レベルでの防災の主流化・制度化を推進してきました。2025年末時点までに、24か国約799の学校で津波防災計画の策定・改定、津波教育プログラムを実施し、約22万人の生徒、教師、および自治体やコミュニティの関係者が津波避難訓練に参加しました。

加えて、2016年から毎年、国連訓練調査研究所（UNITAR）広島事務所と協力し、自然災害に脆弱な開発途上国の女性行政官などを対象に、特に津波発生時の女性の役割やリーダーシップに関する人材育成を支援しています。2025年9月から2026年3月にかけて「津波防災に関する女性のリーダーシップ研修」が実施されました。本研修は、災害対応における女性のリーダーシップの育成を目指し、特に、女性が災害の影響を受けやすい現実を踏まえ、女性・平和・安全保障（WPS）の原則を取り入れ、太平洋地域の気候変動や災害リスク軽減において女性を中心的な担い手として位置づけています。同事業には、2025年までに39か国から714人が参加しました。また、UNITARは、2024年11月、太平洋小島嶼（しょ）国14か国から29名を日本へ招聘（へい）し、早期警報システムに関する研修を実施したほか、2025年2月、アジア太平洋地域の18か国から50名の実務者を日本に招き、「自由で開かれたインド太平洋のリーダー育成研修：海洋と人間の安全保障」事業の最終フェーズにあたるワークショップを実施しました。

■ 持続可能な都市の実現

日本は、防災対策・災害復旧対応や健全な水循環の推進など、人間居住に直結した地球規模課題の解決に向けた取組を進めています。具体的には、日本はその知識と経験をいかし、上下水・廃棄物・エネルギーなどのインフラ整備や、「より良い復興」の考え方を踏まえた防災事業や人材育成などを実施しています。このほか日本は、持続可能な都市開発を推進する国連人間居住計画（UN-Habitat）への支援を通じた取組も進めています。その一例として、UN-Habitat福岡本部（アジア太平洋担当）と連携し、日本が有する防災技術等を開発途上国に導入するための支援などを実施しています。2025年3月には、UN-Habitatや協力団体の活動と連携し、アジア・太平洋地域の持続可能なまちづくりの状況や課題を共有し、日本の産学官市民セクターが貢献できることについて意見交換・議論することを目的に、「アジア・太平洋地域の『持続可能なまちづくり』のための福岡・東京プラットフォーム」が設立されました。

また、2023年7月、日本は、第2回G7都市大臣会合を香川県高松市において開催しました。「持続可能な都市の発展に向けた協働」をテーマに、都市におけるネットゼロ・レジリエンス、インクルーシブ（包摂的）な都市の実現、都市のデジタル化などに取り組む必要があることを確認し、会合の成果を「香川・高松原則」として発表しました。2024年11月に、イタリア・ローマにおいて開催された第3回都市大臣会合では、前年の日本での会合の成果を引き継ぎつつ、対応する課題や共通原則、優良事例が議論されました。成果文書には、新たに「共同行動」が盛り込まれ、G7内外での連携強化を視野に、OECDやUN-Habitatなどとも協調し、住宅・都市開発に関する各国の経験と知識を共有していくことを確認しました。2025年9月に、カナダ・オタワにおいて都市分野の高級実務者会合が開催されました。会合では、G7各国等が都市施策に関する取組を発表するなど議論を深めました。

災害に強い世界に向けた日本の開発協力の取組ー防災ー

（写真：Center for Emergency Situations and Disaster Risk Reduction）

ウズベキスタン、カザフスタン、キルギス、タジキスタン、トルクメニスタン

災害リスク及び気候変動に対する都市強靱性向上計画

中央アジアの都市を対象に、防災を含む都市計画、人材育成、行政機関連携を強化し、都市インフラの強靱化を支援。

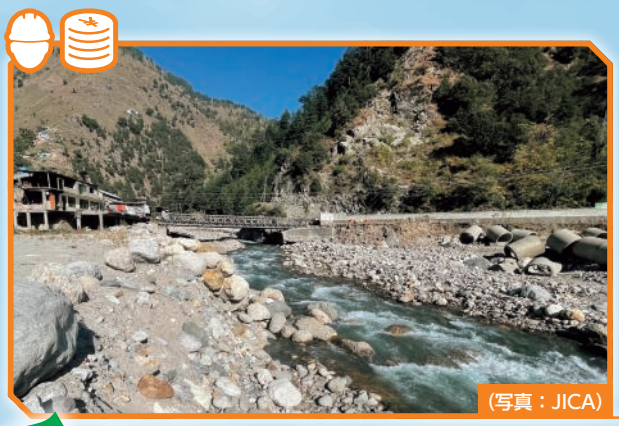
（写真：JICA）

パキスタン

インダス川流域における洪水管理強化計画

気象観測網とデータモニタリング体制の整備に加え、堤防など河川構造物の改修を実施。洪水・氾濫リスク軽減を通じ、地域の災害耐性と水管理の強化を図る計画。

（写真：JICA）

トルコ

地方自治体の災害リスク管理及び廃棄物管理能力向上計画

地方自治体を対象に、廃棄物管理と災害リスク管理の体制強化を支援。環境衛生と防災の両立による住民の安全・安心な暮らしの基盤づくりを目指す。

シリア

震災後の早期復旧及び強靱性構築のための統合的な支援計画

2023年に地震被害を受けた被災地の住居・公共インフラの早期復旧に向け、被害状況の調査、復旧計画の策定等を国連人間居住計画（UN-Habitat）と実施。

（写真：UN HABITAT）

世界津波の日　11月5日

「世界津波の日」は、世界各国の津波の脅威の理解や対策を促すため、日本の提案で国連が制定した国際日。2025年11月には国連本部で啓発イベントが開催され、宮城県の高校生3名が地域での防災活動を紹介した。また太平洋島嶼国では、国連訓練調査研究所（UNITAR）が女性の防災リーダー育成ワークショップを毎年実施している。

（写真：UNITAR）

仙台防災枠組2015-2030

2015年に仙台市で開催された第３回国連防災世界会議で策定。災害による被害および損失を削減し、社会全体のレジリエンスを強化することを最終目標としている。同枠組では、「４つの優先行動」を軸に、国・地方・民間・市民社会などを含む社会全体で防災に取り組むこと（防災の主流化）が規定されている。

- 災害リスクの理解
- 防災への投資を進め、レジリエンスを高める
- 災害リスク管理の強化
- 災害に十分に備え、回復・復旧・復興時には「より良い復興」を実現

（写真：八千代エンジニヤリング株式会社）

インドネシア

火山地域における防災体制強化のための融資

活火山地域を対象に、砂防施設の修復・新設や火口湖排水トンネル整備、雨量レーダー設置などを通じ、火山灰・土石流被害の軽減や早期警報体制の強化を図る。

（写真：JICA）

エクアドル

土砂災害リスク対応能力向上プロジェクト

ドローン撮影による地形分析やリスク評価、ハザードマップ策定能力を強化。早期警戒と避難体制の改善等を支援し、土砂災害危険地域での実効的な対策に寄与する。

フィジー

災害復旧と防災政策の主流化

全土（約93万人）を対象に、サイクロン等自然災害の被災に備え、迅速な復旧・復興のための資金を確保するとともに、事前防災投資や防災政策の主流化を促進。

（写真：UNDP）

トンガ

アジア太平洋地域における学校の津波対策能力強化パートナーシップ

津波被害リスクの高い国の学校や地域を対象に、日本の経験をいかし、国連開発計画（UNDP）を通じて、避難計画の策定や定期的な津波防災訓練を支援。

（写真：一般財団法人 気象業務支援センター）

バングラデシュ

気象分析の能力向上プロジェクト

気象レーダーや解析技術の導入、予報体制の整備を通じ、洪水やサイクロンなど自然災害に対する早期予報と情報提供の能力向上を支援。

ミャンマー

中部で発生した地震被害への対応

国際緊急援助隊医療チームや自衛隊機の派遣、緊急無償資金協力、国際機関との連携による支援などを通じ、初動から復旧まで切れ目のない支援を実施。

（5）万人のための質の高い教育

世界には小学校に通うことのできないこどもが約5,800万人もいます。中等教育も含めると、推定約2億4,400万人[注78]が学校に通うことができていません。特に、サブサハラ・アフリカでは、10年前と比較しても、学校に通っていないこどもの人数は改善していません[注79]。とりわけ、障害のあるこども、難民や避難民のこども、少数民族や遠隔地に住むこどもなど不利な環境に置かれたコミュニティのこどもが取り残されるリスクが最も高くなっています。また、ロシアのウクライナ侵略や、人道状況が悪化するガザ地区を含む中東を始めとする世界各地の紛争により、多数の教育施設が損傷を受け、こどもや学生の教育を受ける権利が奪われるとともに、国際的な交流も停滞しています。

教育は、人間の安全保障を推進するために不可欠な「人への投資」として極めて重要です。SDGsの目標4として、「全ての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する」ことが掲げられており、国際社会は、「教育2030行動枠組」[用語解説]の目標の達成を目指しています。日本は、万人のための質の高い教育、女性・こども・若者のエンパワーメントや紛争・災害下の教育機会の確保の観点も踏まえて、引き続き教育への取組を推進しています。

日本の取組

日本は、開発途上国の基礎教育[注80]や高等教育の充実などの幅広い分野で様々な支援を行っています。

アフリカ地域に関しては、日本は、2025年8月に開催されたTICAD 9において、質の高い学びへのアクセスを様々なレベルで確保することの重要性に触れつつ、1千万人のこどもの学びの改善に協力することを表明しました。例えば、2004年にニジェールで開始された「みんなの学校プロジェクト」[注81]は、2025年8月までに、10か国において約7万5千校の小学校で導入されています。TICAD 9で採択された「TICAD 9横浜宣言」の中では、アフリカにおける包摂的かつ公平な質の高い教育、訓練および能力開発へのアクセスを拡大するために、国連機関やその他の主要組織を含む主要パートナーとの協力を通じ、能力を向上させる必要性を強調しました。

そのほか、日本の20以上の大学と連携し、ジョモ・ケニヤッタ農工大学（JKUAT）/汎アフリカ大学科学技術院（PAUSTI）（ケニア）等を拠点とした大学間のネットワークを構築すべく取り組んでいます。同ネットワークを通じて、教育・研究・産学機関等の連携強化を図ることで、研究協力を通じたアフリカ地域全体の社会課題の解決を目指しており、2025年3月までに、5,391人の高度人材を育成しています。

加えて、日本式の教育をいかした協力例として、日本は、エジプトにおいて、2008年から、実践的かつ国際水準の工学教育を提供するエジプト日本科学技術大学（E-JUST）の設立を支援し、エジプト国内および中東・アフリカ地域の研究者育成に貢献しています。また、2016年に締結された「エジプト・日本教育パートナーシップ」の下、日本式教育を実践するエジプト日本学校（EJS）がこれまでに64校開校し、EJSでは科目の学習に加えて、特別活動を意味するTokkatsu[注82]と呼ばれる、学級会や日直、クラブ活動、掃除など、こどもたちが主体となって学校を運営する取組が行われています。2025年8月には、文部科学省とエジプト教育・技術教育省の間で、教育協力と人材育成についての意向表明書が署名され、EJSの成果を基盤として、エジプトにおける日本型教育のさらなる発展を促進することで一致しました（イラクにおける取組については125ページの「案件紹介」を参照）。

さらに、日本は、日・ASEAN間の高等教育機関のネットワーク強化や、産業界との連携、周辺地域各国との共同研究、および日本の高等教育機関への留学生受入れなどの多様な方策を通じて、開発途上国の人材育成を支援しています。例えば、日越大学（Vietnam-

注78 「Global Education Monitoring Report 2023」211ページおよび214ページ https://www.unesco.org/gem-report/en/technology

注79 「Global Education Monitoring Report 2024」152ページおよび154ページ https://www.unesco.at/fileadmin/Redaktion/Bildung/FULL_GEM_Leadership_in_education_lead_for_learning.pdf

注80 生きていくために必要となる知識、価値そして技能を身に付けるための教育活動。主に初等教育、前期中等教育（日本の中学校に相当）、就学前教育、成人識字教育などを指す。

注81 保護者・教員・地域住民の「みんな」が学校運営委員会を構成し、行政と連携しながら、学校を運営するコミュニティ協働型学校運営という取組。保護者や教員のみならず、地域住民たちが教育の重要性を理解し、地域全体でこどもの学びを支えるもので、2004年にニジェールの小学校23校で開始し、現在ではアフリカ地域内の複数国に広がっている。

注82 特別活動の略称。規律、倫理観、協調性等が醸成される掃除、学級会、日直活動等の活動を取り入れ、知識偏重や理論中心の学びから問題解決能力や主体性、社会性、自己管理力などのライフスキルの獲得を目的とした学びに転換することを目指す取組。

Japan University：VJU）は、JICAの技術協力などにより、VJU の教育・研究ならびに運営能力を強化することを通じて、学部から大学院に至る一貫した質の高い教育・研究・運営の基盤確立を図り、ベトナムおよび東南アジア地域の社会および産業界の発展を牽引する人材の輩出に寄与しています。

また、エルサルバドルでは、必要最低限の読み書きや読解力、計算力を身に付けられるよう、2006年から初・中等教育における教科書や教員用指導書の開発・改定、教員研修等を実施しています。2024年からは、国立教員研修所および全国2か所の教員研修センターにおいて、デジタル化を促進する教材制作のための機材を整備する支援を行っています（東ティモールにおける取組については86ページの「案件紹介」を参照）。教科書や教員用指導書の開発は、ニカラグア、ニジェール、パプアニューギニア、モザンビーク、ラオスなどでも実績があり、これら途上国用に開発した教材はJICAサイトに公開 注83 しており、日本国内で、日本語の習得が進まず学習困難になっているこどもの学習の助けとしての活用も促しています。

このほかにも、日本は就学・学習機会から取り残された女児、障害のあるこども、紛争の影響を受ける地域や難民・避難民やそのホストコミュニティのこどもなど、脆弱な立場に置かれやすいこどもたちへの支援も進めています。例えば、紛争の影響を受ける地域での支援として、ウクライナでは、国内避難民としてこれまで通っていた学校に通学できなくなったこどもたちに対して、避難先でも安全に、そして安心しながら学習を継続できるように、遠隔教育機材整備やメンタルヘルスケア支援を実施しています。また、障害のあるこどもにも配慮した包摂的な教育や、気候変動対応、防災の視点を持った教育の推進にも取り組んでおり、例えば、ベトナム南部のメコンデルタ地域では、農水産業の成長および気候変動を含む環境問題への対応に必要とされる人材を質・量ともに向上させるため、同地域の中核大学であるカントー大学（CTU）に対し、研究・教育能力の強化支援を実施しています。

国際機関と連携した取組として、アジア太平洋地域においては、国連教育科学文化機関（UNESCO）に拠出している信託基金を通じて、アジア太平洋地域教育2030会合（APMED2030）やアジア太平洋地域教育大臣会合（APREMC-Ⅱ）の定期的な開催を含むSDGsの目標4達成に向けた取組を支援してきています。また、UNESCOを主導機関として、「持続可能な開発のための教育 用語解説：SDGs達成に向けて（ESD for 2030）」が、2020年1月から開始されています。同取組は、持続可能な社会の創り手の育成を通じ、SDGsの全ての目標の実現に寄与するものであり、日本は、ESD提唱国として、その推進に引き続き取り組むとともに、UNESCOへの信託基金を通じて、世界でのESDの普及・深化へ貢献しています。日本は、同信託基金を通じて、ESD実践のための優れた取組を行う機関または団体を表彰する「ユネスコ／日本ESD賞」をUNESCOと共に実施しており、これまでに24団体に授与するなど、積極的にESDの推進に取り組んでいます。

また、「教育のためのグローバル・パートナーシップ（GPE）」 用語解説 に対して、2008年から2024年までに総額約6,134万ドルを拠出しています。日本は、2021年7月に開催された世界教育サミットにおいて、GPEへの支援継続も含め2021年から2025年までの5年間で15億ドルを超える教育分野に対する支援と、750万人の開発途上国の女子の教育および人材育成のための支援を表明しました。2021年度から3年間で500万人以上の女子を支援しており、今後も支援を継続していきます。さらに日本は、2025年3月に、エチオピア、ナイジェリア、ブルキナファソのこどもたちが学習機会を継続し、質の高い教育へのアクセスができるよう、教育を後回しにはできない基金（ECW） 用語解説 に対して、新たに305万ドルを拠出しています。

グアテマラで、小学校の児童たちに算数を指導するJICA海外協力隊員（写真：JICA）

注83 教材 https://www.jica.go.jp/activities/issues/education/materials/index.html

案件紹介 6

学ぶ環境を改善し、全てのこどもに教育を

草の根・人間の安全保障無償資金協力（2023年3月～2024年7月）
マナツト県ソイバダ郡マンララ村における
ノサ・セニョーラ・アイタラ中学校校舎建設計画

東ティモール

東ティモールは、2002年に独立回復を果たして以降、国造りに向けた経済社会開発の取組を着実に進めてきています。しかし、その基盤となる道路や港湾といった基幹インフラや、国民への社会サービスの提供のための環境は、依然として十分に整備されていない状況です。

教育分野においても、学校施設の整備の遅れや、校舎や備品の老朽化が課題となっています。全てのこどもたちに質の高い教育を提供することは、将来の国造りを支える人材育成のための鍵となりますが、とりわけ地方部において、十分な教育の提供が実現できない状況にあります。

こうした状況を受け、日本は、首都ディリから約160km離れた山岳地帯に位置するノサ・セニョーラ・アイタラ中学校を対象に、校舎の建て替えを支援するとともに、各教室や職員室に黒板や掲示板を供与しました。同校は、周辺の5村からの生徒が通う、地域の重要な学校でありながら、老朽化によりドアや窓は破損し、コンクリート床はひび割れ、壁や天井の部分崩壊が見られる状態でした。日本の協力により、新校舎を使用する中学1～2年生約100名が安全で衛生的な環境で学校生活を送ることができるようになりました。

新校舎の引渡式には、同校を卒業したラモス＝ホルタ大統領が出席し、生徒や大勢の地域住民と共に新校舎の完成を祝いました。ラモス＝ホルタ大統領は、「遠隔地にある脆弱（ぜい）な地域社会への支援を目の当たりにし、改めて日本に心から感謝したい。」と述べました。日本は今後も、人々の生活に根ざした基礎的な社会基盤の整備を通じて、東ティモールの人づくり、国造りに協力していきます。

新校舎引渡式の様子

ODA広報ノートを手にする地元のこどもたちとラモス＝ホルタ大統領および木村駐東ティモール日本国大使（当時）（後方2名）

用語解説

教育2030行動枠組（Education 2030 Framework for Action）
万人のための教育を目指して、2000年にセネガルのダカールで開かれた世界教育フォーラムで採択された「万人のための教育（EFA）ダカール行動枠組」の後継となる行動枠組み。2015年のUNESCO総会と併せて開催された教育2030ハイレベル会合で採択された。

持続可能な開発のための教育（ESD：Education for Sustainable Development）
持続可能な社会の創り手を育む教育。2017年の第72回国連総会決議において、ESDがSDGsの全ての目標達成に向けた鍵となることが確認され、2019年の第74回国連総会決議で採択された「ESD for 2030」においても再確認された。「ESD for 2030」は、「国連ESDの10年（UNDESD）」（2005年から2014年まで）、および「ESDに関するグローバル・アクション・プログラム（GAP）」（2015年から2019年まで）の後継プログラムであり、2020年から2030年までの新しい国際的な実施枠組み。

教育のためのグローバル・パートナーシップ（GPE：Global Partnership for Education）
開発途上国、ドナー国・機関、市民社会、民間企業・財団が参加し、2002年に世界銀行主導で設立された開発途上国の教育セクターを支援する国際的なパートナーシップ。2011年にファスト・トラック・イニシアティブ（FTI：Fast Track Initiative）から改称された。

教育を後回しにはできない基金（ECW：Education Cannot Wait）
紛争や自然災害など緊急事態下のこどもや若年層が教育を受けられるよう支援することを目的として、2016年5月にイスタンブールで開催された国連主催の世界人道サミットで設立された基金。

(6) ジェンダー平等で包摂的な社会

開発途上国における社会通念や社会システムは、一般的に、男性の視点に基づいて形成されていることが多く、女性は様々な面で脆弱（ぜい）な立場に置かれやすい状況にあります。一方、女性は開発の重要な担い手であり、女性の参画は女性自身のためだけでなく、開発のより良い効果にもつながります。例えば、これまで教育の機会に恵まれなかった女性が読み書き能力を向上することは、公衆衛生やHIV/エイズなどの感染症予防に関する正しい知識へのアクセスを向上させるとともに、適切な家族計画につながり、女性の社会進出や経済的エンパワーメントを促進します。さらには、開発途上国の持続可能で包摂的な経済成長にも寄与するものです。

SDGsでは、「ジェンダー平等の実現と女性と女児の能力向上は、全ての目標とターゲットにおける進展において死活的に重要な貢献をするもの」であると力強く謳（うた）われています。また、SDGsの目標5において、「ジェンダー平等を達成し、全ての女性および女児の能力強化を行う」ことが掲げられています。「質の高い成長」を実現するためには、ジェンダー平等と女性の活躍推進が不可欠であり、ジェンダー主流化 注84 を通じて、開発協力のあらゆる段階に男女が等しく参画し、等しくその恩恵を受けることが重要です。

また、貧困・紛争・感染症・テロ・災害などの様々な課題から生じる影響は、国や地域、女性やこどもなど、個人の置かれた立場によって異なります。感染症、紛争、大規模災害などにより、世界の貧困人口は増加に転じるとともに、一部の国では格差の拡大や人道状況の悪化が見られており、脆弱な立場に置かれやすい人々への支援が一層求められています。SDGsの理念である「誰一人取り残さない」社会を実現するためには、一人ひとりの保護と強化に焦点を当てた人間の安全保障の考え方が重要です。

日本の取組

■ 女性の能力強化・参画の促進

「女性の活躍推進のための開発戦略」注85 では、（ⅰ）女性の権利の尊重、（ⅱ）女性の能力発揮のための基盤の整備、（ⅲ）政治、経済、公共分野への女性の参画とリーダーシップ向上を基本原則に位置付け、日本は国際社会において、ジェンダー主流化、ジェンダー平等、女性および女児のエンパワーメント推進に向けた取組を進めています。

日本は、女性起業家資金イニシアティブ（We-

注84 あらゆる分野でのジェンダー平等を達成するため、全ての政策、施策および事業について、ジェンダーの視点を取り込むこと。開発分野においては、開発政策や施策、事業は男女それぞれに異なる影響を及ぼすという前提に立ち、全ての開発政策、施策、事業の計画・実施・モニタリング・評価のあらゆる段階で、男女それぞれの開発課題やニーズ、インパクトを明確にしていくプロセスのこと。

注85 2016年に策定された、開発協力における女性活躍推進のための課題別政策。

Fi) 注86 に2018年に5,000万ドル、2023年6月に500万ドル、2025年9月に追加で500万ドルの拠出を行いました。We-Fi は2024年6月時点で、83か国で約40万社の女性が経営・所有する中小企業に対し、総額約53億ドルの支援を実施しています。具体的には、約37万社の女性が経営・所有する中小企業が資金援助を受け、約4.5万社が経営に必要な技術や知識習得のための研修を受講しました。また、世界銀行によると、開発途上国では女性が経営する中小企業の70%が金融機関から資金調達ができない、もしくは劣悪な借入条件を課されてしまうため、We-Fiを通じて、性差別のない法制度整備の促進や、女性経営者が資金や市場に平等にアクセスできるよう支援を行っています。

このほか日本は、国連女性機関（UN Women）を通じた支援も実施しており、2025年には約1,300万ドルを拠出し、女性の政治的参画、経済的エンパワーメント、女性・女児に対する性的およびジェンダーに基づく暴力撤廃、平和・安全保障分野の女性の役割強化、政策・予算におけるジェンダー配慮強化などの取組を支援しています。また、2025年はアフリカ、中東、アジア、東欧、中米地域において、紛争や災害などで経済的・社会的影響を受けた女性たちの緊急支援や生計手段の確保等の支援を行いました。例えば、アフガニスタンでは、人道や社会経済、気候変動のリスクに対する女性と女児の対応力を強化するための支援を行ったほか、パレスチナおよびレバノン南部では、危機の影響を受けている女性に対し、生活における基本的なニーズや救命サービスへのアクセス向上のための支援を行いました。

紛争下の性的暴力に関しては、日本としても看過できない問題であるという立場から、紛争下の性的暴力担当国連事務総長特別代表事務所（OSRSG-SVC）との連携を重視しています 注87 。2025年、日本は同事務所に対し、約37万ドルを拠出し、コンゴ民主共和国において、紛争関連性的暴力の捜査、訴追のための警察、軍への技術的支援、被害者の法的支援へのアクセス強化などを実施しています。

また、日本は、紛争関連の性的暴力生存者のためのグローバル基金（GSF）用語解説に対し、2025年に200万ユーロを追加拠出し、これまでに計1,200万ユーロを拠出しました。理事会メンバーとして、アフガニスタンやウクライナ、コンゴ民主共和国を始めとする紛争地域での紛争関連の性的暴力生存者支援に積極的に貢献しています。

スリランカにおける女性の経済的エンパワーメント促進プロジェクトにおいて、キックオフミーティングを行う様子（写真：インテムコンサルティング株式会社）

■ 女性・平和・安全保障（WPS）

女性と平和・安全保障（WPS）注88 の問題を明確に関連付けた初の国連安全保障理事会（安保理）決議として、2000年に採択された国連安保理決議第1325号および関連決議の実施のため、日本は2015年から行動計画を策定しています。2023年4月には政府関係省庁、有識者との意見交換、NGO・市民社会との意見交換、パブリックコメントを踏まえ、第3次行動計画（2023－2028）注89 を策定しました。具体的には、日本は関係省庁の協力の下、主に国際機関や二国間支援を通して紛争影響国や脆弱国の女性支援を実施しています。

注86 2017年のG20ハンブルク・サミットで立ち上げを発表。開発途上国の女性起業家や、女性が所有・経営する中小企業などが直面する、資金アクセスや制度上の様々な障壁の克服を支援することで、開発途上国の女性の迅速な経済的自立および経済・社会参画を促進し、地域の安定、復興、平和構築を実現することを目的としている。

注87 紛争下の性的暴力防止に関する日本の取組については、外務省ホームページ（https://www.mofa.go.jp/mofaj/fp/pc/page1w_000129.html）も参照。

注88 女性の保護に取り組みつつ、女性自身が指導的な立場に立って紛争の予防や復興・平和構築に参画することで、より持続可能な平和に近づくことができるという考え方。2000年、国連安全保障理事会において、同理事会史上初めて、国際的な平和と紛争予防、紛争解決には女性の平等な参画や紛争下の性的暴力からの保護、ジェンダー平等が必要であると明記した「女性・平和・安全保障（Women, Peace and Security：WPS）に関する安保理決議第1325号」が全会一致で採択された。

注89 第3次WPSに関する行動計画（2023-2028年度）の行動計画構成（5本柱）：(1) 女性の参画とジェンダー視点に立った平和構築の促進、(2) 性的暴力およびジェンダーに基づく暴力の防止と対応、(3) 防災・災害対応と気候変動への取組、(4) 日本国内におけるWPSの実施、(5) モニタリング・評価・見直しの枠組み。

日本は、ノルウェーと共に2025年WPSフォーカルポイント・ネットワークの共同議長を務め、2025年2月にはWPSフォーカルポイント・ネットワーク 注90 東京会合を開催し、防災の適用推進を含むWPSアジェンダの展開、和平調停・平和構築における女性の役割および人権擁護者としての女性の役割、国家行動計画・地域行動計画の策定および実施を中心に議論しました。9月には、岩屋外務大臣（当時）がWPSフォーカルポイント・ネットワーク・ハイレベル・サイドイベントに出席し、日本は本ネットワークの共同議長としての経験をいかし、今後もWPSを外交政策の主要な柱の一つとして力強く推進し、WPSの国際的な推進に一層貢献していく旨述べました。

WPSフォーカルポイント・ネットワーク・ハイレベル・サイドイベントで発言する岩屋外務大臣（当時）

外務省では、2024年1月、省内横断的な連携を目的としたWPSタスクフォースを設置し、WPSに関連する情報を省内に共有するプラットフォームとして活用しています。

2025年8月に開催されたTICAD 9では、「革新的な課題解決策の共創」のテーマの下、分野横断的な重要項目の一つとして、若者・女性に焦点を当てた議論が行われました。議論の成果をまとめて採択された「TICAD 9横浜宣言」では、WPSアジェンダの実施にコミットし、アフリカ全土における平和の追求および維持、ならびに人道的な緊急事態への対応において女性が果たす重要な役割を強調しました。また、石破総理大臣（当時）からは、日本が若者・女性に焦点を当てた人材育成・人材交流などにおける取組を加速させることを表明しました。

■ 脆弱な立場に置かれやすい人々への支援

（障害と開発）

障害のある人々は、社会において困難な立場に置かれやすい状況にあります。日本のODAでは、障害のある人を含めた、社会において公平な参加を阻害されている人々の状況に配慮しています。障害者権利条約 注91 第32条も、締約国は国際協力およびその促進のための措置を取ることとしています。

障害者施策は福祉、保健・医療、教育、雇用など、多くの分野にわたっており、日本はこれらの分野で積み重ねてきた技術や経験を、ODAを通じて開発途上国の障害者施策に役立てています。

日本は、鉄道建設、空港建設の設計においてバリアフリー化を図るとともに、リハビリテーション施設や職業訓練施設整備、移動用ミニバスの供与を行うなど、現地の様々なニーズにきめ細かく対応しています。また、障害と開発に携わる組織や人材の能力向上を図るために、開発途上国からの研修員の受入れや、社会参加や就労促進を目的とした専門家、JICA海外協力隊の派遣など、幅広い技術協力も行っています。例えば、パラグアイの五つの都市において、地方自治体レベルで障害に関する対話を実施するためのプラットフォームの確立・強化や、障害者の対話参加を促進するためのプロジェクト関係者の能力強化に取り組んでいます。

（こどもへの支援）

こどもについては、一般的に脆弱な立場に置かれやすく、今日、紛争や自然災害などにより、世界各地で多くのこどもたちが苛酷な状況に置かれています。日本は二国間の協力や国際機関を経由した協力など、様々な形でこどもを対象に人道支援や開発協力を行っています。2025年には、国連児童基金（UNICEF）を通じて、アジア、東欧、中東、アフリカ地域などの約40か国において、貧困、紛争、気候変動により増

注90 国連加盟国のWPSに関する最大のネットワークで、教訓や好事例を共有。政府以外に北大西洋条約機構（NATO）、欧州安全保障協力機構（OSCE）、アフリカ連合（AU）、東南アジア諸国連合（ASEAN）等の地域機構も参加。2025年11月現在、96か国・10地域機構の合計106のメンバーが参加。

注91 障害者の人権および基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害者の権利の実現のための措置等について定める条約。日本は2014年に締結した。

案件紹介 7

尊厳と希望を紡ぐ～三者協働を通じたエチオピア人女性・女児のエンパワーメント計画～

無償資金協力（2025年2月～2026年2月）

声を高める：エチオピアにおける女性と女児の尊厳とエンパワーメントの推進

エチオピア

エチオピアは、アフリカ大陸第2位の人口を擁し、「アフリカの角」地域の安定の要となる大国です。一方、2022年まで続いた同国北部地域における紛争や深刻な干ばつによる被害が重なり、人道状況は深刻化しており、2025年現在でも1,900万人以上が人道支援を必要とする状況にあります。このような厳しい状況の中、ジェンダーに基づく暴力など、特に脅威にさらされやすい女性と女児が尊厳の守られた環境で生活し、安定的な収入を得られるようにするための支援が求められます。

国連人口基金（UNFPA）エチオピア事務所は、同国北部地域のうち、紛争や自然災害による影響が特に深刻な地域の女性と女児を対象として、月経に関わる衛生支援を通じた社会的・経済的エンパワーメントを実施しています。この事業は、UNFPAが日本政府からの資金協力を受け、伊藤忠商事株式会社との技術的連携の下で実施する三者協働のプロジェクトです。同事業では、日本の草の根・人間の安全保障無償資金協力によりアディスアベバ市内に建設された職業訓練施設において、北部で活動する月経用吸水ショーツの製作者を養成するとともに、ビジネス・スタートアップ・キットの提供を含む生計向上研修や、性と生殖に関する健康の啓発活動を実施しています。

2025年8月時点で、175名のエチオピア人が月経用吸水ショーツの製作者養成研修を修了しました。修了者から、「これまで、このような再利用できる生理用品があることを知らなかった。今では自分で作れるようになり、人にも作り方を教えられるようになった。」といった喜びの声が寄せられています。また、日本企業から学んだ高品質な吸水ショーツの製作技術を他の地域に広めることで、脆弱な立場に置かれた女性や女児のエンパワーメントを促進するとともに、現地の雇用創出にも貢献しています。日本は今後も、官民および国際機関との連携を通じて、エチオピアの女性たちが自らの力で未来を切り拓けるよう支援していきます。

伊藤忠商事㈱にて訓練を受けたエチオピア人指導者が技術指導する様子（写真：UNFPA）

技術研修受講者と受講者が作成した吸水ショーツ（写真：UNFPA）

大する自然災害などの影響を受けるこどもへの支援を実施しました。

草の根レベルの経済社会開発の取組を支援する草の根・人間の安全保障無償資金協力 注92 では、学校の建設や改修、病院への医療機材の供与、水供給設備の整備などを通じて、こどもたちの生活環境の改善に貢献するプロジェクトを実施しています。

例えば2025年10月には、ベナンにおいて、草の根・人間の安全保障無償資金協力の署名式が行われ、計6校の小学校に学校給食調理場を整備することで、安全かつ衛生的な環境での調理の実現を図り、児童の栄養失調の改善に寄与することが期待されています。

注92 161ページの第V部2（2）を参照。

また、5歳から17歳のこどもの約6.5人に1人が児童労働に従事していると言われる[注93]ネパールでは、日本のNGOを通じて、児童労働の送り出し地域・受入れ地域と言われるマクワンプール郡において、教育とソーシャルワークを通じた児童労働削減事業を行っています。

東ティモールでこどもたちに環境教本の読み聞かせを行うJICA海外協力隊員（写真：JICA）

無償資金協力で供与した小学校校舎の引渡しを心待ちにするエチオピアのこどもたち

（紛争下にある人々への支援）

紛争下においては、女性や女児のみならず、障害者やこどもを含む社会において脆弱な立場にある人々が最も影響を受けやすい点も看過できません。紛争や地雷などによる障害者、孤児、寡婦、児童兵を含む元戦闘員に加え、急増するこどもの難民や避難民などの社会的弱者は、紛争の影響を受けやすいにもかかわらず、紛争終了後の復興支援においては対応が遅れ、平和や復興の恩恵を受けにくい現実があります。

こうした観点から、日本は、児童兵の社会復帰や紛争下で最も弱い立場にある児童の保護のため、UNICEFを通じた支援を行っています。例えばパレスチナ・ガザ地区では、障害を負ったこどもたちも含める形で、心のケアや学習支援、家族と離ればなれになってしまった際の保護を実施し、新生児集中治療室を整備しています。また、ミャンマーにおける爆発物危険回避教育と地雷被害によるものを含む障害を持つこどもの支援、アフガニスタンやレバノンにおける性暴力の防止と被害を受けたこどもや女性の保護、シリアにおける教育支援や職業訓練等を実施しています。

また、日本は、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）を通じて、難民・避難民の保護活動を行うとともに、その中でも脆弱な立場に置かれやすい人々のニーズに沿った人道支援を実施しています。例えば、ウガンダでは、難民に対する心理社会的支援を通じて、暴力や虐待、搾取からの保護活動や保健サービスの提供を行っているほか、ウクライナでは、戦火により住む場所を失った高齢者や女性が世帯主となっている世帯等、脆弱な立場におかれる人々に対して、居住シェルターの支援や法的支援等を実施しています（ウクライナにおける日本NGOの取組については、116ページの「国際協力の現場から」を参照）。

パレスチナにおける若者の社会参画支援および青少年、こども支援の拡充プロジェクトにおいて、研修を受けた若者がこどもを指導する様子（写真：国境なき子どもたち）

注93 「ネパール児童労働報告書2021」(Nepal Child Labour Report 2021) https://www.ilo.org/publications/nepal-child-labour-report-2021

用語解説

紛争関連の性的暴力生存者のためのグローバル基金（GSF：Global Survivors Fund）
2018年ノーベル平和賞受賞者であるデニ・ムクウェゲ医師およびナディア・ムラド氏が中心となって創設した基金。紛争関連の性的暴力によって傷ついた生存者の多くが本来受けられるべき償いを受けていないという状況を背景に、生存者に対する償いや救済へのアクセスの促進を目的としている。生存者支援や救済のための司法制度の整備に関する啓発活動を行っている。

(7) 文化・スポーツ

国を象徴するような文化遺産は、観光資源として開発が進めば、地域での雇用創出につながるなど、周辺住民の生活向上に有効に活用できます。国外からの観光客を魅了するような文化遺産は、自国経済の重要な外貨獲得源にもなり得ます。一方、資金や機材、技術などの不足から、存続の危機にさらされている文化遺産も多く存在し、このような文化遺産を守るための支援が必要とされています。世界的に価値のある建造物などを人類共通の遺産として保護する国際的枠組みである世界遺産条約[注94]では、遺産の保護とそのための国際協力は国際社会全体の義務であるとされており、こうした開発途上国の貴重な文化遺産を始めとする文化の保護・振興は、対象国のみならず、国際社会全体が取り組むべき課題でもあります。

また、スポーツは国民の健康の維持・増進に寄与するだけでなく、「人間の安全保障」を推進するための「人への投資」として重要な教育の一手段としても位置付けられます。相手を尊重する気持ちや他者との相互理解の精神、規範意識を育むことにも貢献するとともに、スポーツの持つ影響力やポジティブな力は、開発途上国に開発・発展の「きっかけ」を与える役割を果たします。

日本の取組

日本は、開発途上国の文化（スポーツを含む）、文化遺産の保全などのための協力を実施しています（ザンビアにおける具体的な協力例は93ページの「案件紹介」を参照）。これらの協力は、日本に関する情報発信や日本との文化交流の促進にもつながり、日本に対する理解を深め、親日感情を培う効果があります。

また、日本は、国連教育科学文化機関（UNESCO）に設置した日本信託基金などを通じて、文化遺産の保存・修復等を支援しています。2025年は約3億円を拠出し、文化遺産保存分野の事業を複数実施しています。特に開発途上国の人材育成・能力構築に力を入れており、将来、自らの手で自国の文化遺産を守っていけるよう、日本人専門家を中心とした専門家の派遣や、ワークショップの開催などを通じて、保存・修復の技術や知識の移転に努めています。加えて、防災や気候変動への対応など、今日の文化遺産が直面する問題に対応した、複合的な支援を積極的に実施しています。さらに、伝統的な舞踊や音楽、工芸技術、口承伝承（語り伝え）などの無形文化遺産についても、同じく日本信託基金を通じて、継承者の育成や記録保存、保護のための体制作りなどを支援しています。

ほかにも、アジア太平洋地域世界遺産等文化財保護協力推進事業として、アジア太平洋地域から文化遺産保護に携わる若手専門家を招き、文化遺産保護の能力向上を目的とした研修事業を実施しています。木造建築物の保存・修復と考古遺跡の調査記録についての研修を隔年で行っているほか、2025年は日本から専門家を派遣し、ウズベキスタンの文化遺産保護に携わる専門家を対象に、考古遺物・博物館収蔵品の目録作成および活用に関する研修を実施しました。

スポーツ分野では、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として開始したスポーツ国際交流・協力事業「スポーツ・フォー・トゥモロー」[注95]を推進しています。2025年は、第4回日ASEANスポーツ大臣会合で採択された「チェンマイ宣言」での新たな優先協力分野に基づき、スポーツ指導者育成システムの構築・発展のためのワークショップを開催するなど、社会課題の解決に資する取組等を

注94 正式名称は「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」。文化遺産や自然遺産を人類全体のための遺産として損傷、破壊などの脅威から保護し、保存していくために、国際的な協力および援助の体制を確立することを目的とした条約。1972年の国連教育科学文化機関（UNESCO）総会で採択され、1975年に発効、日本は1992年に締結している。

注95 スポーツ・フォー・トゥモロー　https://www.sport4tomorrow.jpnsport.go.jp/jp/

実施しました。また、2025年は、スポーツ分野において112人のJICA海外協力隊員を開発途上国に派遣しました。このほか、スポーツ関連設備や器材の提供、指導者や選手の派遣および招聘、スポーツ分野での技術協力・日本文化紹介・人材育成といった事業を展開しています 注96 。

コスタリカのこどもたちに野球を教えるJICA海外協力隊員（写真：JICA）

案件紹介 8

博物館から進めるザンビアにおける多様な民俗文化の保護と国民のアイデンティティの醸成

無償資金協力（2023年4月～2025年9月）

リビングストン博物館における研究、保存、展示および教育のための機材整備計画

ザンビア

南部アフリカの内陸部に位置するザンビアは、1964年の英国からの独立を果たして以来、平和的な政権交代を続け、サブサハラ・アフリカ地域でも有数の安定した民主主義国家を築いてきました。一方、公用語の英語に加え、72の現地語が生活の中で使用されている多民族国家としての側面に注目してみると、急速な都市化等により、社会としての結束も薄れるといった課題も浮き彫りになっています。

2021年8月以降、ザンビア政府は、建国以来の国是「一つのザンビア、一つの国家」を想起し、国としての経済成長のためには「多様性の中の国家統一」が重要であると提唱し、伝統的酋長が地方開発に協力することを求めつつ、文化・観光振興や博物館の改善に傾注しています。

リビングストン博物館は、1934年、英領北ローデシア時代に開館し、1964年の独立を契機として、国内最大の国立博物館としてザンビア固有の民俗文化や自然資源に関する研究・教育活動を促進する重要な役割を担ってきました。一方、同博物館が「多様性の中の国家統一」の実現に向け、国民、特に若年層に訴求効果を持ち続けるためには、先進的なコンテンツ制作や展示を充実させる必要がありました。

こうした状況を踏まえ、日本は、リビングストン博物館の開館90周年に向けて、同博物館に各部門の研究者が用いる撮影機材、顕微鏡、文化財保護のための湿度調整機材、デジタル素材編集用パソコン、展示室に配備するタッチスクリーン・システムなどの整備を決定しました。

リビングストン博物館における新たな機材が設置された作業場の様子（写真：ザンビア観光省）

2025年9月に開催された引渡式において、ザンビアのシクンバ観光大臣は、「（博物館機材の更新は）ザンビアと日本の長年にわたる揺るぎないパートナーシップの証」と謝意を表明するとともに、「導入された最新技術によって、収蔵品のデジタル化や臨場感あふれる展示の実現、さらには世界中の人々への発信が可能となり、同時に、貴重で繊細な資料を次世代へ確実に継承していくことができるようになった。」と、今般の支援の実現効果を強調しました。

今後、リビングストン博物館では、コンテンツの収集、展示内容の更新、シンポジウムの開催が本格化していくことになります。同博物館を訪れる国民が、自国の多様な文化・自然遺産に対する理解と造詣を深め、ザンビア国民としてのアイデンティティの醸成につながることが期待されます。

注96 外務省によるスポーツ外交の取組　https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/culture/hito/sports/index.html

開発協力トピックス 2

日本のSDGs進捗報告：自発的国家レビュー（VNR）2025

2025年、日本は持続可能な開発目標（SDGs）[注1]に関する自発的国家レビュー（Voluntary National Review：VNR）を実施しました[注2]。VNRとは、2015年に国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に基づき、国連加盟国が自国のSDGsの進捗を定期的に報告する仕組みです。日本は、2017年と2021年にVNRを実施しており、今回が3回目となります。

（1）VNR報告書の特徴

今回のVNR報告書の特徴は、大きく四つあります。一つは、今後のポストSDGsの議論も念頭に、少子高齢化、地方のSDGs推進、防災など、国際社会のモデルとなる日本の挑戦・取組に焦点を当てた点です。次に、大阪・関西万博、GREEN×EXPO 2027、少子高齢化、官民連携、若者、地方、防災・国土強靭化といった分野横断的な取組を、コラムにて分かりやすく紹介しています。三つ目に、日本のSDGs達成に向けた取組・進捗に関し、できる限り統計などのエビデンスを用いて客観的な評価に取り組んだことです。最後に、SDGs推進円卓会議[注3]を中心とする有識者・市民社会・ユースを含む多様なステークホルダーの積極的な関与を得た点が挙げられます。政府の評価に加えて、ステークホルダーによる独立の評価の章を設けたほか、2025年3月には様々な関係者が集って議論する「ステークホルダー会議」も開催しました。また、パブリックコメントを実施して報告書に幅広い層からの意見[注4]を取り入れて作成しました。

（2）SDGs進捗の全体的な評価

日本の強みは、SDGsが社会全体に幅広く浸透し、多様な関係者がそれぞれの立場から積極的にSDGsに関与しており、国を挙げてSDGs達成に向けた取組を推進していることです。目標ごとの評価を見ると、目標3（健康・福祉）、目標8（経済成長と雇用）、目標9（インフラ・産業イノベーション）、目標13（気候変動）等で進展が確認できる一方、目標5（ジェンダー）、目標10（不平等）等では課題があることを確認しました。

HLPF閣僚級会合にて宮路外務副大臣（当時）が日本のVNRを発表

HLPF閣僚級会合における日本代表団

（3）国連での発表

2025年7月、宮路外務副大臣（当時）は、日本政府を代表して、米国・ニューヨークにおいて開催された持続可能な開発のためのハイレベル政治フォーラム（HLPF）閣僚級会合に出席し、日本のVNRについて発表を行いました。同副大臣からは、SDGsをめぐる国際情勢が難しい中にあっても、日本はぶれることなくSDGs達成に向けた取組を進めていくことを表明し、その取組は、多様なステークホルダーによって力強く支えられている旨述べました。続いて、日本の取組を紹介する動画では、まず、織田友理子氏（認定特定非営利活動法人ウィーログ代表理事）が開発した、ユーザー同士がバリアフリー情報を共有することで、車いす使用者が初めて訪れる場所でも安心して移動できるようにするバリアフリーマップ「WheeLog!（ウィーログ）」について紹介しました。動画の後、織田氏は「この歩みの中で私が学んだのは、障害があっても、人や社会に貢献できるということ。」と発言しました。続いて、SDGs推進円卓会議民間構成員の千葉宗一郎氏（Y7/Y20会長、サウザンドリーフ合同会社会長）がユースの視点から見た持続可能な社会の在り方について発表し、最後に蟹江憲史氏（慶應義塾大学大学院教授）が今回のVNRのプロセスを振り返り、醸成されたマルチステークホルダーでの連携を継続・強化し、2030年以降のポストSDGsの議論についても共に臨んでいくことの重要性を強調しました。

注1　37ページの用語解説を参照。
注2　VNR報告書に係る外務省ページ
https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/vnr/index2025.html
注3　SDGsの達成に向けた日本の取組を広範な関係者が協力して推進していくため、行政、NGO、NPO、有識者、民間セクター、国際機関、各種団体等の関係者が集まり、意見交換を行う会議体で、首相官邸SDGs推進本部の下に設置されている。
注4　持続可能な開発目標（SDGs）に関する自発的国家レビュー（VNR）の意見募集の取りまとめ結果について　https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/pdf/20250610_vnr_publiccomment.pdf

第Ⅳ部 地域別の取組

マラウイの小学校にて給食配布を行うJICA海外協力隊員

1 東アジア地域…… 96
2 南西アジア地域…… 102
3 大洋州地域…… 105
4 中南米地域…… 107
5 欧州地域…… 112
6 中央アジア・コーカサス地域…… 118
7 中東・北アフリカ地域…… 121
8 アフリカ地域…… 126

1 東アジア地域

東アジア地域には、カンボジアやラオスなどの後発開発途上国（LDCs）注1、インドネシアやフィリピン、ベトナムのように著しい経済成長を遂げつつも国内に様々な問題を抱えている国々が存在します。

インド太平洋地域の中心に位置するこれらの国々の安定と発展は、日本の安全保障と経済的繁栄に直結しています。こうした考えに立ち、日本は、東アジア諸国の多様な経済社会の状況や、開発事業のニーズの変化に対応しながら、開発協力を行っています。

日本の取組

日本は、「質の高いインフラ投資」注2を通じた経済社会基盤整備、制度や人づくりへの協力、貿易の振興や民間投資の活性化など、ODAと貿易・投資を連携させた開発協力を進めることで、この地域の目覚ましい経済成長に貢献してきました。近年は、基本的な価値を共有しながら、域内の開かれた協力・統合をより深めていくこと、青少年交流、文化交流、日本語普及事業などを通じた相互理解を推進し、地域の安定を確かなものとして維持していくことを目標としています。世界経済を牽引する東アジアが一層繁栄し、世界の成長センターとなるため、日本はこの地域の潜在能力を強化し、それぞれの国内需要を拡大するための協力を行っています。

■ 東南アジアへの支援

ASEAN諸国注3は地政学的要衝に位置するとともに、2024年10月時点で日系企業の事業所数が約19,800に上るなど経済的な結び付きも強く、政治・経済の両面で日本にとって極めて重要であり、「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）」実現の要です。ASEANは、2025年5月に「ASEAN共同体ビジョン2045」と同時に域内の政治安全保障、経済、社会文化および連結性に関する四つの戦略計画を採択し、域内のさらなる統合に取り組んでいます。また、「インド太平洋に関するASEANアウトルック（AOIP）」用語解説（2019年）には、ASEANの行動原理として開放性、透明性、包摂性など、FOIPと共有する本質的原則が掲げられています。2020年11月の日ASEAN首脳会議では「AOIP協力についての第23回日ASEAN首脳会議共同声明」を発出し、AOIPとFOIPが本質的な原則を共有していることを確認するとともに、AOIPに記載された4分野（海洋協力、連結性、持続可能な開発目標（SDGs）、経済等）における実質的な協力の実施について一致しました。日本ASEAN友好協力50周年の歴史的節目を迎えた2023年には9月にハード・ソフト両面における連結性の一層の強化を目指す「日ASEAN包括的連結性イニシアティブ」を発表したほか、同年12月の日本ASEAN友好協力50周年特別首脳会議では、新たな協力のビジョンを示す「日ASEAN友好協力に関する共同ビジョン・ステートメント」と、130に上る具体的な協力項目を示す「実施計画」が採択されました。

フィリピン・ベンゲット州ラ・トリニダードの災害リスク軽減・管理事務所で活動するJICA海外協力隊員（写真：JICA）

日本は、ASEANの取組・ニーズを踏まえて、インフラ整備、法の支配、海上の安全、防災、保健・医療、平和構築などの様々な分野におけるODAを実施しています。特に、GX（グリーン・トランスフォメーション）、DX（デジタル・トランスフォメーショ

注1 37ページの用語解説を参照。
注2 45ページの第Ⅲ部1（3）を参照。
注3 ASEAN構成国は、インドネシア、カンボジア、シンガポール、タイ、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、ラオス、東ティモール（2025年10月に新規加盟）の11か国。

ン）を始めとする新たな分野における協力の推進も通じて、活力ある未来を共創することを目指しています。

連結性の強化に関しては、日本は、ASEAN域内における物理的、制度的、人と人の三つの分野での連結性強化を目指した「ASEAN連結性マスタープラン2025」用語解説に基づく協力を推進してきました。2019年には、ASEANの一体性と中心性の強化を後押しするため、日ASEAN技術協力協定に署名し、同協定に基づき、2024年度までにサイバーセキュリティ（詳細は40ページの第Ⅲ部1（2）を参照）、海洋プラスチックごみ対策、国際公法、犯罪者処遇、災害医療管理、フードバリューチェーン注4開発、地場産業振興、税関行政、感染症対策などに関する人材育成や研修を実施しました。また、「日ASEAN包括的連結性イニシアティブ」の下での具体的な取組としては、マニラ首都圏地下鉄やジャカルタ都市高速鉄道などのインフラプロジェクトや、日ASEANサイバーセキュリティ能力構築センター（AJCCBC）を通じたデジタル・コネクティビティ分野での能力強化支援を推進しました。さらに、大阪・関西万博への研修員の受入れを実施するなど、人・知の連結性強化につながる協力も実施しています。

インフラ整備に関しては、日本は、「質の高いインフラ投資に関するG20原則」と東南アジア諸国に対するこれまでの実績も踏まえ、「質の高いインフラ投資」の普及に努めています。例えば、日本は、2017年から、マニラ首都圏の輸送需要の増加に応え、深刻な交通渋滞や、大気汚染、気候変動の緩和も図ることを目指して、フィリピンで初めてとなるマニラ圏の地下鉄整備を進めています。また、フィリピン政府が鉄道の運営・維持管理に関わる人材育成を行うフィリピン鉄道訓練センター（PRI）の設立を決定したことを受けて、日本は、PRIの整備、シミュレーターなどの研修機材の供与、組織運営・能力強化支援も実施しています。2024年3月には、マニラ首都圏とルソン島中北部を直接結ぶ主要幹線道路であるダルトン峠のバイパス道路の整備に関する新たな資金協力を決定しました。災害に強く走行性に優れた代替道路が建設されることで、ルソン島中北部とマニラ首都圏間のアクセスが改善され、それにより連結性が強化され、フィリピン経済の活性化に貢献することが期待されます。このように、日本は、フィリピンの「質の高いインフラ」の実現に向け、有償資金協力、無償資金協力、技術協力を戦略的に組み合わせたODAを行っています。

フィリピンの円借款事業「南北通勤鉄道計画（マロロス－ツツバン）」は、マニラ首都圏の深刻な交通渋滞の緩和に貢献している。（写真：JICA）

2026年1月には、茂木外務大臣が、同年のASEAN議長国であるフィリピンを訪問し、ラザロ外務大臣と外相会談を行いました。会談の中で茂木外務大臣は、2026年が日・フィリピン国交正常化70周年であることを踏まえ、二国間関係を一層強化していきたいと伝えました。また、両大臣は、ミンダナオの開発支援のための無線通信機器の供与に関する無償資金協力の書簡の署名・交換を行いました。

防災分野に関しては、2009年以降、日・ASEAN統合基金（JAIF）注5により、ASEAN防災人道支援調整センター（AHAセンター）に対して、ASEAN緊急災害ロジスティックシステム（DELSA）の構築、ASEAN緊急対応評価チーム（ERAT）の能力構築、AHAセンター幹部研修コース・緊急防災リーダーシップ事業（ACE-LEDMP）などを通じたASEANにおける防災・災害対応能力の強化に引き続き取り組んでいます。2024年10月の日・ASEAN首脳会議において、AHAセンターへのJICA専門家の派遣を決定しました。

保健分野については、日本は、ASEAN感染症対策センター（ACPHEED）の設立のため、2020年、JAIFに約55億円（5,000万ドル）を拠出するなど、

注4 農家、種・肥料・農機などの資機材の供給会社、農産物の加工会社、輸送・流通会社、販売会社など、多くの関係者の連携を通じて、生産から製造・加工、流通、消費に至る各段階の付加価値を連鎖させたもの。

注5 68ページの注59を参照。

同センターの設立を全面的に支援しており、ASEAN地域における公衆衛生上の緊急事態への対応や新たな感染症対策の予防・検知・対応能力の強化に貢献しています。また2025年からはACPHEEDへJICA専門家を派遣しています。

東ティモールにおいてJICA海外協力隊員が歯科の講義を行っている様子（写真：JICA）

人材育成分野に関しては、2018年の日ASEAN首脳会議で表明した「産業人材育成協力イニシアティブ2.0」に基づき、2019年から5年間で、人工知能（AI）などのデジタル分野を含め、8万人規模の人材を育成することとしています。また、タイでは、日本独自の教育システムである「高専（高等専門学校）教育」を取り入れた高専2校の設立を支援し、日本と同水準の高専教育を提供することにより、イノベーションを担うエンジニアの育成を図る協力を実施しています。現在、対象の2校の高専で5学科が運営されており、2025年3月には第2期（24人）の卒業生を輩出しました。加えて、日本は、ASEANを含むアジア諸国との間で、日本の大学院への留学、日本企業でのインターンシップなどを通じ、高度人材の環流を支援し、日本を含むアジア全体のイノベーションを促進するための「イノベーティブ・アジア」事業を行っており、2017年度から2021年度までの5年間にわたりアジア全体から長期・短期合わせて908人の受入れを行いました。また、日本とシンガポールが協力して、第三国に対する技術協力を行うプログラムである「21世紀のための日本・シンガポール・パートナーシップ・プログラム（Japan-Singapore Partnership Programme for the 21st Century：JSPP21）」では、2024年度は（ⅰ）連結性、（ⅱ）海洋協力、（ⅲ）都市ガバナンスおよびスマート・イニシアティブ、（ⅳ）経済発展、（ⅴ）平和と安全を協力の重点分野として、両国が共同で研修を実施しました。そのほか、日本の技術・知見の横展開を図る取組として、インドネシアの都市高速鉄道（Mass Rapid Transit：MRT）南北線のフェーズ1で日本の技術・知見を十分蓄積したMRT運営会社が、ホーチミン、ダッカなど他国のMRT運営会社の能力強化のための研修などを実施しています。

また、東ASEAN成長地域（BIMP-EAGA）注6に対して、日本は経済協力、投資セミナー開催、招聘事業や「BIMP-EAGA+日本」対話の実施などに取り組んでいます。インドネシアに対しては、海洋・離島開発協力の一環で地方漁港・市場の整備を行ってきており、2022年からは、日本のODAで整備されたパプア州のビアク島の漁港で水揚げされたまぐろが日本に輸出されています。また、2023年からは、その他の離島であるサバン（アチェ州）、モロタイ（北マルク州）、モア（マルク州）、サウムラキ（マルク州）の漁港および市場の整備が行われました。

ASEAN諸国の中でも特に潜在力に富むメコン地域注7に関しては、2024年に（ⅰ）ポスト・コロナにおける強靭で連結された社会、（ⅱ）デジタル化、（ⅲ）非伝統的安全保障問題への積極的対応の三つの柱に基づく日・メコン協力プロジェクトを着実に実施するとした「日メコン協力戦略2024」が採択されています。2025年7月の日・メコン外相会議では、この戦略を踏まえた日・メコン協力の進展状況について議論し、各分野での協力を一層深化させていくことで一致しました。

日本は、メコン地域の経済成長に欠かせない連結性強化を重視しており、カンボジアのシハヌークビル港開発や首都プノンペンとタイ国境を結ぶ国道五号線の改修、ラオスのビエンチャン国際空港の整備や再生可能エネルギーの輸出を促進する「モンスーン風力発電事業」、ベトナムのホーチミン市都市鉄道の建設、タイのバンコク都市鉄道（レッドライン）の整備などの日・メコン協力を着実に実施してきました。

注6 1994年、インドネシア、フィリピン、ブルネイ、マレーシアによって当該4か国の開発途上地域の経済成長のため設立された地域枠組み。
注7 カンボジア、タイ、ベトナム、ミャンマー、ラオスの5か国に及ぶ地域。

ベトナム・ホーチミンにおける2025年3月のジャパンベトナムフェスティバルの機会に開催された式典に参列する宮路外務副大臣（当時）

カンボジアについては、2024年7月に、「三つの新たなアプローチ」として、社会基盤整備、海の連結性、地雷分野において、人材育成と日本の技術の活用に重点を置き、カンボジアの発展の持続性強化とさらなる社会的価値の共創に向けた協力を推進することを発表し、これらの協力を進めています。

DX分野においては、2024年のカンボジアにおけるオファー型協力推進に向けた官民ラウンドテーブル会議開催後も、民間企業や関連省庁を始めとする様々な主体と連携しながら協力メニューを拡充しました。

カンボジアとタイの軍事衝突によって両国の国境地域において生じた緊急人道ニーズに応えるため、停戦後の2025年8月、総額180万米ドルの緊急無償資金協力を実施することを決定しました。

また、タイについては、2025年3月に発生したミャンマーを震源とする大地震に際し、建築および道路・橋梁（りょう）分野専門家チームを派遣したほか、道路橋の点検などに関するワークショップを開催しました。

2025年にASEAN議長国を務めたマレーシアについては、2012年からマレーシア日本国際工科院への支援を行っており、ASEAN地域への高い生産性と競争力を有する人材の輩出に貢献しています。円借款事業や技術協力プロジェクトによる教育研究機材の整備や日本型工学教育の導入を実施したほか、JICA海外協力隊としての日本語教師の派遣や、日本の産業界や大学との連携強化も支援中です。2025年7月、日本はマレーシアおよびパレスチナと共に第4回「パレスチナ開発のための東アジア協力促進会合（CEAPAD IV）」閣僚級会合を開催し、参加した13か国・地域、2機関との間で、ガザ地区における人道危機への対応と今後の早期復旧・復興ニーズへの対応に当たり、東アジア諸国のリソースや経済発展の知見をいかしたパレスチナ支援の方途を議論しました（CEAPAD IVについては、121ページの第Ⅳ部7を参照）。

■ ミャンマーへの支援

ミャンマーについては、2021年2月に発生したクーデター以降、日本政府はミャンマー国軍に対し、（ⅰ）暴力の即時停止、（ⅱ）アウン・サン・スー・チー国家最高顧問を含む被拘束者の解放、（ⅲ）民主的な政治体制の早期回復について具体的な行動をとるように一貫して求めてきています。また、現下のミャンマー情勢に鑑み、国軍が主導する体制との間で新規の二国間ODAは行わないこととしています。

一方で、ミャンマーの人道状況は悪化の一途にあり、人道支援は喫緊の課題となっています。2024年12月の国連人道問題調整事務所（OCHA）が発表した2025年ミャンマー人道対応計画によれば、依然として630万人のこどもと710万人の女性を含む1,990万人が何らかの人道支援を必要としています。このため、2024年には、複数の国際機関やNGOなどを通じて、クーデターの影響を受けた人々に対する食料や医薬品配布、水・衛生インフラ、妊婦・乳幼児向け栄養改善、医療サービス、教育アクセス、人身売買被害者女性支援、薬物対策・更生支援などのための追加的なODA事業を実施しました。また、2025年3月にミャンマー中部で発生した地震は、こうした状況をさらに悪化させ、OCHAによると、支援を必要とする人々の数は2,190万人に上っています。この地震による被災地に対し、国際緊急援助隊・医療チームの派遣や、緊急援助物資の供与、草の根・人間の安全保障無償資金協力による給水タンクや緊急避難テントなどの緊急支援などの支援を行ったほか、国際機関を通じた600万米ドルの緊急無償資金協力を行いました。日本は、ミャンマーの人々に直接裨益（ひえき）する、国際機関やNGOなどを経由した人道支援を積極的に行ってお

り、クーデター以降これまでに合計２億ドル以上の人道支援を実施しています。また、2025年には、日本のNGOが実施する人道支援活動のため、ジャパン・プラットフォーム（JPF）注8を通じてミャンマーおよびタイにおける緊急人道支援・中期的開発への移行に根ざした支援が実施されています。2025年７月31日、ミャンマー現「政権」は緊急事態宣言を解除し、2025年12月から2026年１月末にかけて総選挙が実施されました。今後もミャンマー側に対し、安全で阻害されない人道アクセスを認めるよう強く求めていくとともに、現地の状況と人道上の必要性・緊急性を踏まえ、国際機関やNGOなどと連携しながら、人道支援や国民生活の向上に資する支援をミャンマーの人々に直接裨益する形で積極的に行っていきます。

案件紹介 9

ミャンマー地震に対する緊急援助

国際緊急援助隊、緊急援助物資、緊急無償資金協力、草の根・人間の安全保障無償資金協力

（2025年３月～2025年４月）

ミャンマー中部で発生した地震被害への対応

ミャンマー

2025年３月28日、ミャンマー中部マンダレー付近を震源とするマグニチュード7.7、震源の深さ約10kmの大地震がミャンマーを襲いました。同国では113年振りの大地震となり、多数の死傷者が報告されました。

日本は地震発生のわずか４日後から、医師や看護師らを含む国際緊急援助隊の医療チーム延べ69名を順次派遣し、20日間にわたり延べ2,100名の被災者を診療しました。現地での活動を支えるため、自衛隊機による薬品や検査薬を含む医療資機材の迅速な空輸も行われ、初動対応において「人と物が一体となった支援」を実現しました。

その後、約９億円の緊急無償資金協力により、国際機関を通じて保健・医療、水・衛生、食料分野の人道支援を実施したほか、草の根・人間の安全保障無償資金協力を通じて、被災地の学校に給水タンクやテントなどの緊急支援物資を供与し、地域の暮らしを早期に支える取組も進めました。このように、日本は初動から復旧段階に至るまで、きめ細やかで切れ目のない支援を展開しました。

日本の協力に対し、被災者の方からは、「ミャンマーの人々に対する思いやりのある支援をいただき、非常にありがたい」など、多くの感謝の声が寄せられました。また、在ミャンマー日本国大使館のFacebookに投稿された、日本医療チームの診療開始を告げる動画は、同アカウントで過去最多の再生回数を記録し、日本の支援が広く伝わる契機ともなりました。

今回の支援は、困難に直面する人々に寄り添い、日本人の優しさや思いやりの心を行動で示した好例と言えます。近年、自然災害リスクは世界的に高まり、その経済損益も年々拡大しています。地震大国である日本は、防災・復興に関する豊富な知見と経験をいかし、迅速な初動対応から中長期的な復旧支援に至るまで、被災国や国際機関などと緊密に連携し、実効性のある支援を続けていきます。

診療開始を告げる日本医療チーム団長

マンダレー空港に到着した自衛隊機

注8 151ページの用語解説を参照。

案件紹介 10

インドネシアの観光資源であるバリ島海岸の保全支援

円借款（1996年12月～2008年12月（フェーズ1）、2017年3月～2028年11月（予定）（フェーズ2））

バリ島海岸保全計画（フェーズ1＆2）

インドネシア

世界最大の島嶼国であり、海岸線が約9.9万kmに及ぶインドネシアでは、各地で海岸侵食が発生しています。特に、海岸の約66%が観光に利用されているバリ島では、1970年代以降、急速な観光開発に伴う海岸利用の拡大に加え、建材用の河川土砂やサンゴの過剰採取などで海岸侵食が深刻な問題となっています。

こうした状況を受けて実施された本計画フェーズ1では、侵食が顕著で、住民の生活や観光資源への影響が懸念されたバリ島南部地域（サヌール、クタ、ヌサドゥア海岸）において、砂浜の再生（養浜）と堤防・護岸などの整備を組み合わせた海岸保全対策を実施しました。フェーズ1によって、養浜完了後の砂の流出割合は約10%程度に抑えられるなど、海岸侵食被害防止に効果を発揮しています。現在進行中のフェーズ2では、新たな観光地として期待されるバリ島東部（チャンディダサ海岸）を中心に、フェーズ1と同様の海岸保全対策を実施するとともに、海岸のモニタリングやメンテナンスの監督および助言などを通じて、海岸の維持管理を担う地元組織の能力強化を支援しています。

さらに、本計画フェーズ1では観光名所であるタナロット寺院の岸壁の補強や波浪からの保護措置も行いました。同寺院の岸壁補強により、同寺院への来訪者数が事業完了時点から倍増するなど、地域の観光振興にも寄与しています。

現地の観光業者からは、「海岸および環境を守ろうといった責任感や義務感が地元の人々に芽生えている」といった声が寄せられました。日本は引き続き、開発途上国における観光資源の持続可能な活用を念頭に、海岸保全などの取組を進めていきます。

事業実施前、護岸の損傷・崩壊が目立つヌサドゥア海岸（写真：日本工営株式会社）

事業実施後、護岸および砂浜が復旧されたヌサドゥア海岸（写真：日本工営株式会社）

用語解説

インド太平洋に関するASEANアウトルック（AOIP：ASEAN Outlook on the Indo Pacific）
インド太平洋におけるより緊密な協力のためのビジョンを創り出し、ASEANを中心とした地域枠組みを強化するイニシアティブ。新たなメカニズムの創設や既存のメカニズムの置き換えを目的とするものではなく、現在および将来の地域と世界に発生する課題により良く対処するため、ASEAN共同体の構築プロセスを強化することを意図したもの。日本が推進する「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）」と本質的な原則を共有している。

ASEAN連結性マスタープラン2025（MPAC 2025：Master Plan on ASEAN Connectivity 2025）
「連結性マスタープラン」（2010年採択）の後継文書として、2016年のASEAN首脳会議にて採択された、ASEAN連結性強化のための行動計画。「ASEAN2025：共に前進する」（2015年採択）の一部と位置付けられている。同文書は、「持続可能なインフラ」、「デジタル・イノベーション」、「シームレスなロジスティクス」、「制度改革」、「人の流動性」を大戦略としており、それぞれの戦略の下に重点イニシアティブが提示されている。

2 南西アジア地域

南西アジア地域は、域内で約18億人の人口を有し、近年高い経済成長率を維持していることから、日本企業にとって魅力的な市場・生産拠点であり、投資先としても注目を集めています。また、同地域は、日本と中東・アフリカ地域を結ぶシーレーン上の要衝に位置しており、戦略的にも重要な地域です。

一方、南西アジア地域には、インフラ整備、初等教育制度や保健・医療制度の整備、法制度整備、自然災害への対応、民主主義の定着、環境・気候変動対策など、依然として多くの開発課題が存在しています。特に貧困については、世界の貧困層の3分の1以上が同地域に住んでいると言われており[注9]、貧困の削減が大きな課題となっています。

日本は、南西アジア各国との間に伝統的な友好関係を有しており、長年にわたり同地域の最大のパートナーとして支援を実施してきています。同地域の有する経済的な潜在力をいかしながら経済社会開発や、民主化・民主主義の定着、平和構築、自然災害に対する緊急人道支援・復旧に向けた支援など、多岐にわたる支援を行っています。

日本の取組

近年目覚ましい経済成長を遂げるインドとの開発協力は「日印特別戦略的グローバル・パートナーシップ」[注10]の重要な構成要素であり、日印双方の強みを持ち寄り、新たな価値を共創することを通じ社会的課題の解決を図ることで、日印双方の利益に資するような開発協力を推進しています。一方、インドは全開発途上国の貧困人口の約2割を抱えるなど、世界的なSDGsの達成の観点からも経済社会開発の必要性が依然として非常に大きいことを踏まえ、インドの包摂的かつ持続可能な経済成長の実現を後押ししています。

2025年には、民間投資の促進、行政官の森林・生物多様性保全に関する能力強化、水不足の深刻な地域における海水淡水化施設等の建設、都市圏におけるメトロ建設、養殖推進および水産関係者の生計向上に資する支援などの円借款に関する書簡を交換し、インド政府のSDGs達成に向けた取組を包括的に支援しています。また、「ムンバイ・アーメダバード間高速鉄道建設計画」については、8月に行われた日印首脳会談において、日印の旗艦事業として、その実現に向け、引き続き協力していくことを確認しました。さらに、同会談の際に発表された「日印首脳共同声明」および「今後10年に向けた日印共同ビジョン」において、スタートアップ企業支援やAIに関する補完的な協力を推進する「日印AI協力イニシアティブ（JAI）」を新たに立ち上げるなど、イノベーションを生み出す新興技術分野の協力の裾野を広げることで一致しました。加えて、2025年8月のアフリカ開発会議（TICAD9）で発表した「インド洋・アフリカ経済圏イニシアティブ」の下、世界で最も経済的潜在性が大きいインド以西からアフリカ大陸を含む一帯の地域の発展のため、日印でも協力していくことを確認しました。

2025年11月には高市総理大臣が南アフリカ共和国で開催されたG20首脳会合にて日印首脳会談を行い、「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）」の実現に向けて連携していくことで一致しました。

日印首脳会談（写真：内閣広報室）

2026年1月には茂木外務大臣がインドを訪問し、モディ首相を表敬するとともに、ジャイシャンカル外務大臣との間で、第18回日印外相間戦略対話を実施しました。両外相は、2025年8月のモディ首相訪日時に打ち出した「今後10年に向けた日印共同ビジョン」に基づき、経済安全保障を含む安全保障、AIを含む経済・投

注9 国連開発計画（UNDP）ホームページ（ただし、同ホームページの南アジアにはアフガニスタンが含まれている）
https://hdr.undp.org/content/2024-global-multidimensional-poverty-index-mpi#/indicies/MPI

注10 日印特別戦略的グローバル・パートナーシップ　https://www.mofa.go.jp/mofaj/s_sa/sw/in/page3_001508.html

資・イノベーション、人的交流の三つの柱で引き続き協力を深めていくことを確認するとともに、とりわけ経済安全保障協力とイノベーションを通じた経済成長に重点的に取り組むことで一致しました。また、両外相は、JAIの下、AI分野において具体的な協力を推進していくための「日印AI戦略対話」の立ち上げで一致しました。

茂木外務大臣はインド訪問の機会に、日本が円借款の供与を通じて建設に協力し、女性専用車両や、整列乗車、点字ブロックなど、日本の公共インフラにも導入されている手法を採用したデリーメトロを視察しました。

デリーメトロを視察する茂木外務大臣

近年順調な経済発展を続け、日本企業の進出も増加している伝統的な友好国バングラデシュとの間では、2023年に格上げされた「戦略的パートナーシップ」と、（ⅰ）経済インフラの開発、（ⅱ）投資環境の改善、（ⅲ）連結性の向上を3本柱とする「ベンガル湾産業成長地帯（BIG-B）」構想の下、FOIPを推進する観点から、マタバリ深海港、ダッカメトロ（MRT）、ダッカ国際空港第三ターミナル、経済特区の開発等の協力を進めています。2025年には、2024年8月に発足した暫定政権が取り組む各種経済改革や気候変動対策を後押しするための財政支援を行うことを決定しました。また、近年、旅客や貨物の需要が急激に拡大していることに伴い、円滑な交通・流通に支障が出ている同国の鉄道を複線化し、国内と周辺国の連結性向上を図るための円借款の供与を決定しました。ほかにも、2026年に後発開発途上国（LDCs）からの卒業を控え、産業多角化の促進や急激な都市化への対応といった諸課題に取り組むため、行政機構の制度構築や行政能力の向上が急務となっており、日本は若手行政官などの人材育成のための無償資金協力も継続しています。

また、日本はバングラデシュ暫定政権が目指す公正かつ包摂的な政治参加の実現に向けた協力として、国連開発計画（UNDP）と連携の下、次期総選挙に際して有権者登録などに用いる機材の供与を行いました。そのほか、2017年にミャンマー・ラカイン州から大量流入し、その後も増え続けている避難民について、日本はバングラデシュ政府の受入れ取組を後押しするため、世界食糧計画（WFP）、国際移住機関（IOM）などの国際機関等と連携し、ミャンマーからの避難民およびホストコミュニティのための人間の安全保障分野を中心とした支援を継続しています。あわせて、日本NGO連携無償資金協力やジャパン・プラットフォーム（JPF）注11による日本のNGOを通じた支援も行われています。

アジアと中東・アフリカをつなぐシーレーン上の要衝に位置するスリランカは、伝統的な親日国であり、日本はFOIPの実現に向けて、連結性強化や海洋分野などで同国との協力強化を進めてきています。また、日本は、過去の紛争の影響を受けた人々の生計向上や、漁業・農業分野を中心とした産業育成・人材育成などの協力および災害対策や海上油流出事故への対応能力の向上などへの支援を行っています。さらに、2022年の経済危機発生以降の危機的な状況を受け、食料、保健などの緊急人道支援やガバナンスの強化に対する支援も行っています。2025年には、近年の経済成長と急速な人口増加による都市部の廃棄物処理問題や火災発生リスクに対応するための廃棄物収集・輸送車や消防車の整備、汚職対策の強化に資する法的・政策的枠組み構築、北部・東部の小規模酪農家の生計向上に資する機材整備等の支援に関する無償資金協力を決定しました。

2022年4月にスリランカ政府が対外債務の一時的支払い停止の宣言を行うなど経済危機に陥りましたが、その後日本は債権国会合の共同議長として、スリランカの債務再編の取組を強力に後押ししてきました。2024年7月、債権国メンバーとスリランカ間で債務再編に関する覚書の署名が完了しました。2025年3月、日本とスリランカは、スリランカ政府およびスリランカ空港公社がJICAに対して負う債務の一部を繰り延べるための書簡を署名・交換しました。これにより、日・スリランカ間の債務再編が正式に完了しました。これを受けて、7月、日・スリランカ経済協

注11 151ページの用語解説を参照。

力政策協議が開催され、日本のスリランカに対する国別開発協力方針、スリランカ政府の優先開発分野などにつき意見交換を行い、引き続きスリランカの経済社会開発とFOIPの維持・強化のため、緊密に協力していくことを確認しました。また、9月に行われた日・スリランカ首脳会談で発表された日・スリランカ共同声明では、両国間の「包括的パートナーシップ」の下、安全保障、経済・投資、経済協力などの分野における協力をさらに深化・拡大することを確認しました。日本は、スリランカの持続的な発展、成長に一層貢献していきます。

モルディブは、インド洋シーレーンの要衝に位置する伝統的な親日国であり、日本は、FOIPの実現に向けて同国との協力強化を進めています。同国は、国土の80%が海抜1m以下の低平で面積の小さい島々から構成され、島嶼国ゆえの水災害に対する脆弱性を抱えています。このため、2025年には、同国の首都マレ島において、海岸防災施設（護岸）の嵩上げを行うとともに雨水排水能力を向上するための機材を供与する無償資金協力を決定しました。

パキスタン第3の人口を擁するファイサラバードに対する「浄水場及び送配水管網改善計画」によって設置された配水施設

パキスタンは、世界第5位の人口を擁し、アジアと中東の接点に位置するという地政学的重要性を有するとともに、テロ撲滅に向けた国際社会の取組において重要な役割を担っており、同国の安定的な発展は周辺地域、ひいては国際社会全体の平和と安定の観点からも重要です。同国は、南西アジア地域において母子保健・医療体制が最も脆弱な国の一つであるため、日本は2025年に、同国中部パンジャブ州の小児病院に新生児集中治療室などを設置し医療機材を供与する無償資金協力を決定しました。また、同国の水道事業において、採算が確保できないことが支障になっているところ、パンジャブ州ファイサラバード市において水道スマートメーターなどの供与を決定しました。

伝統的な親日国であるネパールの民主主義の定着、安定と繁栄は、日本にとって、政治的・経済的に重要な南西アジア地域全体の安定を確保する上でも重要です。ネパールが2026年のLDCs卒業を目指す中、日本は持続可能な経済発展の実現を後押ししており、これまで、橋、病院などの公共インフラ施設や、住宅や学校などの改修や再建を支援しています。加えて、同国政府の災害リスク削減に係る能力強化や、建築基準に沿った建物の普及などに係る各種技術協力を実施しています。シンズリ道路は日本の無償資金協力により建設された山岳道路で、カトマンズを中心としたネパール国内の物流改善に大きな貢献を果たしました。しかし2024年に、1970年の観測開始以来最大の豪雨が発生し、この影響で、道路の一部が崩れるなどの被害を受けました。これを踏まえ、2025年に、特に技術的難易度および緊急性の高い箇所の復旧支援を決定しました。

ブータンにおいて、「温帯果樹振興プロジェクト」により、同国の農業省の職員に果樹の栽培方法を指導するJICA専門家（写真：JICA）

ブータンに対する日本の開発協力は、特に農業生産性の向上、道路網、橋梁、発電などの経済基盤整備や、人材育成といった分野で、着実な成果を上げています。例えば、国土の大部分が山岳地帯であり、道路が最も重要な交通・輸送手段となっているブータンにおいて、日本の技術を活用して二つの橋梁（ナムリン橋とダーダリ橋）の架け替えを支援しています。これに合わせ、ブータンの道路インフラがより効果的に維持管理されるよう、技術協力を通じた人材育成も行っています。2025年2月、ブータンの安定的な電力供給の体制の構築と雨期の近隣国への余剰電力輸出の促進を図り、同国の持続的な社会経済発展と南西アジア地域の脱炭素化に寄与するため、水力発電所の整備を支援することを決定しました。

3 大洋州地域

日本と太平洋島嶼国は、太平洋で結ばれた友人であり、歴史的にも深いつながりがあります。また、太平洋島嶼国の国々は広大な排他的経済水域（EEZ）注12を有しており、海上輸送の要であるとともに、日本のかつお・まぐろ漁業に必要不可欠な漁場を提供しています。さらに、この地域の平和と安定は、太平洋の隣人である日本の平和と安定にも直結します。

日本とこのような関係にある太平洋島嶼国の持続可能な発展は重要であり、日本は長年にわたり、二国間の取組や太平洋・島サミット（PALM）プロセスを通じた協力を進め、太平洋島嶼国との信頼関係を築いてきました。

日本の取組

太平洋島嶼国は、経済が小規模で特定の産業に依存していること、領土が広い海域にまたがっていること、国際市場への参入が困難なこと、気候変動の影響や自然災害の被害を受けやすいことなど、小島嶼国に特有な共通の脆弱性を抱えています。

日本は、太平洋島嶼国の持続可能な発展のためには、こうした脆弱性に起因する各国の社会・経済的な課題を克服するための協力のみならず、地域全体と共に取り組むことが不可欠との考えの下、1997年以降、太平洋島嶼国との首脳会議であるPALMを3年ごとに開催しています。

太平洋島嶼国・地域は地域協力の枠組みである太平洋諸島フォーラム（PIF）注13メンバーとしての一体性を拠り所としており、PIFとして、2022年に、2050年の太平洋島嶼国地域における政治・経済・社会等のあるべき姿と戦略的方策をまとめた「ブルーパシフィック大陸のための2050年戦略（2050年戦略）」を発表しました。日本は一貫してこの戦略に対する強い支持を表明しています。

2024年7月に東京で開催されたPALM10では、日本と太平洋島嶼国・地域が共通の課題に取り組みながら、未来に向けて共に歩む関係の構築に向け、PIFの2050年戦略に定められる7つの分野注14における具体的な取組を共同行動計画で示しました。日本は、この共同行動計画に基づき、着実に取組を進めています。

フィジーにおける無収水対策プロジェクトで、給水管接続に関する研修を行う福岡市職員（写真：JICA）

例えば、日本は、デジタル分野の「技術と連結性」の強化の観点から、2021年以降、米国、オーストラリアと共に、東部ミクロネシアの海底ケーブル敷設のために連携してきています。このプロジェクトにおいては、日本は、2023年6月にキリバスおよびナウルとの間で無償資金協力に関する書簡の署名・交換を行い、海底ケーブルの敷設の支援を開始したほか、2024年6月にはキリバスとの間で、7月にはナウルとの間で、無償資金協力の追加贈与につき署名しました。また、2025年3月にはミクロネシア連邦における陸揚局の設置を支援する無償資金協力に関する書簡の署名・交換を行いました。さらに、7月から9月にかけて、キリバス、ナウル、ミクロネシア連邦で本事業のケーブル陸揚式が行われるなど、支援を着実に進めています。

2025年には、日本は、トンガにおいて、ファアモツ国際空港の国際線旅客ターミナルビルの拡張・改修等の整備を支援することを決定しました。トンガは約

注12 自国の領海の外側に設定できる経済的な権利が及ぶ水域。

注13 2025年11月現在、PIF加盟国・地域は、オーストラリア、クック諸島、ミクロネシア連邦、フィジー、フランス領ポリネシア、キリバス、ナウル、ニューカレドニア、ニュージーランド、ニウエ、パラオ、パプアニューギニア、マーシャル諸島、サモア、ソロモン諸島、トンガ、ツバル、バヌアツの16か国および2地域。

注14 （1）政治的リーダーシップと地域主義、（2）人を中心に据えた開発、（3）平和と安全保障、（4）資源と経済開発、（5）気候変動と災害、（6）海洋と環境、（7）技術と連結性。

170の島々で構成され、航空路が人々の生活に重要な役割を担っており、同国および地域の連結性の強化や産業基盤の強化が期待されます。

太平洋島嶼国は気候変動に脆弱で災害リスクの高い地域であり、災害が頻発する日本との共通の課題を抱えています。日本の強みである防災の技術や知見を活用し、太平洋地域の気象・自然災害情報分析の高度化および共有体制の強化に協力することは、大洋州地域だけでなく日本の災害リスクも削減するのみならず、重要なシーレーン上の関係船舶の円滑な航行の確保および同地域における日本漁船の安全操業にも寄与することから日本にも裨益するものです。また、同地域において日本の関係研究機関が行う気候変動とその影響の調査・分析、海洋環境の保全・再生、水産資源の持続可能な利用などの様々な事業が円滑に行われることは、日本自身の課題解決力の向上にもつながります。2025年3月、日本とフィジーは、開発途上国と共に課題解決を図るオファー型協力の一環として、太平洋島嶼地域の気象分野における中核拠点であるフィジー気象局の研修センター、測器センターおよび防災啓発展示施設の整備への協力に関する書簡の署名・交換を行いました。また、同年5月、約110の有人島からなる同国でサイクロンなどの自然災害が発生した際に人命救助などの緊急対応能力を強化するため、大型船（災害対応船）の供与を行う協力に関する書簡の署名・交換を行いました。

太平洋地域の海洋と環境の持続的な管理は、共に海洋資源を不可欠な利益とする日本と太平洋島嶼国の共通の課題です。特に、漁業・海洋資源の監視と持続可能な利用、海洋安全保障および海上安全分野における能力構築と機材などの提供、廃棄物管理と汚染削減、違法・無報告・無規制（IUU）漁業対策、太平洋の生物多様性環境と資源の保全といった分野において、協力して取り組んでいます。

この分野における各国の能力向上のため、日本は、ナウルに対する警備艇の供与、ソロモン諸島に対するソロモン国立大学「水産業研究センター」の設置、パプアニューギニアに対する国立水産大学の臨海教育施設や訓練船などの整備について協力しています。また、バヌアツ、フィジー、パプアニューギニア、マーシャル諸島およびミクロネシア連邦に対し、水産資源量の増減や分布の持続的な確認などを行う漁業調査監視船や水産関連機材を供与するなど、持続可能な発展を後押ししてきています。

2025年5月、マーシャル諸島を訪問し、1983年に日本の協力によって建設されたマジュロ橋を視察する生稲外務大臣政務官（当時）

人的交流・人材育成は、日本と太平洋島嶼国の「キズナ」のさらなる強化にとって不可欠です。太平洋地域には、50年以上前から、4,000人以上のJICA海外協力隊員が派遣され、教育、保健、建設、環境、IT、スポーツ、文化など、幅広い分野での社会改善のため、太平洋の人々と共に生活し、その国の発展に力を尽くしてきました。また、太平洋島嶼国・地域の若者が日本への理解を深め、将来の友好の架け橋となるよう、日本は、JENESYS 注15 による青年招聘・派遣プログラムや、国費外国人留学生制度などの人的交流プログラムを推進しています。

日本は、こうした様々な取組を通じて、強靭で安定かつ繁栄した太平洋島嶼国地域の構築のため、共に取り組んでいきます。

2026年1月、バヌアツを訪問し、建設・整備を支援したバヌアツ国立病院を視察する島田外務大臣政務官（写真左から1人目）

注15 日本とアジア大洋州地域間の人的交流。Japan-East Asia Network of Exchange for Students and Youthsの略称。

4 中南米地域

中南米地域は、国際場裡において一大勢力を形成し、その多くが自由、民主主義、法の支配などの価値や原則を日本と共有しています。また、人口約6.6億人[注16]、域内総生産約7.3兆ドル[注17]の巨大な成長市場を有しており、外交面および経済面で、戦略上重要な地域です。さらに、鉱物・エネルギー資源や食料の供給源でもあることから、特に、世界の食料・エネルギー供給の安定が大きな課題となっている現下の情勢において、日本を含む国際社会のサプライチェーン強靭化や経済安全保障の観点からも、その重要性は増大しています。そして、中南米地域には、世界最大となる約310万人の日系人の存在、さらには、再び海を越えて日本に渡り、日本の産業を支えている日系人の存在があります。このような人的・歴史的な絆も通じて、日本はこの地域と長い間、安定的な友好関係を維持してきました。

一方で、中南米地域は、気候変動、防災、保健・医療分野での脆弱性、貧困など、国際社会共通の課題において、引き続き大きな開発ニーズを抱えており、小島嶼国特有の脆弱性を有する国も多く存在します。また、貧困や治安の悪さから逃れて北米を目指す移民や、政治・経済社会情勢の悪化により周辺国に流出するベネズエラ難民に加え、2021年7月に大統領が暗殺されて以降、国内の政治経済および治安状況の悪化が継続するハイチ情勢なども、地域的な課題となっています。

日本は、中南米諸国との間で、スペイン語でもポルトガル語でも「共に」を意味する「Juntos（フントス（スペイン語）／ジュントス（ポルトガル語））」をキーワードに、パートナーとしての信頼と友情を深めてきました。このような外交政策の一環として、中南米地域が強靭で持続可能な発展を実現できるよう、各国の所得水準や実状を踏まえ、ニーズに配慮した、日本ならではの支援（「質の高いインフラ」、日本の経験をいかした防災・減災、クリーンエネルギー技術、ボランティア等の技術協力による「顔の見える支援」など）を行っています。また、日本との強い絆の礎となっている日系人および日系社会を支援し、そのアセットを活用しながら、信頼に基づく人材の重層的ネットワークをさらに強化しています（中南米の日系社会への支援については153ページの第Ⅴ部1（6）も参照）。

日本の取組

2024年2月に発表した「中南米外交イニシアティブ」は、海洋、ジェンダー、軍縮不拡散を始めとする、国際場裡で重要性を増す分野において連携を強化するとともに、歴史的に強固な二国間関係を補完・強化するアプローチとしての「多様なネットワーキングを駆使した外交」を展開するものです。2025年においても「中南米外交イニシアティブ」を具体化する様々な開発協力の取組を実施しました。

2025年は、日・ブラジル外交関係樹立130周年、「日本ブラジル友好交流年」であり、ルーラ大統領の国賓訪日時においては、「日・ブラジル戦略的グローバル・パートナーシップ・アクション・プラン2025-2030」を始めとする協力文書を発表し、国際社会における喫緊の課題への対処や、国連安全保障理事会（安保理）改革を含むグローバル・ガバナンス改革などにおいてさらなる連携を図ることを確認しました。また、パラグアイおよびグアテマラとの間では、大阪・関西万博賓客として訪日した各国首脳と石破総理大臣（当時）との間で、二国間関係を「戦略的パートナー」に格上げすることで一致しました。

2025年は、日本が中米5か国（グアテマラ、エルサルバドル、ホンジュラス、ニカラグア、コスタリカ）と外交関係を樹立してから90周年に当たります。日本と中米統合機構（SICA）は、これを記念して2025年を「2025年日・中米交流年」とし、政治、経済、文化など様々な分野での交流を深めることを目的とした記念行事を日本およびSICA加盟諸国で実施しました。

注16 世界銀行ホームページ（2025年12月時点） https://data.worldbank.org/indicator/SP.POP.TOTL?end=2024&locations=ZJ&start=1989
注17 世界銀行ホームページ（2025年12月時点） https://data.worldbank.org/indicator/NY.GDP.MKTP.CD?end=2024&locations=ZJ&start=1989

このように、日本は中南米地域との一層の関係強化に努めています。

■ 防災・環境問題への取組

中南米地域は、豊かな自然に恵まれる一方、地震、津波、ハリケーン、火山噴火などの自然災害に見舞われることが多く、防災の知識・経験を有する日本の支援が重要です。

地震が頻発するエクアドル、ペルー、メキシコ、ニカラグアなど太平洋に面した中南米諸国や、豪雨による土砂災害のリスクが高いブラジルに対しては、日本の防災分野の知見をいかした支援を行っています。また、2025年4月に洪水による被害があったボリビアに対して、JICAを通じて緊急援助物資の供与を行いました。カリブ海の国々に対しては、自然災害に対する小島嶼国特有の脆弱性を克服するための様々な支援を行っており、近年では、カリブ地域における防災政策策定能力向上を目的として、カリブ災害緊急管理機関に資金を拠出するほか、日本の防災専門家を派遣しています。

草の根・人間の安全保障無償資金協力により、コスタリカの農村地域で新たな水源を活用したポンプシステムおよび貯水タンクが整備された様子

また、日本は、環境問題への取組として、気象現象に関する科学技術研究や生物多様性の保全、リモートセンシングを利用したアマゾン熱帯林の保全など、幅広い協力を行っています。2024年5月に立ち上げた、環境・気候変動や持続可能な開発に関する協力についての、「日・ブラジル・グリーン・パートナーシップ・イニシアティブ（GPI）」の一環として、2025年3月の日・ブラジル首脳会談においては、オファー型協力も活用しつつ、劣化牧野回復やアマゾン違法森林伐採対策を柱として協力を進めていくことを決定しました（オファー型協力については、160ページの第Ⅴ部2（2）を参照）。具体的には、民間資本などを動員しながら、新たに森林伐採を行うことなく劣化牧野の回復を通じた生産性の向上と持続可能性の確保の両立を目指す実証調査や、レーダー衛星およびAI技術を用いた森林伐採の検知および予測を通じた違法伐採に係る対策・管理能力の強化などを行います。これはブラジルの持続可能で生産性の高い成長を後押しするとともに日本を含む世界の食料供給の安定化に貢献するものです。そのほか、GPIでは、アマゾンの森林破壊の防止を目的としたアマゾン基金へのアジアの国として初の拠出、防災における協力や三角協力の推進、また、幅広い種類の植物を一緒に植えることで森林を再生し、森林・生態系を維持する持続可能な森林農法であるアグロフォレストリー[注18]等における協力を行っています。

■ 経済・社会インフラの整備

日本は、中南米地域の経済・社会インフラ整備を進めるため、都市圏および地方における上下水道インフラの整備を積極的に行っています。2025年には、アンティグア・バーブーダ、セントルシア、ドミニカ国およびバルバドスから研修員を日本に招き、浄水や給水技術の研修を行いました。また、キューバ、ニカラグアおよびパラグアイにおいて、水資源管理や上水道の漏水削減、また、浄水場の整備などに対する支援を行っています。

パナマでは、首都圏中心部と辺縁居住地域との間で深刻化する交通渋滞と自動車が排出する二酸化炭素による温暖化や排出ガスによる大気汚染に対応するための都市交通3号線の整備を支援しています。

2025年7月、政府は、日本企業による中南米への進出を支援するため、「中南米地域へのインフラ海外展開に関する官民連携プラットフォーム（PLACIDA[注19]）」を立ち上げ、第1回協議会を開催しました。中南米地域へのインフラ海外展開に向けて、官民が連携して中南米の現地情勢や様々な施策等の情報を収集・分析・共有し、中南米地域へのインフラ展開の機運醸成や日

注18 樹木を植栽し、木と木の間で家畜を飼育および農作物を栽培する農林業。
注19 Public-Private Platform of Latin American and the Caribbean Infrastructure Development Allianceの略称。

本のプレゼンスの増進などを図ることを目的として活動しています。

このほかにも、官民連携で地上デジタル放送の日本方式（ISDB-T）注20の普及に取り組んでおり、2025年10月時点で中南米の14か国が日本方式を採用しています。日本は、日本方式を採用した国々に対して、円滑な導入に向けた技術移転や人材育成を行っています。

■ 保健・医療および教育分野での取組

中南米地域は医療体制が弱く、非感染性疾患、HIV／エイズや結核などの感染性疾患、熱帯病などがいまだ深刻な状態であるため、迅速で的確な診断と治療を行える体制の確立が求められています。

ボリビアでは、特に医療機材整備が喫緊の課題となっていたことから、2025年2月、日本は、過去に日本の支援により建設された同国の公的医療施設に対して、日本企業製の医療関連機材を供与することを決定しました。また、がんによる死亡率が高いホンジュラスに対しては、2024年9月に日本、ホンジュラスおよび国際原子力機関（IAEA）の三者で医療分野（放射線治療）における三者協力に関する意図表明書に署名するとともに、同国国民が放射線治療を受ける環境を整備する観点から、がん治療関連機材を供与しています。

また、日本は、中南米各国の日系社会に対して、日系福利厚生施設への支援や研修員の受入れ、JICA海外協力隊員の派遣などを継続して実施しています。

教育分野への支援は、今も貧困が残存し、教育予算も十分でない中南米諸国にとって非常に重要です。日本は、教育は「人への投資」として重要であるとの考えの下、過去15年以上にわたり、エルサルバドルに対し数学・算数教育の技術協力を実施しているほか、新型コロナウイルス感染拡大以降、教育の質の改善と場所にとらわれない教育の場を提供する観点から、教育分野におけるデジタル化の推進を優先課題として掲げる同国に対し、デジタル教材の制作を促進する機材を供与しました。ニカラグアに対しても、2023年から同国の初等教育において、こどもたちが算数に親しむことができるような教科書や指導書の改訂のための技術協力を実施しています。

ベリーズの小学校で環境教育を行うJICA海外協力隊員（写真：JICA）

■ 中米移民、ベネズエラ難民・移民支援

中米地域は、貧困や治安の悪さを原因として、米国やメキシコへの移住を目指す移民の問題を抱えています。日本は、移民発生の根本原因である貧困、治安、災害などの分野における支援を実施しています。また、エルサルバドル、グアテマラ、ホンジュラス、メキシコに対し、国際移住機関（IOM）、世界食糧計画（WFP）や国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）と連携し、移民の自発的帰還の促進や移民流出防止、帰還移民の社会への再統合のための支援を行っています。

ベネズエラでは、経済・社会情勢の悪化により、2024年5月までに約777万人の難民・移民が主に周辺国に流出しました。受入れ地域住民の生活環境が悪化したり、地域情勢が不安定になるなど、十分な対応ができていないことが課題となっています。そのため、2024年から、日本は、ベネズエラ避難民を受け入れているエクアドル、コロンビア、ブラジルおよびペルーに対し、UNHCRを通じて、難民・移民の保護強化および生活立上げの支援を行い、難民・移民の人道支援および経済・社会的包摂を図っています。また、2025年3月には、ブラジルにおけるベネズエラ難民・移民女性に対して、UNHCRを通じて、職業訓練や就職あっせん、マイクロ・ファイナンスやマーケティングに関する研修を含む起業支援などを行うための支援の実施を決定しました。

注20 39ページの注19を参照。

■ ハイチの治安状況悪化を受けた支援

ハイチでは、特に、2021年以降、影響力を強める武装集団による市民に対する暴力行為や誘拐が多発していますが、国内の治安改善に中心的な役割を果たすハイチ国家警察は、人員数・装備の両面において不足している状況にあります。こうした状況を受けて、2025年9月、国連安保理において、ハイチ多国籍治安支援（MSS）ミッションをギャング制圧部隊（GSF）に移行することを承認する決議が採択されました。

ハイチでは、武器・違法薬物流入、人身売買が横行し、非正規移民の発生も相まって、治安・人道状況の悪化が国内問題のみならず深刻な国際問題と認知されています。日本は、米国を始めとするG7や米州機構（OAS）、カリブ共同体（CARICOM：カリコム）諸国等と連携し、ハイチの治安・人道状況の改善に向けた支援を実施しています。また、2024年10月以降、ジェンダーに基づく暴力の被害を受けた女性を保護・支援し、その予防措置を講じるとともに、女性に対するエンパワーメントを推進することにより、同国におけるジェンダー平等の推進を支援しています。

■ 南南協力・三角協力

中南米諸国には、南南協力用語解説で実績を上げている国も多くあります。日本は、アルゼンチン、チリ、ブラジルおよびメキシコとの間で、三角協力用語解説に関するパートナーシップ・プログラムを交わしており、「中南米外交イニシアティブ」においても、三角協力による「多様なネットワーキングを駆使した外交」を重視しています。例えば、アルゼンチンと協力し、2024年も中南米において中小企業支援を実施したほか、メキシコと協力し、中米北部諸国における非伝統的熱帯果樹栽培システム導入を支援しました。チリでは、2020年までに中南米防災人材育成拠点化支援プロジェクト（通称KIZUNAプロジェクト）が実施されました。これは、1960年から続く日・チリの防災協力を基礎に、チリを中南米地域の防災人材育成の拠点として整備するもので、日本から専門家を派遣した研修には、2015年から2020年までの5年間で27か国、5,000人以上が参加しました。現在は、後継案件として中南米カリブ地域における災害に強靭で持続可能な社会の構築プロジェクト（KIZUNA II）が実施されています。また、ブラジルでは、日本の長年にわたる協力の結果、日本式の地域警察制度が普及しています。その経験を活用して、現在では三角協力の枠組みで、ブラジル人専門家が中米諸国に派遣され、地域警察分野のノウハウを伝えています。そのほか、アフリカのポルトガル語圏諸国に対しても、日本とブラジルで協力し、職業訓練などの研修を実施しています。

また、日本は、より効果的で効率的な援助を実施するため、中南米地域に共通した開発課題について、SICAやカリコムといった地域共同体と協力しつつ、地域規模の案件の形成も進めています。

このような協力を通じて、今後も、日本は中南米地域と強靭で持続可能な未来に向けて共に取り組んでいきます。

2026年1月、メキシコを訪問し、デル・モラル国際開発協力庁長官と意見交換を行った堀井外務副大臣（写真右から2人目。右から3人目がデル・モラル国際開発協力庁長官）

用語解説

南南協力・三角協力

南南協力とは、複数の開発途上国間で、知識、技能、資源、技術などを活用して実施される協力をいう。また三角協力とは、先進国やドナー、国際機関がこのような開発途上国間の南南協力を支援する協力をいう。

庁の技術、世界へ 4

日本の宇宙技術を用いたODAが拓く、パラグアイの未来

～衛星データを活用して防災分野と農牧分野の能力を強化～

南米の内陸国パラグアイでは、農牧業を主要産業としていますが、焼き畑を原因とする森林火災や気候変動などの影響による洪水被害が深刻化しています。

こうした背景の下、パラグアイ政府からの協力要請を受け、JICAは2023年から開始された中南米地域で初めての宇宙機関向け技術協力プロジェクトである「社会経済開発に向けた宇宙計画管理プロジェクト」を実施しました。本プロジェクトの目的は、パラグアイ宇宙機関（AEP）[注1]の能力強化と、衛星データを利用した防災能力強化および農産品の生産性向上など社会経済開発に貢献することです。宇宙技術の専門性を有する一般財団法人宇宙システム開発利用推進機構（J-spacesystems）が中核となり、株式会社パスコと一般財団法人日本宇宙フォーラムからの技術的な助言を得て、パラグアイ側と共に取組を進めました。J-spacesystemsの中村晋作氏は、「当時、AEPは衛星データの一定の分析能力は保持していたものの、洪水などの災害発生後に衛星データを入手しても、解析結果の利活用が進められないことが課題であった。利活用のためには衛星データに加えて、観測地で得られる現地情報も必要になり、実地調査のノウハウを職員に丁寧に指導する必要があった。」と説明します。

また、衛星データの解析結果の利活用が進まないもう一つの課題として関係省庁間の連携不足があったことを踏まえ、本プロジェクトの活動として、パラグアイにとって特に重要な防災と農牧分野について、AEPと関連省庁がワーキンググループを立ち上げ、各分野における課題の整理、同課題を踏まえたアプリケーション開発や衛星データ利活用のマニュアル作りを行いました。

防災分野における実験的な取組として、例えば、河川の氾濫による浸水被害が多発している地域で、衛星データを使用した洪水被害シミュレーションを行い、災害リスクを分析してハザードマップを作成するなどの災害対策を行いました。パラグアイ防災庁からは「同対策を他地域にも波及させたい。」との要望があり、現在、避難計画の策定と併せてワーキンググループで協議が進んでいます。

現地調査実習にて作物の生育状況と衛星データの解析結果との比較を行っている様子（写真：J-spacesystems）

そのほか、農牧分野でも、パラグアイにおける重要な輸出作物である大豆の生産効率化や、旱魃や洪水などの自然災害リスクへの対策が求められる一方、過度な大豆依存を避けるため、農産品の多様化が必要なほか、農家の約9割を占める小規模農家への技術支援も課題となっていました。このような状況の中、衛星データや気象データを活用する研修を実施し、大豆の生育段階をリモートで把握することで、最適な施肥・灌漑時期の判断や、収量予測の精度の向上、作付面積の把握などに向けた基盤が整い、今後の持続可能な農業の発展に道筋を付けました。また、農産品の多様化の観点からは、トマト栽培など他の作物にも応用が進むほか、収量や品質の改善を目指し、小規模農家に対する衛星データの解析結果に基づく栽培指導が計画されています。

現地調査実習前に解析した衛星データを確認する様子（写真：J-spacesystems）

本プロジェクトでは、パラグアイ産の小型人工衛星の開発や、宇宙関連分野の人材育成にも注力しました。日本企業とパラグアイの官民の関係者間での交流が生まれたことで、両国の宇宙産業の発展に向けた連携がさらに深まっており、中村氏は、「日本で得た技術や知識をいかして、衛星データを多分野で応用できる人材が増えることが重要。これによって国民の生活が豊かになり、様々な課題解決にもつながる。」と若手技術者の活躍に期待を寄せ、「パラグアイには、中南米における小型衛星開発と運用の拠点になってもらいたい。」と希望を込めて語ります。

本プロジェクトの成果も踏まえ、2024年5月には、日本の様々な協力形態を組み合わせながら、両国の産官学を挙げて宇宙分野における協力を推進すべく、パラグアイを訪問した岸田総理大臣（当時）から「日・パラグアイ宇宙協力プログラム」の立ち上げが発表され、同プログラムを推進するためJICA・JAXA・AEP間で、宇宙開発への協力に係る覚書が署名されました。今後も、日本の宇宙技術を活用した課題解決策を、他国との国際ネットワークを広げながら、産官学で「共創」していくことが期待されます。

注1 Agencia Espacial del Paraguayの略称。

5 欧州地域

2022年2月に始まったロシアによるウクライナ侵略は今なお継続し、ウクライナおよび周辺国における人道状況の悪化や、ウクライナの経済・社会の不安定化をもたらしています。また、世界的なサプライチェーンの混乱をもたらし、人々が尊厳を持って生きるための基盤をなす食料およびエネルギー安全保障、自由で公正な貿易体制の維持・強化といった、国際社会全体に関わる課題を浮き彫りにしています。このような複合的な危機は、日本にとって決して対岸の火事ではなく、日本国民の生活や日本企業のビジネスにも深刻な影響を及ぼしています。

日本は、ロシアのウクライナ侵略という暴挙を断固として認めることなく、ウクライナおよびその周辺国に対する支援を進めていくことが必要との一貫した立場に立ち、ロシアによるウクライナ侵略の開始直後から、G7を始めとする国際社会と連携した取組を行ってきています。また、ウクライナの復旧・復興についても、官民一体となった支援をさらに推進すべく、2024年2月に開催した日・ウクライナ経済復興推進会議を含め、取組を進めています。

日本は、市場経済に基づいた経済発展に取り組んでいる中・東欧、旧ソ連諸国を含む欧州諸国を、人権、民主主義、市場経済、法の支配などの基本的価値を共有する重要なパートナーと認識しており、経済インフラの再建や環境問題などへの取組を支援しています。また、欧州連合（EU）を始めとする欧州所在の国際機関との間で、対話・協力の継続・促進や人的ネットワークの構築を通じ、総合的な関係強化を図ってきています。

日本の取組

■ ウクライナおよび周辺国に対する支援

（総論）

ウクライナ支援は、ウクライナ、日本および世界の「未来への投資」です。日本は、2024年2月に東京で開催された日・ウクライナ経済復興推進会議において岸田総理大臣（当時）が表明した、「包摂性」、「パートナーシップ」および「知見・技術」という三つの原則に基づき、五つの行動（国際金融機関を通じた支援、ODAによる官民連携事業、ウクライナのベンチャーキャピタルに対するJICAの海外投融資など）を通じて、官民一体となって「日本ならではの貢献」を行っています。また、G7を始めとする各国および国際機関を含むパートナーと協力して、ウクライナの復旧・復興を支援しています。

2025年6月、石破総理大臣（当時）は、G7カナナスキス・サミットにおいて、日本はウクライナの産業振興を含む官民一体の復旧・復興支援を一層推進し、ウクライナ情勢について引き続き北大西洋条約機構（NATO）加盟国を含む同志国などとの連携強化を推進する旨述べました。

7月に開催されたイタリア政府・ウクライナ政府共催の「ウクライナ復興会議」において、藤井外務副大臣（当時）は、2024年の「日・ウクライナ経済復興推進会議」においてウクライナ側と取り交わした協力文書や案件のフォローアップを着実に進めてきていることを述べました。また、同復興会議の人材セッションにおいてもスピーチを行い、日本としてウクライナに対して行政官の学位取得、公共放送局の関係者への研修、復旧・復興の前提となる地雷対策分野での人材育成支援に注力してきており、国民の再統合にも貢献していると述べました。

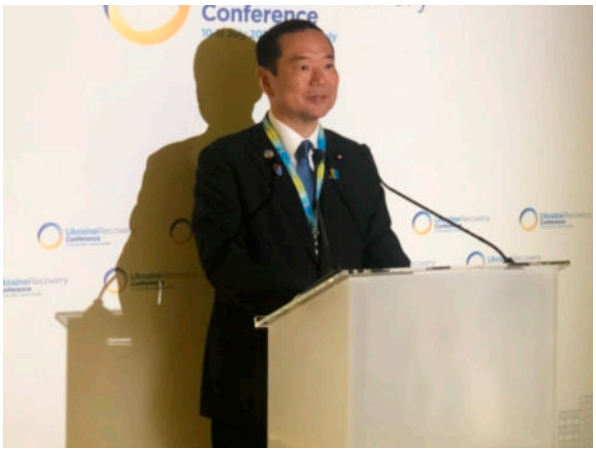

「ウクライナ復興会議」において、ステートメントを行う藤井外務副大臣（当時）

7月および8月には石破総理大臣（当時）が、10月には高市総理大臣が、それぞれ英国・フランス・ドイツ政府の主催で開催された「ウクライナに関する有

志連合オンライン首脳会合」に出席し、日本が国際社会と連携したウクライナ支援を継続し、ウクライナ、米国、欧州各国のパートナーと緊密に連携しつつ、取り組んでいく旨述べました。

（ウクライナの復興に向けた官民の取組）

2025年も、ウクライナの復興と日本企業のウクライナの復興への参画促進のための様々な取組が行われました。2025年1月には、今後のウクライナにおける国土交通分野のインフラ復興への日本企業による参画を加速させることを目的に、「日ウクライナ・国土交通インフラ復興に関する官民協議会」（JUPITeR 注21）が設立されました。3月には、同協議会の取組として、国土交通省および会員企業からなる官民ミッションをウクライナへ派遣し、ウクライナのインフラ復興を担う地方・国土発展省を始め、国際開発金融機関や現地の業界団体等との間で意見交換や企業間のネットワーキングなどを行いました。

7月には、外務省、経済産業省および独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）が、日本企業関係者と共に、官民ミッションとしてウクライナを訪問し、首都キーウおよびウクライナ西部に位置するリヴィウにおいてウクライナ政府関係者やウクライナ企業との間で、復旧・復興に向けた意見交換などを実施しました。

また、農林水産省は、農林水産・食品関連企業によるウクライナ関係者の日本への招聘（へい）や、技術者のウクライナ等への派遣の取組などを支援するとともに、8月にはウクライナ経済・環境・農業省と「第4回日ウクライナ農業復興戦略合同タスクフォース」をオンラインで開催し、農業復興協力に向けた官民連携の取組について情報交換を行いました。10月には、ウクライナの農林水産・食品分野の復興に向け、より多くの日本企業の参画を促すため、農林水産省と食料・農業関連の日本企業7社による官民ミッションがウクライナを訪問し、ウクライナ経済・環境・農業省、リヴィウ市長との意見交換、ウクライナ企業とのビジネスマッチング、キーウで開催の農業・食品関係ビジネス展示会の視察などを行いました。

同月、経済産業省は、JETROおよびウクライナ経済・環境・農業省と共催で「日・ウクライナ経済復興推進フォーラム」を開催しました。日本政府から、藤井外務副大臣（当時）、加藤経済産業大臣政務官（当時）、ウクライナ政府から、カチカ欧州・欧州大西洋統合担当副首相、シビハ外務大臣、ソボレフ経済・環境・農業大臣、また特別ゲストとしてゼレンスカ大統領夫人が出席しました。加藤経済産業大臣政務官（当時）とカチカ副首相の立ち会いの下、インフラ、農業、IT分野などにおける、両国関係企業・機関の29件の協力文書の披露式を行いました。

また、国土交通省は、日本の建設現場での運用実績が豊富な遠隔施工技術をウクライナに導入すべく、10月に同技術の実証実験およびウクライナ政府関係者等を招待したデモンストレーションを首都キーウで実施するなど、人手不足を解消しつつ女性・戦傷者を含めた包摂的な復興を実現するための取組を進めています。

（人道支援、復旧・復興に向けた支援）

ロシアによるウクライナ侵略が長期化する中、戦争の被害は、エネルギー、交通インフラ、住宅・学校など、人々の生活を支えるインフラや施設にも及んでおり、ウクライナの人々は厳しい状況に置かれています。日本は、侵略が継続する中であっても、ウクライナの人々が未来を思い描けるよう、人道支援から生活再建・復旧支援、そして経済復興・産業高度化のフェーズに至る各フェーズで女性・平和・安全保障（WPS）の視点なども取り入れ、女性・こどもを含むウクライナの人々に寄り添った支援を実施しています（ウクライナにおける日本のNGOによる脆弱（ぜい）世帯への支援については116ページの「国際協力の現場から」を参照）。

例えば、日本は、日常生活を平時に近づけるための緊急復旧フェーズの支援として、電力、医療、教育、仮設インフラなど、人道状況・生活の改善につながる支援を、国際機関や日本のNGO、ウクライナおよび周辺国のNGOとも協力しながら行っています。例えば、多くのエネルギー・インフラ施設が破壊され、ウクライナ各地で大規模な停電が発生していることを受けて、日本は、発電機やソーラーランタンなどを供与してきています。破壊されたエネルギー・インフラ施設を支援することで、ウクライナの人々が冬を乗り越

注21 Japan - Ukraine Platform on the Infrastructure Technology for Recovery and Reconstructionの略称。

えるための電力や暖房供給の回復・強化に寄与しています。

また、地雷対策・がれき処理、基礎インフラ整備を含む生活再建、農業生産回復・産業振興、民主主義・ガバナンス強化などの分野でも、日本は、早期の段階から同国の復旧・復興を支援してきています。2025年2月には、総額88億円の無償資金協力「緊急復旧計画（フェーズ4）」を実施することを決定しました。本協力を通じて、ウクライナ政府に対して、（ⅰ）戦争被害からの早期回復（エネルギー分野など）、（ⅱ）包摂的な復興（地方自治体支援、経済活性化）を支援し、同国が取り組む迅速な復旧・復興を後押ししています。さらに、ウクライナの厳しい財政状況に対処し、ウクライナの復興・開発を後押しすべく、2025年4月、2024年のG7プーリア・サミットにおいてG7首脳が立ち上げに合意した「ウクライナのための特別収益前倒し融資 注22 」に基づき、4,719億円を限度とする円借款を供与することを決定しました。

地雷や不発弾の除去は、住民の安心・安全の確保に不可欠であるのみならず、生活、農業、産業の再建に欠くことができない復旧・復興の前提となっています。日本は、これまでに蓄積した地雷除去支援に係る知見をいかしながら、ウクライナにおける地雷・不発弾対策に対する包括的な支援を行っています。この地雷対策の加速化と復旧・復興への国際的モメンタムを高めるべく、日本は2025年10月22日および23日、東京にて「ウクライナ地雷対策会議」を主催し、「復興に向けた加速」のテーマの下で議論を主導しました。また、日本は地雷対策から安全な国土への回帰、住民の帰還などを経て、ウクライナの復興・開発までつながっていく包括的なプロセスへの日本の貢献を発信すべく、「ウクライナ地雷対策支援イニシアティブ」を表明しました。

また、日本は、民間企業の資金・技術の活用、民間企業の参画による経済の活性化を通じ、ウクライナの今後の復旧・復興を加速することを目指して、2024年4月にウクライナ・ビジネス支援事業の募集を開始しました。既存の中小企業・SDGsビジネス支援事業 注23 の枠組みを活用する形で、戦時下のウクライナにおいて、特に難しい情報収集、市場調査などを支援することで、事業進出初期段階におけるリスクを軽減することを目的としており、これまでに14事業が採択されました。将来的なウクライナへの投資促進を念頭に、こうした日本企業によるビジネス展開のプラン策定を支援することで、ウクライナの経済分野での発展を積極的に後押ししていきます。

日本は、引き続きG7を始めとする国際社会と連携しながら、困難に直面するウクライナの人々に寄り添った支援を実施していきます。

ウクライナ視察団によるカンボジアの地雷除去現場視察の様子（写真：JICA）

（ポーランド、モルドバ支援）

ロシアによるウクライナ侵略の長期化により、周辺国への負荷も長期化しています。日本は、周辺国の負担を軽減し、ウクライナへの人道支援、復旧・復興支援を効果的に行う観点から、周辺国に対しても支援を行っています。

日本政府の支援によって裨益（ひ）した若手農家によるモルドバの小麦畑

ウクライナに対する軍事および人道支援の拠点として最前線で対応するポーランドには、国際機関や

注22 ロシアの国家が有する資産が動かせないようになっていることに起因して発生する将来の「特別な収益」を返済原資として、G7がウクライナに融資を行い、ウクライナの資金ニーズに対処するG7の枠組みのこと。

注23 144ページの用語解説を参照。

NGOを通じ、ウクライナ避難民への復興住宅支援や社会統合促進事業などの人道支援、ウクライナ避難民児童の通学バスや障害のあるウクライナ避難民児童のための教育機材の供与などを行い、長期化するウクライナ避難民の生活を支援しています。また、2025年2月の日・ポーランド外相会談に際し、岩屋外務大臣（当時）は、シコルスキ・ポーランド外務大臣との間で、能力構築支援の提供とビジネス・セクターの関与に重点を置いたウクライナの復旧および復興に向けた協力を含む「2025年から2029年までの日本国政府とポーランド共和国政府との間の戦略的パートナーシップの実施のための行動計画」に署名しました。

モルドバは、ウクライナから逃れてきた避難民に避難所、食料、医療サービスなどを提供しており、現在でも多くの避難民がモルドバによる支援の下で避難生活を送っています。これらの対応は、モルドバにとって大きな経済的な負担となっていることから、日本はモルドバに対し、ウクライナ侵略の影響緩和や経済危機に対する脆弱性の緩和に貢献する支援を行ってきています。2025年9月に行われたレチェアン・モルドバ首相（当時）との会談において、石破総理大臣（当時）は、モルドバの民主主義が守られることはかつてなく重要であり、日本として、そのために必要な協力は惜しまず、両国のパートナーシップをさらに強化させたいと発言し、農業や産業振興等の分野での支援を通じて引き続きモルドバの発展を後押ししていくと述べました。これに対し、訪日したレチェアン首相（当時）は、これまでの日本からの支援に感謝を述べました。

■ 西バルカン地域支援

西バルカン諸国[注24]は、1990年代の紛争の影響で改革が停滞していましたが、ドナー国・国際機関などの復興支援および各国自身による改革の結果、復興支援の段階から卒業し、現在は持続的な経済発展に向けた支援が必要な段階にあります。結束する欧州を支持する日本は、EUなどと協力しながらこれら諸国への開発協力を展開しており、「西バルカン協力イニシアティブ」[注25]（2018年）の下、同諸国がEU加盟に向けて必要とする社会経済改革などを支援しています。

セルビアについては、2024年に完工したニコラ・テスラ火力発電所排煙脱硫装置を始めとして、石炭から再生可能エネルギーへの移行期にあるセルビアにおける脱炭素化に向けた努力を引き続き支援していきます（セルビアにおけるスタートアップ支援については、117ページの「案件紹介」参照）。

コソボにおける大気汚染対策政策につなげるためのモニタリングの様子（写真：JICA）

また、日本はボスニア・ヘルツェゴビナの将来を担う人材の育成のための支援も行っています。例えば、近年では、ボスニア・ヘルツェゴビナの人々の生活の質向上を目指した医療・保健体制強化支援、EU加盟プロセスの進展に必要不可欠な国境管理能力強化支援、防災・減災に係る知見共有などを実施しています。

アルバニアにおいて、草の根・人間の安全保障無償資金協力で供与されたデジタルX線撮影装置により新生児の診断をする様子（写真：ゲラルディナ妃産婦人科大学病院）

注24 アルバニア、北マケドニア、コソボ、セルビア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、モンテネグロの6か国。
注25 西バルカン諸国のEU加盟に向けた社会経済改革を支援し、民族間の和解・協力を促進することを目的とする取組。

国際協力の現場から 3

心の回復を支える現場から —ウクライナでの心理社会的支援—

～紛争で傷ついたこどもたちを支える日本のNGOと現地スタッフの活躍～

一般公募

ロシアによるウクライナ侵略の開始から3年半が経ちます。多くの人々が避難生活を余儀なくされ、紛争が長期化する中、現地の状況は刻々と変化し、必要とされる支援は多様化・複雑化しています。

こうした中、こどもたちの心と体を守る支援活動を行う日本のNGOグッドネーバーズ・ジャパン（GNJP）と、現地の協力団体The Tenth of April（TTA）は、ジャパン・プラットフォーム（JPF）[注1]の助成を受け、国内で多くの避難民を受け入れているウクライナ東部のドニプロペトロウスク州で、脆弱な人々を対象に緊急人道支援を行いました。本事業を開始した2024年末時点で同州では約44万人が支援を必要とする中、GNJPとTTAは、一人ひとりの個別状況に応じた医療を含む支援を行うケースマネジメントを通じた保護活動に加え、心理社会的支援（PSS）を通じて、紛争で被害を受けた人々が尊厳を回復できるように心のケアを行うなど、現地の人々に寄り添う支援を行いました。

国内避難民の中には、こどもが9.6万人以上います。GNJPの池田裕美氏は、「ウクライナのこどもたちは、家族との離別や死別、空襲の恐怖や将来への不安など、心理的ダメージを抱えている。私たちは現地のファシリテーターを介して、こどもたちに日本の心療内科・精神科医でPSSの専門家である桑山紀彦医師が提唱する手法を基にトラウマケアを行った。」と説明します。その手法とは、絵や粘土を用いたアート表現を通じ、これまでの人生のつらい経験と向き合い未来への希望をグループの仲間同士で語り合うなどして、記憶や感情を整理し、心的外傷後ストレス障害（PTSD）発生の防止や心の健康を回復させる手法です。池田氏は本プログラムのコーディネーターを務め、現地ファシリテーターにPSSを効果的に行うためのスキルアップ研修を行いました。「日本の手法が受け入れられるか不安はあったが、ウクライナのこどもたちは表現意欲が旺盛で、積極的に取り組んでくれた。また、現地心理士が成人向けにPSSを応用してくれたことにより、1年余りで延べ2,267人、うちこども667人にPSSを提供することができた。」と、池田氏は取組の成果を語ります。

TTAのボグダン・ピシャンスキー氏は、現地ファシリテーターの一人として、地下シェルターや学校でPSSを行い、こどもたちを支えてきました。「PSSのセッションを行う中で、困っている子を周囲のこどもたちが自然に助ける姿が見られた。PSSを実施した学校では、生徒同士がお互いを受け入れ合うようになり、普段の学校生活にも良い影響を与えている。」と手応えを語り、「こどもたちが自己肯定感を高め、自ら回復する力を身につけられるよう支援していきたい。」と今後の取組にも意欲を見せています。

地下シェルターに避難しながら行うPSSセッションの様子（写真左中央がピシャンスキー氏）（写真：GNJP）

PSSセッションの中で、夢中で絵を描くこどもたち（写真右中央がピシャンスキー氏）（写真：GNJP）

ピシャンスキー氏は、「日本からの現地NGOも活用した支援により、ウクライナの人々は安心して心のケアを受けることができた。ウクライナが大変な時に日本が隣にいてくれたことを私たちは一生忘れない。」と、日本への感謝を述べます。池田氏もまた、「日本のNGOの強みとしては、地元団体と協力しながら、複雑で幅広いニーズに柔軟かつ迅速に応え、顔の見える支援が提供できる点だ。」と、日本ならではの支援の意義を語ります。その上で、「ウクライナの支援ニーズは復興段階に移行しつつあると言われることもあるが、依然として緊急支援が必要な地域は多い。両方の視点から今後の支援を考えていく必要があり、PSSを含めた複合的な支援を継続していきたい。」と強調します。

ウクライナのこどもたちや人々は日々の困難を、希望を失わずに懸命に乗り越えようとしています。日本による、現地の人々に寄り添う支援は、今後も彼らが日常を取り戻す活力を生み出すことに貢献していきます。

注1　151ページの用語解説を参照。

案件紹介 11

イノベーションの架け橋、日本からセルビアへ

技術協力（第1フェーズ（2022年8月～2023年2月）、第2フェーズ（2024年7月～2025年8月））

スタートアップ企業の海外展開支援に係る情報収集・確認調査（NINJA Serbia フェーズ2）

セルビア

若年層を中心とした高い失業率が課題となっているセルビアでは、サービス業中心の産業構造からの脱却を目指しており、ICT分野を含む新産業の創出を通じた国内産業の育成と雇用創出が急務とされています。これに対応すべく、セルビアでは、スタートアップとそれを取り巻く投資家、公的機関、企業などの様々なアクターがネットワークを作り、発展していくエコシステムの形成が進みつつあります。一方で、同国のスタートアップは制度面や資金調達面など、依然として多くの課題を抱えています。

こうした中、日本はアフリカで始めた「Project NINJA（Next Innovation with Japan）」をセルビアにおいても実施し、スタートアップ支援に取り組んでいます。2022年から2023年にかけて実施した調査を通じ、セルビアのスタートアップ環境がまだ黎明期にあること、また、さらなる成長の鍵は海外展開にあることが明らかになりました。同結果を受け、2024年には、アジア地域を含む海外市場の分析などを通じ、セルビアにおけるスタートアップの海外展開を促進するための公的支援の在り方を検討しました。また、海外進出のきっかけ作りとして、海外進出を希望するセルビアのスタートアップ5社を対象に、当該企業の関係者を日本およびシンガポールに招聘し、ワークショップの実施や分野別のコンサルテーションを実施しました。

本件の関係者からは、「セルビアのスタートアップは、Project NINJAを通じて、海外展開戦略を練り、日本やシンガポールとのネットワークを築く好機を得ました。さらに、日本とシンガポールで生まれたイノベーションは偶然ではなく、共同ビジョンと知識への投資の結果と知ることができました。」との声が聞かれています。日本は、今後もProject NINJAを全世界に展開していくことで、各国において質の高い雇用創出の契機となるスタートアップの成長を促進し、ビジネスを通じて途上国の社会課題の解決を図ります。

科学・技術開発・イノベーション省とJICA専門家の協議の様子（写真：JICA）

東京都が主催するアジア最大級のスタートアップに関する国際会議「Sustainable High City Tech Tokyo 2025」に参加したセルビアのスタートアップ（写真：JICA）

6 中央アジア・コーカサス地域

東アジア、南アジア、中東、欧州、ロシアを結ぶ地政学的な要衝に位置する中央アジア・コーカサス地域は、石油、天然ガス、ウラン、レアアースなどの豊富な天然資源を産出する重要なエネルギー輸送路に位置していることから、エネルギー安全保障の戦略的な観点からも重要な地域です。特に、2022年2月のロシアによるウクライナ侵略以降、中央アジア・コーカサス地域は、ロシアを経由しない欧州と東アジア地域との連結性の要として注目されています。

1991年の独立以降、中央アジア・コーカサス諸国は市場経済体制への移行と経済発展に向け取り組んできていますが、旧ソ連時代以来の経済インフラの老朽化や、一層の市場経済化に向けたビジネス人材の育成、保健・医療などの社会サービスを提供する体制構築等の課題を抱えています。また、内陸に位置する同地域は、地政学的に周辺の大国の影響や近隣諸国の治安の影響を受けやすく、アフガニスタンなどの紛争地域から帰還した人々の再統合に伴う社会不安が懸念されています。さらに、違法薬物などの越境取引に対する国境管理および税関手続の強化等も求められています。

高い成長と人口増を続ける中央アジア・コーカサス地域との協力は、国際的な環境が急激に変化していく中で、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序を維持・強化していく観点からも、重要性を増しています。

日本の取組

日本は2004年、中央アジアの発展には地域間の協力が不可欠であるとの認識から「中央アジア＋日本」対話を立ち上げました。自由で開かれた国際秩序を維持・強化するパートナーである中央アジアの平和と安定に寄与することを目的に、日本が触媒となり、中央アジア諸国が主体となった域内協力を促進しています。「中央アジア＋日本」対話の枠組みで、これまでオンラインを含め10回の外相会合を行ったほか、政府関係者による高級実務者会合（SOM）やビジネス対話に加え、麻薬対策・国境管理、観光などをテーマとした専門家会合、中央アジア・コーカサスとの連結性等をテーマとした東京対話（有識者による公開シンポジウム）を実施するなど、政治や経済、人的交流を始めとする様々な分野での協力を促進しています。

2025年1月末から2月初旬にかけて、長島総理大臣補佐官（当時）は、石破総理大臣（当時）の特使として、中央アジア5か国（ウズベキスタン、カザフスタン、キルギス、タジキスタンおよびトルクメニスタン）を訪問し、それぞれの国の関係者と「中央アジア＋日本」対話を通じた協力や、政治、経済、文化など幅広い分野における日本と中央アジアの国々との関係について意見交換を行いました。

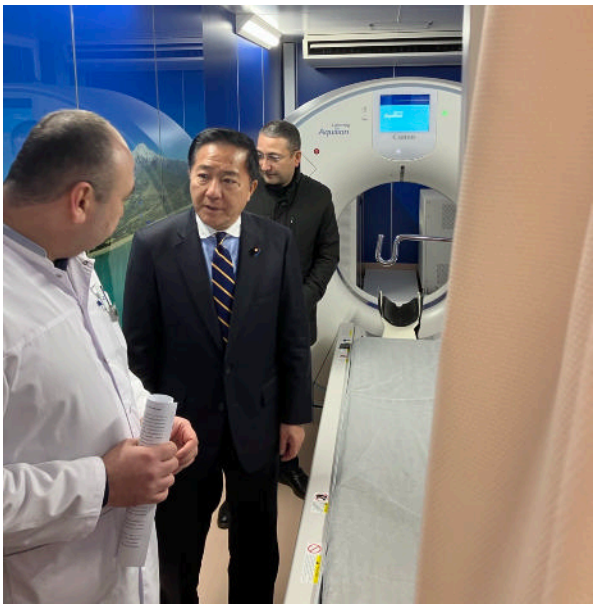

ウズベキスタンに供与された、CTスキャンの視察を行う長島総理補佐官（総理特使）（当時）

8月には、岩屋外務大臣（当時）がカザフスタンおよびウズベキスタンを訪問し、戦略的パートナーである両国それぞれと経済や開発協力を始めとする様々な分野において協力を強化していくことや、「中央アジア＋日本」対話・首脳会合の開催に向けた協力などについて協議を行いました。

9月には、武藤経済産業大臣（当時）が中央アジア5か国との間で、第2回「中央アジア＋日本」対話・経済エネルギー対話を開催し、日本が作成した中央アジア各国の「中央アジアの脱炭素化に向けたロードマップ」を各国大臣と共有するとともに、現実的なエネルギートランジションの重要性を共有しました。

12月20日、東京において、「中央アジア＋日本」対話（CA＋JAD、Central Asia plus Japan Dialogue）／カジャッド）・首脳会合が初めて開催され、高市総理大臣、トカエフ・カザフスタン大統領、ジャパロフ・キルギス大統領、ラフモン・タジキスタン大統領、ベルディムハメドフ・トルクメニスタン大統領、ミルジヨーエフ・ウズベキスタン大統領が参加しました。高市総理大臣から、中央アジア５か国の産業高度化・多角化を後押し、日本と中央アジアの互恵関係を強化するための「CA＋JAD（カジャッド）東京イニシアティブ」の立ち上げを宣言しました。中央アジア各国首脳からは、重点協力３分野であるグリーン・強靭化、コネクティビティ、人づくりにおける日本側イニシアティブの協力・支援に対する謝意が示されました。また、日本と中央アジアの互恵的なプロジェクトを組成していくことに意欲が示され、重要鉱物を含む資源・エネルギー開発、気候変動対策、エネルギートランジション、防災、物流や運輸に関する連結性、人材育成、保健・医療分野等の重点協力３分野における日本とのさらなる協力と連携の強化について高い関心が示されました。

「中央アジア＋日本」対話・首脳会合（写真：内閣広報室）

これらの取組とあわせ、日本は、中央アジア・コーカサス地域の自由で開かれた持続可能な開発に向け、民主主義・市場経済発展、経済・社会インフラ整備、連結性の強化、国境管理、麻薬対策などの協力を行っています。

連結性の強化や国境管理に関しては、カスピ海ルートの整備に取り組んでいます。例えば、中央アジア・コーカサス地域では各国で税関システムが異なり、国境を通過する度に煩雑な手続や検査に相当の時間を要しています。こうしたコストを低減するため、日本は、税関分野での国際協力に取り組む世界税関機構（WCO）と連携して、中央アジア・コーカサス地域の税関職員を対象とした通関の効率化につながる協力を行っています。WCOとは、小型武器等の非合法な流通を防止するための支援でも連携しています。また、グローバル・インフラ投資パートナーシップ（PGII）の枠組みで、日本を含むG7はカスピ海ルートの整備に関する協力を行っています。

人材育成に関しては、1993年以降、日本は、中央アジア・コーカサス諸国から保健、農業、教育などの分野の研修員約１万3,764人を受け入れるとともに、これら諸国に約9,260人の専門家・調査団員を派遣しています。また、市場経済移行期から、人材育成奨学計画（JDS）を通じて各国の若手行政官の日本留学を支え、JICA開発大学院連携プログラムの開講、日本人材開発センターによるビジネス人材育成などを通じて、国造りに必要な人材の育成に協力してきました。

社会サービスの提供については、これら諸国において保健・医療体制の強化や、衛生状況の改善に関する事業を進めてきました。直近の例として、ウズベキスタンでは、タシケント市において脳神経センターを建設し医療機材を整備するとともに、サマルカンド市とブハラ市の医療施設の機材を整備し、同国の脳神経疾患患者などへの高度医療サービスの提供を可能とするための借款の供与を決定しました。また、医療機材の老朽化や不足の著しいキルギスに対しては、地方での巡回医療が可能な医療コンテナ２台を供与することを決定しました。カザフスタンについては、白血病を含むがんなど、旧ソ連時代に行われた原水爆核実験の被爆の影響に苦しむ住民が多く存在する一方で、医療機材の老朽化が進み、適切な診療を受けることが困難となっていることを踏まえ、MRIやCTスキャナなどの医療機材を供与することを決定しました。タジキスタンにおいては、安全かつ安定的な給水サービスを確立できるよう、井戸、高架水槽、送排水管網を建設しています。

2023年９月のアゼルバイジャンによるナゴルノ・カラバフでの軍事行動を受けて、10万人以上の避難民がアルメニアに退避するなど、紛争による影響を受けるコーカサス地域では、これら避難民とホストコミュニティのこどもたちの抱える心的ストレスを軽減し平穏な日常生活への復帰を可能とするよう心的ケアの実施のための支援を、国連児童基金（UNICEF）を通じて行っています。

案件紹介 12

日本の技術で実現！ 中央アジアの大動脈を「安全・迅速」に

無償資金協力（2019年9月～2023年6月）

ドゥシャンベ－ボフタル道路における キジルカラ－ボフタル間道路改修計画

タジキスタン

タジキスタンは、輸送の９割以上を道路交通に依存しています。首都ドゥシャンベとアフガニスタン国境を結ぶ幹線道路は、中央アジア地域全体の安定と繁栄においても重要な役割を担う一方で、老朽化が著しく、２車線構造は交通量増加に対応できていませんでした。そのため、特に南部の主要都市ボフタル市街地周辺では貨物車と農耕車、歩行者が混在し、慢性的な渋滞と事故の危険性が深刻な課題となっていました。

そこで日本は、将来の交通量の増加にも耐えうるよう、ドゥシャンベとボフタルを結ぶ道路の一部である、ハトロン州のキジルカラ－ボフタル間の道路（9.2kmの区間）について、既存の２車線から４車線へと拡幅し、耐久性の高い日本の技術を用いて舗装を強化する協力を開始しました。さらに、歩道や夜間照明、日本の国道で用いられる減速路面標示も導入し、地域に暮らす人々の安全な交通を確保しました。

この道路改修により、ドゥシャンベ－ボフタル間の移動時間が従来と比べて、２から３割ほど短縮され、住民の日常的な移動や貨物輸送の効率性が大幅に改善されました。現地の住民からは「市場や学校へのアクセスが容易かつ安全になった」、「歩道や街路灯の設置によって、夜間も安心して通行できるようになった」、「歩道に沿った柵が設けられたことで家畜が道路に立ち入らなくなり、事故が減った」、「道路舗装が改善されたことで車両の故障や修理頻度が低下した」といった喜びの声が聞かれています。日本は、今後も、強靭で安全なインフラ整備を通じて、タジキスタンの持続的な経済成長と人々の生活の安定を支えていきます。

工事中の道路。道路は舗装されておらず、歩道も設置されていなかった。（写真：JICA）

工事終了後の道路。歩道や柵、中央分離帯、夜間照明が設置され交通の安全性が確保された。（写真：JICA）

7 中東・北アフリカ地域

日本は原油輸入の約９割を中東・北アフリカ地域に依存しており、世界の物流の要衝でもある同地域は、日本の経済とエネルギーの安全保障の観点から、極めて重要です。また、高い人口増加率で若年層が拡大し、今後成長が期待される潜在性の高い地域です。

同時に、中東・北アフリカ地域は、様々な不安定要因や課題を抱えています。パレスチナでは、2023年10月７日のイスラエルとパレスチナ武装勢力間の衝突発生以降、特にガザ地区の人道状況が極めて深刻化しており、その影響がレバノン、シリアを始めとする域内の情勢に波及しています。また、イランをめぐる緊張の高まり、シリアにおける戦闘継続による難民・国内避難民の発生などが、周辺国も含めた地域全体の安定に大きな影響を及ぼしています。2021年８月のタリバーンによる国内制圧後は、同国および周辺国においても人道的ニーズが高まっています。「イラクとレバントのイスラム国（ISIL）」のような暴力的過激主義の拡散のリスクも今なお各地に残存しています。近年では地震や洪水といった大規模な自然災害にも重ねて見舞われており、人道・治安状況の悪化も懸念されています。

国際社会の責任ある一員として、日本はこれまで、ODAなどを通じて、中東・北アフリカ地域の平和と安定に大きく貢献してきています。今後もこれまで各国と築いてきた良好な関係をいかし、この地域の緊張緩和と安定化に向け、経済的支援や人材育成などを通じて積極的な外交努力を展開していきます。

日本の取組

■ 中東和平（パレスチナ支援）

日本は、パレスチナに対する支援を中東和平における貢献策の重要な柱の一つと位置付け、1993年のオスロ合意以降、約26億ドルの支援を実施しています。具体的には、東エルサレムを含むヨルダン川西岸地区の社会的に弱い立場に置かれる人々やガザ地区の紛争被災民に対して、その厳しい生活状況を改善するため、様々な人道支援を行ってきました。

2023年10月７日のイスラエルとパレスチナ武装勢力間の衝突発生以降、特にガザ地区における人道状況は著しく悪化しています。日本は、国際機関やNGOを通じたものを含め、食料、保健などの分野で人道支援を実施しています。例えば、2025年３月、国連児童基金（UNICEF）と連携し、ガザ地区およびヨルダン川西岸地区のこどもや女性に対する保健・栄養サービスに係る支援を決定しました。また、８月には国連世界食糧計画（WFP）と連携した食糧援助を決定しました（53ページの「案件紹介」も参照）。さらに、早期復旧支援として、国連開発計画（UNDP）を通じた、がれき除去支援や廃棄物処理、保健、インフラなどの復旧に必要な資機材の供与等を実施しています。

加えて、日本は、将来のパレスチナ国家建設やパレスチナ経済の自立化を支援すべく、パレスチナの人々の生活の安定・向上、財政基盤の強化や行政の質の向上に向けた幅広い取組を行っています。例えば、東アジア諸国のリソースや経済発展の知見をいかしてパレスチナの国造りを支援すべく、2013年に日本が立ち上げた地域協力枠組として「パレスチナ開発のための東アジア協力促進会合（CEAPAD 注26）」があります。2025年７月、日本は、ASEAN関連外相会議に際し、CEAPADの第４回閣僚級会合を開催し、マレーシアとパレスチナとの三者による共同議長声明を発表するとともに、パレスチナのニーズとCEAPADのメンバー 注27 がそれぞれの強みをいかす15の支援分野を示したCEAPAD Ⅳクアラルンプール行動計画を採択しました。岩屋外務大臣（当時）は、ガザ情勢を含めパレスチナがかつてない困難に直面し、喫緊の人道ニーズと膨大な早期復旧・復興ニーズが生起する中、CEAPADの枠組みを通じた連携を活性化し、パレスチナ支援の拡大と手段の多様化を図ることの意義を強調しました。その上で、多様な経験を有する東ア

注26 Conference on the Cooperation among East Asian countries for Palestinian Developmentの略称。

注27 第４回閣僚級会合の参加国・地域および機関は、日本のほか、マレーシア、パレスチナ、ブルネイ、カンボジア、インドネシア、韓国、ラオス、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム、東ティモール、国連パレスチナ難民救済事務所（UNRWA）、イスラム開発銀行の13か国・地域、２機関。

ジア諸国が、それぞれの強みをいかして、人道支援のみならず、パレスチナの復興や発展の各段階で協力していくことがCEAPADの強みであると発言しました。

同年９月、岩屋外務大臣（当時）は、パレスチナ支援調整委員会（AHLC 注28）閣僚級会合に参加し、上記のCEAPADなどの日本独自の取組について紹介し、AHLCで唯一のアジアのメンバー国として、国際社会の架け橋となりパレスチナを積極的に支援していく決意を表明しました。さらに、岩屋外務大臣（当時）は、ベルギー、デンマーク、フランス、アイスランド、アイルランド、ノルウェー、サウジアラビア、スロベニア、スペイン、スイスおよび英国の外相と共に共同声明を発出し、パレスチナが直面している緊急かつ前例のない財政危機に対応するための「パレスチナ自治政府の財政持続可能性のための緊急連合」の立ち上げを発表しました。

岩屋外務大臣（当時）は、2025年９月に開催された国連パレスチナ難民救済事業機関（UNRWA）支援閣僚級会合に出席し、パレスチナ難民を支えるかけがえのない柱であるUNRWAに対し日本は70年以上にわたる支援をしてきていると述べ、UNRWAのガバナンス改善に向けた取組を後押しするとともに、国際社会と緊密に連携し、UNRWAの活動を支え、パレスチナ難民支援に全力で取り組む決意を表明しました。

パレスチナのジフトリック村において、こどもたちへの指導方法の研修を受けた若者たちによる活動の様子（写真：特定非営利活動法人国境なき子どもたち（KnK））

2026年１月、茂木外務大臣はパレスチナを訪問し、シェイク副大統領およびムスタファ首相と会談を行いました。茂木外務大臣は「二国家解決」への日本の一貫した支持と、ガザ再建およびパレスチナの国造り支援に対する日本の立場を説明し、シェイク副大統領から、日本の長年の支援と「二国家解決」へのコミットメントに対する謝意が述べられました。ムスタファ首相との会談では、茂木外務大臣から、ガザにおける深刻な人道状況の継続に対する懸念を表明した上で、日本は「平和を支える取組」を通じて、ガザ再建に向けた国際的な取組に積極的に参加していく旨述べました。また、茂木外務大臣は、ヨルダン川西岸地区のパレスチナ難民の状況や日本によるパレスチナの国造り支援の現場を視察するため、ラマッラ近郊に所在するジャラゾン難民キャンプを訪問し、同キャンプの現状や課題、JICAとの協力状況について説明を受けました。同キャンプの代表者からは、ヨルダン川西岸地区の難しい状況の中にあっても、日本の支援が希望を与えてくれているとして、謝意が表明されました。

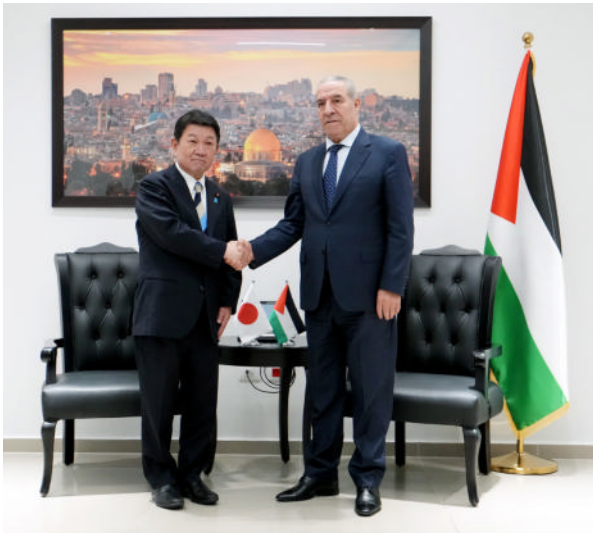

茂木外務大臣とシェイク・パレスチナ副大統領の会談

茂木外務大臣によるジャラゾン難民キャンプ視察

注28 Ad Hoc Liaison Committeeの略称。1993年のオスロ合意に際して国際社会が提供した支援をドナー間で調整するために設立。ノルウェーが議長国を務め、各国・機関が参加。主要ドナーが一堂に会しパレスチナ支援を協議する唯一の定期的会合。日本はアジアの中で唯一のメンバー国。

■ シリア・イラクおよびその周辺国に対する支援

2011年3月のシリア危機発生以降、シリアの人道状況は悪化の一途をたどり、2024年12月以降のシリア情勢の変化後も、依然として深刻な人道状況が継続しています。支援を必要とする人々は約1,650万人と推定されており、これに加え、国内避難民と帰還民の増加により、安全な住環境や住居の確保がますます必要となってきています。

こうした状況に対応するため、2025年3月、日本は、UNICEFと連携したシリアの保健分野に関する支援のほか、同年8月には、国連人間居住計画（UN-Habitat）と連携し、アレッポ県やホムス県の社会インフラの修復などの支援を決定しました。

また、日本は、人材育成や難民の自立支援に向けた取組も行っています。日本は、将来のシリア復興を担う人材を育成するため、2017年度から2025年12月までに「シリア平和への架け橋・人材育成プログラム（JISR）」注29の下での留学生と国費留学生合わせて144人のシリア人留学生を受け入れました。

イラクに対しては、日本は、イラク経済の根幹である石油・ガス分野や基礎サービスである電力・上下水道分野において、円借款などを通じた支援を実施しています。2025年10月には、借款額5,700億円と中東地域向け最大の円借款事業「バスラ製油所改良計画」の完工式が、スーダーニー・イラク首相および遠藤駐イラク日本国大使隣席の下開催されました。また、イラクが安定した民主国家として自立的に発展するため、ガバナンス強化、保健や教育といった分野での支援、女性のエンパワーメントにも取り組んでいます（イラクにおける災害復興・教育支援については、125ページの「案件紹介」も参照）。

ヨルダンは、治安が不安定な国や地域に囲まれ、特に昨今は中東地域全体の不安定化および周辺国の情勢悪化等に伴うテロの危険性の高まりや国境を越えた犯罪増加などが懸念されています。このため、ヨルダンの国境管理強化は喫緊の課題となっています。2025年9月、日本は、ヨルダンに対し、日本製の治安対策機材などの供与を決定しました。また、日本は「日・ヨルダン・パートナーシップ・プログラム」に基づき、イラク難民の受入れやイラク復興支援において重要な役割を果たしているヨルダンにおいて、イラクを始めとする近隣諸国の人材育成のための研修を行っています。さらに、2011年のシリア危機発生以降、ヨルダンは多くのシリア難民を受け入れており、日本はシリア難民およびホストコミュニティ支援の一環として、上水道設備による安定的な水供給に向けた支援を実施しています。また、幹線道路の維持管理や社会セクターに対する支援など、ヨルダンの経済・財政の安定化に向けた支援を行っています。

イラクに対する円借款「バスラ製油所改良計画」にて完成したプラント

■ イエメン支援

イエメンでは、紛争の長期化により、全人口の約6割が何らかの人道支援を必要とする「世界最悪の人道危機の一つ」に直面しています。こうした中、2015年以降、日本は、主要ドナー国として、国際機関を通じて総額約4.7億ドル以上の人道支援を実施してきました。2025年もこうした人道支援に加え、NGOを通じた支援、イエメンからの国費留学生の受入れやJICAによる主にイエメン人行政官を対象とした研修

注29 2016年5月に日本が表明した中東支援策の一つで、シリア危機により就学機会を奪われたシリア人の若者に教育の機会を提供するもの。ヨルダン、レバノンに難民として逃れているシリア人の若者を対象に、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）の協力を得ながら実施している。

など、イエメンの人材育成を目的とした日本での高等教育・研修を実施しています。7月には、WFPを通じた食糧援助に加え、国連移住機関（IOM）と連携し、技術・職業訓練校の整備や研修などを実施することを決定しました。また、アデン港における物流の効率化に向けた支援も実施しています。

■ アフガニスタン支援

アフガニスタンでは、人々の行動に厳しい制約を課す、いわゆる「勧善懲悪法」が2024年8月に公布されるなど、女性・女児の権利に対する制限の強化を始めとしたタリバーンによる抑圧的な政策の影響もあり、同国の人道状況は依然として深刻です。日本は国際社会と協調して、状況改善に向けたタリバーンへの働きかけを継続するとともに、G7を始めとする国際場裡（り）で積極的な人道支援の方針を表明し、アフガニスタンに安定をもたらすことの重要性を強調してきています。

具体的には、2021年8月以降、日本は、保健、水・衛生、食料、農業、教育などの分野で支援を行っており、この中には、UNDPを通じた女性と若者の生計向上支援や、国連人口基金（UNFPA）や国際家族計画連盟（IPPF）を通じた主に女性を対象とした母子保健や性と生殖に関する健康サービスの支援、UNICEFを通じたこどもたちに対する保健・衛生等の支援、国連薬物・犯罪事務所（UNODC）を通じた違法薬物対策支援、UN-Habitatを通じた都市部の生活環境改善支援が含まれています。また、2025年9月、アフガニスタン東部で発生した地震により、甚大な被害が生じていることを受け、テントや毛布などの緊急援助物資を供与しました。さらに、食料、保健・医療および水・衛生の分野で、国際機関を通じた100万ドルの緊急無償資金協力を実施しました。

日本は2001年以降、アフガニスタンの持続的・自立的発展のため、2度の閣僚級支援会合の主催（2002年、2012年）や、人道、保健、教育、農業・農村開発、女性の地位向上など、様々な分野で開発支援を行ってきました。今後のアフガニスタン支援については、国際社会と緊密に連携しながら、自立した経済の確立や女性のエンパワーメントなども念頭に、アフガニスタンの人々のニーズをしっかりと見極めた上で適切に対応していきます。

■ 北アフリカ地域への支援

エジプトでは、エルシーシ大統領主導の下、就学前教育から大学院に至るまで、日本式教育の導入による教育・人材育成が進められているほか、交通インフラ分野の支援、保健、投資・ビジネス環境の改善など幅広い分野において支援を行っています。

2025年8月には、スエズ運河の拡張計画の策定に必要な調査や維持管理業務、座礁事故時の救助作業を行うための潜水作業支援船の整備、同年9月には、カイロ地下鉄四号線の整備を進めるためにこれまで実施した円借款に引き続き4回目の円借款の実施を決定しました。また、11月には日本が建設から遺物修復、運営・展示に係る支援を行った大エジプト博物館が正式開館しました。

2025年11月、大エジプト博物館正式開館式典に総理特使として出席した国光外務副大臣（写真左）

チュニジアでは、気候変動の影響を受けて、全国的に深刻な水不足が生じており、水不足への影響緩和や渇水への適応が国家戦略として掲げられています。こうした状況等を踏まえ、日本は水や電力などの分野でチュニジアの社会・経済インフラ整備を支援してきています。

水揚量や漁船数が増加し、流通先も多様化するモロッコでは、水産物の衛生管理や漁港の機能強化などが喫緊の課題となっています。2025年1月、日本は、モロッコのスイラケディマ漁港の施設および機材の拡充に向けた支援を実施することを決定しました。

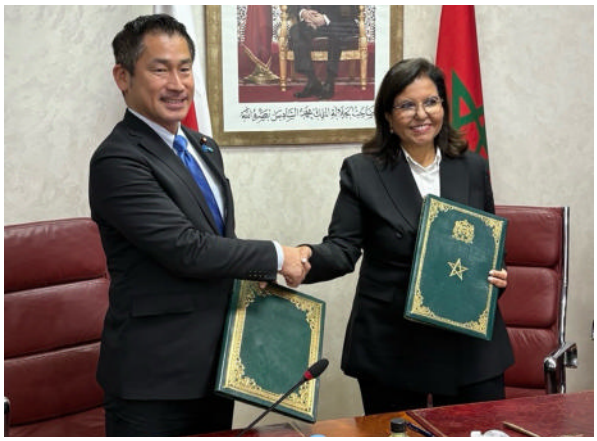

2025年12月、モロッコを訪問し、無償資金協力「スイラケディマ新世代漁港整備計画」（追加贈与）に関する書簡の署名・交換を行った大西外務大臣政務官

案件紹介 13

日本つながりで届ける、クルド自治区の学校支援

日本NGO連携無償資金協力（2024年3月～2025年10月）

エルビル県地震で倒壊した校舎の再建と教育の質向上プロジェクト

イラク

イラクでは長年の戦争や経済制裁、「イラク・レバントのイスラム国（ISIL）」の侵攻などの影響で社会インフラが深刻な被害を受けました。その影響は教育環境にも及び、小中学校の卒業率は全国平均で7割に満たず、15から29歳の若者の失業率は約30%に上ります。教育の中断と高い失業率が若者の社会的・経済的脆弱性を高め、国の発展に負の影響を及ぼしています。さらに、2023年2月のトルコ南東部を震源とする地震は、イラク北部に大きな被害をもたらしました。

本事業では、認定NPO法人IVYとの協力の下、エルビル県ドゥスタパ村において同地震で倒壊した村唯一の学校を再建しました。丈夫なコンクリート製の校舎に建て替えるとともに、これまで通っていた小中学生に加え、高校生も授業を受けられるよう教室数を拡充し、村で初めての高校を開校しました。また、同県内8校の教員に対し、日本で行われている学級会や特別活動、道徳教育の実践手法を盛り込んだ研修を行い、生徒の主体性を育めるよう指導力の向上を図りました。ドゥスタパ村の校長先生からは「生徒は安心安全に通学でき、学力も向上した」、生徒からも「クラス内で意見を共有して課題を解決し、積極的に授業に参加できるようになった」との声が聞かれています。

さらに、同校では、現地の日系企業と連携し、落成式や授業参観に企業関係者を招いて交流を深めたほか、図書の寄贈や図書室の整備、生徒による日系企業の見学など、日本的な要素を取り入れながら多角的な支援を継続しています。こうした日系企業との交流や、生徒の主体性を高める日本式の教育は、生徒の学習意欲向上のみならず、イラクにおける親日感情の醸成にもつながっています。

小学校図書室における生徒の親や日系企業関係者による授業の参観（写真：認定NPO法人 IVY）

日系企業での会社見学で建設機械についてオペレーターから説明を聞く生徒たち（写真：認定NPO法人 IVY）

8 アフリカ地域

2050年には世界の人口の4分の1を占めると言われるアフリカは、若く、希望にあふれる大陸です。豊富な資源と経済市場としての高い潜在性を有しており、ダイナミックな成長が期待されています。一方、貧困、脆弱な保健システム、テロ・暴力的過激主義の脅威の高まりなど、様々な課題にも直面しています。また、アフリカは、洪水、干ばつなどの異常気象による被害、農業や人々の健康への影響など、気候変動による最も深刻な影響を受ける地域の一つと言われています。

アフリカの国々は今、アフリカ自身の開発アジェンダである「アジェンダ2063」注30に基づき、持続可能な開発に取り組んでいます。国際社会において分断が深刻化し、国際秩序が大きな挑戦に直面している中で、アフリカ自身も着実に経済成長を遂げてきています。これに伴い、国際社会におけるアフリカの位置付けも大きく変化してきており、国際社会における主要なプレーヤーとして、その重要性と発言力がますます高まっています。さらに、気候変動の例のように、アフリカの課題は世界の課題と結び付いているとも言え、こうした観点からも、アフリカ諸国と協力し、日本とアフリカ、国際社会が直面する様々な課題への解決策を共に創り上げていくことが重要です。

日本の取組

■ アフリカ開発会議（TICAD）

日本は、冷戦終結後、アフリカ支援に対する先進国の関心が低下する中でアフリカの重要性を論じ、その実行の証としてアフリカ開発に関するフォーラムであるアフリカ開発会議（TICAD）用語解説を1993年に先駆的に立ち上げました。以降、30年以上にわたり、アフリカが主導する開発を後押しするとの考えの下、アフリカ諸国の「オーナーシップ」、国際社会による「パートナーシップ」の重要性を一貫して提唱してきました。この共通理念を通底させつつ、アフリカの開発ニーズや国際潮流に合わせて、注目するべきテーマなどを絶えず進化させ、アフリカ開発に携わる国際機関、民間企業、市民社会などを幅広く巻き込みながら、アフリカの開発にとって真に実のある議論を行ってきました。

1989年に世界最大の援助供与国となった日本は、1993年にTICAD Ⅰを開催し、「アフリカの自助努力」の必要性や、南南協力の推進について議論を行い、これが国際社会のアフリカに対する関心を呼び戻すきっかけとなりました。続く1998年のTICAD Ⅱにおいては、アフリカの「貧困削減と世界経済への統合」をテーマに掲げ、経済・社会分野における開発と、その基盤となる平和・安定のための取組について議論しました。

2000年代に入り、国連のミレニアム宣言や人間の安全保障委員会最終報告（2003年）において、アフリカは、貧困、飢餓、感染症、教育の不足などの深刻な問題に依然として直面している大陸であると指摘されました。人間の安全保障は、2003年のTICAD Ⅲにおける TICAD10周年宣言に盛り込まれ、2008年のTICAD Ⅳではアフリカ開発における重点事項とされ、以後、アフリカ開発における重要な考え方の一つとなりました。また、2001年には、アフリカの「オーナーシップ」の発露と言える「アフリカ開発のための新パートナーシップ（NEPAD）注31」が発足し、TICAD Ⅲにおいて、アフリカ自身の取組を後押しすべくNEPADに支援を結集することが合意されました。

その後、アフリカは、豊富な資源と高い人口率増加を背景に低所得国から中所得国へ発展した国が増え、高い経済成長率を維持する国々を擁する大陸となりました。これに伴い、2013年のTICAD Ⅴでは「援助から投資へ」を掲げ、以後、アフリカを援助の対象として捉えるのではなく、「ビジネスパートナー」とし

注30 「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択された2015年、アフリカ連合（AU）総会において採択。

注31 New Partnership for African Developmentの略称。2001年7月にアフリカ統一機構（OAU）（現アフリカ連合（AU））総会において、アフリカ自身によるアフリカ開発のためのイニシアティブとして採択された「新アフリカ・イニシアティブ」が改称されたもの。2019年にAUDA-NEPAD（アフリカ連合開発庁-アフリカ開発のための新パートナーシップ）へ改組された。

開発協力トピックス 3

第９回アフリカ開発会議（TICAD 9）の開催：革新的課題解決策の共創

2025年8月20日から22日にかけて、第９回アフリカ開発会議（TICAD 9）[注1]が横浜で開催されました。

TICADは、1993年から開催されてきた、アフリカの開発をテーマとする首脳級の国際会議です。日本政府主導の下、国連、国連開発計画（UNDP）、世界銀行およびアフリカ連合委員会（AUC）と共同で開催しています。今回で第９回目となった本会議には、33名の首脳級を含むアフリカ49か国、共催者、国際機関、民間企業および市民社会が参加しました。日本の技術と知見を活用した「革新的課題解決策の共創」をテーマに、経済、社会、平和と安定の３分野について、活発な議論が行われました。また、今回のTICADでは、分野横断的な重要事項として、「民間セクター主導の持続的な成長」、「若者・女性」、「地域統合および域内外の連結性」に焦点が当てられたことも特徴です。3日間の議論の成果は、「TICAD ９横浜宣言」[注2]にまとめられ、最終日に採択されました。

会議において、石破総理大臣（当時）は、(1) アフリカへの投資促進、(2) 民間資金動員の促進、(3) AI・DXの活用と鉱物資源サプライチェーン強靭化を含む産業協力強化、(4) アフリカ域内外の連結性強化、(5) 保健政策の強化、(6) 若者・女性に焦点を当てた人材育成・人材交流、(7) アフリカの平和と安定に向けた取組の進展の計７つの分野につき、今後日本としての取組を加速することを表明しました。

中でも、具体的な成果の一つとして表明した「インド洋・アフリカ経済圏イニシアティブ」[注3]は、若い人口と多くのエネルギー資源を擁し、今後の世界経済を牽引する可能性を秘めたインド洋・アフリカ経済圏のダイナミズムを、日本の活力にもつなげていくための取組として注目を集めました。インドや中東を拠点にアフリカに進出する日本企業を後押しすることで、日本経済への環流を図るとともに、インド洋諸国と協働し、地域間の連結性強化と自由で公正な経済圏の構築を目指し、アフリカの域内統合や産業発展に貢献していくことを目的としています。地域の連結性の強化に向けた具体的な案件として、内陸国のザンビア、マラウイからモザンビークのナカラ港を経てインド洋とつながるナカラ回廊において、地域の輸送インフラ整備・強化および産業振興を進める広域オファー型協力「ナカラ回廊開発によるグローバル・サプライチェーンの強靭化」[注4]の立ち上げを発表しました。

加えて、TICAD ９では、日本企業のアフリカに対する関心の高まりを背景に、ビジネス関連の議論や交流も活発に行われました。21日に開かれた官民ビジネス対話では、アフリカにおける「経済多角化」、「地域内統合・連結性および域外連結性」、「ファイナンス強化」をテーマに、自由闊達な議論が展開されました。また、日本とアフリカの官民間で、前回（TICAD 8）の3倍超となる324件に上るビジネス関連の協力文書への署名[注5]が披露されるとともに、日本とアフリカの経済連携強化に関する産学官検討委員会の設置も発表されました。このほか、アフリカとのビジネス拡大を目的として、独立行政法人貿易振興機構（JETRO）が「TICAD Business Expo & Conference」を実施しました。同イベントには、日・アフリカ双方の企業関係者など約１万人が参加し、ビジネス交流の場として大きな盛り上がりを見せました。

石破総理大臣（当時）が閉会式で成果文書を採択する様子（写真：内閣広報室）

閉会式で、共同議長を務めたアンゴラのロウレンソ大統領と握手をする石破総理大臣（当時）（写真：内閣広報室）

日本は、30年以上続くTICADプロセスにおいて、アフリカの開発ニーズや国際潮流に合わせて、注目すべきテーマやTICAD自体の在り方を絶えず進化させながら取り組んできました。同時に、アフリカ諸国の「オーナーシップ」と、国際社会による「パートナーシップ」の重要性に焦点を置いたTICAD独自のアプローチを、全てのTICADを通底する共通理念として、一貫して提唱してきました。アフリカで開催される次回のTICADに向けて、今後も、アフリカと共に解決策を創るべく、様々な課題に取り組んでいきます。

注1 外務省ホームページ　第９回アフリカ開発会議（TICAD 9）
https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/ticad/ticad9/index.html

注2 外務省ホームページ　TICAD ９横浜宣言
https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100893313.pdf

注3 外務省ホームページ「インド洋・アフリカ経済圏イニシアティブ」の発表
https://www.mofa.go.jp/mofaj/pageit_000001_02262.html

注4 広域オファー型協力「ナカラ回廊開発によるグローバル・サプライチェーンの強靭化」については、160ページの第Ⅴ部２（2）を参照。

注5 外務省ホームページ　TICAD ９ 署名披露式　登壇案件一覧
https://www.meti.go.jp/press/2025/08/20250822001/20250822001-2.pdf

TICAD 9参加首脳による写真撮影（写真：内閣広報室）

て位置付け、官民連携により貿易・投資を促進し、アフリカの成長を支えるべく議論を重ねてきました。加えて、TICAD VI（2016年）では「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）」の考え方を提唱し、TICAD 7（2019年）では民間企業を公式なパートナーとして迎え入れて官民の直接対話を実施し、TICAD 8（2022年）では「人への投資」を重視した取組を表明するなど、アフリカの成長と国際社会の動きを踏まえて、様々な側面からアフリカの開発に取り組んできました。

このように、日本はTICADを通じて、その時代ごとにアフリカが直面する課題や状況を踏まえ、アフリカ開発に係る議論を牽引（けん）してきました。過去8回のTICADを経て、2025年8月に開催したTICAD 9においては、日本の技術と知見をいかした「革新的課題解決策の共創、アフリカと共に」をテーマに、経済、社会、平和と安定の3分野について議論を行いました。特に、民間セクター主導の持続的な成長、若者・女性、地域統合および域内外の連結性を焦点に当て、インド洋・アフリカ経済圏イニシアティブ、ナカラ回廊広域オファー型協力、日・アフリカの経済連携強化に関する産学官検討委員会の設置などの取組を表明しました。また、「模擬アフリカ連合会議（模擬AU）」、「ユースドライブ（政策から行動へ、共創で未来を拓（ひら）く）」など、若者が主役となるテーマ別イベントも実施され、盛り上がりを見せました（TICAD 9については、127ページの「開発協力トピックス」、TICADの歩みについては、134ページも参照）。

2025年2月、エチオピアを訪問し、TICAD産業人材育成センターを視察する英利外務大臣政務官（写真右から2人目）

■ 経済

日本は、感染症の拡大、ウクライナ情勢などによる食料・エネルギー分野などにおける影響からのより良い回復を実現し、人々の生活を守るため、自由で公正な国際経済システムを強化し、アフリカの持続可能な発展を目指し、支援してきています。また、活力ある若者に焦点を当てるとともに、スタートアップを含めた民間企業の進出も後押ししています。

例えば、日本は連結性の強化に向け、三つの重点地域[注32]を中心に、「質の高いインフラ投資」[注33]の推進に取り組んでいます。また、TICAD 9の際には、世界経済の成長の中心となる潜在性のあるインド洋・アフリカ経済圏にて、インド、中東諸国といったインド洋を囲む国々と協働し、アフリカの域内統合や産業発展の貢献等を目指す「インド洋・アフリカ経済圏イニシアティブ」を発表しました。さらに、モザンビーク、マラウイ、ザンビアに対する広域オファー型協力「ナカラ回廊開発によるグローバル・サプライチェーンの強靭化」を立ち上げることも発表しました。この協力は、ナカラ回廊地域の輸送インフラ整備・強化および産業振興を図り、域内の連結性強化により同回廊の鉱物資源などの輸送ルートとしての価値を高め、同地域への投資促進や雇用創出により持続的な発展を実現することを通じて、日本の各種資源に係るグローバル・サプライチェーンを強靭化することを目的としています。

対モザンビーク円借款「ナカラ港開発計画」（写真：JICA）

加えて、アフリカの経済成長や安定した投資環境の実現のためには、人材育成が不可欠です。日本は、アフリカの産業、保健・医療、農業、司法、行政など幅広い分野において、2022年8月から2025年3月末までの3年間で約29万1,000人に研修の機会を提供しています。加えて、質の高い成長の実現に向けた「人への投資」として、これまでビジネスの推進に貢献する産業人材の育成を行ってきており、「アフリカの若者のための産業人材育成イニシアティブ（ABEイニシアティブ）」[用語解説]では、アフリカの若者に対し、日本で研修の機会を提供しています。ABEイニシアティブの研修生は、研修を終えた後に自国に戻り、日系企業に就職したり、起業したり、また、自国の行政機関や大学で要職に就くなど、日本で身に付けた専門的な知識や技能をいかして、自国の発展や日本企業の海外展開に貢献する好事例も生まれています。

また、日本は、アフリカの産業多角化やスタートアップの育成に向けた支援を行っています。例えば、ナイジェリアとの間では、TICAD 9の機会に、オファー型協力「スタートアップ支援による社会課題の解決と経済強靭化」を立ち上げることで一致しました。ものづくりや社会課題解決に携わるナイジェリアのスタートアップに資金供給を行うことで、イノベーションによる社会課題の解決と新規産業創出による産業多角化を図り、同国の経済強靭性の強化や、日本・ナイジェリア間の相乗効果の発揮を目的にしています。

一方、アフリカでは、紛争、テロ、政情不安等の治安面での課題、異常気象や自然災害等への脆弱性の問題、ロシアによるウクライナ侵略の長期化による影響、COVID-19にとどまらない感染症の蔓延など、多岐にわたる開発課題を抱えています。中でも、気候変動や物価高騰などの影響による食料・栄養安全保障状況の悪化は、中長期的な人づくりにも関わる深刻な問題として、喫緊の対応が求められています。このため、日本は、食糧援助などの短期的支援と、農業生産能力向上などの中長期的支援の双方を組み合わせ、各国の人間の安全保障の確保を支援してきました。2025年は、飢餓や食料不足、栄養失調といった食料不安が極めて深刻なサブサハラ・アフリカの26か国に対し、コメなどの穀物、豆類、植物油、魚缶詰などを供与するための無償資金協力を決定し順次実施しています。また、農業、畜産業、水産業におけるアフリカ食料安全保障イニシアティブにより、2.5億人分の食料生産、9.2万人の栄養改善、稲作人材の毎年5万人育成、小規模農家12万戸の所得向上など、強靭な食料システムの構築を支援していきます。加えて、2023年以降の3年間で20万人の農業人材育成を目指す能力強化支援や、水産業分野への支援なども行っています（オファー型協力については、160ページ

注32 東アフリカ・北部回廊、ナカラ回廊、西アフリカ成長の環にわたる3地域。
注33 45ページの第Ⅲ部1（3）を参照。

の第Ⅴ部2（2）を、ジンバブエにおける小規模農家のための生計支援の事例は36ページの「国際協力の現場から」を参照）。

ザンビア北部州において、日本の技術協力により建設された小規模灌漑施設がトウモロコシの増産につながり、同国における栄養状況改善に寄与した。（写真：JICA）

■ 社会

日本は、誰一人取り残すことのない社会をアフリカと共に創り上げ、国際社会の抱える課題解決につなげることを目指しています。この観点から、日本は、保健、教育、環境、防災などの分野において、アフリカと共に課題を解決すべく取り組んでいます。

保健分野において、感染症対策は引き続きアフリカの大きな課題です。日本は、感染症対策の拠点となる現場への支援を強化すべく、エチオピアに所在するアフリカ疾病対策センター（CDC）などとも連携しながら、医療人材の育成に取り組んでいます（ガーナにおけるドローンとAIを活用したマラリア予防事業は78ページの「匠の技術、世界へ」を参照）。

また、日本は、国際機関などを通じた支援や二国間支援を通じ、引き続きアフリカにおける保健システムの強化に取り組んでいます。TICAD 8からTICAD 9に至るまでの間、日本は、約35,000人の医療従事者や約11,000人の感染症対策に携わる医療関係者と研究者を養成しました。こうした支援を通じて、日本は、アフリカにおいて年間150万人に対する医療サービスの拡大に貢献しています。さらに、将来の公衆衛生危機に対する予防・備え・対応（PPR）も念頭に、「誰の健康も取り残さない」という信念の下、アフリカにおけるユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）注34の達成に向け貢献しています（コンゴ民主共和国における母子保健サービス強化の事例は73ページの「匠の技術、世界へ」を参照）。さらに、アフリカ各国自身が将来への投資として保健分野のガバナンス向上、投資環境整備、国内資源の投入に取り組む必要があります。このような取組を支援するために、TICAD 9において「アフリカ保健投資促進パッケージ」を立ち上げました。

また、世界中で持続可能な国際保健分野の取組の必要性と重要性の高まりを含む国際情勢や外交課題の変化を踏まえて、令和7年8月、オファー型協力に係る戦略文書を改定し、新たな戦略分野として「保健」を追加しました。

加えて、日本は、若者や女性を含め、質の高い教育へのアクセス向上に取り組んでいます。日本は、技術協力などを通じて就学促進、包摂性の向上、給食の提供などに取り組んできています。例えば、学校、保護者、地域社会と協働してこどもの学習環境を改善する「みんなの学校プロジェクト」注35は、TICAD 9で、アフリカの1,000万人のこどもたちの学びの場を改善することを表明しました（ウガンダにおけるNGOによるこどもの保護システム強化事業については150ページの「案件紹介」を参照）。

アフリカでは、急速に進む都市化に伴う様々な課題への対応も急務となっています。日本は、「アフリカのきれいな街プラットフォーム（ACCP）」注36の下で、2025年10月までに47か国233都市において、廃棄物管理を通じた公衆衛生の改善、脱炭素化やリサイクルを推進するとともに、JICA-JAXA熱帯林早期警戒システム（JJ-FAST）による森林の定期監視を行うなど、環境問題にも取り組んできました。また、防災分野においては、国連開発計画（UNDP）、国連プロジェクトサービス機関（UNOPS）、国連防災機関（UNDRR）などとの協調により、社会の災害に対する強靭性強化のための防災能力向上を支援するなどの取組を行っています。

注34 71ページの注61を参照。
注35 84ページの注81を参照。
注36 71ページの用語解説を参照。

モーリシャスのサンゴの保全・回復を目的に、JICA専門家と共に稚サンゴの養殖用着床具を設置している様子（写真：Rex Colimalay, Blue Bay Divers Diving Centre）

「ルサカ市きれいな街プロジェクト」の一環として、ザンビアの首都ルサカの廃棄物最終処分場において、ザンビアの関係者と共に重機の維持管理に取り組むJICA専門家（写真：JICA）

■ 平和と安定

アフリカにおける平和と安定の確保は、地域の人々の安全な暮らしを守り、各国の中長期的な経済成長を支えるという側面もありますが、同時に、遠く離れた日本にとっても重要です。例えば、アフリカで発生する紛争やテロによる波及的影響の予防につながるほか、アフリカ各国におけるビジネス環境の改善を通じた日本企業進出の促進などが挙げられます。こうした観点を踏まえ、日本は、（ⅰ）アフリカ主導の紛争予防と平和構築への協力、民主主義、（ⅱ）グッド・ガバナンス、法の支配の推進、（ⅲ）コミュニティ基盤の強化と女性・平和・安全保障（WPS）の主流化を支援しています。

具体的には、アフリカのPKO訓練センターにおけるPKO要員の能力強化やアフリカ連合（AU）などの地域機関への支援を通じ、アフリカ自身の仲介・紛争予防努力を後押ししています。2008年以降、日本はアフリカ15か国に所在するPKO訓練センターなどが裨益するプロジェクトに対し1.1億ドル以上の支援を行い、60人以上の日本人講師を派遣し、施設の訓練能力強化や研修の実施などを支援しています。また、PKO要員への支援枠組みである「国連三角パートナーシップ・プログラム（TPP）」にも拠出し、AUが主導する平和支援活動に派遣される要員への訓練を支援しています。2025年6月から8月まで、ウガンダ、ガーナ、ケニア、ザンビアに自衛隊員を派遣し、重機の操作や整備の教育を実施しました。

また、アフリカの角地域やサヘル地域等の複雑化する地域情勢へ対応するため、国連薬物・犯罪事務所（UNODC）などとも連携して国境管理や国境を越えた組織犯罪等の課題への取組を強化しています。例えば、サヘル地域の安定のため、UNDPを通じたリプタコ・グルマ地域 注37 住民に対する支援を行うなどの行政サービスの改善に向けた取組、UNODCを通じた執行機関や司法機関などの能力強化によるテロ・暴力的過激主義対策の取組を実施しており、コミュニティの基盤強化に貢献しています。

さらに、日本は、地雷除去のための機材供与や技術協力などを通じて、アフリカ各国が「地雷のないアフリカ」を目指す努力を最大限後押ししています。日本は、これまでにアフリカの5か国に対して地雷除去に関する知見を共有してきており、こうした取組を今後さらに推進すべく、TICAD 9に際して「アフリカ地雷対策プラットフォーム 注38 」の設立を表明しました（アフリカ地雷対策プラットフォームに参画するカンボジア地雷対策センター（CMAC）との協力については、53ページの第Ⅲ部2（1）も参照）。加えて、アフリカの地雷被害者支援のための3Dプリンター義肢装具の生産能力を向上させるための支援なども行っています。

注37 テロ攻撃が頻発しているニジェール、ブルキナファソ、マリの3か国国境地帯。

注38 日本が、国連地雷対策サービス部（UNMAS）およびカンボジア地雷対策センター（CMAC）と連携し、地雷除去に取り組むアフリカ諸国の地雷対策職員を対象に、地雷除去の技術やノウハウの共有を目的とした研修等をアフリカで行うもの。

平和で安定した社会や持続可能な成長の実現のためには、法の支配の確保が重要です。日本は、法の支配に関連したアフリカ自身の取組を後押しする具体的協力として、司法・行政分野の制度構築や、ガバナンス強化のための人材育成、公正で透明な選挙の実施、治安確保に向けた支援などを行っています。また、平和と安定の礎となる行政と住民の間の相互理解・協力関係を促進するため、コミュニティ・レベルで行政と住民が協働する取組の支援も行っています。例えば、日本の交番制度等の地域警察に関する支援や各種犯罪対策および組織運営に関する研修などを通じ、アフリカの警察能力向上を支援しています。

平和で安定した社会を持続的なものとするためには、紛争下における女性など脆弱な立場の人々の保護に取り組みつつ、女性自身が指導的立場での紛争予防や人道・復興支援に参画することも重要です。日本は、女性リーダーの育成、女性の生計向上支援、コミュニティにおける女性の参画推進、ジェンダーに基づく暴力（GBV）防止とGBVサバイバーの保護や安全確保のための医療や行政分野等における500人の人材育成などを通じてWPSを推進し、アフリカの平和と安定に貢献しています（エチオピアにおける女性と少女の尊厳とエンパワーメントを推進する取組については90ページの「案件紹介」を参照）。

エチオピアにおいて、生計向上のためにヤギの飼育方法を学ぶ女性たち（写真：Good Neighbors Japan））

用語解説

アフリカ開発会議（TICAD：Tokyo International Conference on African Development）
1993年に日本が立ち上げたアフリカ開発に関する首脳級の国際会議。アフリカ開発におけるアフリカ諸国の「オーナーシップ」と国際社会による「パートナーシップ」の理念を具現化するもの。2025年8月には、横浜でTICAD 9が開催され、33人の首脳級を含むアフリカ49か国が参加した。

アフリカの若者のための産業人材育成イニシアティブ（ABE イニシアティブ：African Business Education Initiative for Youth）
TICAD V（2013年）において発足したプログラムで、アフリカの産業人材育成、日本とアフリカのビジネスをつなぐ架け橋となる人材育成を目的として行ってきている。同プログラムでは、アフリカの若者に対し、日本の大学での修士号取得の機会や、日本企業などでのインターンシップ、日本語研修、ビジネス・スキル研修などのビジネス・プログラムを提供しているほか、2016年以降は、一般財団法人海外産業人材育成協会（AOTS）等を通じて、将来の職長や工場長などの現場指導者の育成や日本の企業・経営文化理解（5S・カイゼン等）のための研修も行っている。

国際協力の現場から 4

セカンドキャリアで挑む、開発途上国におけるビジネス支援
～国連ボランティアとして世界に貢献する日本人の活躍～

アフリカ北東部の「アフリカの角」地域に位置するジブチは、年間の降雨量が極端に少なく、干ばつが起こりやすいため砂漠化が進んでおり、耕作に適した土地は国土の0.1％ほどしかありません。食料の約９割を輸入に依存していることから、世界的な食料価格の高騰を受け、現地の人々は食料不安に直面しています。

こうした状況の改善を目指し、日本政府は「サブサハラ・アフリカ諸国における気候変動・干ばつ等が引き起こす水食料危機に対する安定化支援」を通じて、国連エキスパートボランティアとして、国連開発計画（UNDP）ジブチ事務所に村田淳（あつし）氏を派遣しました。同氏は、定年退職後、「国連で働いてみたい」という夢を叶えるべく国連ボランティアアサインメントに応募し、60歳以上で派遣された初の日本人ボランティアです。

村田氏は2024年12月から10か月間、日本での食品やコンサルティング業界での経験をいかし、国連食糧農業機関（FAO）とUNDPの共同プロジェクト（SCALA）[注1]において、ジブチの農産物市場を分析し、バリューチェーンの構築を支援しました。同氏は赴任当初の現地農家の状況について、「太陽光発電パネルの設置や灌漑（かんがい）システムの改善を通して生産量は安定しつつあったものの、生産から流通、販売まで一連の流れを可視化する中で、農産物の販売先が限られていることがわかり、農家が購入者や市場にアクセスできる仕組み作りが必要であると実感した。」と語ります。そこで、村田氏が提案したのが生産者と購入者の直接取引でした。現地採用の国連ボランティアであるカドル・フセイン氏とタンデムチーム[注2]を組み、同氏の現地における知見を融合しながら、農家と大手ホテルの取引を仲介することで、双方にとって有益な契約を成立させることができました。決済方法を現金払いとするなど、銀行口座を有していない現地農業組合の実情に合わせた取引条件となるよう工夫を凝らした点についても振り返りながら、村田氏は「小規模ではあったが、同国にとってパイロットケースとなる有意義な取引になった。」と、カドル氏への感謝と今後の発展への希望を語ります。農耕地の灌漑事業支援を受けた農家からは、「このプロジェクトは地域社会に大きな変化をもたらし、今では農産物を栽培・販売することに対してより積極的に情熱を持って取り組んでいる。」との声が聞かれ、この取組の効果が確認できます。

ジブチ派遣前にトイリー・クルバノフ国連ボランティア（UNV）事務局長と握手を交わす村田氏（写真左）（写真：UNV）

カドル・フセイン氏と共に現地の農業組合で聞き取り調査を行う村田氏（写真中央）（写真：UNV）

村田氏は同時にコンサルタント業界での経験をいかし、民間セクター開発支援にも携わりました。ジブチでは、若者の失業率の改善や雇用機会の創出が同国の持続的な成長にとって大きな課題となっている現状を踏まえ、同氏はジブチの住宅建設ブームに呼応する形で、住宅建築事業において若者を短期で雇用し、職業訓練を受けながら働くことができるように立案するなど、民間セクター開発のためのプロジェクト提案書の作成にも多数携わりました。

村田氏は「UNDPの現地職員を通じてジブチ政府関係者とも接点を得たことや、農村地区を訪れた際に日本人のUNDP職員に初めて会ったと喜んでもらえたり、日本政府や日本企業の役割に期待が示される場面も多く、短期間の参画ではあったが、日本とジブチの友好関係の構築に貢献できたのではと感じている。」と国連ボランティアとしての活動を振り返り、「開発分野において官民連携がより重要となる中で、国際協力の現場では即戦力が求められており、日本の民間企業で培ったキャリアを十分役立てることができる。」と、自身に続く意欲ある人の新たな挑戦を後押しします。今後、村田氏のように経験と知見に富んだ日本のシニア人材が、開発協力分野において、ますます活躍することが期待されます。

注1　Scaling up Climate Ambition on Land Use and Agricultureの略称。
注2　開発等の分野においてインターナショナル国連ボランティアと現地のナショナル国連ボランティアを結び付ける仕組み。現地の経験とグローバルな専門知識を融合させて知見の共有を促進するためのUNVのイニシアティブ。

日本とアフリカ ―アフリカ開発会議（TICAD）の歩み―

TICADの概要

TICADとは、Tokyo International Conference on African Development（アフリカ開発会議）の略であり、アフリカの開発をテーマとする国際会議です。1993年以降、日本政府が主導し、国連、国連開発計画（UNDP）、世界銀行およびアフリカ連合委員会（AUC）と共同で開催しています。アフリカ開発における、アフリカ諸国の「オーナーシップ」と国際社会による「パートナーシップ」の理念を具体化するTICADは、時代ごとにアフリカが直面する課題や状況を踏まえ、進化してきました。

TICAD I 1993

冷戦終結後、国際社会のアフリカへの関心が薄れつつある中で、アフリカへの関心を呼び戻すきっかけを創出。

TICAD II 1998

今日のTICADにも通底するテーマである、アフリカ自身の「オーナーシップ」と、国際社会の「パートナーシップ」の重要性を提唱。

TICAD III 2003

TICADの将来の方向性・重点的アプローチを示す「TICAD10周年宣言」を採択。

TICAD IV 2008

経済成長の加速化、人間の安全保障の確立および環境・気候変動問題への対処を議論。野口英世アフリカ賞を創設。

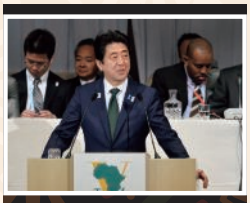

TICAD V 2013

「援助から民間投資へ」という考えの下、アフリカ首脳と日本の民間企業が直接対話を行うセッションを初めて実施。

野口英世アフリカ賞

アフリカの地で黄熱病の研究に注力した野口英世にちなみ、アフリカの医学研究または医療活動分野において顕著な功績を挙げた者に、TICADの機会に与えられる賞。TICAD 9では、医学研究分野でアブドゥライ・ジムデ博士が、医療活動分野で「顧みられない病気の新薬開発イニシアティブ（DNDi）」が表彰された。

アブドゥライ・ジムデ博士。
マラリアの治療と制御の改善に貢献

ルイス・ピサロDNDi代表。
「顧みられない熱帯病」（21の疾患）の治療薬・治療法の研究開発に貢献

数字で見る日・アフリカ関係

19.3歳
アフリカの
推定年齢中央値
（2025年時点）

25億人
＝世界人口の約1/4
2050年の
推定アフリカ人口

948拠点
在アフリカ日系
企業拠点数
（2024年時点）

24.7%増
日本の対アフリカ
直接投資残高の前年比
（2024年時点）

14.4%
日本の二国間ODA総額に
占めるアフリカ割合
（1960～2024年累積）

2016
TICAD VI

初のアフリカ開催。日本が初めて「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）」を提唱し、アフリカの未来への投資を行うことを発表。

TICAD 7
2019

「ビジネスをTICADの中心に」という考えの下、TICAD史上初めて民間企業を公式なパートナーと位置付け、日・アフリカ官民の直接対話を実施。

2022
TICAD 8

二度目のアフリカ開催。アフリカと「共に成長するパートナー」として、強靭（じん）なアフリカを実現していく考えを表明。「人」に注目し、「人への投資」、「成長の質」を重視するアプローチを強調。

TICAD 9
2025

日本の技術と知見をいかした「革新的課題解決策の共創」をテーマに議論。民間セクター主導の持続的な成長、若者・女性の人材育成、地域統合および域内外の連結性に焦点を当てた。

アフリカへのビジネス展開

アフリカにおける民間投資の促進への強い期待の下、TICAD VIで「日本・アフリカ官民経済フォーラム」を立ち上げ。TICAD 9においても「官民ビジネス対話」が開催され、「経済多角化」、「地域内統合・連結性及び域外連結性」および「ファイナンス強化」をテーマに、アフリカとのビジネス拡大を後押しすべく、自由闊達（かったつ）な議論を実施。日系企業のアフリカにおける拠点は過去15年で倍増しており、大企業にとどまらず、スタートアップなども進出が見られ、今後のさらなるビジネス交流が期待される。

「TICAD Business Expo & Conference」の企業ブースを視察する石破総理大臣（当時）（写真：内閣広報室）

図表Ⅳ　二国間政府開発援助の地域別実績（2024年）

（単位：百万ドル）

順位	援助形態 / 国名または地域名	二国間政府開発援助										
		贈与						政府貸付等			合計（支出純額）	合計（支出総額）
		無償資金協力（A）	国際機関等経由（B）	技術協力（C）	回収（D）	純額（A）+（B）+（C）−（D）	総額（A）+（B）+（C）	貸付実行額：総額（E）	回収額（F）	純額（E）−（F）		
アジア地域合計		**348.49**	**531.71**	**380.39**	**−**	**1,260.60**	**1,260.60**	**8,060.67**	**3,667.00**	**4,393.67**	**5,654.26**	**9,321.26**
東アジア地域合計		206.45	79.68	229.75	−	515.88	515.88	2,277.02	2,309.56	-32.54	483.33	2,792.89
（ASEAN計）*1		183.64	54.91	203.55	−	442.10	442.10	2,275.37	1,822.12	453.25	895.36	2,717.48
1	フィリピン	16.59	19.44	31.23	−	67.26	67.26	835.45	333.37	502.08	569.34	902.71
2	インドネシア	18.96	0.17	38.41	−	57.54	57.54	776.19	597.02	179.17	236.71	833.73
3	ミャンマー	49.09	27.24	9.86	−	86.19	86.19	292.97	67.58	225.39	311.58	379.16
4	ベトナム	8.77	2.99	35.49	−	47.24	47.24	209.49	522.18	-312.69	-265.45	256.73
5	カンボジア	57.38	−	24.40	−	81.78	81.78	153.29	20.44	132.85	214.64	235.07
6	ラオス	28.35	2.71	20.02	−	51.08	51.08	0.47	9.94	-9.47	41.61	51.55
7	モンゴル	14.78	1.85	15.74	−	32.37	32.37	1.64	43.11	-41.46	-9.09	34.01
8	タイ	4.23	2.36	18.30	−	24.89	24.89	7.52	208.07	-200.55	-175.67	32.40
9	マレーシア	0.27	−	25.84	−	26.11	26.11	−	63.52	-63.52	-37.41	26.11
10	東ティモール	8.03	8.10	6.80	−	22.93	22.93	−	1.38	-1.38	21.55	22.93
11	中国	−	−	−	−	−	−	−	442.96	-442.96	-442.96	−
	東アジアの複数国向け*2	−	14.81	3.67	−	18.48	18.48	−	−	−	18.48	18.48
南西アジア地域合計		119.56	38.04	114.45	−	272.04	272.04	4,979.82	1,233.34	3,746.48	4,018.52	5,251.86
1	インド	4.81	0.33	30.92	−	36.06	36.06	3,306.94	879.81	2,427.13	2,463.19	3,343.00
2	バングラデシュ	17.45	16.22	27.85	−	61.52	61.52	1,536.73	136.64	1,400.09	1,461.61	1,598.24
3	スリランカ	17.67	14.84	12.50	−	45.01	45.01	103.16	−	103.16	148.17	148.17
4	ネパール	30.04	0.23	14.05	−	44.32	44.32	31.79	10.14	21.64	65.97	76.11
5	パキスタン	30.91	6.41	16.15	−	53.47	53.47	1.21	203.42	-202.21	-148.74	54.68
6	ブータン	11.49	−	10.30	−	21.79	21.79	−	1.10	-1.10	20.69	21.79
7	モルディブ	7.19	−	1.91	−	9.10	9.10	−	2.23	-2.23	6.87	9.10
	南西アジアの複数国向け*3	−	−	0.76	−	0.76	0.76	−	−	−	0.76	0.76
中央アジア・コーカサス地域合計		18.04	11.38	28.61	−	58.03	58.03	803.83	124.09	679.73	737.77	861.86
1	ウズベキスタン	6.46	−	9.38	−	15.83	15.83	803.45	50.36	753.09	768.92	819.28
2	キルギス	6.93	3.43	6.83	−	17.19	17.19	0.38	7.24	-6.86	10.33	17.57
3	タジキスタン	3.62	−	5.64	−	9.26	9.26	−	−	−	9.26	9.26
4	アルメニア	0.80	2.85	0.69	−	4.33	4.33	−	7.41	-7.41	-3.08	4.33
5	カザフスタン	0.10	−	1.49	−	1.58	1.58	−	27.53	-27.53	-25.95	1.58
6	ジョージア	0.06	−	1.43	−	1.49	1.49	−	6.98	-6.98	-5.49	1.49
7	アゼルバイジャン	0.08	−	1.04	−	1.12	1.12	−	23.13	-23.13	-22.01	1.12
8	トルクメニスタン	−	−	0.95	−	0.95	0.95	−	1.44	-1.44	-0.49	0.95
	中央アジア・コーカサスの複数国向け	−	5.10	1.16	−	6.27	6.27	−	−	−	6.27	6.27
アジアの複数国向け*4		4.44	402.62	7.58	−	414.64	414.64	−	−	−	414.64	414.64
大洋州地域合計		**54.13**	**7.39**	**33.83**	**−**	**95.36**	**95.36**	**28.95**	**16.90**	**12.05**	**107.41**	**124.31**
1	パプアニューギニア	1.00	1.84	7.36	−	10.19	10.19	28.95	15.07	13.89	24.08	39.15
2	バヌアツ	9.30	5.09	2.86	−	17.25	17.25	−	0.52	-0.52	16.73	17.25
3	パラオ	10.83	−	5.02	−	15.85	15.85	−	−	−	15.85	15.85
4	マーシャル諸島	11.68	−	0.80	−	12.48	12.48	−	−	−	12.48	12.48
5	ソロモン諸島	5.44	−	3.03	−	8.47	8.47	−	−	−	8.47	8.47
6	フィジー	1.80	−	6.24	−	8.04	8.04	−	−	−	8.04	8.04
7	ミクロネシア連邦	3.21	−	1.96	−	5.17	5.17	−	−	−	5.17	5.17
8	トンガ	2.89	−	2.27	−	5.16	5.16	−	−	−	5.16	5.16
9	サモア	2.12	−	2.86	−	4.98	4.98	−	1.32	-1.32	3.66	4.98
10	※クック諸島	2.97	−	0.06	−	3.03	3.03	−	−	−	3.03	3.03
11	キリバス	1.35	−	0.61	−	1.96	1.96	−	−	−	1.96	1.96
12	ニウエ	1.01	−	0.01	−	1.02	1.02	−	−	−	1.02	1.02

順位	援助形態 / 国名または地域名	二国間政府開発援助										
		贈与						政府貸付等			合計（支出純額）	合計（支出総額）
		無償資金協力 (A)	国際機関等経由 (B)	技術協力 (C)	回収 (D)	純額 (A)+(B)+(C)−(D)	総額 (A)+(B)+(C)	貸付実行額：総額 (E)	回収額 (F)	純額 (E)−(F)		
13	ナウル	0.21	−	0.17	−	0.38	0.38	−	−	−	0.38	0.38
14	ツバル	0.19	−	0.09	−	0.28	0.28	−	−	−	0.28	0.28
15	[トケラウ]	−	−	0.00	−	0.00	0.00	−	−	−	0.00	0.00
	大洋州の複数国向け	0.13	0.47	0.49	−	1.09	1.09	−	−	−	1.09	1.09
	中南米地域合計	**63.39**	**33.71**	**95.24**	**−**	**192.33**	**192.33**	**447.55**	**141.49**	**306.07**	**498.40**	**639.89**
1	パナマ	0.06	−	7.34	−	7.40	7.40	272.74	20.38	252.36	259.75	280.13
2	ホンジュラス	12.85	2.91	6.59	−	22.35	22.35	89.29	−	89.29	111.64	111.64
3	パラグアイ	6.31	−	4.70	−	11.01	11.01	31.54	12.36	19.18	30.19	42.55
4	エルサルバドル	1.61	−	3.86	−	5.46	5.46	18.56	13.03	5.53	10.99	24.03
5	ブラジル	0.46	2.71	9.73	−	12.90	12.90	10.41	41.39	-30.98	-18.08	23.31
6	ペルー	0.21	−	8.38	−	8.59	8.59	14.35	25.72	-11.36	-2.77	22.94
7	ハイチ	−	12.31	−	−	12.31	12.31	−	−	−	12.31	12.31
8	ニカラグア	3.62	−	2.57	−	6.19	6.19	5.15	0.32	4.82	11.02	11.34
9	ジャマイカ	8.77	−	1.51	−	10.28	10.28	0.50	0.41	0.09	10.37	10.78
10	コロンビア	6.27	−	3.18	−	9.45	9.45	−	−	−	9.45	9.45
11	ボリビア	3.14	0.07	5.23	−	8.44	8.44	−	0.27	-0.27	8.17	8.44
12	グアテマラ	3.49	0.03	4.56	−	8.08	8.08	−	7.84	-7.84	0.24	8.08
13	エクアドル	4.33	−	3.44	−	7.77	7.77	−	2.68	-2.68	5.09	7.77
14	コスタリカ	0.12	−	1.62	−	1.74	1.74	4.96	13.28	-8.32	-6.57	6.70
15	メキシコ	0.15	−	6.37	−	6.52	6.52	−	−	−	6.52	6.52
16	キューバ	3.25	0.10	3.15	−	6.49	6.49	−	−	−	6.49	6.49
17	ドミニカ共和国	1.86	−	4.50	−	6.36	6.36	0.05	1.46	-1.42	4.95	6.41
18	セントルシア	2.79	−	1.10	−	3.89	3.89	−	−	−	3.89	3.89
19	アルゼンチン	0.27	0.20	2.81	−	3.28	3.28	−	2.34	-2.34	0.94	3.28
20	セントビンセント	1.98	−	1.17	−	3.15	3.15	−	−	−	3.15	3.15
21	ベネズエラ	0.07	2.28	0.20	−	2.55	2.55	−	−	−	2.55	2.55
22	※チリ	0.19	−	2.04	−	2.23	2.23	−	−	−	2.23	2.23
23	※アンティグア・バーブーダ	1.32	−	0.06	−	1.38	1.38	−	−	−	1.38	1.38
24	ベリーズ	0.10	−	1.12	−	1.22	1.22	−	−	−	1.22	1.22
25	※ウルグアイ	0.16	−	0.53	−	0.69	0.69	−	−	−	0.69	0.69
26	ガイアナ	0.02	−	0.26	−	0.28	0.28	−	−	−	0.28	0.28
27	※バルバドス	−	−	0.14	−	0.14	0.14	−	−	−	0.14	0.14
28	グレナダ	−	−	0.09	−	0.09	0.09	−	−	−	0.09	0.09
29	※セントクリストファー・ネービス	−	−	0.04	−	0.04	0.04	−	−	−	0.04	0.04
30	※トリニダード・トバゴ	−	−	0.02	−	0.02	0.02	−	−	−	0.02	0.02
31	※バハマ	−	−	0.01	−	0.01	0.01	−	−	−	0.01	0.01
32	スリナム	−	−	0.01	−	0.01	0.01	−	−	−	0.01	0.01
33	ドミニカ国	−	−	0.01	−	0.01	0.01	−	−	−	0.01	0.01
	中南米の複数国向け	−	13.10	8.91	−	22.01	22.01	−	−	−	22.01	22.01
	欧州地域合計	**115.45**	**334.07**	**39.95**	**−**	**489.46**	**489.46**	**2.89**	**55.26**	**-52.36**	**437.10**	**492.36**
1	ウクライナ	110.95	327.00	28.24	−	466.20	466.20	0.20	−	0.20	466.40	466.40
2	モルドバ	2.27	1.60	1.19	−	5.05	5.05	2.38	1.84	0.55	5.60	7.44
3	※ポーランド	−	4.90	0.06	−	4.96	4.96	−	−	−	4.96	4.96
4	セルビア	0.68	−	2.75	−	3.43	3.43	0.20	40.71	-40.51	-37.08	3.63
5	コソボ	0.24	−	2.32	−	2.55	2.55	−	−	−	2.55	2.55
6	アルバニア	0.50	−	1.63	−	2.13	2.13	0.12	4.30	-4.19	-2.05	2.25
7	ボスニア・ヘルツェゴビナ	0.40	−	1.14	−	1.54	1.54	−	4.95	-4.95	-3.41	1.54
8	北マケドニア	0.40	−	0.94	−	1.35	1.35	−	3.46	-3.46	-2.11	1.35
9	モンテネグロ	−	−	1.01	−	1.01	1.01	−	−	−	1.01	1.01
	欧州の複数国向け[*5]	−	0.57	0.67	−	1.24	1.24	−	−	−	1.24	1.24

順位	援助形態 / 国名または地域名	二国間政府開発援助										
		贈与						政府貸付等			合計（支出純額）	合計（支出総額）
		無償資金協力 (A)	国際機関等経由 (B)	技術協力 (C)	回収 (D)	純額 (A)+(B)+(C)−(D)	総額 (A)+(B)+(C)	貸付実行額：総額 (E)	回収額 (F)	純額 (E)−(F)		
中東・北アフリカ地域合計		**48.66**	**291.36**	**57.93**	**−**	**397.95**	**397.95**	**2,198.10**	**611.44**	**1,586.66**	**1,984.61**	**2,596.05**
1	イラク	0.72	6.08	8.42	−	15.22	15.22	1,181.08	201.91	979.17	994.40	1,196.31
2	エジプト	0.22	9.85	14.43	−	24.49	24.49	327.40	159.17	168.23	192.73	351.89
3	トルコ	0.71	1.28	6.44	−	8.42	8.42	260.62	98.06	162.56	170.98	269.03
4	モロッコ	0.11	0.89	4.64	−	5.64	5.64	190.24	62.08	128.16	133.80	195.89
5	チュニジア	2.77	0.12	3.23	−	6.12	6.12	133.10	49.80	83.30	89.42	139.22
6	ヨルダン	4.49	8.60	5.27	−	18.35	18.35	105.65	37.22	68.44	86.79	124.00
7	[パレスチナ]	24.28	68.48	5.96	−	98.72	98.72	−	−	−	98.72	98.72
8	アフガニスタン	2.85	78.26	4.44	−	85.55	85.55	−	−	−	85.55	85.55
9	シリア	−	57.10	1.37	−	58.47	58.47	−	−	−	58.47	58.47
10	イエメン	0.92	23.39	0.24	−	24.55	24.55	−	−	−	24.55	24.55
11	レバノン	2.44	15.45	0.61	−	18.50	18.50	−	−	−	18.50	18.50
12	イラン	6.07	4.88	1.39	−	12.35	12.35	−	2.67	-2.67	9.67	12.35
13	アルジェリア	0.06	0.38	0.49	−	0.92	0.92	−	0.53	-0.53	0.39	0.92
14	リビア	−	0.63	0.21	−	0.84	0.84	−	−	−	0.84	0.84
（中東計）*6		42.47	263.52	34.15	−	340.13	340.13	1,547.35	339.86	1,207.49	1,547.63	1,887.49
（北アフリカ計）*7		3.16	11.86	22.99	−	38.01	38.01	650.75	271.58	379.16	417.18	688.76
中東・北アフリカの複数国向け*8		3.02	15.98	0.80	−	19.80	19.80	−	−	−	19.80	19.80
サブサハラ・アフリカ地域合計		**321.87**	**274.37**	**255.38**	**0.90**	**850.72**	**851.62**	**556.61**	**167.03**	**389.58**	**1,240.30**	**1,408.23**
		(224.41)	(274.37)	(255.38)	(0.90)	(753.26)	(754.16)	(556.61)	(124.32)	(432.29)	(1,185.55)	(1,310.77)
1	セネガル	12.07	2.44	14.13	−	28.64	28.64	90.51	0.20	90.31	118.95	119.15
2	ソマリア	97.46	19.21	0.74	−	117.41	117.41	−	42.71	-42.71	74.70	117.41
		-	(19.21)	(0.74)	−	(19.95)	(19.95)	−	−	−	(19.95)	(19.95)
3	ルワンダ	2.66	1.84	13.05	−	17.55	17.55	73.14	−	73.14	90.68	90.68
4	コートジボワール	21.68	9.89	13.30	−	44.87	44.87	45.30	−	45.30	90.16	90.16
5	モザンビーク	11.33	12.90	14.35	−	38.57	38.57	41.05	9.86	31.20	69.77	79.63
6	ケニア	4.24	6.81	26.96	−	38.02	38.02	34.77	48.88	-14.12	23.90	72.78
7	エチオピア	10.04	23.47	15.69	−	49.20	49.20	7.88	−	7.88	57.07	57.07
8	マダガスカル	7.72	1.74	9.53	−	18.99	18.99	29.35	−	29.35	48.34	48.34
9	南スーダン	18.52	21.13	6.77	0.90	45.52	46.42	−	−	−	45.52	46.42
10	ウガンダ	16.18	9.51	11.32	−	37.01	37.01	7.29	5.32	1.97	38.98	44.30
11	ザンビア	12.51	2.34	13.25	−	28.09	28.09	−	−	−	28.09	28.09
12	ナイジェリア	6.04	9.47	10.31	−	25.82	25.82	0.81	3.77	-2.95	22.87	26.63
13	カメルーン	1.06	5.79	4.45	−	11.30	11.30	12.83	1.51	11.32	22.62	24.13
14	タンザニア	0.25	1.05	14.29	−	15.59	15.59	7.69	9.43	-1.74	13.84	23.27
15	マラウイ	11.65	3.22	6.76	−	21.63	21.63	−	−	−	21.63	21.63
16	スーダン	1.04	16.02	3.02	−	20.08	20.08	−	−	−	20.08	20.08
17	ガーナ	4.67	1.01	12.79	−	18.47	18.47	0.00	−	0.00	18.47	18.47
18	ブルキナファソ	3.62	9.01	5.23	−	17.86	17.86	−	−	−	17.86	17.86
19	コンゴ民主共和国	4.02	2.19	7.66	−	13.86	13.86	−	−	−	13.86	13.86
20	ジブチ	8.22	2.55	3.09	−	13.85	13.85	−	−	−	13.85	13.85
21	トーゴ	10.21	2.11	1.14	−	13.46	13.46	−	−	−	13.46	13.46
22	モーリタニア	11.03	1.53	0.84	−	13.40	13.40	−	−	−	13.40	13.40
23	ベナン	9.80	1.42	2.13	−	13.34	13.34	−	−	−	13.34	13.34
24	ジンバブエ	1.10	9.10	2.26	−	12.47	12.47	−	−	−	12.47	12.47
25	マリ	6.17	4.84	1.33	−	12.34	12.34	−	−	−	12.34	12.34
26	シエラレオネ	5.94	2.74	3.09	−	11.77	11.77	−	−	−	11.77	11.77
27	ギニア	4.44	4.34	1.79	−	10.56	10.56	−	−	−	10.56	10.56
28	ブルンジ	4.81	2.95	1.84	−	9.60	9.60	−	−	−	9.60	9.60
29	中央アフリカ	−	6.93	0.11	−	7.04	7.04	−	−	−	7.04	7.04
30	ニジェール	−	5.73	1.00	−	6.73	6.73	−	−	−	6.73	6.73
31	南アフリカ	0.27	0.68	5.33	−	6.29	6.29	−	−	−	6.29	6.29
32	リベリア	1.98	1.42	2.44	−	5.84	5.84	−	−	−	5.84	5.84

順位	援助形態 / 国名または地域名	二国間政府開発援助										
		贈与						政府貸付等			合計（支出純額）	合計（支出総額）
		無償資金協力 (A)	国際機関等経由 (B)	技術協力 (C)	回収 (D)	純額 (A)+(B)+(C)−(D)	総額 (A)+(B)+(C)	貸付実行額：総額 (E)	回収額 (F)	純額 (E)−(F)		
33	アンゴラ	2.38	1.21	1.98	−	5.57	5.57	−	−	−	5.57	5.57
34	レソト	1.55	3.14	0.19	−	4.88	4.88	−	−	−	4.88	4.88
35	ナミビア	0.31	1.72	2.05	−	4.08	4.08	−	−	−	4.08	4.08
36	コンゴ共和国	1.19	2.63	0.18	−	4.00	4.00	−	−	−	4.00	4.00
37	ガボン	0.17	2.19	1.60	−	3.95	3.95	−	−	−	3.95	3.95
38	チャド	−	3.83	0.11	−	3.94	3.94	−	−	−	3.94	3.94
39	エスワティニ	0.10	3.05	0.50	−	3.65	3.65	−	1.33	-1.33	2.32	3.65
40	ガンビア	1.85	0.72	0.40	−	2.96	2.96	−	−	−	2.96	2.96
41	ボツワナ	0.13	0.41	2.42	−	2.96	2.96	−	1.74	-1.74	1.22	2.96
42	ギニアビサウ	0.07	2.64	0.18	−	2.89	2.89	−	−	−	2.89	2.89
43	モーリシャス	0.04	0.05	2.32	−	2.41	2.41	−	0.12	-0.12	2.29	2.41
44	サントメ・プリンシペ	1.68	−	0.16	−	1.84	1.84	−	−	−	1.84	1.84
45	カーボベルデ	−	−	0.79	−	0.79	0.79	0.70	2.62	-1.91	-1.12	1.50
46	エリトリア	−	0.23	0.54	−	0.76	0.76	−	−	−	0.76	0.76
47	コモロ	−	−	0.14	−	0.14	0.14	−	−	−	0.14	0.14
48	※セーシェル	−	−	0.12	−	0.12	0.12	−	−	−	0.12	0.12
49	赤道ギニア	0.07	−	0.01	−	0.08	0.08	−	−	−	0.08	0.08
	サブサハラ・アフリカの複数国向け*9	1.60	47.22	11.73	−	60.55	60.55	205.30	39.54	165.76	226.31	265.85
複数地域にまたがる援助等		10.07	1,235.20	1,270.06	−	2,515.32	2,515.32	−	−	−	2,515.32	2,515.32
合計		962.05	2,707.82	2,132.78	0.90	5,801.75	5,802.65	11,294.78	4,659.12	6,635.66	12,437.41	17,097.43
		(864.59)	(2,707.82)	(2,132.78)	(0.90)	(5,704.28)	(5,705.19)	(11,294.78)	(4,616.41)	(6,678.37)	(12,382.66)	(16,999.96)

(注)
・順位は支出総額の多い順。
・四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。
・[−]は、実績が全くないことを示す。
・ここでいう「無償資金協力」は、日本が実施している援助形態としての無償資金協力ではない。
・複数国向け援助とは、調査団の派遣やセミナー等、複数の国にまたがる援助を含む。
・複数地域にまたがる援助等とは、地域・国を特定しない国際機関等経由贈与や調査・研究等の技術協力など、地域分類が不可能なもの。
・マイナスは貸付などの回収額が供与額を上回ったことを示す。
・※は「開発途上地域」指定国、[　　]は地域を示す。
・(　　)内の値は債務救済を含まない金額。
＊1　ASEAN計は、インドネシア、カンボジア、タイ、フィリピン、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、ラオスを対象とした援助額の合計。
＊2　「東アジアの複数国向け」の実績には、DACの基準に基づく数値を使用しているため、ミャンマーを含む複数国向けの実績が含まれていない。
＊3　「南西アジアの複数国向け」の実績には、DACの基準に基づく数値を使用しているため、アフガニスタンを含む複数国向け、およびミャンマーを含む複数国向けの実績が含まれている。
＊4　「アジアの複数国向け」の実績には、DACの基準に基づく数値を使用しているため、一部の中東地域を含む複数国向けの実績が含まれている。
＊5　「欧州の複数国向け」の実績には、DACの基準に基づく数値を使用しているため、トルコを含む複数国向けの実績が含まれている。
＊6　中東計は、アフガニスタン、イエメン、イラク、イラン、シリア、トルコ、[パレスチナ]、ヨルダン、レバノンを対象とした援助額の合計。
＊7　北アフリカ計は、アルジェリア、エジプト、チュニジア、モロッコ、リビアを対象とした援助額の合計。
＊8　「中東・北アフリカの複数国向け」の実績には、DACの基準に基づく数値を使用しているため、アフガニスタンを含む複数国向け、トルコを含む複数国向け、および北アフリカとサブサハラ・アフリカにまたがる複数国向けの実績が含まれていない。
＊9　「サブサハラ・アフリカの複数国向け」の実績には、DACの基準に基づく数値を使用しているため、一部北アフリカおよびサブサハラ・アフリカにまたがる複数国向けの実績が含まれている。

第V部 効果的・戦略的な開発協力の推進

コソボの水理気象研究所の職員に対して大気中の粒子状物質分析に係るトレーニングを行うJICA専門家

1 共創を実現するための多様なパートナーとの連帯…… 142
2 戦略性の強化ときめ細やかな制度設計…… 156
3 開発協力の適正性確保のための取組…… 162
4 開発協力人材・知的基盤の強化、発信に向けた取組…… 164

1 共創を実現するための多様なパートナーとの連帯

開発協力大綱では、明確な解決策が見つかっていない様々な開発課題に対して、民間企業や公的金融機関など様々な主体が互いの強みを持ち寄り、対話・協働することにより、新たな社会的価値を共に創り出す「共創」を基本方針に掲げています。

そうした中、民間資金動員の促進、国内外の課題解決力を有する主体との連携強化および柔軟で効率的な独立行政法人国際協力機構（JICA）財務の実現の3点を主たる目的として、2025年4月にJICA法の一部を改正する法律が施行されました。

（1）民間企業との連携

近年、開発途上国の経済成長において、民間企業の投資活動の果たす役割はますます重要になっています。民間企業が行う様々なビジネスは、雇用創出や人材育成、技術力の向上など、開発途上国の経済社会開発に大きく寄与しています。日本政府は、こうした民間企業との連携を通じ、効果的・戦略的な開発協力を推進しています。

2023年以降にはオファー型協力（160ページの第Ⅴ部2（2）を参照）が開始され、開発途上国、日本の関係省庁、関係機関など、様々なステークホルダーの対話と共創が促進され、民間企業との連携の推進を図っています。昨今の国際情勢や外交課題の変化を踏まえ、2025年8月にはオファー型協力の戦略文書を改定し、戦略分野として「防災」を追記し「気候変動への対応・GX・防災」とするとともに、新たな分野として「保健」を選定しました。日本の知見や技術などをいかした協力の拡大を通じ、開発途上国の課題解決を図ると同時に、日本の課題解決や経済成長にもつなげていきます。

■ 中小企業・SDGsビジネス支援事業

日本企業が有する優れた製品・技術・サービスには、開発途上国の課題解決に貢献できるものが多くあります。中小企業・SDGsビジネス支援事業（JICA Biz）用語解説は、中小企業を始めとする日本企業の海外展開を支援することで、日本企業の海外ビジネスを通じ、開発途上国が抱える多様な課題の解決に寄与してきています。日本企業は、JICAの信頼とネットワークの下で、海外展開のための現地調査について、開発途上国のビジネスに精通したコンサルタントによる伴走支援を受けることができます（事業の概要、企業の技術活用のメリットなどについては、JICAホームページ 注1 を参照）。2025年度は、開発途上国31か国における合計62件の事業を支援対象に選定しました（144ページの図表Ⅴ-1、73ページおよび78ページの「匠の技術、世界へ」も参照）。

ギニアでカカオの苗木生産・販売一貫モデルに係るニーズ確認調査を実施（写真：株式会社立花商店／中小企業・SDGsビジネス支援事業）

■ 海外投融資

海外投融資用語解説は、開発効果の高い事業を開発途上国で行う企業に対し、民間金融機関から十分な資金が得られない場合に、JICAが必要な資金の供与等（融資、債務の保証、債券の取得、出資）を行うものです。2011年度から2024年度末時点の累積承諾額は約1兆4,004億円となっており、多くの日本企業も参画しています（事業の仕組み、対象分野・条件など

注1 中小企業・SDGsビジネス支援事業（JICA Biz）について　https://www.jica.go.jp/priv_partner/activities/sme/index.html

については、JICAホームページ 注2 を参照)。最近の好事例としては、2025年8月にアフリカの大手ベンチャー・キャピタル・ファンドとの間で出資契約が調印されました。この出資を通じて、開発効果の高い事業を展開するスタートアップに資本を供給し、アフリカの人々のエンパワーメントや気候変動を含む持続可能な経済活動を促すことで、アフリカ地域の経済振興と社会課題解決を図ることが期待されます。また、2025年3月には、ベトナムの金融機関との間で融資契約が調印されました。本邦金融機関などと協調で融資を行うことにより、同国の農業セクターにおける金融アクセス改善を図り、同国における農業生産拡大、農民所得の向上に寄与することが期待されます。

2025年8月に開催された第9回アフリカ開発会議(TICAD 9)では、「革新的な課題解決策の共創」をテーマに、経済、社会および平和と安定の三つの分野を柱に議論が行われ、分野横断的な重要事項の一つとして、民間セクター主導の持続的な成長に焦点が当てられました。同会議において、石破総理大臣(当時)は、民間資金動員の一環として、JICAの海外投融資を触媒とした官民総額15億ドル規模のインパクト投資を動員していく旨表明しました。

なお、2025年4月に改正されたJICA法では、新たな金融手法として、途上国企業等による債券発行を支援し、初期段階で債券を取得することにより投資家を誘引する債券取得、JICAが事業リスクを一部引き受けることで地場銀行などによる地場中小企業等への融資を促す信用保証、および持続可能性の向上に資する事業計画の達成水準に応じて金利を適用する成果連動型海外投融資を導入しました。

■ 協力準備調査(海外投融資)

近年、官民協働による開発途上国のインフラ整備および民間事業を通じた経済社会開発の動きが活発化しています。JICAは、海外投融資での支援を念頭に、民間資金を活用した事業の形成を図るため、協力準備調査(海外投融資)を実施しています。開発途上国における事業参画を検討している民間企業から事業提案を広く公募し、事業計画策定のためのフィージビリティ調査を支援しています(事業の仕組み、対象分野・国などについては、JICAホームページ 注3 を参照)。2010年から2024年までの採択案件数は92件に上っており、2024年はアジア地域において3件の事業が採択されています。

■ 事業・運営権対応型無償資金協力

日本政府は、日本企業が施設整備からその後の施設運営・維持管理にまで一貫して関与し、事業・運営権の取得を目指すという先行投資の性格を帯びた無償資金協力を行っています。事業・運営権対応型無償資金協力は、日本企業が開発途上国における官民連携(PPP:Public-Private Partnership)によるインフラ事業における事業権・運営権の取得を促進することを通じて、日本の技術・ノウハウを当該国の経済社会開発に役立てることを目的としています。2024年2月、チュニジアにおいて、日本企業の技術を活用する形で、下水を産業用水として再利用することを可能にする高度下水処理場を整備する無償資金協力に関する交換公文の署名が行われました。

■ 公的金融機関との連携

日本の開発協力は、多様なアクターとのパートナーシップの下で推進されています。開発協力の実施に当たっては、JICAとその他の公的資金(OOF)を扱う機関(株式会社国際協力銀行(JBIC) 用語解説、株式会社日本貿易保険(NEXI)、株式会社海外交通・都市開発事業支援機構(JOIN)、株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構(JICT)、独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構(JOGMEC)等)との間の連携を強化するとともに、政府が民間セクターを含む多様な力を動員・結集するための触媒としての役割を果たすことが重要です。

注2 海外投融資 https://www.jica.go.jp/activities/schemes/finance_co/loan/index.html
注3 協力準備調査(海外投融資) https://www.jica.go.jp/priv_partner/activities/psiffs/index.html

図表Ⅴ-1　JICAによる海外展開支援メニュー

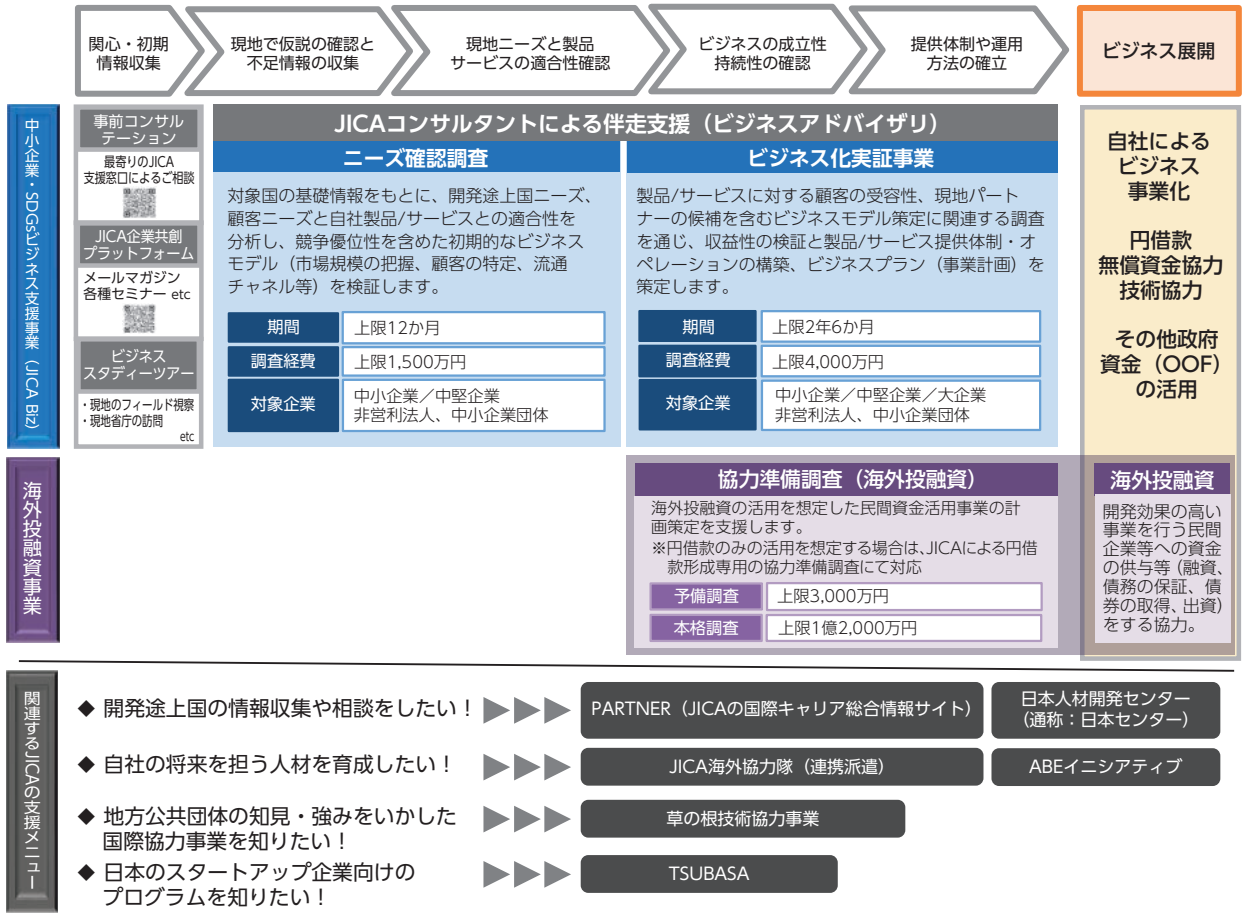

用語解説

中小企業・SDGsビジネス支援事業（JICA Biz）

JICAが実施する民間連携事業の一つで、開発途上国の課題解決に貢献する日本企業のビジネスの海外展開を支援するもの。「ニーズ確認調査」と「ビジネス化実証事業」の二つを支援対象として、年1回、日本企業からの申請を受け付けている。

海外投融資

JICAにより実施される有償資金協力の一つで、開発途上国で事業実施を担う民間セクターの法人などに対して、資金の供与等を行う協力の形態。開発途上国における民間事業は、様々なリスクを伴い、高い収益が見込めないことも多く、金融機関から十分な資金が得られないことがあるため、海外投融資を通じて、リスクがありながらも雇用創出や経済活性化の潜在性を有する民間事業に資金の供与等を行うことにより、開発途上地域の経済社会開発の促進に貢献している。対象分野は、(1) インフラ・成長加速、(2) SDGs（貧困削減、気候変動対策を含む）。

国際協力銀行（JBIC）

日本政府が全株式を保有する政策金融機関。一般の金融機関が行う金融業務を補完することを旨としつつ、(1) 日本にとって重要な資源の海外における開発および取得の促進、(2) 日本の産業の国際競争力の維持および向上、(3) 地球温暖化の防止などの地球環境の保全を目的とする海外における事業の促進、(4) 国際金融秩序の混乱の防止またはその被害への対処、の四つの分野について業務を行い、日本および国際経済社会への健全な発展に寄与することを目的としている。

(2) 諸外国・国際機関との連携

■ G7・G20における連携

G7においては、カナダ議長国の下、2025年6月、G7カナナスキス・サミットが開催されました。日本からは石破総理大臣（当時）が出席し、「強く、主権を有するウクライナ」のセッションでは、石破総理大臣（当時）から、ウクライナの産業振興を含む官民一体の復旧・復興支援を一層推進していく旨述べました。「エネルギー安全保障」のセッションでは、石破総理大臣（当時）から、日本が率先して提唱してきた質の高いインフラ投資の重要性を指摘した上で、大規模なインフラ支援に加えて、農村用の電力支援や飲み水の確保など、途上国の人々の生活水準の向上を図るという草の根の視点も必要である旨述べました。また、民間資金動員の重要性を指摘した上で、2025年4月に改正されたJICA法により、JICAの金融手法を拡充し、途上国企業への保証や債券取得などを可能にした旨紹介したほか、開発途上国の債務持続可能性の確保のため、G20「共通枠組」の実施改善や、債務透明性向上の取組が必要であることを強調しました。さらに、日本が主催するTICAD 9も見据え、途上国の成長を後押しするため、日本は責任を果たしていく旨述べました。

G7カナナスキス・サミットで発言する石破総理大臣（当時）（写真：内閣広報室）

10月、米国・ワシントンDCにおいて開催されたG7開発大臣会合には宮路外務副大臣（当時）が出席し、6月のサミットの成果を受け、「経済的繁栄のためのパートナーシップ構築」をテーマに議論が行われました。セッション1「開発協力におけるG7の優先事項」では、日本から、G7が連携して課題解決を主導する必要性が高まっており、多様なアクターと連携した上で「共創」のアプローチが重要であること、また、全ての開発協力提供者が、国際ルールやスタンダードを遵守した透明で公正な開発金融を行うべく、引き続きG7で取り組む必要性を強調しました。さらに、開発資金ニーズへの対応として、国内資金動員、ドナーベースの拡大、民間資金動員が重要であることを主張しました。セッション2「経済的変革と相互成長の機会」では、宮路外務副大臣（当時）から、「質の高いインフラ投資に関するG20原則」に沿った質の高いインフラ投資促進が重要である点を強調し、日本が進めるナカラ回廊とグローバル・インフラ投資パートナーシップ（PGII）の下で進むロビト回廊開発の相乗効果への期待を述べるとともに、重要鉱物のサプライチェーンの強靭化・多角化については、責任ある鉱物開発の観点から、新たな供給源の開拓のみならず持続可能な資源プロジェクトの推進および人材育成が不可欠である旨を強調しました（サプライチェーンの強靭化・多角化については28ページの第Ⅲ部1(1)、質の高いインフラについては45ページの第Ⅲ部1（3）を参照）。

G20では、7月に南アフリカにおいて、G20開発大臣会合が開催されました。日本からは松本外務大臣政務官（当時）が出席し、分断と対立が深まる時代だからこそ、G20は共通点と一致点を見いだし、持続可能な開発に向けた解決策を共創しつつ、全てのメンバーが責任を共有すべきと述べ、開発資金ニーズについて、ドナーベースの拡大、不正資金対策を含む途上国内の資金動員、および民間資金動員の重要性を強調し、法改正を通じてJICAの金融手法等を拡充したことを含む日本の具体的取組を紹介しました。その上で、全ての開発協力提供者が、国際ルールやスタンダードを遵守した透明で公正な開発金融を行うよう、引き続きG20として取り組んでいくことを求めました。また、日本が主導した「質の高いインフラ投資に関するG20原則」に沿った質の高いインフラ投資促進の重要性を強調するとともに、日本が70年以上実施してきた「人への投資」を始め長期的視野に立った、日本らしいきめ細やかな支援が、東南アジアなどの新興国を被援助国から開発協力のパートナーへと変容させることにつながったことを紹介した上で、こうした援助国・被援助国の関係を越えたパートナーシップを、アフリカを始め世界に広げていきたい旨表明しました。

11月のG20ヨハネスブルグ・サミットには、高市

総理大臣が出席し、セッション1の「誰一人取り残さない包括的で持続可能な経済成長」では、国際社会が複合的な危機に直面する中、全てのG20メンバーが責任を共有した形で、課題解決やグローバル・ガバナンスの構築を進める必要がある旨を強調しました。また、国際経済および貿易について、世界貿易機関（WTO）改革を含め、ルールに基づく自由で公正な国際経済秩序を発展させ、世界経済の成長や「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）」の実現につなげることが重要である旨、さらに、債務問題を含む国際開発金融については、国際開発金融機関（MDBs）の一層の効率的・効果的な支援、日本がG20で主導してきた質の高いインフラ投資の推進、G20「共有枠組」での債務再編の実施改善などの取組について述べました。セッション2の「強靱な世界－G20の貢献」では、日本は課題先進国としての知見や経験をいかし、災害、感染症、気候変動といった地球規模課題の解決に向け、各国の要望に基づいた取組を有言実行で実施してきたことを述べた上で、「仙台防災枠組」を通じた防災分野での国際協力、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）の達成に向けたUHCナレッジ・ハブでの人材育成やハイレベル・フォーラムの開催を含む日本の具体的取組を紹介しました。セッション3の「万人にとっての公平で公正な未来」では、強靭で信頼できる重要鉱物サプライチェーンの構築や、持続可能な資源プロジェクトと資源国における高付加価値化の推進に向け、各国が連携して取り組む必要性を述べるとともに、安全、安心で信頼できるAIエコシステムの実現に向け取り組んでいく旨を述べました（債務問題への取組については47ページの第Ⅲ部1（4）を参照）。

G20ヨハネスブルグ・サミットで発言する高市総理大臣（写真：内閣広報室）

■ 主要ドナー国等との連携

国連の試算によると、開発のための資金需要は年々肥大しており、その額は年間4兆ドルを超えるとされています。この額は、新型コロナ感染拡大前の2.5兆ドルと比べても大きく増大しています。国連では、開発途上国の開発資金確保のための具体的方策や課題を議論するための首脳級会合が開催されてきましたが、2025年6月30日から7月3日にかけて、スペインのセビリアで第4回国連開発資金国際会議（FfD4）が開催され、日本から松本外務大臣政務官（当時）が出席しました。政務官は、同会議において、世界がかつてない複合的危機に直面している今、国際社会の結束と迅速な行動が不可欠であり、「人間の安全保障」の理念の下、各国の自助努力とそれを支える連帯、国内資金動員および民間資金動員の強化、透明で公正な開発金融の促進が重要であると発言しました。FfD4では、昨今の国際援助を取り巻く環境の変化を踏まえ、経済協力開発機構（OECD）開発援助委員会（DAC）の見直しに向けたプロセスについても公表され、議論が行われています。

また、日本は主要ドナーとの間で対話を実施し、お互いの優先課題・政策について意見交換を行っています。2025年3月に日本は英国との間で日英開発政策対話を、また、5月にEUとの間で日EU開発政策対話を実施し、双方の実施している開発政策や開発分野の国際的潮流について幅広く議論を行いました。

さらに、G20開発大臣会合に際し、松本外務大臣政務官（当時）は、ラマホパ南アフリカ計画・監視・評価大臣、ダーリントンのチャップマン女男爵・英外務・英連邦・開発省閣外大臣、アラバリ＝ラドヴァン独経済協力・開発大臣、サライ・カナダ閣外大臣（国際開発担当）と会談を行い、開発分野におけるG20の協力関係強化などについて意見交換を行いました。

伝統的に開発協力を担ってきたDACのメンバーに加え、近年、中国、インド、インドネシア、サウジアラビア、トルコ、ブラジル、南アフリカなどの新興国も開発途上国に対して支援を行い、開発課題の解決に大きな影響力を持つようになっています。日本は、新興国を含む諸国とも連携し、これらの新興国から開発途上国に対する援助が効果的に促進されるよう、新興国への支援も行っています。2025年3月の日・ブラジル首脳会談に際し、JICAとブラジル国際協力庁

(ABC) との間で2025年に開発協力に関する戦略会議を開催することを発表しました。JICAと米州開発銀行 (IDB) の間では、民間資金の動員を通じて開発課題に対処するための「中南米・カリブ地域民間セクター開発信託基金 (TADAC)」も設立されています。さらに、2025年7月、日本はパレスチナとマレーシアとともに、「パレスチナ開発のためのアジア協力促進会合」(CEAPAD 注4) の第4回閣僚級会合をマレーシアで開催し、パレスチナの人々の国造りの努力に対する支援を行うための東アジア諸国とパレスチナの今後の協力の指針として「CEAPAD Ⅳクアラルンプール行動計画」を採択しました (CEAPAD Ⅳについては121ページの第Ⅳ部7を参照。)

開発協力を効果的・効率的に進めていくための取組として、ドナー国のみならず、開発途上国、国際機関、民間セクター、市民社会、地方公共団体等の様々な開発主体が一同に会して話し合う「効果的な開発協力に関するグローバル・パートナーシップ (GPEDC)」があります。日本は、2024年1月からGPEDCの運営委員を務め、開発協力において、オーナーシップの尊重、成果重視、幅広いパートナーシップ、援助の透明性・相互説明責任といったGPEDCの4原則が実践されるよう、引き続き各国と連携しています。

■ 国際機関との連携

日本は、様々な開発および人道上の課題や地球規模の課題に対応するため、国際機関との連携を進めています。岩屋外務大臣 (当時) は、5月に訪日したラザリーニ国連パレスチナ難民救済事業機関 (UNRWA) 事務局長、8月に訪日したマクドノー国連訓練調査研究所 (UNITAR) 総代表と会談しました。また、2025年8月に開催されたTICAD 9に出席するために訪日したディオップ国際金融公社 (IFC) 長官を始めとする世界銀行グループ代表団、徐浩良 (シウ・ハオリャン) 国連開発計画 (UNDP) 総裁代行兼副総裁、ポープ国際移住機関 (IOM) 事務局長、ラッセル国連児童基金 (UNICEF) 事務局長、ロスバッハ国連人間居住計画 (UN-Habitat) 事務局長、ニシュタールGaviワクチンアライアンス事務局長、サンズ世界エイズ・結核・マラリア対策基金 (グローバルファンド) 事務局長およびマケイン世界食糧計画 (WFP) 事務局長とそれぞれ会談を行いました。

また、国際機関との連携による支援を円滑に進めるため、国連機関を始めとする主要な国際機関との対話も実施しています。2025年は、1月に国連人道問題調整事務所 (OCHA) との間で第2回日・OCHA政策協議、2月に国際移住機関 (IOM) との間で第3回日・IOM政策協議、3月にWFPとの間で第17回日・WFP政策協議、4月に国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR) との間で日・UNHCR政策協議、5月にUNDPとの間で第14回日・UNDP戦略対話を、6月にはUNICEFとの間で第36回日・UNICEF政策協議を開催しました。

■ 国際開発金融機関との連携

国際開発金融機関 (MDBs) 注5 は、開発途上国の貧困削減や持続的な経済・社会的発展を支援する国際機関の総称です。パンデミックや気候変動などの国境を越える課題により貧困が深刻化し、不平等が拡大する中、世界銀行を始めとするMDBsにおいて、地球規模課題への対応強化に向けたMDBsの改革や、開発資金ニーズの増加に対応するための既存資本の活用 (CAFレビュー) 用語解説、民間資金動員の促進といった取組が進められています。

MDBsの機能強化に向けた改革の重要性については、2023年の日本議長国下のG7広島サミットに続き、2024年6月のG7プーリア・サミット、11月のG20リオデジャネイロ・サミットにおいても取り上げられ、MDBsの改革を進めることに対する支持が各国首脳からも表明されています。G20リオデジャネイロ首脳宣言では、「より良く、より大きく、より効果的なMDBsに向けたG20ロードマップ」が承認され、MDBsの持続可能な開発目標 (SDGs) 達成に向けた進捗が加速化し、地球規模課題への対応能力が高まることが期待されます。

注4 Conference on the Cooperation among East Asian countries for Palestinian Developmentの略称。
注5 38ページの用語解説を参照。

用語解説

CAFレビュー

国際開発金融機関（MDBs）の自己資本の十分性に関する枠組み（Capital Adequacy Framework）の独立レビュー。MDBsの既存資本を最大限活用するための方策を検討するG20の取組。2023年7月のG20財務大臣・中央銀行総裁会議において、CAFレビューに関する進捗などを整理したロードマップが策定され、定期的に報告書が提出されている。2025年7月のG20財務大臣・中央銀行総裁会議において、今後10年にわたり融資能力を拡大するための新たな手段を活用する際の助けとなるCAFの可能性が一層認識された。

（3）日本のNGOとの連携

日本のNGOは、開発途上国・地域において、長期にわたる現地での活動経験を踏まえた地元関係者との良好な関係をベースに、各団体の専門性をいかしつつ、住民のニーズに寄り添ったきめ細かい支援を実施しています。また、NGOは自然災害などの有事に際して機動的に活動を展開する迅速性を有しています。

日本政府は、こうした「顔の見える協力」を行う日本のNGOを開発協力の戦略的パートナーと位置付け、NGOが行う開発協力事業に対する資金協力、NGOの能力向上に資する支援、NGOとの対話の3点を柱に連携を進めています（外務省ホームページの国際協力とNGO 注6 を参照）。

日本から寄贈された中古の移動図書館車と南アフリカの子どもたち（日本NGO連携無償資金協力）（写真：特定非営利活動法人サペーシ・ジャパン）

■ NGOが行う事業に対する資金協力

日本のNGOが開発途上国・地域において、開発協力事業および緊急人道支援事業を円滑かつ効果的に実施できるように、日本政府は様々な協力を行っています。

（日本NGO連携無償資金協力）

日本政府は、日本NGO連携無償資金協力として、日本のNGOが開発途上国で実施する経済社会開発事業に対して資金を提供しています。事業は、保健・医療・衛生、農村開発、障害者支援、教育、防災、地雷・不発弾処理など、幅広い分野を対象にしています。この枠組みを通じて、2024年度は日本の53のNGOが、36か国・1地域において、102件、総額約67億円の事業を実施しました（イラクにおける取組については125ページの「案件紹介」を、ウガンダにおける取組については150ページの「案件紹介」を参照）。

（ジャパン・プラットフォーム（JPF））

ジャパン・プラットフォーム（JPF）用語解説は、日本のNGO、経済界および政府が協力し、NGOの緊急人道支援活動を支援・調整する連携の枠組みです。2025年12月時点で47のNGOが加盟しています。2024年度には、イラク、シリア、トルコ、レバノン、南スーダン、バングラデシュ、アフガニスタン、イエ

ガザ地区の避難所で、配付された食料を受け取る親子（ジャパン・プラットフォーム（JPF））

注6 国際協力とNGO　https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shimin/oda_ngo.html

メン、ミャンマー、タイ、エチオピア、ウクライナ、エチオピア、ガザ地区、スーダン、モザンビークなどにおいて、16の災害や紛争被害に対する緊急人道支援のプログラムで106件の事業を実施しました。

モザンビークでサイクロンにより被災した保健施設の修繕が完了し、最終検査を行うピースウィンズ・ジャパンのスタッフ、州保健局職員および建設会社（JPFを通じた日本の緊急人道支援）（写真：ピースウィンズ・ジャパン）

（NGO事業補助金）

日本政府は、日本のNGOへの補助金交付事業を実施しています。対象となる事業は、開発協力事業の案件発掘・形成および事業実施後の評価を実施する「プロジェクト調査事業」、国内外において国際協力活動の拡大や深化に資する研修会や講習会などを実施する「国内における国際協力関連事業」および「海外における国際協力関連事業」の三つです。2024年度には、6団体の日本のNGOに対して、NGO事業補助金を交付し、プロジェクト形成調査、オンラインを含む国内外でのセミナーやワークショップなどの事業を実施しました。

（JICA・草の根技術協力事業）

草の根技術協力事業は、国際協力の意思のある日本のNGO/市民社会組織（CSO）、その他民間団体、地方公共団体、独立行政法人または学校が、開発途上国の住民を対象として、その地域の経済および社会の開発または復興に協力することを目的として行う国際協力活動です。団体が有する技術、知見、経験をいかして提案する活動を、JICAが提案団体に業務委託してJICAと団体の協力関係の下に実施する共同事業です（制度の詳細や応募の手続などは、JICAホームページ 注7 を参照）。草の根技術協力事業は約80か国を対象に、毎年180件程度を実施しています。

コスタリカのポアス火山で、災害リスク管理や地域住民参加型の火山防災活動などを説明する日本人専門家

モンゴルでの玉ねぎの品種改良による新ブランドの確立とフードバリューチェーンの構築（JICA・草の根技術協力事業）（写真：JICA）

■ NGOに対する活動環境整備支援

国際協力において、日本のNGOの組織体制や事業実施能力をさらに強化し、人材育成を図ることを目的として、外務省は以下の取組を行っています。

（NGO相談員制度）

外務省の委嘱を受けた全国各地の経験豊富なNGO団体が「NGO相談員」となり、市民やNGO関係者から寄せられるNGOの国際協力活動、NGOの設立、組織の管理・運営、開発教育の進め方などに関する質問や相談に答える事業です。2024年度は外務省の委嘱を受けた10団体が、5,500件以上の質問・相談に応対し、69件の出張サービス 注8 を行いました。

注7 草の根技術協力事業　https://www.jica.go.jp/partner/kusanone/index.html
注8 地方自治体や協力機関と協力し、国際協力関係のイベントなどにおいて相談業務や講演を行うサービス。

案件紹介 14

人道と開発をつなぎ、こどもを暴力から守る持続的な仕組み作り

日本NGO連携無償資金協力（2023年3月～2026年6月）

アルア県における子どもの保護強化支援事業

ウガンダ

一般公募

ウガンダ北西部は1986年から20年以上続いた国内紛争などの影響により、基礎インフラや行政サービスが十分に機能していません。さらに、こどもに対する虐待やネグレクト[注1]、搾取、暴力などのリスクが高いものの、これらのリスクからこどもを守る仕組みが整っていません。

このような課題を受け、セーブ・ザ・チルドレンは、同地域で緊急人道支援を実施してきた経験をいかし、人道と開発をつなぐ取組として「子どもの保護」の仕組み強化に取り組んでいます。「子どもの保護」とは、こどもが虐待やネグレクト、搾取、暴力などの被害にあわないよう予防し、また被害にあった場合でも安心して支援を受けられるようにする活動です。本事業では、地域住民や行政と連携した持続的な仕組み作りを大切にしており、例えば、地域の社会福祉オフィサー13人およびパラ・ソーシャルワーカー[注2]726人に対して、こどもへの暴力を防ぎ、対応する力を高めるための研修や技術指導を行っています。また、アルア市警察内に設置した一時保護所では、1年間で98人のこどもを保護し、859件の相談を受け付け、被害を受けたこどもや家庭への支援を行いました。地域では延べ1万600人以上の住民に対し、暴力の予防やジェンダー平等に関する啓発活動を行いました。さらに、こどもグループを立ち上げ、こどもたちの声を政策に反映させる活動も推進しています。

セーブ・ザ・チルドレンの日本人職員と一時保護所を運営するアルア市警察こども家庭保護課のスタッフ（写真：セーブ・ザ・チルドレン）

こどもを取り巻く環境について議論するアルア県こどもグループ（写真：セーブ・ザ・チルドレン）

グループに参加しているこどもは「以前は自分が大人に意見を言えるとは思っていませんでしたが、自分にも声を上げる権利があると学び、今は助けが必要なときに誰に伝えればよいか分かります」と話してくれました。日本は、引き続き人道支援の実績や知見を有するNGOと協力しながら、行政と地域が協働し、こどもが安心して成長できる仕組み作りに貢献していきます。

注1　こどもの心身の正常な発達に必要なケアを与えないこと。

注2　社会福祉制度が未発達または極めて逼迫している状況において、こどもや家庭を含む脆弱な立場にある人々のニーズに対応する準専門職スタッフまたはボランティア（多くは地域に根ざして活動する）人材。「Guidelines to strengthen the social service workforce for child protection」 9ページ https://www.unicef.org/media/53851/file/Guidelines%20to%20strengthen%20social%20service%20for%20child%20protection%202019.pdf

（NGOインターン・プログラム／NGOスタディ・プログラム）

外務省は、人材育成を通じた組織強化を目的として、NGOインターン・プログラムおよびNGOスタディ・プログラムを実施しています。NGOインターン・プログラムは、将来的に日本の国際協力NGOで活躍しうる若手人材の育成を目的としており、2024年度は、計7人がインターンとしてNGOに受け入れられました。

NGOスタディ・プログラムは、日本の国際協力NGOに所属する中堅職員が国内外で研修を受け、研修成果を所属団体や他のNGOに広く共有し、日本のNGO全体の能力強化に貢献することを目的としており、2024年度は11人が研修を受けました。

(NGO研究会)

NGOが自らの事業実施能力や専門性の向上を図るために行う研究活動を外務省が支援しています。各研究会では、NGOが直面する共通の課題をテーマとして、調査・研究、セミナー、ワークショップ、シンポジウムなどを行い、具体的な改善策を報告・提言することによって、組織や能力の強化を図ります。2024年度は、「NGOと企業のパートナーシップ 成立ちと現在から新しい開発協力大綱も踏まえた今後の在り方を考える」と「新しい開発協力大綱を踏まえた国際協力NGOのファンドレイジング力の強化と、国際協力NGOを取り巻くエコシステムの拡大戦略」の二つのテーマに関する研究会を実施しました。この活動の報告書や成果物は外務省のホームページ 注9 に掲載されています。

■ NGOとの対話(NGO・外務省定期協議会およびNGO-JICA協議会)

NGO・外務省定期協議会用語解説は、2024年度は「全体会議」が6月に、各委員会の「連携推進委員会」が7月、12月および2025年3月に、「ODA政策協議会」が2024年7月、12月および2025年3月に開催され、活発な意見交換が行われました(NGO・外務省定期協議会の詳細および議事録などについては外務省ホームページ 注10 を参照)。

また、JICAは、NGOとJICAの対話と連携を目的とするNGO-JICA協議会を実施しています。2024年度は2回実施され、1回目は80名、2回目は75名が参加しました(NGO-JICA協議会の詳細および議事録などについてはJICAホームページ 注11 を参照)。

用語解説

ジャパン・プラットフォーム(JPF)
大規模災害時や紛争により大量の難民・避難民などが発生したときなどに日本のNGOによる迅速で効果的な緊急人道支援活動を支援・調整することを目的として、2000年にNGO、経済界、政府の連携によって設立された緊急人道支援組織。JPFは、日本政府から供与されたODA資金や企業・市民からの寄付金を活用して、大規模な災害が起きたときや、紛争により大量の難民・避難民等が発生したときなどに、生活物資の配布や生活再建などの緊急人道支援を実施する。

NGO・外務省定期協議会
NGOと外務省との連携強化や対話の促進を目的とし、ODAに関する情報共有やNGOとの連携の改善策などに関して定期的に意見交換する場として1996年に発足。全体会議、ODA政策協議会と連携推進委員会の二つの各委員会で構成。

(4) 地方自治体との連携

日本の地方自治体には、これまで地域住民向けの公共サービスを提供してきた経験から、上下水道、廃棄物処理、保健衛生・母子保健、社会福祉、農業普及、初等・中等教育、職業訓練、環境保全、公共交通といった公共サービス分野で、豊富なノウハウと人材が蓄積されています。日本政府は、同様の開発課題を抱える開発途上国のために、日本の地方自治体職員を専門家として派遣したり、無償資金協力案件の実施に地方自治体職員の関与を得るなど、地方自治体が有する技術・ノウハウを課題解決に役立てられるような開発協力に取り組んでいます。一例として、カンボジア・プノンペンでは、内戦の影響で壊滅的な状況にあった上水道施設が、北九州市上下水道局の1999年からの協力により、24時間、清潔な水道水にアクセスできる「プノンペンの奇跡」を実現しました。北九州市の協力は、地方都市にも広がりを見せ、現在は、全国の水道セクターを対象とした水道事業計画策定の協力が行われています。また、同市は公害克服の経験を、同様の問題を抱える開発途上国の都市にも役立てもらうべく、インドネシア・スラバヤ市において、生活排水対策事業を実施しています。

また、日本政府は、地方活性化や国際化の促進のため、地域の産業を含め、地方自治体の海外展開を積極的に推進しています。JICAは、意欲的な地方自治体

注9 NGO研究会報告書 https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shimin/oda_ngo/houkokusho/kenkyukai.html
注10 NGO・外務省定期協議会 https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shimin/oda_ngo/taiwa/kyougikai.html
注11 NGOとの定期会合 https://www.jica.go.jp/partner/ngo_meeting/index.html

のために、草の根技術協力事業に地域活性型を設けて、多様な分野で開発途上国への技術移転を地方自治体と共同で実施するなどしています。例えば、廃棄物分野では、鹿児島県大崎町の活動を通して、インドネシアにおいて分別・回収・処理によるごみ減量化に取り組みました。また、保健分野では、長野県駒ヶ根市の活動により、ネパールにおいて母子手帳を活用した医療従事者と地域保健ボランティアの連携強化や産前産後ケアの能力強化などに向けた人材育成が行われました。現在は、浜松市やさいたま市を始めとする地方自治体が、インドネシアやラオスにおいて上水道管理に関する技術協力を実施しています。

さらに、全国15か所に設置されているJICA国内拠点は、「地域と開発途上国の結節点」として、市民、NGO、地方自治体、民間企業などの多様なアクターとの連携を強化し、国際協力に関する情報提供など、地域の特色をいかした多様な事業を展開しています。また、JICAは、地方自治体や当該地域のNGOとのパイプ役として、国際協力推進員を地方自治体の関係機関に配置しており、2025年9月現在、47都道府県において様々な国際協力活動を推進しています。

(5) 大学・研究機関等との連携

日本政府は、大学が有する開発途上国の経済社会開発に関する役割、すなわち、日本ならではの開発協力に関する哲学や理論の整理・探求および発信から、開発協力の実践、国民への教育還元および国際協力人材の育成までの開発協力全般への広い知的な側面において、大学と連携を図っています。また、それら取組の中で、開発途上国と日本の学生や研究者の交流・共同研究による国際頭脳循環を推進しています。実際に、様々な大学と共同で、技術協力、円借款および草の根技術協力を始めとする事業を推進しています。

例えば、小型衛星開発プロジェクトを推進する九州工業大学は宇宙技術の開発に取り組む国からの留学生を受け入れ、元留学生との間でネットワークを構築していますが、同大学が受け入れたパラグアイからの研修員との協力により、パラグアイ初の衛星の打ち上げに成功しています（詳細については111ページの「匠の技術、世界へ」を参照）。

また、日本政府は、無償資金協力「人材育成奨学計画（JDS）」を通じて、開発途上国の経済社会開発の中核となる高度人材の育成を目指し、政策決定にリーダーシップを発揮することが期待される若手行政官を、留学生として累計55校の本邦大学（修士課程・博士課程）で受け入れてきました。2025年度には、25か国から365人の留学生を受け入れ、これまでに来日した留学生は、6,700人を超えます。また、産業構造と企業活動の高度化が進むASEAN諸国に対し、「アセアン工学系高等教育ネットワーク（AUN/SEED-Net）」プロジェクト用語解説を通じて、日・ASEANの大学間のネットワーク強化や産業界との連携、域内および日本との共同研究・共同教育を支援し、ASEANの発展を支える高度な工学系人材の育成に向けた取組を実施しました。

加えて、外務省・JICAは文部科学省、科学技術振興機構（JST）、日本医療研究開発機構（AMED）と連携し、「科学技術外交」の一環として、「地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム（SATREPS）」注12を実施しており、地球規模課題を解決すべく、日本と開発途上国の大学・研究機関などの間で国際共同研究が行われています（実績については42ページの第Ⅲ部1（2）を、カザフスタンにおける協力については44ページの「匠の技術、世界へ」を、タジキスタンにおける協力については120ページの「匠の技術、世界へ」を参照）。

JICAと国内の大学が連携し、これらの修士・博士課程に在籍する開発途上国からの留学生を対象に、日本そして国内各地域の開発・歴史、近代化経験を学ぶ機会を提供するプログラム「JICA開発大学院連携」も実施されています。また、同様の取組を国外にも広げるため、開発途上国各国のトップクラスの大学などを対象に、「日本研究」の講座設立を支援するプログラム「JICAチェア」も行われています。この他にも、放送大学と連携し、日本の近代化の歩みと国際協力の重要性を体系的に紹介する「日本の近代化を知る」シリーズ番組の制作など、オンライン講義も実施しています。

こうした大学との連携は、開発途上国の課題解決における学術面での能力向上、対日理解の促進に寄与していることに加え、外国からの研修員が日本の大学で研修・研究することで、日本の大学の国際化にも貢献しています。

注12 43ページの用語解説を参照。

用語解説

アセアン工学系高等教育ネットワーク（AUN/SEED-Net：ASEAN University Network/Southeast Asia Engineering Education Development Network）

ASEANに加盟する10か国における工学分野のトップレベルの大学19校と、日本の支援大学11校から構成される大学ネットワークとして、2001年に発足（現在はASEAN側26校、日本側18校）。日本は、同ネットワークを構想段階から支援してきており、これまでJICAを通じて、工学分野で高度な人材を輩出すべく学位取得、共同教育・共同研究、産学連携、ネットワーク強化に係る取組を実施してきている。

(6) 日本への関心・理解が深い人、在外日系人等との連携

日本のODAによる研修参加者や留学経験者等は、日本の文化や価値観を理解する重要な人的アセットです。日本への研修参加者や留学経験者等が、自国へ帰国後、同窓会組織を形成し日本との交流や理解促進に関する活動を行う例も見られ、在外公館を通じて、このような日本への関心・理解が深い人材との連携を促進しています。

ASEAN諸国では、JICA青年研修（旧：青年招へい）の帰国研修員が各国で同窓会組織を作って活動しており、1988年にはASEAN各国の同窓会組織を統合した「AJAFA-21」が発足しました。AJAFA-21は現在もASEAN地域間および日本との間での交流活動を継続して行っており、2025年3月には、ラオスにおいて第37回AJAFA-21理事会が開催され、ASEAN諸国と日本からの参加者が集まり、連携と絆（きずな）を深めました。

ABEイニシアティブ 注13 では、同プログラムへの参加者の研修修了後のフォローアップの拡充に取り組んでいます。例えば、アフリカ各国にあるJICAの現地事務所が中心となり、帰国したばかりの修了生やOBが参加するネットワーキングイベントを年に一度開催するとともに、オンラインを活用しつつ、日本企業関係者とのネットワーキングの機会を設け、日本企業への就職や日本企業との連携を進めるきっかけ作りを行っています。また、ABEイニシアティブ参加者の人的ネットワークを強化する目的で、2020年4月にSNSを活用したネットワークが立ち上げられ、2025年9月時点で、現役生・修了生合わせて1,300人以上が参加するとともに、日本企業、JICA海外協力隊経験者も参加し、日本企業のアフリカビジネス関連の情報発信や相互の交流を行っています。また、年に一度、オンラインでの修了生間のネットワーキングの場も提供しています。その結果、ABEイニシアティブ修了生が日本企業の誘致に係る活動に従事するなど、まさに日本とアフリカ諸国をつなぐ架け橋となる事例が生まれており、日本とアフリカ諸国の間の理解および信頼の構築に寄与しています。

ワークショップに取り組むABEイニシアティブ参加者（写真：JICA）

日系人は、多くの場合、居住国で日系社会を形成しており、日本と各国との強い絆の礎となっています。全世界の日系人の約60%を占める中南米の日系社会は、地域開発の拠点となって技術移転などを通じて居住国の経済発展に大きく貢献するとともに、様々な分野における日本との「架け橋」や「パートナー」として重要な役割を果たしています。JICAでは、中南米の日系社会と日本の連携に主導的な役割を果たす人材への技術協力として、日系社会研修や、日系人子弟（中学生、高校生、大学生）を対象とした日系社会次世代育成研修を実施しています。日系社会研修については、2020年から新たに「日系サポーター」制度が創設され、教育現場や自治体などで研修を受けた上

注13 132ページの用語解説を参照。

で、在日日系社会における教育や社会福祉分野等の課題解決に貢献することを目指しています。2024年度は、中南米11か国183人が日系社会研修に参加しました。また、中南米の日系社会で自身の技術や経験をいかしたいという意欲のある日本の人材をJICA海外協力隊として日系社会へ派遣しています。2024年度は4か国に日系社会ボランティア46人が派遣され、日系人、日系社会の人々と共に生活・協働しながら、中南米地域の発展のために協力しています。

虎の技術、世界へ 5

ゴビ砂漠に森を
～モンゴル発の持続可能な新しい緑化手法とこどもたちの環境教育の取組～

モンゴルでは、気候変動や過放牧の影響によって砂漠化が進行しています。同国政府は諸外国の協力を得ながら植栽活動を行ってきましたが、年間降水量が100mm程度と非常に少ない南部の極乾燥地域では、植栽された樹木のほとんどが灌水（水やり）なしでは枯死し、既に現地では灌水管理が追いつかない状況が続いていました。

このような現状を打開すべく、2009年、ゴビ砂漠東部に位置するドルノゴビ県の知事は、日本へ留学した経験も踏まえ、緑化活動を行う日本の団体に声掛けを行いました。その中で、35年以上にわたって優れた技術を国内外に提供してきた特定非営利活動法人新潟県対外科学技術交流協会（以下、協会）が、同知事からの要望に応え、産学官共同の「新潟県モンゴル緑化推進技術協力実行委員会」を発足させました。協会は、これまでモンゴルのような砂漠地域における緑化に取り組んだ経験はありませんでしたが、活動開始後の3年間で現地における植物や土壌に関する基礎調査を行いました。その結果を踏まえ、砂漠の過酷な環境でも自生するノニレなどの野生の樹木に着目し、新たな植栽手法である「深穴式・無潅水植栽手法」を立案し、JICA・草の根技術協力事業を活用して、2013年からの予備試験に続き、2021年から同手法の検証試験を実施しました。

植栽後3年間無潅水で100%生存する樹木（写真：特定非営利活動法人　新潟県対外科学技術交流協会）

「深穴式・無潅水植栽手法」とは、深い穴を掘って土壌を粉砕した後、半分以上埋め戻し、植栽前に多めの潅水を行うことで、その後植栽された苗の根がこの深層の水分を求めてより深く伸びるよう誘導する手法です。最大の特徴は、植栽前の深層に多めの水を注ぎ、植栽後、表面からの潅水は一切行わない点です。実際に、この方式で植栽された苗は、植栽後3年間無潅水で1本も枯れませんでした。協会の目黒修治理事は、「今回確認されたこの事実は、これまでゴビ砂漠で行われてきた植栽方法を根底から覆す、砂漠緑化のイノベーションと言える。モンゴルでは初めての成果であり、世界でも稀な取組。」と語ります。

本事業の技術的成果を整理し、協会は砂漠地域向けの「緑化マニュアル（案）」を作成し、ドルノゴビ県内の職員への配布や実務研修、市民への研修などを通じて、行政と協力しながら新緑化技術の普及と定着を図っています。これらの取組は県外の緑化関係者からも注目を集めており、モンゴル国内の各地から情報提供の依頼が寄せられているほか、試験サイトの視察者も増えています。

検証サイトでのこどもたちの緑化研修（写真：特定非営利活動法人　新潟県対外科学技術交流協会）

また、砂漠地域における緑化の実現には百年単位の長い年月を要することから、協会はこどもたちへの環境教育にも注力しています。遊牧文化が根強く残り、植栽の習慣が定着していないモンゴルのこどもたちに、砂漠の生態系に興味を持ってもらった上で、オーナーシップを持って緑化活動に携わってもらうべく、環境教育の一環として「学校の森づくり」に関する授業を実践してきました。具体的には、「深穴式・無潅水植栽」検証サイトの見学などに加え、こどもたちが森のイメージをデザインし、学校で深穴式植栽を行うなどの取組を実施しました。こどもたちからは、「学んだことを家族に教え、自宅で果物を植え始めた」との声があがっており、「学校の森」を自らの手で作り上げることで、緑化への関心が芽生えています。目黒理事は「『植物に関わる生徒たちの目が輝いている』と現地の教員から聞いている。こどもたちが緑化活動の目的や意義を大切に考え、将来的に緑化の普及に貢献してくれたら嬉しい。」と語ります。現在、協会は同様の事業を県内の全学校に広げるべく取り組んでいます。

さらに、本事業に従事した現地スタッフで構成されるNGO「Green Mother Land」が2024年に設立され、「深穴式・無潅水植栽手法」を普及すべく、現在も協会と共にモニタリング・啓発活動を続けています。

モンゴルは、2030年までに全土に10億本植樹するという野心的な目標を掲げています。日本は引き続き産学官で連携し、少しでも枯死木が減るような支援を継続していきます。

2 戦略性の強化ときめ細やかな制度設計

（1）政策と実施の一貫性の強化

■ 開発協力政策の枠組み

政府の開発協力の理念や原則などを定める開発協力大綱の下、外務省は被援助国別に国別開発協力方針[注14]を定めると同時に、SDGsなど、開発に関する国際的な取組を踏まえ分野別開発政策[注15]を策定しています。

国別開発協力方針は、開発途上国・地域の政治・経済・社会情勢を踏まえ、開発計画、開発課題などを総合的に勘案して、日本の当該国・地域に対する開発協力における重点分野や方向性を示すものです。また、国別開発協力方針に加えて、事業展開計画が作成され、実施中の様々な段階にある全てのODA案件を、開発課題・協力プログラムごとに分類して事業期間を視覚化した一覧にまとめることで、開発協力の相関性や計画性を高めています。

より効果的な開発協力の実施のため、中期的な開発協力の重点分野や開発協力政策を被援助国政府と共有するとともに、被援助国政府との政策協議を強化し、相互の認識や理解を共有する取組も進めています。

■ 開発協力の実施体制

開発協力政策に則した開発協力の実施に際しては、政府と実施機関が一体となり、無償資金協力、技術協力、有償資金協力といったスキームを効果的に活用します。開発効果を最大化する観点から、二国間協力と国際機関やNGOを通じた協力などを組み合わせつつ、地方自治体、教育・研究機関、日本企業等を含む様々な主体との連携による「共創」を通じた開発協力の実施に努めています。

具体的な案件の計画・選定・実施につなげていくための体制を強化するために、開発途上国との二国間関係、当該国の政治・経済・社会情勢を踏まえた開発ニーズや開発協力の実態を最も直接的に把握できる立場にある大使館やJICA在外事務所などから構成される現地ODAタスクフォース[用語解説]を、原則全てのODA対象国に設置しています。ODAタスクフォースでは、所掌地域における開発協力ニーズの把握を行うことに加えて、国別開発協力方針および事業展開計画の策定への参画、協力候補案件の形成・選定、当該地域で活動する他ドナーや国際機関、現地で活躍する日本企業やNGOとの連携、開発協力手法の連携や見直しに関する提言を行っています。

個々の事業が完了してからも、長年にわたって被援助国政府および当該国国民に広く認知され、正しく効果を発現するよう、フォローアップも行っています。

■ ODAの管理・改善と説明責任

開発協力の効果・効率性の向上に加え、国民への説明責任を果たす観点からも、適切に評価を行い、評価結果を政策や事業の改善につなげることは重要です。日本はこれまで、ODAの管理・改善と説明責任を果たすために（ⅰ）PDCAサイクル（政策立案・案件形成（Plan）、実施（Do）、評価（Check）、改善（Act））の強化、（ⅱ）プログラム・アプローチの強化、（ⅲ）「見える化」の徹底を進め、開発協力の政策立案、実施、評価、改善のサイクルにおける戦略的な一貫性の確保に努めています。

PDCAサイクルの強化について、日本は、（ⅰ）全ての被援助国についての国別開発協力方針の策定、（ⅱ）開発協力適正会議の開催、（ⅲ）個別案件ごとの指標の設定、（ⅳ）評価体制の強化といった取組を進めています。

より効果的・効率的なODAを行うためには、事業レベルだけではなく、政策レベルでPDCAサイクルを強化していくことが必要です。そのため、行政機関

注14 各国の国別開発協力方針・事業展開計画　https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/seisaku/kuni_enjyo_kakkoku.html
注15 分野別開発政策　https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/bunyabetsu/index.html

が行う政策の評価に関する法律に基づいて経済協力に係る施策などについて政策評価を実施[注16]するとともに、客観性や公平性を確保するため第三者によるODA評価を実施し、評価の結果から得られた提言や教訓を開発協力政策にフィードバックすることで、ODAの管理・改善を図っています[注17]。

第三者評価は、被援助国の開発にどの程度役立っているかという「開発の視点」に加え、日本の国益にとってどのような好ましい影響があるかという「外交の視点」から実施しています。

「開発の視点」では、開発協力政策がどのように日本の上位政策、国際的な優先課題および被援助国のニーズに整合しているか（政策の妥当性）、実際にどのような効果が現れているか（結果の有効性）、政策の妥当性や結果の有効性が確保されるようなプロセスが取られていたか（プロセスの適切性）の三つの評価基準に基づいて評価を実施します。「外交の視点」では、日本の国益にどのように貢献することが期待されるか（外交的な重要性）、日本の国益の実現にどのように貢献したか（外交的な波及効果）の二つの基準に基づいて評価を実施しています。

また、2022年度に実施した「過去のODA評価案件（2015～2021年度）のレビュー」で得られた提言も踏まえて、開発協力大綱の重点政策、アプローチおよび実施原則に照らしたODA評価を強化しています。

評価結果は、外務省ホームページ[注18]で公表し、国民への説明責任を果たすとともに、ODAの透明性を高めてODAに対する国民の理解と支持を促進しています。

事業レベルでは、無償資金協力・有償資金協力および技術協力の各事業についての評価やテーマ別の評価を主にJICAが実施しています。JICAは、各事業の事前から、実施中、事後まで一貫した評価・モニタリングを行うとともに、それぞれの協力形態に適（かな）った評価の仕組みを確立しています。なお、一定規模以上の事業については、外部評価者による事後評価を実施しているほか、事業の効果を厳格に検証するため、インパクト評価[注19]の強化にも取り組んでいます。

外務省およびJICAが実施するODA評価は、主にOECD/DACの評価基準[注20]を踏まえて実施しています。

図表V-2　PDCAサイクル

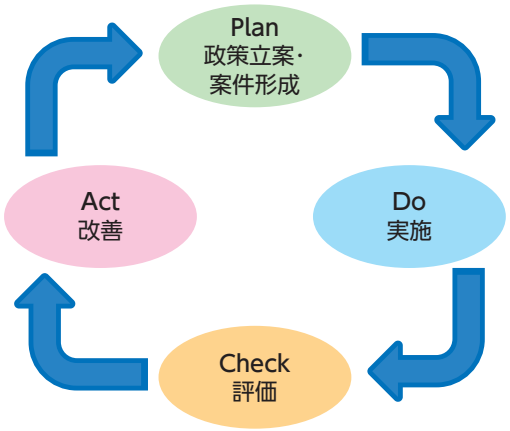

用語解説

現地ODAタスクフォース

2003年度から、開発途上国における日本の開発協力を効果的・効率的に実施するため、大使館およびJICA在外事務所を中心に、場合によっては、独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）、株式会社国際協力銀行（JBIC）などの現地事務所を構成メンバーとして立ち上げている。

注16 施策レベル以外にも、交換公文（E/N）供与限度額150億円以上の有償資金協力プロジェクト、およびE/N供与限度額10億円以上の無償資金協力プロジェクトについて事前評価を実施している。また、「未着手・未了案件（未着手案件とは、政策決定後、5年を経過した時点で貸付契約が締結されていない、あるいは貸付実行が開始されていない等の案件。未了案件とは、政策決定後10年を経過した時点で貸付実行が未了である等の案件を指す。）」の事後評価を行っている。

注17 政策レベルのODA評価（第三者評価）に加え、2017年度からは外務省が実施する無償資金協力についても、交換公文（E/N）供与額10億円以上の案件については予算上実施可能な範囲で第三者評価を、2億円以上10億円未満の案件については内部評価を実施し、これらの事後評価結果が次のODAの案件形成にいかされるよう努めている。

注18 ODA評価　http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/kaikaku/hyoka.html

注19 開発事業の効果を、統計学や計量経済学の手法を用いて検証する評価方法のこと。

注20 1991年から活用されてきた妥当性（Relevance）、有効性（Effectiveness）、効率性（Efficiency）、インパクト（Impact）、持続性（Sustainability）に、2019年12月に整合性（Coherence）が追加された。

国際協力の現場から

5

JICA海外協力隊員によるキノコ栽培技術の普及と産業振興

「国民総幸福量」という独自の理念を掲げることで知られ、ヒマラヤ山脈の麓に位置するブータンは、平地が少なく広い農地の確保が難しく、主食のコメを始め大半の農産物を輸入に頼っています。そのような中、山間地で栽培できるキノコ類は農家の収入源として注目されています。首都ティンプーにあるブータン国立キノコセンター（NMC）では、生産者向けに、キノコ類の栽培・育種の支援活動を行っています。従来は主にシイタケやヒラタケが栽培されてきましたが、いずれも他国との価格競争や憲法に基づく森林利用の制約などにより収穫量が伸び悩んでおり、新たなキノコの栽培に活路を求めていました。

そこで着目されたのが、日本人にも馴染み深いナメコです。これまでナメコの栽培や食用の文化がなかったブータンで新たに始まったこの取組の一翼を担ったのがJICA海外協力隊員の熊田淳（あつし）氏です。同氏は、福島県農林水産部職員としてキノコ類に関する研究・普及に長年携わってきましたが、定年退職を機に、現役時代に果たせなかった「国際協力の現場で専門知識を社会還元したい」との夢を実現すべく、JICA海外協力隊に応募しました。「自分の専門性を最もいかせそうなのがブータンだった。世界有数の生物多様性を持つ山岳国であり、キノコ類も豊富で、多くの発見があるだろうと期待していた。」と、ブータンへの赴任を希望した理由を語ります。

赴任後間もなく、山中で自生するナメコを発見し、福島大学との形態や遺伝子解析等の共同研究により、日本原産のナメコと同種であることが分かり、ブータンにおけるナメコ栽培普及の第一歩となりました。熊田氏は、派遣先機関のNMCを拠点として、地元農家に向けたナメコ栽培の指導プロジェクトを開始し、2024年6月には国連食糧農業機関（FAO）の支援事業として正式に採択され、現在ではブータン国内3県、約40人の生産者がナメコの栽培に取り組んでいます。

孤立集落でナメコ栽培を紹介する熊田氏（写真左から1人目）（写真：NMC）

地元農家の方々にこの新たな取組に積極的に関わってもらうべく、技術指導は実際の栽培地となる山間部に赴いて行われ、指導以外の時間においても地元の人々との交流を深め、信頼関係を構築しました。NMC職員のカルマ・ティンレイ氏は「食事や衛生状況など、ブータン人の私たちでも尻込みするような山村の厳しい環境下で、日本人の熊田さんが誰よりも現地の人々に馴染んでいた。」と、当時の感動を語ります。

ヨンテン・プンツォ農業・畜産大臣にナメコの試作商品を説明する熊田氏（写真左から2人目）（写真：NMC）

ブータンでは原木栽培が可能なことも利点の一つです。風味が良く高品質な原木栽培のナメコは、輸出品としても期待が高まっています。NMCのプログラム・ディレクターであるチェンチョ・ドゥクパ氏は「希少で高品質な原木栽培のナメコのニッチなニーズがある国への輸出を視野に、加工業者や輸出業者と連携し、販路の見込みが立ってきた。僅かな生産量ですが、一味違うブータンのナメコをぜひ日本の皆さんにも味わってほしい。」と、海外市場へ熱い視線を向けます。

さらに、ナメコを核とした新たな国際交流も始まっています。熊田氏は、東日本大震災の際に日本への支援を行ったブータンと、ナメコの栽培地として知られる福島県の絆（きずな）を深めたいとの思いから、2025年4月にNMC職員とFAOブータン事務所の職員の来日を実現し、福島県内の生産現場や大学などで約2週間の研修を行いました。民間企業への訪問も通じて、最新の栽培技術や流通過程への知見を深め、今後の栽培拡大へ弾みをつけました。「付加価値の高い作物を生産できれば、山間部であっても地域に収入をもたらし、コミュニティの活性化につなげることができる。こうした知見は、日本の地域振興にもいかせるのではないか。」と、熊田氏はブータンでの活動を日本にも還元する可能性について語ります。一粒一粒は小さなナメコですが、日本とブータンを力強く結び付け、地域社会の活性化に向けた新たな可能性をもたらしています。

(2) 日本の強みをいかした協力ときめ細やかな制度設計～「共創」に向けた開発協力～

日本が自国の伝統を大切にしつつ、民主的な経済発展を遂げた歩みの中で構築してきた人材、知見、質の高い技術力、制度などは、途上国が様々な課題を解決し、発展する際の鍵の一つとなり、日本と相手国との信頼関係の構築にもつながってきました。留学や研修を始めとする様々な機会に日本の習慣や文化、技術などを習得した人々のネットワークは日本企業の海外進出を支えるようにもなっています。このように、日本は、途上国との間で時間をかけて積み上げた開発協力を通じて、日本と途上国のいずれもが課題を解決し発展する、「共創」に向けた開発協力の実施に努めています。

■ 人への投資

日本は、1954年にODAを開始して以来、研修員受入事業や専門家派遣など、日本の技術やノウハウを伝える「人への投資」を一貫して重視し、きめ細やかな人づくりに取り組んでいます。開発途上国の課題解決に貢献することを目指して、行政、農林水産、鉱工業、エネルギー、教育、保健・医療、運輸、通信など多岐にわたる分野で研修員受入事業を実施しており、2024年度は、139か国・地域から新規に8,648人が日本国内で実施される本邦研修に参加、開発途上国・地域で実施される現地国内研修には、7か国で新規に1,460人、第三国研修は、118か国・地域から新規に2,000人がそれぞれ参加しました。また、開発途上国政府に対する高度な政策提言や現地に適合した技術の開発などを通じて、当該国の人材の能力構築を行うことにより、開発効果を顕在化させることを目的とする専門家派遣では、2024年度は、1,951件の新規および継続契約に基づきJICA専門家を108か国・地域に派遣しました（専門家・調査合わせた派遣数は10,055人）。

■ JICA海外協力隊（JICAボランティア事業）

1965年に発足したJICA海外協力隊は、99か国に延べ58,000人以上が派遣されており、2025年12月現在、74か国で1,658人の隊員が活動中です。2025年で60周年を迎えたJICA海外協力隊は、まさしく国民参加型の事業であり、日本の「顔の見える開発協力」として開発途上国の発展に貢献してきました。人と人との心のこもった人間関係と信頼で日本の経験、知見や技術を伝え、開発途上国の経済・社会の発展のみならず、現地の人たちの日本への親しみを深めることを通じて、日本とこれらの国との相互理解・友好親善にも寄与しており、国内外から高い評価を得ています。

また、2012年以降、民間企業・団体（以下「民間企業等」）、地方自治体および大学との連携による派遣が本格的に行われるようになりました[注21]。民間企業等との連携では、隊員の派遣を通じて、日本での業務経験を開発途上国の開発にいかすとともに、派遣された隊員が現地での活動を通して把握したその国特有の商習慣や市場ニーズを帰国後の企業活動へ還元することなどにより、企業の海外展開を積極的に支援しています。民間企業等からの隊員については、2025年12月までに141人が40か国に派遣されています（ブータンにおける隊員の活動について158ページの「国際協力の現場から」を参照）。自治体との連携では、日本の地域づくりの知見を開発途上国の地域づくりに役立てるとともに、隊員活動における地域づくりの経験が、帰国後に日本の地域づくり、ひいては日本の国造りにつながると期待されており、2025年12月までに86人が14か国に派遣されています。大学との連携では、日本の学生による開発途上国での協力活動の経験が学生自身の成長にも資するという、日本と開発途上国の双方における効果的な人材育成につながっており、2025年12月までに1,231人が46か国に派遣されています。

JICAボランティア事業では、グローバルな視野を身に付けた協力隊経験者が日本の地方創生や民間企業の開発途上国への進出に貢献するなど、協力隊経験の社会還元という側面も注目されています。2022年からは、その一環として、協力隊派遣前の選考合格者の

注21 2023年4月、「民間連携」、「自治体連携」、「大学連携」の各派遣制度は、「連携派遣」として整理・統合された。

うち、帰国後も日本国内の地域が抱える課題解決に取り組む意思を有する希望者を対象に、自治体などが実施する地方創生や多文化共生等の取組に参加機会を提供する「グローカルプログラム（派遣前型）」を実施しており、2024年度は12道県19地域で101人が参加しました。参加者からは、初めての土地で人間関係を築く実体験ができたことに加えて、プログラム終了後も地域との関係が継続し、帰国後の選択肢が広がったとの声が聞かれるとともに、受入れ自治体からは、地域外の人ならではの視点での気づきを通して、住民が地元の良さを再認識することにつながると高い評価が得られました。このように、隊員の帰国後の進路開拓支援を行うとともに、現職参加の普及・浸透に取り組むなど、より多くの人が本事業に参加しやすくなるよう努めています（JICA海外協力隊の60年の歩みについては2ページの第Ⅰ部を参照）。

バヌアツに派遣され、同国の卓球ナショナルチームを指導するJICA海外協力隊員（写真：JICA）

■ オファー型協力

日本が有する高い技術や科学技術は大きな強みである一方で、新興国や開発途上国の技術も発展し、求められるニーズも多様化しており、機材供与、施設整備などの質の高いハード面での協力に、運営・維持管理への関与や制度構築、人材育成を含めたソフト面での協力などを組み合わせた、付加価値のある開発協力の実践が重要になっています。このような現状も踏まえて、2023年6月に改定した開発協力大綱において、外交政策上、戦略的に取り組むべき分野において、ODAとOOF（その他公的資金）や民間資金も含む形で、日本の強みをいかした魅力的なメニューを積極的に提案していくオファー型協力の強化を打ち出しました。また、同年9月、戦略文書「パートナーとの共創のためのオファー型協力」[注22]を策定し、(i) 気候変動への対応・GX（グリーン・トランスフォーメーション）、(ii) 経済強靭化、(iii) デジタル化の促進・DX（デジタル・トランスフォーメーション）を、戦略的に取り組む分野と定めました。さらに、2025年8月には、世界中で自然災害が頻発化・激甚化する傾向が見られると同時に、持続可能な国際保健分野の取組が一層重要となってきている状況を踏まえ、この戦略文書を改定し、戦略分野として「防災」を追記し「気候変動への対応・GX・防災」とするとともに、新たな分野として「保健」を選定しました。

オファー型協力は、この戦略文書に基づき、被援助国との間で行われる政策対話などを通じ、分野ごとの開発協力目標、開発シナリオ、協力メニューを協働で策定します。協力メニューについては、日本からの中長期的な投入量（資金面・人材面の目安、日本の異なるスキームの案件を組み合わせた協力事業の概要など）を示しつつ、被援助国側が政策面で取り組む内容などについても議論し、必要に応じ、包括的に合意するものです。また、被援助国ごとに日本と開発途上国の双方の関係するステークホルダーとの対話の場（プラットフォーム）の設定を重視しています。これらの取組を通じ、開発協力目標の実現を図り、開発途上国の課題を解決すると同時に、様々なステークホルダーとの「共創」によって、日本の課題解決や経済成長にもつなげていきます。

オファー型協力の具体例としては、フィジーを中心とする大洋州地域の防災・早期警戒体制強化を進めています。これは、同時期に行われた第10回太平洋・島サミット（PALM10）において発表した「気候変動強靭化イニシアティブ」の一環であり、無償資金協力や技術協力を始めとする様々なスキームを活用して、太平洋地域全体の災害リスクの削減と災害対処能力を強化し、気候変動や自然災害に対して持続可能かつ強靭な社会の構築を促進することを目指しています（フィジーにおけるオファー型協力の具体的取組については105ページの第Ⅳ部3を参照）。

また、ブラジルでは、2024年に立ち上げた「日・ブラジル・グリーン・パートナーシップ・イニシア

注22 オファー型協力を通じて戦略的に取り組む分野と協力の進め方「パートナーとの共創のためのオファー型協力」
https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100553362.pdf

ティブ（GPI）」の下で、劣化牧野回復やアマゾン違法森林伐採対策を柱として協力を進めています。さらに、2025年8月のTICAD 9の機会に、モザンビーク、マラウイ、ザンビアに対する広域オファー型協力であるナカラ回廊開発によるグローバル・サプライチェーンの強靭化や、ナイジェリアにおけるスタートアップ支援による社会課題の解決と経済強靭化の立ち上げを発表しました。ナカラ回廊開発広域オファー型では、ナカラ回廊地域の輸送インフラ整備・強化および産業振興を図り、域内の連結性強化によりナカラ回廊の鉱物資源等の輸送ルートとしての価値を高め、同地域への投資促進や雇用創出により持続的な発展を実現することを通じて、日本の各種資源に係るグローバル・サプライチェーンを強靭化することを目的としています。また、ナイジェリアに対するオファー型協力は、ものづくりや社会課題解決に携わるナイジェリアのスタートアップへの資金供給を通じ、イノベーションによる社会課題の解決と新規産業創出による産業多角化を図り、同国の経済強靭性を高めることにより、日・ナイジェリア間で相互に相乗効果が発揮されるようにすることを目的とするものです（ブラジルにおけるオファー型協力については108ページの第Ⅳ部4、アフリカにおけるオファー型協力については126ページの第Ⅳ部8も参照）。

■ 草の根・人間の安全保障無償資金協力

日本は、1989年度に開始された「小規模無償」を前身とする、草の根・人間の安全保障無償資金協力を通じ、人間の安全保障の理念を踏まえて、開発途上国・地域の行政サービスの届きにくい地域に住む人々のために、住民生活に根ざす教育、保健・医療、水・衛生、地雷除去、災害対策など、基礎生活（BHN）分野において、比較的小規模な開発事業[注23]を直接的かつ機動的に展開しています。その中で、日本の企業や地方自治体が事業実施に関与し、技術講習などのサービスを無償で提供する特定型の事業も実施しており、日本の有する知見や技術力を活用して開発途上国・地域の社会課題解決のために一層効果的に取り組むことを推進しています。2024年度は、113か国・地域で422件を実施しました。

エクアドル・ピンダル市消防署への消防車両の引渡式におけるデモンストレーション（草の根・人間の安全保障無償資金協力）

■ 有償資金協力

かつて被援助国だった日本は、戦後復興に必要な多岐にわたる分野で世界銀行などから多額の資金を借り入れ、戦後の高度成長の基盤を築きました。このように、自力で返済することで被援助国から経済発展した自国の経験を背景に、開発途上国の自助努力を支援し、自立的発展を促すことが、効果的な開発協力のために重要であるとの考えに基づき、日本のODAは、返済義務のある有償資金協力が占める割合が一貫して多くなっています。その際、日本の優れた技術やノウハウを活用し、開発途上国への技術移転を通じて「顔の見える援助」を促進するため、本邦技術活用条件（STEP：Special Terms for Economic Partnership）を導入するなどの制度改善を継続的に行っています。これらを通じ、日本企業の借款事業の受注比率は6割を超える水準で推移しており、日本企業の海外展開の後押しにもなっています。

注23 1件当たり2,000万円以下を目安とし、最大1億円。

3 開発協力の適正性確保のための取組

ODAを中心とする開発協力は、開発途上国の開発や成長だけでなく、日本と開発途上国との間の友情と信頼関係の確かな絆（きずな）を築くとともに、国際社会における日本の地位の向上や、日本自身の平和と繁栄の確保に大いに貢献してきました。一方、ODA事業に関連して不正が行われたことや、不測の事態によって十分な援助効果が上げられなかったり、遅れが生じたりしたこともあります。

日本政府は、こうした経験を将来への教訓とするため、評価制度の整備、透明性の向上、事業管理プロセスの改善、受入国や市民社会を含む幅広い関係者との対話の実施など、様々な努力を続けてきました。今後もより効果的で適正な開発協力の実施に向けた不断の努力を行っていきます。

また、環境・社会面に配慮した案件の実施のため、JICAでは、開発協力の適正性を確保する取組の一環として、環境社会配慮ガイドラインを定めています。

（1）不正行為の防止

ODA事業に関連した不正行為は、適正かつ効果的な実施を阻害するのみならず、国民の税金を原資とするODAへの信頼を損なうものであり、絶対に許されるものではありません。

外務省およびJICAは、過去に発生した不正行為の教訓を踏まえつつ、これまで、監視体制の強化（不正腐敗情報に係る窓口の強化、第三者検査の拡大など）、ペナルティの強化（参加資格停止措置期間の上限引上げ、違約金の引上げ、重大な不正行為を繰り返した企業に対する減点評価の導入など）、参加資格停止措置の対象拡大（措置対象者の企業グループや、措置期間中の者から事業譲渡などを受けた者も対象に加えるなど）、および不正腐敗防止に係る研修を行い、不正行為を防止するための取組を強化してきました。

引き続き、ODA事業に関連した不正行為は断じて許さないという強い決意の下、不正腐敗の防止およびコンプライアンス遵守の徹底に向け、相手国政府や企業関係者等とも協力しつつ、しっかりと取り組んでいきます。

（2）国際協力事業関係者の安全対策

ODA事業を中心とする開発協力の実施に当たっては、JICA関係者のみならず、ODAに携わる企業、NGOなど全ての国際協力事業関係者の安全確保が大前提です。そのために、外務省およびJICAでは平素から十分な安全対策や体制整備を行っています。

2016年7月のバングラデシュ・ダッカ襲撃テロ事件後、関係省庁、政府関係機関および有識者が参加した国際協力事業安全対策会議での再検証の結果公表された「最終報告」[注24]を受け、外務省およびJICAは、同報告書に記載された安全対策[注25]の実施に取り組むとともに、国際協力事業関係者の安全対策の実効性を確保するための対応を継続・強化しています。最終報告以降に常設化された2025年の同会議では、外務省から、最近の特に注意すべきテロ・誘拐情勢について、JICAから、同年に発生したODA事業関係者の安全に関わる事案と安全対策について、さらに国際協力事業に携わる企業関係者やNGO関係者からも、安全対策や課題などについて情報を共有し、議論を行いました。

ダッカでの事件を受け、中堅・中小企業関係者の海外安全対策を強化すべく2016年に創設された「中堅・中小企業海外安全対策ネットワーク」[注26]は、日本企業の海外展開に関係する省庁や機関が参加し、局長級の本会合を年1回程度開催しています。2025年1月には第9回本会合を開催し、宮路外務副大臣（当時）が出席しました。同会合では、ネットワーク参加組織は、積極的な啓発活動に取り組んでおり、外務省

注24 国際協力事業の安全対策　https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/about/keitai/page22_000120.html

注25 （1）脅威情報の収集・分析・共有の強化、（2）事業関係者およびNGOの行動規範、（3）ハード・ソフト両面の防護措置、研修・訓練の強化、（4）危機発生後の対応、および（5）外務省・JICAの危機管理意識の向上・態勢の在り方の5点。

注26 中堅・中小企業海外安全対策ネットワーク　https://www.anzen.mofa.go.jp/anzen_info/network.html

からの海外安全に関する情報を傘下企業に迅速に展開するなど、緊密な官民連携の促進が確認されました。また、中堅・中小企業の安全対策を進めていくため、今後も団体・関連省庁との連携をより一層強化していくことで一致しました。

2025年においては、3月下旬に南スーダンの首都ジュバにおいて武力衝突が発生した際、また、6月13日以降、イスラエルとイランの間の攻撃の応酬により、中東地域における事態が急速に悪化した際、上記の平素からの対策・取組を基盤としつつ、情勢を的確に見極めながら、国際協力事業関係者を含む邦人の迅速な国外退避を実施しました。

なお、外務省では、「ゴルゴ13×外務省 海外安全対策マニュアル」を作成し、海外で活動する国際協力事業者も含めた海外渡航者向けの海外安全対策情報をわかりやすい漫画形式で公開しています。

©さいとう・たかを

外務省・ゴルゴページ

(3) 開発協力における性的搾取・虐待などに関する取組

近年、人道・開発支援における性的搾取・虐待およびセクシャルハラスメント（SEAH）への国際的な関心が高まっています。2019年7月には、OECD/DACにおいて、「開発協力と人道支援における性的搾取・虐待・セクシャルハラスメントの撲滅に関するDAC勧告」が採択されました。2023年に日本が議長国を務めたG7広島サミットでは、首脳コミュニケにおいて、SEAH撲滅の取組へのコミットメントを確認しました。

こうした動きを踏まえ、外務省では、研修などを通じた職員の啓発に加え、国民の理解促進のため、日本の基本的な立場や勧告の概要を外務省ホームページ[注27]に掲載しています。

JICAにおいても、就業規則やJICA関係者の倫理等ガイドラインにSEAH防止を記載し、事業に関わる幅広い関係者にSEAH防止の重要性を周知しています。また、相談窓口や、万一事案が発生した際の対応およびモニタリング体制の整備にも取り組んでいます。

さらに、2022 年度以降の日本NGO連携無償資金協力の実施要領では、SEAHの予防について盛り込むなどの対応をとっています。

注27 開発分野における性的搾取・虐待及びセクシャルハラスメント（SEAH）に係る国際的取組
https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/about/doukou/page24_000019.html

4 開発協力人材・知的基盤の強化、発信に向けた取組

(1) 開発協力人材・知的基盤の強化

効果的・戦略的な開発協力の実施には、開発課題に高い知見を有する人材の確保・育成および国民の理解と支持が不可欠です。

日本政府は、国連関係機関で勤務する日本人職員数を2025年までに1,000人とする目標を掲げ、大学や国際機関駐日事務所などと連携しつつ、世界を舞台に活躍する人材の発掘・育成・キャリア構築を積極的に支援してきました[注28]。2025年発表の数値(2024年12月31日現在)として日本人職員数は過去最高の979人に達しています。「開発協力を担う人材の育成」(ODAに関する有識者懇談会提言)でも触れられているように、開発協力を担う人材を含めたグローバル人材の育成を喫緊の課題とし、高等教育機関の学生や既就職者などを含む幅広い層を対象に、国際機関の採用制度を説明するセミナーを国内外で開催しています。最近では主にオンラインで実施することにより、海外在住の現職の国際機関職員も登壇し、具体例を交えて紹介することが可能になっています。このほか、動画配信、国際機関の幹部や人事担当者によるセミナーの実施なども行っています。

また、日本政府は、ジュニア・プロフェッショナル・オフィサー(JPO)派遣制度(詳細は165ページの図表Ⅴ-3を参照)を通じて、開発協力分野に携わる機関を含む、国際機関で活躍する人材の育成に努めています(国際機関日本人職員の活躍については36ページ、51ページ、133ページの「国際協力の現場から」を参照)。外務省は、これまでに累計2,000人以上を派遣し、2024年度には41人のJPOを派遣しています。このほか、「平和構築・開発におけるグローバル人材育成事業」[注29]も実施しています。

JICAでは、国際協力キャリア総合情報サイト「PARTNER」[注30]を通じ、省庁、JICAに加え、NGO、国際機関、企業および大学などの幅広い主体の国際協力に関する情報(求人および各種研修・セミナーなど)を一元的に発信しているほか、人材の登録、キャリア相談などを行っています。また、日本の国際協力に関心を持ち、将来幅広い分野で国際協力人材として活躍したいという意思を有する大学生・大学院生などに対し、インターンシップを実施しています。さらに、国際協力専門員制度により、高い専門的な能力と開発途上国での豊富な業務経験を持つ人材を確保するとともに、人材育成のため、ジュニア専門員の採用や、能力強化研修なども実施しています。

また、JICA緒方貞子平和開発研究所では、開発協力の現場で得られた知見を分析し、その研究結果をJICAの事業にフィードバックするとともに、人間の安全保障に関する報告書・学術書籍の出版やシンポジウムの開催を行うなど人間の安全保障の実現およびSDGsの達成に貢献しています。

国際移住機関(IOM)ベトナム事務所の梶藍子移住保健・事業形成オフィサーが洪水対策支援を行っている様子(写真:IOM)

(2) 情報公開、国民の理解と支持の促進に向けた取組

グローバル化が進んだ現在、日本と開発途上国は共に支え合う関係にあります。日本のODAは、開発途上国を含む世界の平和と繁栄に貢献し、それにより日

注28 外務省国際機関人事センター・ホームページ(https://www.mofa-irc.go.jp/)では、国際機関空席情報や国際機関で働くための様々な情報提供をしています。
注29 52ページの注40を参照。
注30 国際協力キャリア総合情報サイト「PARTNER」 https://partner.jica.go.jp/

図表V-3　日本人が国際機関職員になるための主な方法

	空席公募＊1	JPO派遣制度＊2	国際機関側の若手育成・採用制度
実施機関	各国際機関	外務省	国連事務局、世界銀行など
年齢制限	特になし	35歳以下	制度による
求められる学歴	修士号以上 (※学士号＋追加的な職歴2年で応募可能なポストもある。)	修士号以上	制度による
求められる職歴	2年以上	2年以上	制度による
ポイント	毎日多くの国際機関から様々な空席公募が出るので、随時応募することができる。	正規の職員になるには、JPO任期後に空席公募を通じて採用される必要がある。	国連事務局、OECDや世界銀行グループが実施するヤング・プロフェッショナル・プログラム（YPP）を始め、国際機関が実施する若手育成・採用プログラムが存在する。

(注)
＊1　国際機関職員の任期満了などによって空きが生じた場合に国際的に公募されるポストのこと。ポストの条件に自身の経歴などを照らし合わせて応募する。
＊2　若手の日本人を原則2年間、国際機関に職員として派遣し、必要な知識・経験を積んでもらい、派遣後の正規採用を目指す制度。国連関係機関で働く専門職以上の日本人職員のうち、半数近くは外務省の実施するJPOの経験者であり、若手日本人が国際機関職員を目指すうえで非常に有効な手段。世界銀行グループのJPOのように、外務省以外が実施するJPOも存在する。

★それぞれの制度の詳細は下記ホームページをご覧ください。
空席公募　https://www.mofa-irc.go.jp/boshu/open-recruitment.html
JPO派遣制度　https://www.mofa-irc.go.jp/jpo/seido.html
国際機関側の若手育成・採用制度（YPP）　https://www.mofa-irc.go.jp/apply/ypp.html

本の国益の確保を図る上で重要な取組であり、大きな意義を有しています。ODAが国民の公的資金を原資としている以上、こうした開発協力の意義や取組を分かりやすく発信し、国内の幅広い国民の理解と支持を得ることは不可欠です。また、海外においてもこうした日本の取組を正しく理解してもらうことは、友好的な二国間関係や日本の国際社会における信頼を高める上でも重要です。こうした観点から、ODA広報の重要性はますます高まっており、民間企業や地方自治体、NGOなどの多様な担い手との連携を進めるためにも、多くの人々に認識していただき、参画を得ていくことが重要です。

日本政府は、ODAに関する広報・情報発信について、次のとおり様々な取組を行っています。

■ 広報・情報発信の強化

効果的なODA広報を行うために、外務省、JICAは共に連携し取組を進めています。日本国内向けには、ODAホームページやSNS、YouTube動画、メールマガジン、コンテンツ制作、広報イベントの開催、出前講座などを通じて、普段あまりODAに接点のない若者や地方の中小企業関係者などにも届くよう政策広報に取り組んでいます。具体的には、ODAに参画する全国各地の中小企業のインタビュー記事「日本全国各地発！中小企業のODA」の制作や「鷹の爪団の行け！ODAマン」シリーズの制作など、知名度の高いキャラクター等を活用し国民に分かりやすく紹介しています。外務省、JICAのみならず日本の開発協力の関係者が一体となって広報発信する取組として、毎年、国際協力の日（10月6日）の前後に、外務省、JICAおよび国際協力NGOセンター（JANIC）の共催で、日本最大級の国際協力イベント「グローバルフェスタJAPAN」を開催しています。2025年は「世界を変える、あなたの一歩～プラス1の国際協力～」をテーマに、国際協力の意義を発信するとともに、国際協力をより身近に感じてもらえるステージやブース展示などを行いました（具体的な取組の詳細は167ページの「開発協力トピックス」を参照）。また、国際協力に携わった人の話を聞くことができる国際協力出前講座などにも力を入れています。

日本国外においては、開発途上国にある日本大使館などで、現地報道機関にODA事業の現場を取材してもらったり、現地語による広報資料を作成したり、供与した機材や建設した施設に日の丸を表示するなど、顔の見える支援に努めています。また、大使や総領事が自らX（旧ツイッター）やインスタグラムで積極的に発信しており、現地の人々の日本のODA事業への理解に努めています。

毎年公表するこの開発協力白書においては、写真や現場からのコラムなどを充実させることで分かりやすく親しみやすい内容を目指し、統計データを掲載することで実施状況に関する透明性の確保に努めており、また、日本語に加え英語でも発行しています。こうし

た取組の結果、グローバルフェスタJAPANへの参加者やODA出前講座の件数、動画再生回数など各種広報ツールへの国民の反応は着実に増しており、引き続き一層効果的な広報に努めていきます。

■ ODAの実施・評価に関する情報公開

外務省・JICAは、「ODA見える化サイト」注31をJICAホームページ上に設け、ODA事業の概要、成果および事前・事後評価などを随時掲載しています。

また、外務省ホームページでは、新規ODA案件や統計資料などを掲載しているほか、政策・プロジェクトレベルのODA評価の結果なども公表注32しており、より効果的なODAの実施とODAに対する国民の理解および支持の促進に努めています。

■ 開発協力の推進

外務省は、外務省職員が国内の教育機関やNGOなどで、ODAを始めとする国際協力について解説する「ODA出前講座」を開催し、過去10年間において合計292回の講座を開催し、約3万人の学生を中心とした参加者を得ました。また、新たな取組として、YouTube上で講義動画を公開しました。

外務省職員によるODA出前講座の様子

JICAでも全国15か所の国内拠点がJICA海外協力隊経験者や地域の国際協力関係者、来日中のJICA研修員を講師として紹介する対面型出前講座に加え、開発途上国に派遣中のJICA海外協力隊やJICA職員らが体験談や異文化理解などを伝えるオンライン型出前講座を開催し、2024年度は約1,600回、約14万人の参加を得ました。そのほか、国内拠点で学生の訪問を受け入れる「JICA訪問」、「JICA国際協力中学生・高校生エッセイコンテスト」を実施するほか、展示施設「地球ひろば」を提供するなど、国際協力の理解や参加の促進に努めています。

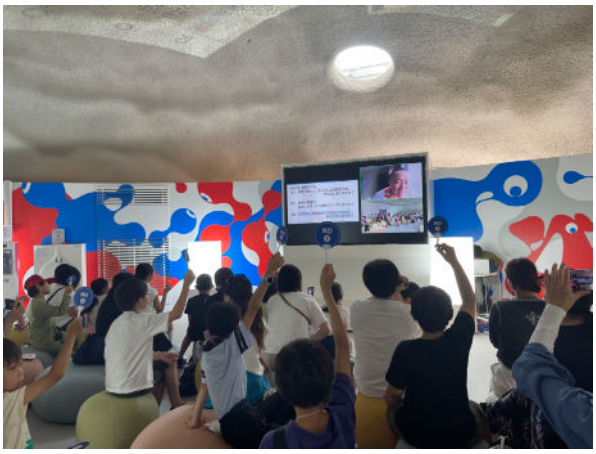

大阪・関西万博で開催された、開発途上国に派遣中のJICA海外協力隊と接続するオンライン型出前講座の様子（写真：JICA）

■ 議論や対話の促進

日本政府は、ODAを活用した支援について、NGOや企業、経済団体などに対する説明会を開催しています。また、国際協力をめぐる動きや日本の取組を紹介する講演などを開催しており、外交やODAに関心を有する国民と対話する場を随時設けています。

注31 ODA見える化サイト　https://www.jica.go.jp/oda/
注32 ODA評価　https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/kaikaku/hyoka.html

開発協力トピックス 4

ODA広報
～ODAをもっと身近に感じてもらうために～

● 開発協力の情報発信

皆さんは、「日本が経済的に苦しい状況にある中、なぜ日本が遠く離れた開発途上国を支援しないといけないの？」、「日本国内にも災害が多発しているのに、なぜ他国の災害を支援しないといけないの？」といった声を耳にしたことがあると思います。

一方で、日本はエネルギー資源や食料の多くを国外から輸入し、自動車を始め様々な製品を輸出して収入を得ています。日本と開発途上国は支え合う関係にあり、各国との友好関係の構築は日本経済にとって重要です。さらに、国際社会が直面する気候変動や感染症などの地球規模課題や、ロシアによるウクライナ侵略等の自由で開かれた国際秩序への挑戦といった複合的危機は、一見すると個人の生活とは無関係に思えるかもしれませんが、決して遠い世界の出来事や他人事ではありません。これらの課題に対して、日本を含む国際社会全体で協力して助け合う必要があります。

開発協力の推進は、国民の皆様の理解と支持がその大前提となります。そのため、開発協力は、エネルギー資源や食料などの安定供給の確保に資する、国際社会での日本への信頼を高める必要があること、そして開発協力は被支援国への裨益（ひえき）のみならず日本自身への裨益となる取組であり、日本の外交政策を戦略的に進める上での重要な手段であるという、開発協力の意義を国民の皆様の間に広めていくことが極めて重要です。

本コラムでは、こうした開発協力の意義についての外務省による情報発信・政策広報の試みをいくつか紹介します。

● 鷹の爪団の　行け！ODAマン

外務省のODA広報キャラクターとして、8年目を迎えたODAマンも、世界で役立つ日本のODAを知ってもらうために、様々な動画を発信しています。2025年度は鷹の爪団がタイのバンコクを旅行しながらODAの成果を体験する様子や、ODAサイトのビフォー・アフターを比較しながら、ODAが開発途上国と日本にもたらすメリットを解説する動画、元JICA海外協力隊の方に帰国後のキャリア形成についてインタビューした動画3作品を公開予定です。

鷹の爪団の　行け！ODAマン

● グローバルフェスタJAPAN2025

2025年9月27日および28日に国際協力イベント「グローバルフェスタJAPAN2025」を開催しました。34回目となる今回は、「世界を変える、あなたの一歩～プラス1の国際協力～」をテーマに、国際協力に携わる様々な団体（NGO、NPO、国際機関、企業、大学等）や各国の駐日大使館など約180団体によるブース出展を始め、多彩なゲストが登壇するステージプログラムや体験ワークショップが実施されました。会場への参加とオンライン配信視聴を合わせ、約3万人の参加を得ました。

オープニングセレモニーに登壇した松本外務大臣政務官（当時）とその他出演者

「密着！ODA　新しい時代を切り拓く国際協力」のステージの様子

参加者で賑わうサブステージの様子

外務省は、オープニングセレモニーを始めとし、JICA海外協力隊の帰国後のキャリアパスを紹介するステージや、ファッションやコーヒーなど好きなことを国際協力の仕事として実現した方々からキャリア形成を学ぶステージプログラム、官民が柔軟に人や資金を連携させ、日本のメリットも意識した新しい国際協力の形を紹介するトークステージ、専門家や鉄道好きな登壇者を交え、戦後間もない頃に日本が支援を受けた鉄道や、日本の技術支援により海外を走る車両など、ODAによる鉄道事業を紹介するトークセッションを実施しました。また、恒例となる外務省フォトコンテストの授賞式も行いました[注1]。「あなたの一歩が、誰かの希望に」をテーマにした今回のコンテストには、人々のつながりや思いが伝わる作品が多く寄せられました。応募作品298点の中から選ばれた受賞者には、審査委員長の小渕JICA議員連盟会長から表彰状を授与しました。このほかのプログラムとして、外務省国際機関人事センターによる国際機関合同プレゼンテーション、外務省国際協力局NGO協力推進室とNGO団体の関係者が参加した国際協力NGOの活動報告などを行いました。結果は、ODAホームページの開催報告[注2]をご覧ください。

● 日本全国　各地発　中小企業のODA

駐日大使館、国際機関やNGO等の出展が行われた会場の様子。外務省も出展し、世界で役立つ日本のODAをわかりやすく伝えた。

日本と世界の平和と安定、そして繁栄のために、日本が取り組むODAに参画する企業は、全国各地に広がっています。積極的に世界に貢献する日本の中小企業にインタビューを行い、事業参画までの経緯や成果、ODAへの思いなどを語っていただいた記事を、都道府県別にホームページに掲載しています。ODA事業に参画することで、多くの中小企業の皆様が現地におけるビジネスモデルを構築し、現地政府機関等からの信頼を獲得し、知名度向上やパートナーの拡大、金融機関からの信用力向上、さらなる海外展開へとつなげています。

● ODAメールマガジン、ODA広報X（旧ツイッター）

2025年度から、ODAメールマガジンを月1回発行から季刊号に変更しました。その時期に合わせた特集を発信し、ホームページにも掲載しています。また、SNSのX（旧ツイッター）でも、ODAについての情報を発信しています。2025年10月時点で、メールマガジンの登録者数は約1万人、Xのフォロワーは1.3万人を超えています。

外務省/ODA X　ODAメールマガジン　外務省/ODA インスタグラム

注1　外務省フォトコンテスト「あなたの一歩が、誰かの希望に」開催報告
https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/press/event/pagew_001313_00001.html
注2　グローバルフェスタJAPAN2025開催報告
https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/press/event/pagew_000001_00355.html

資料編

参考統計

1 2025年度政府開発援助予算（当初予算）

（1）政府開発援助予算の内訳 170

（2）政府開発援助一般会計予算（政府全体） 170

（3）政府開発援助事業予算（区分ごと）内訳（政府全体） 171

（4）政府開発援助事業予算の財源と援助形態別歳出項目 172

（5）省庁別政府開発援助予算推移（一般会計予算） 173

（6）省庁別政府開発援助予算推移（事業予算） 173

2 2024年の日本の政府開発援助実績

（1）政府開発援助の援助形態別・通貨別実績 174

（2）二国間政府開発援助分野別配分 175

巻末資料

索引 176

1 2025年度政府開発援助予算（当初予算）

（1）政府開発援助予算の内訳

（単位：億円、%）

区　　分	2024年度			2025年度		
	予算額	増減額	伸び率	予算額	増減額	伸び率
一般会計予算	5,650	-60	-1.0	5,664	14	0.2
事業予算（純額）	23,995	3,580	17.5	24,386	391	1.6
事業規模（総額）	31,439	3,905	14.2	32,143	704	2.2
（参考）円／ドル・レート	139円			150円		

（注）
・本図表において「増減額」および「伸び率」は、1億円未満の単位で計算しているため、表中の数字での計算結果と合致しない場合がある。

（2）政府開発援助一般会計予算（政府全体）

（単位：億円、%）

区　　分	2024年度			2025年度		
	予算額	増減額	伸び率	予算額	増減額	伸び率
Ⅰ　贈　　与	5,165	-66	-1.3	5,159	-6	-0.1
1. 二国間贈与	4,166	-69	-1.6	4,161	-5	-0.1
（1）経済開発等援助	1,562	-72	-4.4	1,514	-48	-3.0
（2）技術協力	2,594	3	0.1	2,636	42	1.6
（3）その他	10	—	—	10	—	—
2. 国際機関への出資・拠出	999	3	0.3	998	-1	-0.1
（1）国連等諸機関	653	3	0.5	653	-1	-0.1
（2）国際開発金融機関	346	-0.1	-0.04	345	-0.3	-0.08
Ⅱ　借　款	485	6	1.3	505	20	4.1
JICA（有償資金協力部門）	485	6	1.3	505	20	4.1
Ⅲ　計	5,650	-60	-1.0	5,664	14	0.2

（注）
・本図表において「増減額」および「伸び率」は、1億円未満の単位で計算しているため、表中の数字での計算結果と合致しない場合がある。
・四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

（3）政府開発援助事業予算（区分ごと）内訳（政府全体）

（単位：億円、%）

区　分	2024年度			2025年度		
	予算額	増減額	伸び率	予算額	増減額	伸び率
Ⅰ　贈　与	8,615	87	1.0	9,020	406	4.7
1. 二国間贈与	4,799	-79	-1.6	4,820	20	0.4
（1）経済開発等援助	1,562	-72	-4.4	1,514	-48	-3.0
（2）技術協力	3,227	-6	-0.2	3,295	68	2.1
（3）その他	10	—	—	10	—	—
2. 国際機関への出資・拠出	3,815	165	4.5	4,201	386	10.1
（1）国連等諸機関	1,105	35	3.3	1,105	0.5	0.05
（2）国際開発金融機関	2,710	130	5.1	3,095	385	14.2
Ⅱ　借　款	22,824	3,819	20.1	23,122	298	1.3
（1）JICA（有償資金協力部門）	22,800	3,860	20.4	23,100	300	1.3
（2）その他	24	-41	-63.4	22	-2	-7.6
Ⅲ　計（事業規模）	31,439	3,905	14.2	32,143	704	2.2
（参考）　回収金	-7,443	—	—	-7,756	—	—
純　額	23,995	3,580	17.5	24,386	391	1.6

（注）
・本図表において「増減額」および「伸び率」は、1億円未満の単位で計算しているため、表中の数字での計算結果と合致しない場合がある。
・四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

（4）政府開発援助事業予算の財源と援助形態別歳出項目

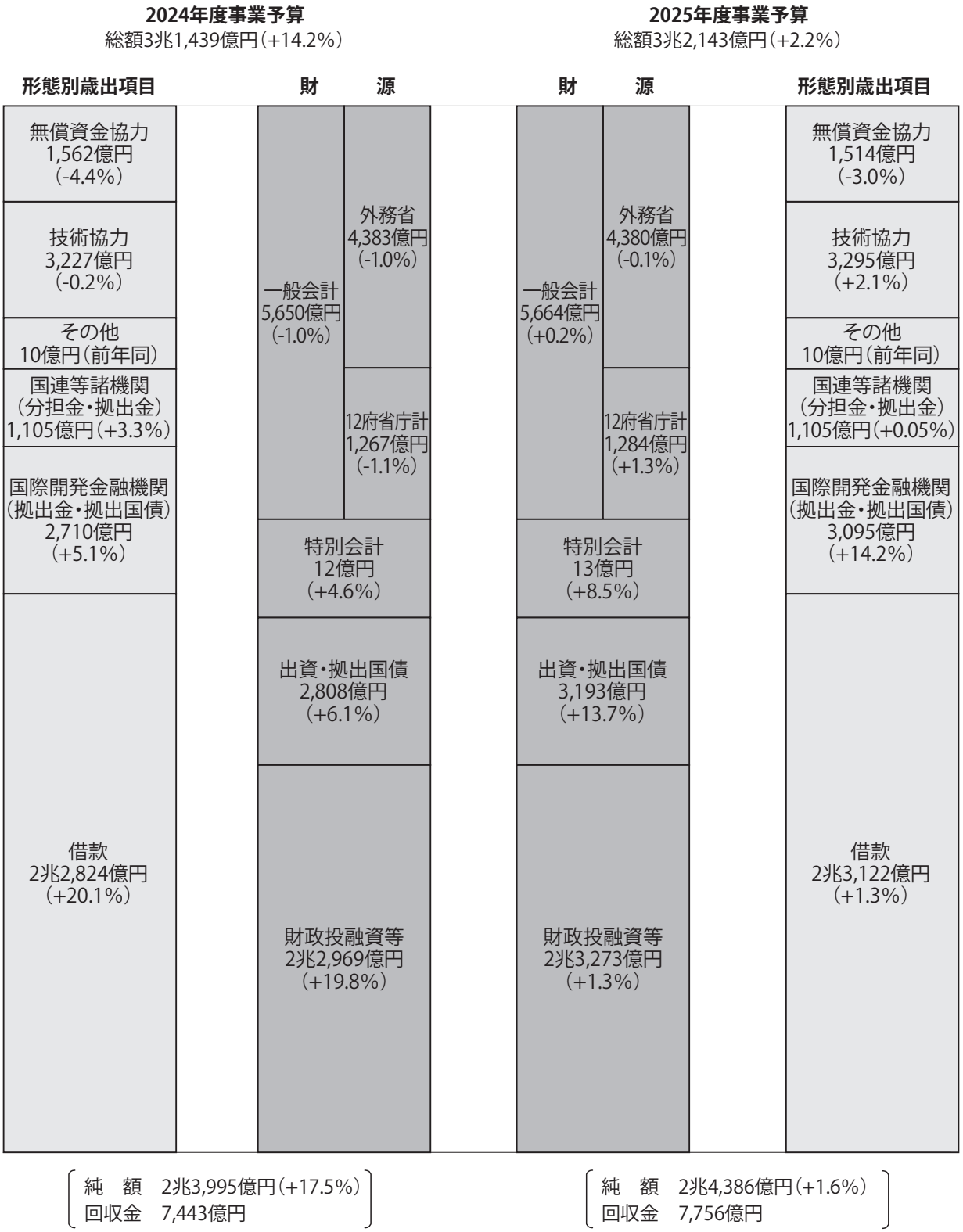

（注）各々の計数において億円未満を四捨五入している。

（5）省庁別政府開発援助予算推移（一般会計予算）

（単位：百万円、%）

区分	2024年度	2025年度		
	予算額	予算額	増減額	伸び率
内閣本府	25	—	-25	-100
警察庁	19	20	0.3	1.5
金融庁	200	208	8	4.0
総務省	1,022	1,107	85	8.3
法務省	1,568	1,472	-96	-6.1
外務省	438,264	437,988	-277	-0.1
財務省	83,443	85,425	1,982	2.4
文部科学省	17,955	17,878	-77	-0.4
厚生労働省	7,761	7,310	-451	-5.8
農林水産省	2,432	2,502	70	2.9
経済産業省	11,333	11,160	-174	-1.5
国土交通省	334	314	-21	-6.2
環境省	612	972	359	58.7
計	564,969	566,355	1,387	0.2

（注）
・本図表において「増減額」および「伸び率」は、百万円未満の単位で計算 しているため、表中の数字での計算結果と合致しない場合がある。
・四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

（6）省庁別政府開発援助予算推移（事業予算）

（単位：百万円、%）

区分	2024年度	2025年度		
	予算額	予算額	増減額	伸び率
内閣本府	25	—	-25	-100
警察庁	19	20	0.3	1.5
金融庁	200	208	8	4.0
総務省	1,022	1,107	85	8.3
法務省	1,568	1,472	-96	-6.1
外務省	482,557	482,280	-277	-0.1
財務省	2,614,453	2,685,527	71,074	2.7
文部科学省	17,955	17,878	-77	-0.4
厚生労働省	8,087	7,636	-452	-5.6
農林水産省	4,830	4,717	-113	-2.3
経済産業省	12,203	12,131	-71	-0.6
国土交通省	334	314	-21	-6.2
環境省	612	972	359	58.7
計（事業規模）	3,143,865	3,214,262	70,396	2.2
（参考）回収金	-744,324	-775,613	—	—
純　額	2,399,541	2,438,649	39,108	1.6

（注）
・本図表において「増減額」および「伸び率」は、百万円未満の単位で計算しているため、表中の数字での計算結果と合致しない場合がある。
・四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

2 2024年の日本の政府開発援助実績

（1）政府開発援助の援助形態別・通貨別実績

2024年（暦年）	ドル・ベース（百万ドル）			円ベース（億円）		
援助形態	実　績	前年実績	増減率（%）	実　績	前年実績	増減率（%）
無償資金協力	864.59	1,636.38	-47.2	1,309.33	2,299.22	-43.1
（回収額）	0.90	—	—	1.37	—	—
債務救済	97.46	—	—	147.60	0.00	—
国際機関等経由	2,707.82	2,625.81	3.1	4,100.71	3,689.42	11.1
技術協力	2,132.78	2,242.69	-4.9	3,229.88	3,151.11	2.5
贈与計（総額）	5,802.65	6,504.88	-10.8	8,787.52	9,139.75	-3.9
贈与計（純額）	5,801.75	6,504.88	-10.8	8,786.15	9,139.75	-3.9
政府貸付等（貸付実行額：総額）	11,294.78	13,882.80	-18.6	17,104.78	19,506.17	-12.3
（回収額）	4,659.12	5,339.53	-12.7	7,055.75	7,502.37	-6.0
（債務救済を除く回収額）	4,616.41	5,339.53	-13.5	6,991.07	7,502.37	-6.8
（純額）	6,635.66	8,543.26	-22.3	10,049.02	12,003.80	-16.3
（債務救済を除く純額）	6,678.37	8,543.26	-21.8	10,113.71	12,003.80	-15.7
二国間政府開発援助計（総額）	17,097.43	20,387.67	-16.1	25,892.29	28,645.93	-9.6
二国間政府開発援助計（純額）	12,437.41	15,048.14	-17.3	18,835.17	21,143.56	-10.9
国際機関向け贈与	2,500.46	3,618.54	-30.9	3,786.69	5,084.27	-25.5
国際機関向け政府貸付等（貸付実行額）	341.22	—	—	516.74	—	—
（回収額）	20.61	—	—	31.21	—	—
国際機関向け拠出・出資等計（総額）	2,841.68	3,618.54	-21.5	4,303.44	5,084.27	-15.4
国際機関向け拠出・出資等計（純額）	2,821.07	3,618.54	-22.0	4,272.22	5,084.27	-16.0
政府開発援助計（支出総額）	19,939.11	24,006.22	-16.9	30,195.73	33,730.20	-10.5
政府開発援助計（支出純額）	15,258.48	18,666.68	-18.3	23,107.40	26,227.83	-11.9
名目GNI値（単位：10億ドル、10億円）	4,282.61	4,463.33	-4.0	648,557.20	627,124.40	3.4
対GNI比（%）（純額）	0.36	0.42		0.36	0.42	

（注）
・換算率：2023年＝140.5061円/ドル、2024年＝151.4397円/ドル（OECD-DAC指定レート）。
・ここでいう「無償資金協力」は、日本が実施している援助形態としての無償資金協力ではない。
・「開発途上地域」指定国・地域向け援助を含む。

(2) 二国間政府開発援助分野別配分

2024年（暦年）　（約束額ベース、単位：百万ドル）

分野＼形態	無償資金協力	技術協力	贈与計	政府貸付等	二国間ODA	
						構成比(%)
Ⅰ．社会インフラおよびサービス	1,003.83	519.26	1,523.09	809.11	2,332.21	15.59
1．教育	163.99	248.46	412.45	92.45	504.90	3.37
2．保健	410.73	67.71	478.44	466.03	944.47	6.31
3．人口政策およびリプロダクティブ・ヘルス	18.93	14.28	33.21	－	33.21	0.22
4．水と衛生（上下水道等）	117.33	61.06	178.39	162.22	340.62	2.28
5．政府と市民社会	228.09	51.62	279.71	88.42	368.13	2.46
6．その他社会インフラおよびサービス	64.77	76.12	140.89	－	140.89	0.94
Ⅱ．経済インフラおよびサービス	297.68	196.13	493.81	5,973.89	6,467.70	43.22
1．輸送および貯蔵	232.60	106.63	339.23	5,877.68	6,216.91	41.55
2．通信	19.36	32.72	52.08	－	52.08	0.35
3．エネルギー	27.39	34.34	61.73	96.21	157.94	1.06
4．銀行および金融サービス	16.45	5.23	21.68	－	21.68	0.14
5．ビジネス支援	1.88	17.22	19.09	－	19.09	0.13
Ⅲ．生産セクター	970.19	232.93	1,203.12	763.16	1,966.28	13.14
1．農林水産業	160.87	132.06	292.93	210.22	503.15	3.36
1）農業	64.20	98.03	162.23	107.07	269.30	1.80
2）林業	1.91	19.54	21.44	－	21.44	0.14
3）漁業	94.75	14.50	109.25	103.14	212.40	1.42
2．工業・鉱業・建設業	803.45	67.71	871.16	552.94	1,424.10	9.52
1）工業	803.45	64.43	867.88	156.48	1,024.36	6.85
2）鉱物資源および鉱業	－	3.26	3.26	396.46	399.72	2.67
3）建設業	－	0.02	0.02	－	0.02	0.00
3．貿易および観光	5.87	33.16	39.03	－	39.03	0.26
1）貿易	5.31	26.87	32.18	－	32.18	0.22
2）観光	0.56	6.29	6.86	－	6.86	0.05
Ⅳ．マルチセクター援助	863.94	527.55	1,391.49	1,064.98	2,456.48	16.42
1．環境保護（環境政策、生物多様性等）	29.25	15.49	44.74	172.56	217.30	1.45
2．その他マルチセクター（都市・地方開発等）	834.68	512.07	1,346.75	892.42	2,239.17	14.96
Ⅴ．商品援助／一般プログラム援助	100.78	－	100.78	－	100.78	0.67
1．一般財政支援	－	－	－	－	－	－
2．食糧援助	100.78	－	100.78	－	100.78	0.67
3．輸入支援	－	－	－	－	－	－
Ⅵ．債務救済*1	54.75	－	54.75	－	54.75	0.37
Ⅶ．人道支援（緊急食糧援助、復興、防災等）	490.27	6.50	496.78	396.20	892.97	5.97
Ⅷ．行政経費等	39.00	653.00	692.00	－	692.00	4.62
総　合　計	3,820.45	2,135.37	5,955.83	9,007.34	14,963.17	100.00
人間の基礎生活分野（BHN）*2	1,755.76	657.83	2,413.58	1,415.53	3,829.11	25.59

（注）
・四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。
・ここでいう「無償資金協力」は、日本が実施している援助形態としての無償資金協力ではない。
・「開発途上地域」指定国・地域向け援助を含む。
・本データはDACの基準に基づく。

＊1 「Ⅵ.債務救済」は、既に供与した政府貸付等の返済条件などを変更するものであって新規に資金を供与するものではない。
＊2 人間の基礎生活分野（BHN：Basic Human Needs）は衣食住や教育など基本的な生活を営む上で最低限必要な分野を指し、上記項目のうち、Ⅰ．社会インフラ、Ⅲ．1．農林水産業、Ⅴ．2．食糧援助、Ⅶ．人道支援を合計した値を記載。